

彼の兄弟等は其の宗族に依りその歴代の系譜によれば左のごとし、長エイエルおよびセカリヤハベラ等なり、ベラはアザズの子シマの孫ヨエルの曾孫なりかれアロエルに住みて地を子ボ、パアルメオンにまでおぼしうが九ギレアデの地にてその家畜殖増ければまた地を東の方ユフラテ河の此方なる荒野の極端にまでおぼせり十またサウルの時にハガリ人との戦争してこれを打破りギレアデの東の全部を彼らの幕屋に住たり○十一ガドの子孫はこれを相對ひてパシヤンの地にすみて地をサルカにまで及ぼせり十二長はヨエル次はシヤバム、ヤアナ、シヤパテ、共にパシヤンに居り、十三彼らの兄弟等は其の宗族によればミカエル、メシエラム、シバ、ヨライ、ヤカン、ツア、ヘベル都合七人十四是等はホリの子アビハイルの子等なり、ホリはヤロアの子、ヤロアはギレアデの子、ギレアデはミカエルの子、ミカエルはエシサイの子、エシサイはヤドの子、ヤドはアズの子十五アヒはアアテルの子アアテルはグニの子グニは其の宗家の長たり十六彼らはギレアデとパシヤンとの郷里とシヤロンの諸郷地に住て地をその四方の境におぼせり十七是等はみなユダの王ヨダムの世にイスラエルの王ヤラベアムの世に系譜に載たるなり○十八ルベンの子孫はガド人マナセの半支派に於て戦ふべき者四萬四千七百六十人あり皆勇士にして能く楯と矛とを執り善く弓を擲きかつ善戦ふ者なり十九彼等ハガリ人およびエトル、子フシ、ノダア等と戦争しけるが二十助力をかうむりて攻撃たればハガリ人および之と偕なりし者等みな彼らの手におちいれり、是は彼ら陣中にて神を呼びこれを頼みしによりて神これを聽いたまひしが故なり二十一かくて彼らその家畜を奪ひ取りしに駱駝五萬、羊二十五萬、驢馬二千あり、人十萬ありき二十二またころされて倒れたる者衆しその戦争神に由るがゆゑなり而して彼らはこれが地に代りて住その地を移さるる時にふべり○二十三マナセの半支派の人々はこの地に住み殖蔓りてつひにパシヤンよりパアルヘルモン、セニルおよびヘルモン山まで地をおぼせり二十四その宗家の長は左の如し即ちエヘル、イシ、エリエル、ヤズリエル、エレミア、ホダヤ、ヤデエル、是みなその宗家の長にして名ある大勇士なりき○二十五彼等その先祖等の神にむかひて罪を犯し曾て彼等の前に神の滅ぼしたまひし國の民等の

神を慕ひてこれを養ほしたれば二十六イスラエルの神アツスリヤの王ブルの心を振興したまたアツスリヤの王テグラテピレセルの心を振興したまへり彼つひにルベン人ガド人マナセの半支派を擧げゆき、これをハウラとホルとハラとエザンの河の邊に移せり、彼等は今日まで其處にあり

第六章 レビの子等はゲルシオン、コハテ、メラリ、ニコハテの子等はアマラム、イヅハル、ハブロン、ウシエル、ミアムラムの子等はアロン、モーセ、ミリアム、アロンの子等はナダブ、アビウ、エレアザル、イタマル、四エレアザル、ピ子ハスを生み、ピ子ハスアビシユアを生み、五アビシユアブツキを生み、ブツキウツシを生み、六ウツシセラヒヤを生み、セラヒヤメラヨテを生み七メラヨテアマリヤを生み、アマリヤアヒトブを生み、八アヒトブザドクを生み、ザドクアヒマアズを生み、九アヒマアズアザリヤを生み、アザリヤヨハナンを生み、十ヨハナンアザリヤを生り、此アザリヤはエルサレムなるソロモンの建たる宮にて祭司の職をなせし者なり十一アザリヤアマリヤを生み、アマリヤアヒトブを生み、十二アヒトブサドクを生み、サドクシヤルムを生み、十三シヤルムヒルキヤを生み、ヒルキヤアザリヤを生み、十四アザリヤセラヤを生み、セラヤヨザダクを生む、十五ヨザダクはエホバ子バカデ子サルの手をもてユダおよびエルサレムの人を擧げつしたまひし時に擧げられて往り○十六レビの子等はゲルシオン、コハテ、およびメラリ、十七ゲルシヨンの子等の名は左のごとしリブニおよびシメイ、十八コハテの子等はアマラム、イヅハル、ハブロン、ウシエル、十九メラリの子等はマヘリおよびムシ、レビ人の宗族は其の宗家によれば是のごとし、二十ゲルシヨンの子はリブニ、その子はヤハテ、その子はツンマ、二一その子はヨア、その子はイド、その子はセラ、その子はヤテライ、二三コハテの子はアミナダブその子はコラ、その子はアシル、二三その子はエルカナ、その子はエビアサフ、その子はアシル、二四その子はタハテ、その子はウリエル、その子はウツヤ、その子はシヤウル、二五エルカナの子等はアマサイおよびアヒモテ、二六エルカナについてはエルカナの子はツバイ、その子はナハテ、二七その子はエリアブ、その子はエロハム、その子はエルカナ、二八サムエルの子等は長子はヨエル、次はアビヤ、二九メラ



郊地、レホブとその郊地、七六 ナフタリの子孫の中よりはガリヤのゲデシとその郊地、ハンモンとその郊地、キリアタイムとその郊地、七七 此外の者すなはちメラリの子孫に歸せし者はゼブルンの支派の中よりはリンモンとその郊地、タボルとその郊地、七八 エリコに對するヨルダンの彼旁すなはちヨルダンの東に於いてルベンの支派の中よりは曠野のベゼルとその郊地、ヤザとその郊地、七九 ケデモテとその郊地、メパアテとその郊地、八十 ガドの支派の中よりはギレアアのラモテとその郊地、マハナイムとその郊地、八一 ヘシボンとその郊地、ヤゼルとその郊地

第七章 イツサカルの子等はトラ、ブラ、ヤシユブ、シムロムの四人、ニトラの子等はウツ、レバヤ、エリエル、ヤマイ、エブサム、サムエル、是みなトラの子にして宗家の長なり、其子孫の大勇士たる者はダビデの世にはその數二萬二千六百 人ありき三ウツの子はイズラヒヤ、イズラヒヤの子等はミカエル、オバデヤ、ヨエル、イツシヤの五人、是みな長たる者なりき四その宗家によればその子孫の中に軍旅の士卒三萬六千人ありき、是は彼等妻子を衆く有たればなり、五イツサカルの子等はベラ、ベケル、エデアエルの三人、七ベラの子等はたる大勇士は都合八萬七千人○六ベニヤミンの子等はベラ、ベケル、エデアエルの三人、七ベラの子等はエツボン、ウツ、ウツエル、エレモテ、イリの五人、皆その宗家の長なり、その名簿に記載たる大勇士は二萬二千三十四人、八ベケルの子等はセミラ、ヨアシ、エリエゼル、エリオエナイ、オムリ、エレモテ、アビヤ、アナトテ、アラメテ、是みなベケルの子等にして宗家の長なり九その子孫の中名簿に記載たる大勇士は二萬二百人なりき十またエデアエルの子はビルハン、ビルハンの子等はエウシ、ベニヤミン、エホテ、ケナアナ、ゼタン、タルシシ、アビシヤハル、十一是みなエデアエルの子にして宗家の長なりき 十二その子孫の中に能く陣にのぞみて戦ふ大勇士一萬七千二百 人ありき十三またイリの子等はシユバムおよびホバム、またアヘラの子はホシム○十三ナフタリの子等はヤシエル、ガニ、エゼル、シヤルム、是みなビルハの産る子あり○十四マナセの子等はその妻の産る者はアシリエル、その妾なるスリアの女の産る者はギレアアの父マキル、十五マキルはホバム

シユバムの妹名はマアカといふ者を妻に娶れり、その次の者はゼロベハデといふ、ゼロベハデには女子ありしのみ十六マキルの妻マアカ男子を産てその名をベレシとよべり、その弟の名はシヤレシ、シヤレシの子等はウラムおよびラクム、十七ウラムの子はベダム、是等はマナセの子マキルの子なるギレアアの子等なり、十八その妹ハンモレケテはイシホテ、アビエゼル、マヘラを産り十九セミダの子等はアヒアン、シクム、リキ、アニヤム○二十エフライムの子はシユテラ、その子はベレデ、その子はタハテ、その子はエラダ、その子はタハテ、二一その子はザバテ、その子はシユテラ、エゼルとエレアデはガテの土人等これを殺せり、そは彼ら下りゆきて、これが家畜を奪はんとしたればなり、二三その父エフライムこれがために哀むこと日久しかりければその兄弟等きたりてこれを慰さめたりニ三かくて後エフライムその妻の所にいりけるに胎みて男子を生たればその名をベリア(災難)となづけたり、その家に災難ありたればなりニ四エフライムの女子セラは上下のベテホロンおよびウゼンセラを建たりニ五ベリアの子はレバおよびレセフ、その子はテラ、その子はタハシ、ニ六その子はラダン、その子はアミホテ、その子はエリシヤマ、ニ七その子はマン、その子はヨシユアニ八エフライムの子孫の産業を住 處はベテルとその郷里、また東の方にてはナアラン、西の方にてはゲゼルとその郷里、またシクムとその郷里およびアロとその郷里、二九またマナセの子孫の國境に沿てはベテシヤンとその郷里、タアナクとその郷里、メギドンとその郷里、ドルとその郷里なり、イスラエルの子ヨセフの子孫は是等の處に住り○三十アセルの子等はイムナ、イシラ、エスイ、ベリアおよびその姉妹セラ三十一ベリアの子等はヘバルおよびマルキエル、マルキエルはビルザヒテの父なり三二ヘバルはヤフレテ、シヨメル、ホタムおよびその姉妹シユラを生り、三三ヤフレテの子等はバサク、ビムハル、アシラテ、ヤフレテの子等は是のことし 三四シヨメルの子等はアヒ、ロガ、ホバおよびアラム、三五シヨメルの兄弟ヘレムの子等はツバ、イムナ、シレン、アマル、三六ツバの子等はスア、ハルチベル、シユアル、ベリ、イムラ、三七ベセル、ホド、シヤンマ、シルシヤ、イテラン、ベエラ三八エテルの子等はエフン子、ビスバおよびアラ、三九ウラの子等はアラ、ハニエルおよびリヤ

ア、四十是みなアセルの子孫にして宗家の長たり擡出たり大勇士たり將官の長たりき、その名簿に記載たる能く陣にのぞみて戦ふ者二萬六千人あり

第八章 一ベニヤミンの生る者は長子はベラ、その次はアシベル、その三はアハラ、二その四はノハ、その五はラバ、三ベラの子等はアダル、ゲラ、アビウデ、四アビシユア、ナアマン、アホア、五ゲラ、シフバム、ヒラム、六エホデの子等は左のごとし、是等はゲバの民の宗家の長なり、是はマナハテに移されたりセすなばちナアマンおよびアヒヤさるるにゲラこれを移せるなり、エホデの子等はすなばちウザミアヒウデ是なりハシヤハライムはその妻シホムとバアラを去し後モアアの國においてまた子等を擧げたり九彼がその妻ホデシによりて擧げたる子等はヨバブ、ザビア、メシヤ、マルカム、十エウツ、シヤキヤおよびミルマ、是の子等にして宗家の長なり十一彼またホシムによりてアビトブとエルバアルを擧げたり十二エルバアルの子等はエベル、ミシヤムおよびシヤメル、彼はオノとロドとその郷里を建たる者なり十三またベリア、シマあり是等はアヤロン

アルを生り、三四ヨナタンの子はメリバアル、メリバアルミカを生り、三五ミカの子等はヒトン、メレク、ダレア、アハズ、三六アハズはエホアダを生みエホアダはアレメテ、アズマウテおよびシムリを生み、シムリはモザを生み、三七モザはビ子アを生り、その子はラバその子はエレアサその子はアゼル、三八アゼルには六人の子あり、其名は左のごとし、アズリカム、ホケル、イシマエル、シヤリヤ、オダテヤ、ハナン、是みなアセルの子なり、三九その兄弟エセクの子等の長子はウラム、その次はエウシ、その三はエリベレテ、四十ウラムの子等は大勇士にして善く弓を射る者なり、彼は孫子多くして百五十人もありき、是みなベニヤミンの子孫なり

第九章 一イスラエルの人は皆名簿に記載られたり、視よ是は皆イスラエルの列王紀に録さる、ユダはその罪のためにバビロンに擄へられてゆけり二その産業の邑々に最初に住ひし者はイスラエル人祭司等レビ人および子テニ人等なり三またエルサレムにはユダの子孫ベニヤミンの子孫およびエフライムとマナセの子孫等住り四即ちユダの子ベレツの子孫の中にはアミホデの子ウタイ、アミホデはオムリの子オムリはイムリの子イムリはパニの子なり五シロ族の中にはシロの長子アサヤおよびその他の子等六セラの子孫の中にはユエルおよびその兄弟六百九十人七ベニヤミンの子孫の中にはハセメアの子ハダヤの子あるメシユラムの子サル、八エロハムの子イブニヤ、ミクリの子なるウツの子エラおよびイブニヤの子リウエルの子なるシバテヤの子メシユラム九並に彼らの兄弟等その世系によれば合せて九百五十六人はみなその宗家の長たる人々なり十また祭司の中にはエダヤ、ヨアリブ、ヤキン十一およびヒルキヤの子アザリヤ、ヒルキヤはメシユラムの子メシユラムはザドクの子ザドクはメラヨテの子メラヨテはアヒトブの子なりアザリヤは神の室の宰たり十二またエロハムの子アダヤ、エロハムはバシユルの子バシユルはマルキヤの子なり、またアゼエルの子マアセヤ、アデエルはヤセラの子ヤセラはメシユラムの子メシユラムはメシレモテの子メシレモテはインメルの子なり十三また彼らの兄弟等は是等は宗家の長たる者にして合せて一千七百六十人あり皆神の室の奉事をなすの力あるものなり十四レビ人の中にはハシユアの子シマヤ、ハシユブはアズリ

カムの子アズリカムはハシヤビヤの子是はメラリの子孫なり十五またバクバツカル、ヘレシ、ガラルおよびア  
 サフの子デクリの子なるミカの子マツタニヤ十六あらびにエドトンの子カラルの子なるシマヤの子オバテヤ、  
 およびエルカナの子なるアサの子ベレキヤ、エルカナは子トバ人の郷里に住たる者なり十七門を守る者はシ  
 ヤラム、アツクア、タルモン、アロマンおよびその兄弟等にしてシヤラムその長たり十八彼は今日まで東の  
 方なる王の門を守りたる、是等はレビの子孫の營の門を守る者なり十九コラの子エピアサフの子あるコレの  
 子シヤラムおよびその父の兄弟等などのコラ人の幕屋の門々を守る職務を主ざりしその先祖等はエホ  
 バの營の傍にありてその入口を守れり二十エレアザルの子ビ子ハス昔彼らの主宰たりきエホバかれさ  
 もに在せり二一メシレミヤの子ゼカリヤは集會の幕屋の門を守る者なりき二三是みな選ばれて門を守る者  
 にて合せて二百十二人ありき皆その村々の名簿に記載たる者なりしがダビデは先見者サムエルこれをそ  
 の職に任じたり二三彼等その子孫は順番にエホバの室すなはち幕屋の門を司ざりし門を守る者は  
 西東北南の四方に居り二五またその村々に居る兄弟等は七日ごとに送り來りて彼らを助けたり二六門  
 を守る者の長たるこの四人のレビ人はその職に在りて神の室の諸の室と府庫とを司ざりし二七彼らは番守  
 をなす身なるに因て神の室の四周に舍れり而して朝ごとにこれを開くことをせり二八その中に奉事の器皿  
 を司ざる者あり、是はその數を按て携へりその數を按て携へいだすべき者なり二九またその他の器  
 皿すなはち聖所の一切の器皿および麥粉酒油乳香香料を司ざる者あり三十また祭司の徒の中  
 に香料をもて香膏を製る者あり三一コラ人シヤラムの長子なるマツタヤさいふレビ人は鍋にて製るこ  
 ころの物を司ざりし三二またコハテ人の子孫たる其兄弟等の中に供前のパンを司ざりて安息日ごとに之  
 を調ふる者あり三三レビ人の宗家の長たる是等の者は謳歌師にして殿の諸の室に居りて他の職を爲ざりき  
 其は日夜その職務にかゝりなればなり三四是等はレビ人の歴代の宗家の長にして首長たる者なり是等はエル  
 サレムに住り〇三五ギベオンの祖エヒエルはギベオンに住りその妻の名はマアカさいふ三六その長子はアブ

ドン次はツル、キシ、バアル、子ル、ナダブ三七ゲドル、アヒオ、セカリヤ、ミクロテ、三八ミクロテ、シメアムを生  
 り、彼等もその兄弟等とともにエルサレムに住てその兄弟等と相對ひ居り三九子ルはキシを生みキシは  
 サウルを生みサウルはヨナタン、マルキシユア、アビナダブおよびエシバアルを生り四〇ヨナタンの子はメリ  
 パアル、メリバアル、ミカを生り四一ミカの子等はピトン、メルク、ダシアおよびアハズ二二アハズはヤラを生  
 み、ヤラはアレメテ、アスマウテおよびシムリを生みシムリはモザを生み、四三モザはビリアを生り、ビリア  
 の子はレバアその子はエレアサその子はアゼル、四四アゼルは六人の子ありき、その名は左のごとしアズリカ  
 ▲、ホケル、イシマエル、シヤリヤ、オバデア、ハナン是等はアゼルの子なり

第十章 茲にベリシテ人イスラエルと戦ひけるがイスラエルの人々はベリシテ人の前より逃げギルボア山  
 に殺されて倒れたりニベリシテ人はサウルとその子等を追撃しかしてベリシテ人サウルの子ヨナタン、アビ  
 ナダブおよびマルキシユアを殺せり三三その戦闘烈しうしてサウルにおし迫り射手の者等つひにサウルに追  
 つきければサウルは射手の者等のために憐れみ四サウルは是におひてその武器を執る者に言けるは汝の劍  
 をぬき其をもて我を刺せ恐らくはこの割禮なき者等きたりて我を辱しめん、然るにその武器を執る者痛く  
 おそれて肯はざりければサウルすなはちその劍をさりてその上に伏たり五武器を執る者サウルの死たるを見  
 て己もまた劍の上へ伏して死し六サウルとその三人の子等およびその家族みな共に死し七谷に居るイスラエ  
 ルの人々みな彼らの逃るを見またサウルとその子等の死を見てその邑々を棄て逃げればベリシテ人來りて  
 その中に住り〇八明る日ベリシテ人殺されたる者を剝んきて來りサウルとその子等のギルボア山にたふれた  
 るを見九すなはちサウルを剝てその首とその鎧甲を取りベリシテの國の四方に人を遣はしてこの事をその偶  
 像と民に告しめしめしかしてかれが鎧甲をその神の室に藏め彼が首をダゴンの宮に釘けたり十一茲にベリシテ  
 人がサウルにあしたる事こごとくヤベシギレアテ中に聞えければ十二勇士等みおこりサウルの體とその子  
 等の體を奪ひ取てこれをヤベシに持きたりヤベシの橡樹の下にその骨を葬りて七日のあひだ斷食せり十三

斯サウルはエホバにむかひて犯せし罪のために死たり即ち彼はエホバの言を守らずまた憑鬼者に問こきを爲して十四エホバに問こきをせざりしなり是をもてエホバかれを殺しその國を移してエッサイの子ダビデに與へたまへり

第十一章 茲にイスラエルの人みなヘブロンに集まりてダビデの許に詣り言けるは我らは汝の骨肉なり二前にサウルが王たりし時にも汝はイスラエルを率ゐて出入する者なりき、又なんぢの神エホバ汝にむかひて汝はわが民イスラエルを牧養ふ者となり我民イスラエルの君ならんと言たまへり三 斯イスラエルの長老みなヘブロンにきたりて王の許にいたりければダビデヘブロンにてエホバの前に彼らと契約をたてたり、彼らすなばちダビデに膏をそそぎてイスラエルの王となしサムエルによりて傳はりしエホバの言のこきくせり四 かくてダビデはイスラエルの人々を率ゐてエルサレムに往り、エルサレムは即ちエブスなりその國の土人エブス人其處に居り五 是におひてエブスの民ダビデに言けるは汝は此に入べからず然るにダビデはシオン之城を取り是すなばちダビデの邑なり六 この時ダビデいひけるは誰にもあれ第一にエブス人を撃つる者を首となし將さなさん斯てセルヤの子ヨアブ先登して首となれり七 七ダビデその城に住たればこれをダビデの邑と稱へたり八 九ダビデまたその邑の四方すなばちミロ城塞より内の四方に建築をなせり邑の中のその餘の處はヨアブこれを修理へり九 斯てダビデはますく大になりゆけり、萬軍のエホバこれささるに在したればなり〇十ダビデが有る勇士の重なる者は左のこきし是等はイスラエルの一切の人ささるにダビデに力をそへて國を得させ、終にこれを王となしてエホバがイスラエルにつきて宣ひし言を果せり十一 十ダビデの有る勇士の數は是のこきし第一は三十人の長たるハクモニ人の子ヤシヨベアム彼は槍を揮ひて一時に三百人を衝殺せし事あり十二 彼の次はアホア人ドドの子エレザザルにして三勇士の中なり十三 彼ダビデささるにバスタミムに在けるにペリシテ人其處に集りきて戰へり、其處に大麥の滿たる地一箇所あり、時に民ペリシテ人の前より逃たりしが十四 彼その地所の中に踐ささまり之を護りてペリシテ人を殺せり而してエホバ大なる拯

救をほごこして之を救ひたまへり十五 三十人の長なる三人の者アドラムの洞穴に下り磐の處に往てダビデに謀りし事あり、時にペリシテ人の軍兵はレバイムの谷に陣されり十六 その時ダビデは磐に居りペリシテ人の鎮臺兵はベテレヘムにありけるが十七 十ダビデ望みて言けるは誰かベテレヘムの門にある井の水を汲取てダビデの許に携へきたれり、然らばダビデこれを飲んことをせず、之をエホバの前に灌ぎて十九 言けるは我神よ我決てこれを爲じ、我いかに命をかけし此三人の血を飲べんやと彼らその命をかけて之を携へきたりたればなり故にダビデこれを飲んことを爲ざりき、此三勇士は是らの事を爲り二十 十ヨアブの兄弟アビシヤイは三人の長たり彼は槍を揮ひて三百人を衝ころし三人の中に名を得たり二一 彼は第二の三人の中に尤も貴くしてその首にせらる然らば第一の三人には及ばざりき 二三 十エホバダの子カブツエルのベナヤは勇氣あり衆多く功績ありし者なり彼はモアブのアリエルの二人の子を撃殺せりまた雪の下りゆきて穴の中に一匹の獅子を撃殺せし事ありき 二三 彼はまた長身五キュビト程あるエジプト人を殺せりそのエジプト人は機織の膝のこきき槍を手に執りしに彼は杖をさりて之が許に下りゆきエジプト人の手よりその槍を振取りてその槍をもて之を殺せり 二四 十エホバダの子ベナヤ是等の事を爲し三勇士の中に名を得たり 二五 彼は三十人の中に尊かりしかども第一の三人には及ばざりき、ダビデかれを親兵の長となせり 〇二六 軍兵の中の勇士はヨアブの兄弟アサヘル、ベテレヘムのドドの子エルハナン、二七 十ハロテ人シヤンマ、ペロニ人ヘレヅニハテコア人イツケシの子イラ、アナトテ人アビエセル、二九 十ホシヤ人シベカイ、アホア人イライ、三十 子トパ人マハライ、子トパ人パナアの子ヘレデ、三一 十ベニヤミンの子孫のギベアより出たるリバイの子イツタイ、ピラト人ベナヤ、三二 十ガアシの谷のホライ、アルバテ人アビエル、三三 十バハルム人アズマウテ、シヤルボニ人エリヤバ、三四 十ギゾニ人ハセム、ハラリ人シヤゲの子ヨナタン、三五 十ハラリ人サカルの子アヒアム、カルの子エリバル、三六 十メケラ人ヘベル、ペロニ人アヒヤ、三七 十カルメル人ヘヅライ、エズバイの子ナアライ、

三八 ナタンの兄弟ヨエル、ハグリの子ミブハル、三九 アンモニ人ゼルク、セルヤの子ヨアブの武器を執る者なるベエロテ人ナハラ、四〇 エテリ人イラ、エテリ人ガレブ、四一 ヘテ人ウリヤ、アヘライの子ザバデ、四二 ルベン人シザの子アテナ、是はルベン人の軍長の一人にして従者三十人を率ゐたり、四三 マアカの子ハナン、ミテニ人ヨシヤパテ、四四 アシテラ人ウシヤ、アロエル人ホタンの子等シヤマエ、エイエル、四五 デシ人シムリの子エデアエルおよびその兄弟ヨハ、四六 マハウ人エリエル、エルナアムの子等エリバイおよびヨシヤラヤ、モアブ人イテマ、四七 エリエルオベデ、ソメバ人ヤシエル

第十二章一 ダビデがキシの子サウルの故によりて尙チクラクに閉こもり居ける時に彼處にゆきてダビデに就し者は左のごとしその人々は勇士の中にしてダビデを助けて戦ひたる者三能く弓を響き右左の手を用ゐて善く石を投げ弓矢を發つ者なりしが俱にベニヤミン人にしてサウルの宗族たり三首はアヒエセル次はヨアシ、是らばギベア人シマアの子等なり、又エシエルおよびベレテ、是らばアズマウラの子等なり、又ベラカおよびアナト子人エヒウ、四またギベオン人イシマヤ、彼は三十人の中の勇士にして三十人の首たり又エレミヤ、ヤハシエル、ヨハナン、ゲテラ人ヨザバテ、五 エルザイ、エリモテ、ベアリアヤ、シマリヤ、ハリフ人シバテヤ、六 エルカナ、エシヤ、アザリエル、ヨエセル、ヤシヨベアム、是等は、コラ人なりセまたゲドルのエロハムの子等なるヨエラおよびセバデアハガド人の中より曠野の岩に脱きたりてダビデに歸せし者あり是みな大勇士にして善戦かふ軍人能く楯と戈とをつかふ者にてその面は獅子の面のごとしその捷きことは山になる鹿のごとしなりき九その首はエセルその二はオバデアその三はエリアアブその四はミシマンナその五はエレミヤ十二その六はアツタイその七はエリエル十二その八はヨハナンその九はエルザバテ十三その十はエレミヤその十一はマクバナイ十四是等はガドの人々にして軍旅の長たり、その最も小き者は百人に當りその最も大なる者は千人に當り十五 正月ヨルダンその全岸に溢れたる時に是らの者濟りゆきて谷々に居る者をごしく東西に打奔らせたり十六 茲にベニヤミンとユダの子孫の中の人々 岩に來りてダビデに就きけるに

十七 ダビデこれを出むかへ應へて之に言けるは汝ら厚志をもて我を助けんきて來れるならば我心なんぢらと相結ばん、然らば汝らも我手に惡きこと有ざるに我を欺きて敵に付さんさせば我らの先祖の神れがはくは之を監みて責たまへと十八 時に聖靈三十人の長アマサイに臨みて彼等は言けるはダビデよ我らは汝に屬す、エツサイの子よ我らは汝を助けん、願くは平安あれ、汝にも平安あれ、汝を助くる者にも平安あれ、汝の神汝を助けたまふなりと、是においてダビデ彼らを接いて軍旅の長となせり十九 前にダビデアベリシテ人さうもにサウルと戦はんとて攻きたれる時マナセ人數人ダビデに屬り、但しダビデ等は遂にアベリシテ人を助けざりき、其はアベリシテ人の君等あひ謀り彼は我らの首級をもてその主君サウルに歸らんと言て彼を去しめられたればなり二十 斯てダビデチクラクに往る時マナセ人アテナ、ヨザバテ、エデアエル、ミカエル、ヨザバテ、エリウ、ゲルタイ、これに歸せり皆マナセ人の千人の長たる者なりき二一 彼等ダビデを助けて敵軍に當り彼らは皆大勇士にして軍旅の長となれり二三 當時ダビデに歸して之を助くる者日々に加はりて終に大軍となり神の軍旅のごしくなれり二三 戦争のために身をふるひヘブロンに來りてダビデに就きエホバの言のごしくサウルの國をダビデに歸せしめんしたる武士の數は左のごとし二四 ユダの子孫にして楯と戈とを執り戦争のために身をふるはる者は六千八百人二五 シメオンの子孫にして善戦かふ大勇士は七千一百人二六 レビの子孫たる者は四千六百人二七 エホヤダアロン人を率ゐたり之に屬する者は三千七百人二八 またザドクさいふ年若き勇士ありき、その宗家の長たる者二十二二人ありたり二九 サウルの子孫にして善戦かふ大勇士は三千人、是はベニヤミン人は多くサウルの家に向も忠義を盡したればなり三〇 エフライムの子孫たる者は二萬八千人皆大勇士にしてその宗家の名ある人々たり三一 マナセの半支派の者は一萬八千人皆名を録されたる者なるが來りてダビデを王にたてんすと三二 イッササカルの子孫たる者の中より善く時勢に通じイスラエルの爲べきことを知る者きたれりその首二百人ありその兄弟等は皆これが指揮にしたがへり三三 セブルンの者は五萬人皆よく身をふるひ各種の武器をもて善く戦闘をなし一心に行伍を守る者なりき三四 ナ

フタリの者は將たる者千人、楯と戈を執りてこれに従ふ者三萬七千人、三五ダン人は二萬八千六百人にして皆そなへを守る者なりき、三六アセルの者は四萬人にして皆よく陣にのぞみ且行伍を守る者なりき、三七またヨルダンの彼旁あるルベン人、ガド人、マナセの半支派の者は十二萬人、みな各種の武器を執りて戦争にいづるに勝る者なりき、三八是等の行伍を守る軍人等眞實の心を懷きて、ヘアロンに來りダビテをもてイスラエル全國の王となさん、せり其餘のイスラエル人もまた心を一にしてダビテを王となさん、せり、三九彼ら彼處に三日をりてダビテさうもに食ひかつ飲り、其はその兄弟等、これがために備をなしたればなり、四十また近處の者よりイツサカル、ゼブルンおよびナフタリの者に至るまでパンと麥粉の食物と乾無花果と乾葡萄と酒と油等を驢馬、駱駝、牛、馬に載きたりかつ牛、羊を多く携へいたれり、是イスラエルみな喜びたればなり

第十三章 一茲にダビテ千人の長、百人の長、などの諸將さあひ議り、二而してダビテイスラエルの全會衆に言けるは、汝らもし之を善し、我らの神エホバこれを允したまはば、我ら徧く人を遣してイスラエルの各地に留まれる我らの兄弟ならびにその諸郊地の邑々になる祭司とレビ人とに至らせ之をして我らの所に集まらしめん、三而して我らまた我らの神の契約の匱を我らの所に移さん、サウルの世には我ら之に就て詢こさなせざりしなり、四會衆みな然すべしと言ひ、其は民みな此事を善し觀たればなり、五是においてダビテはキリアテヤリムより神の契約の匱を昇きたらん、六而してエツプトのシホルよりハマテの入口までのイスラエル人をこさくく召あつめ、六而してダビテイスラエルの一切の人さうもにバアラさいふエダのキリアテヤリムに上り往きケルビムの上に坐したまふエホバ神の名をもて稱らるる契約の匱を其處より昇のぼらん、七乃ち神の契約の匱を新しき車に載てアビナダブの家より率いだし、ウザアヒオその車を御せり、八ダビテおよびイスラエルの人はみな歌と琴と瑟と鼓と鑼と喇叭などを以て力をきはめ歌をうたひて神の前に踊れり、九かくてギドンの禾場に至れる時ウザア手を神の契約の匱に伸してこれを扶へたり、其は牛これを振たればなり

リウザその手を伸て契約の匱につけたるによりてエホバこれに向ひて怒を發してこれを撃たまひければ、其處にて神の前に死し、十一エホバウザを撃たまひしに因てダビテ怒れり、其處は今日までベレツウザ(ウザ撃)と稱へらる、十二その日ダビテ神を畏れて言ひ我なんぞ神の契約の匱を我所に昇ゆべけんや、十三ダビテその契約の匱を己のこころダビテの城邑にうつさず、之を轉らしてガデ人オベデエドム家に昇いらしめたり、十四神の契約の匱オベデエドム家にありて其家族さうもにむかる、十五三月なりきエホバオベデエドムの家さその一切の所有を祝福たまへり

第十四章 一茲にツロの王ヒラム使者をダビテに遣はし之がために家を建させん、二而して檜樹および木匠と石工をおくれり、三ダビテはエホバの固く己をたてしイスラエルの王となしたまへるを曉れり、其はその民イスラエルの故によりてその國振ひ興りたればなり、四ダビテエルサレムにおいてまた妻妾を納たり、五而してダビテまた男子、女子を得たり、六そのエルサレムにて得たる子等の名は左のごとし、シヤンマ、シヨバブ、ナタン、ソロモン、五イブハル、エリシユア、エルパレテ、六ノガ、子ベガ、ヤピアセ、エリシヤマ、ベエリアダ、エリパレテ、七茲にダビテの膏そとがれてイスラエル全國の王となれる事、八ベリシテ人に聞えければ、ベリシテ人みなダビテを獲んさて上れり、九ダビテは聞て之に當らん、十出たりしが、九ベリシテ人すでに來りてレバイムの谷を侵したり、十一時にダビテ神に問て言けるは、我ベリシテ人にむかひて攻上るべきや、汝われらを吾手に付したまふや、エホバダビテに言たまひけるは、攻上れ、我われらを汝の手に付さん、十二是において皆バアルベラジムに上りゆきけるが、ダビテつひに彼處にて彼らを打敗り、而してダビテ言ひ神水の破壊り出ること、十三彼ら其處にその神を遺りてきたれば、ダビテ命じて火をもてこれを焚せたり、十四斯て後、ベリシテ人復谷を侵しければ、十四ダビテまた神に問に神これに言たまひけるは、彼らを追て上るべからず、彼らを離れて回りベカの樹の方よりこれを襲へ、十五汝ベカの樹の上に進むの音あるを聞ば、即ち進んで戦ふべし、神汝のまへに進みいでベリシテ人



の軍勢を撃たまふべければなりき十六ダビデすなはち神の己に命じたまひし如くしてベリシテ人の軍勢を撃  
やぶりつゞギベオンよりガセルにまでいたれり十七是においてダビデの名諸の國々に聞えたり、エホ  
バ諸の國人に彼を懼れしめたまへり

第十五章一ダビデはダビデの邑の中に自己のために家を建て、又神の契約の匱のために處を備へてこれか  
ために幕屋を張り二而してダビデ言けるは神の契約の匱を昇べき者は只レビ人のみ、其はエホバ神の契約の  
匱を昇しめまた己に永く事しめんさてレビ人を擲びたまひたればなりき三ダビデすなはちエホバの契約の匱  
をその之がために備へたる處に昇のぼらんさてイスラエルをこさくくエルサレムに召集めたり四ダビデま  
たアロンの子孫レビ人を集めたり五即ちコハテの子孫の中よりはウリエルを長としてその兄弟百二十  
人六メラリの子孫の中よりはアサヤを長としてその兄弟二百二十人七ゲルシヨンの子孫の中よりはヨエ  
ルを長としてその兄弟百三十人八エリザパンの子孫の中よりはシマヤを長としてその兄弟二百人  
九ヘブロンの子孫の中よりはエリエルを長としてその兄弟八十人十ウツエルの子孫の中よりはアミナダ  
ブを長としてその兄弟百十二人十一ダビデ祭司ザドクアビヤタルおよびレビ人ウリエル、アサヤ、ヨ  
エル、シマヤ、エリエル、アミナダブを召し十二これに言けるは汝らはレビ人の宗家の長たり、汝ら汝らの兄  
弟もも身を潔めイスラエルの神エホバの契約の匱を我が其のために備へたる處に昇のぼれよ十三前には之  
をかきしもの汝らにあらざりしに縁て我らの神エホバわれらを撃たまへり、是は我らそのさだめにしたがひ  
て之に求めざりしが故なり十四是において祭司等レビ人等イスラエルの神エホバの契約の匱を昇のぼら  
んと身を潔め十五レビの子孫たる人々すなはちモーセがエホバの言にしたがひて命じたるごとく神の契約の  
匱をその貫ける杜によりて肩に負り十六ダビデまたレビ人の長等に告げその兄弟等を選びて謳歌者とな  
し瑟と琴と鏡鉞などの樂器をもちて打ばやして歡喜の聲を擧しめよと言たれば十七レビ人すなはちヨエル  
の子ヘマンとその兄弟ベレキヤの子アサフおよびメラリの子孫たる彼らの兄弟タシヤヤの子エタンを選

ベリ十八また之に次るその兄弟等これと偕にあり即ちゼカリヤ、ベン、ヤツエル、セミラモテ、エイエル、ウ  
ンニ、エリアブ、ベナヤ、マアセヤ、マツタテヤ、エリベレホ、ミク子ヤおよび門を守る者あるオベデエドムとエ  
イエル十九謳歌者ヘマン、アサフおよびエタンは銅の鏡鉞をもて打ばやす者となり二十ゼカリヤ、アツエ  
ル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、マアセヤ、ベナヤは瑟をもて細き音を出し二一マツタテヤ、エリ  
ベレテ、ミク子ヤ、オベデエドム、エイエル、アザツヤは琴をもて太き音を出して拍子をされり二二ケナニヤは  
レビ人の長にして負昇事に通じなるによりて負昇事を指揮せり二三またベレキヤとエルクナナは契約の匱  
の門を守り二四祭司シバニヤ、ヨシヤパテ、子タ子ル、アマサイ、ゼカリヤ、ベナヤ、エリエゼル等は神の契約の  
匱の前に進みて喇叭を吹き、オベデエドムとエホバは契約の匱の門を守れり二五斯ダビデとイスラエルの長  
老および千人の長等は往てオベデエドムの家よりエホバの契約の匱を歡び勇みて昇のぼれり二六神エホバ  
の契約の匱を昇さるのレビ人を助けたまひければ牡牛七匹、牡羊七匹を獻げたり二七ダビデは細布の衣  
をまごへり、又契約の匱を昇さるの一切のレビ人と謳歌者および負昇事を主とせらるケナニヤも然り、  
ダビデはまた白布のエホバを着居たり二八斯てイスラエルみな聲を擧げ角を吹き喇叭と鏡鉞と瑟と琴と  
をもて打ばやしてエホバの契約の匱を昇のぼれり二九エホバの契約の匱ダビデの邑にいりし時サウルの女  
ミカル窺ひてダビデ王の舞躍るを見、その心にこれを窺視めり  
第十六章一人々神の契約の匱を昇りて之をダビデがその爲に張たる幕屋の中に置よ而して燔祭と酬恩  
祭を神の前に獻げたり二ダビデ燔祭と酬恩祭を獻ぐることを終しかばエホバの名をもて民を祝し三イス  
ラエルの衆庶に男にも女にも都てパン一箇肉一片乾葡萄一塊を分ち與へたり四ダビデまたレビ人を  
立てエホバの契約の匱の前にて職事をなさしめ、又イスラエルの神エホバを崇め讚めかつ頌へしめたり五俗  
長はアサフその次はゼカリヤ、エイエル、セミラモテ、エホバ、マツタテヤ、エリアブ、ベナヤ、オベデエドム、  
エイエルこれに瑟と琴とを弾じアサフは鏡鉞を打鳴し六また祭司ベナヤとヤハシエルは喇叭をさりて恒に神

の契約の匱の前に侍れり七當日ダビデ始めてアサフとその兄弟等を立てエホバを頌へしめたり其言に曰くエホバに感謝しその名をよび、その作たまへる事をもろくの民輩の中にしらしめよ九エホバにむかひてうたへ、エホバを讀うたへ、そのもろくの奇しき跡をかたれ十そのまよき名をほこれ、エホバをたづぬるものよ心はよろこぶべし十一エホバその能力をたづねよ、恒にその聖顔をたづねよ十二その僕イメラエルの裔よ、ヤコブの子輩よ、そのえらびたまひし所のものよ、そのなしたまへる奇しき跡その異事その口のさばき心をさむれ十四彼はわれらの神エホバなり、そのおほくの審判は全地にあり十五なんぢらたえずその契約をこころに記よ此はよろづ代に命じたまひし聖言なり十六アブラハムをむすびたまひし契約イサクに與へたまひし誓なり十七之をかたくしヤコブのために律法をなし、イスラエルのためにこしへの契約をなして十八 言たまひけるは我なんぢにカナンの地をたまひてなんぢらの嗣業の分をなさん十九この時なんぢらの數をほからす甚すくなくしてかして旅人となり二十この國よりこの國にゆき、この國よりこの國にゆけり二一人のかれらを虐ぐるをゆるしたまはず、かれらの故によりて王たちを懲しめて三二 宣給くわが受膏者たちにふるよなかれ、わが預言者たちをそなふなかれ 三三 全地よエホバにむかひて謳へ日ごにその拯救をのべつたへよ三四もろくの國のなかにその榮光をあらはし、もろくの民のなかにその奇しきみわざを顯すべし三五そはエホバはほはいあり、大にほめたふべきものなり、またもろの神にまさりて畏るべきものなり二六もろくの民のすべての神はこごとく虚し、されどエホバはもろくの神をつくりたまへり 二七 尊貴と稜威はそその前にあり、能よるこびさはその聖所にあり 二八もろのたみの諸族よ、榮光をさちからさエホバにあたへよエホバにあたへよ二九その聖名にかなふ榮光をもてエホバにあたへ 献物をたづさへて其前にきたれよ三美はしき物をもてエホバを拜め 三三 全地よその前にをのよけ世界も、たたくちちて動かさるることなし三一 天はよろこび地はたのしむべしもろくの國のなかにいへ、エホバは統御たまふ 三三 海もそのなかに盈るものよはなりよみ、田畑もその中のすべての

物さばよろこぶべし三三 かくて林のもろくの樹もまたエホバの前によろこびうたはんエホバ地をさばかんきて來りたまふ三四 エホバに感謝せよ、そのめぐみはふかく、その憐憫はかぎりなし三五 汝ら言へ我らの拯救の神よ我らを救ひ我らを取り集め列邦のなかより救ひいだしたまへ我らは聖名に謝しなんぢのほむべき事をほこらん 三六 イスラエルの神エホバは窮なきより窮なきまでほむべきかな、すべての民はアメンさよなへてエホバを讚稱へたり 〇 三七 ダビデはアサフとその兄弟等をエホバの契約の匱の前に留めおきて契約の匱の前に常に侍りて日々の事を執行なはせたり 三八 ナベテエドムとその兄弟等は合せて六拾八人、またエドトンの子なるオベテエドムおよびホサは司門たり 三九 祭司ザドクおよびその兄弟たる祭司等はギベオンなる崇邱においてエホバの天幕の前に侍り 四十 燔祭の壇の上にて朝夕斷ず燔祭をエホバに獻げ且エホバがイスラエルに命じたまひし律法に記されたる諸の事をなへり 四一 またヘマン、エドトン およびその餘の選ばれて名を記されたる者等彼らさよもにありてエホバの恩寵の世々限なきを讚まつれり 四二 即ちヘマンおよびエドトンかれらさよもに居て喇叭鏡鉦など神の樂器を操て樂を奏せり又エドトンの子等は門を守れり 四三 かくて民み各々その家にかへれり、又ダビデはその家族を祝せんさて還りゆけり

第十七章 一 ダビデその家に住にいたりてダビデ預言者ナタンに言けるは神をんぢさよもに在せば凡て汝の心にある所を爲せ三その夜神の言ナタンに臨みて曰く四 往てわが僕ダビデに言へエホバかく言ふ汝は我ために我の住べき家を建べからず五 我はイスラエルを導びき上りし日より今日にいたるまで家に住しこ無して但幕屋より幕屋に移り天幕より天幕に遷れり六 我イスラエルの人々と共に歩みたる處々にて我わが民を牧養ふこを命じたるイスラエルの士師の一人にもなんぢ何故に檜樹の家を我ために建ざるや七 一言にても言し事ありや七 然れば汝わが僕ダビデに斯言べし、萬軍のエホバかく言ふ我なんぢを牧場より取り羊に隨がふ處より取て我民イスラエルの君長を爲し八 汝が凡て往る處にて汝さ偕にあり、汝の諸の敵を汝の前よ

断されり我また世の中の大なる人の名のごとき名を汝に得させん九かつ我わが民イスラエルのために處を  
 定めて彼らを植つけ彼らをして自己の處に住て重て動くこと無ししめん十又惡人昔のごとき即ち我民  
 イスラエルの上に士師を立てたる時より已來のごとき重れて彼らを荒すこと無しし我汝の諸の敵を  
 壓服ん且今我汝に告ぐエホバまた汝のために家を建ん十一汝の日の満汝ゆきて先祖等と偕になる時は  
 我汝の生る汝の子を汝の後に立て且その國を堅うせん十二彼わが爲に家を建ん我ながく彼の位を堅うせん  
 十三我は彼の父となり彼はわが子となるべし我は汝の先にありし者より取たるごときに彼よりは我恩恵を取  
 さらし十四却て我わが家を永く我家に我國に居置ん、彼の位は何時までも堅く立べし十五ナタン凡て是等の言  
 のごとき凡てこの異象のごときダビデに語りければ○十六ダビデ王入てエホバの前に坐して言けるはエホ  
 バ神よ我は誰わが家は何なれば汝此まで我を導きたまひしや十七神よ是はなほ汝の目には小き事たりエホ  
 バ神よ汝はまた僕の家の後の事を語り、高き者のごときに我を見做たまへり十八僕の名譽については何  
 ビデの上何を汝に望むべけん汝は僕を知らたまふなり十九エホバよ汝は僕のため又なんぢの心に循  
 ひて此もろくの大なる事を爲す此すべての大なる事を示たまへり二十エホバよ我らが凡て耳に聞る所に依  
 ば汝のごとき者は無く、また汝の外に神は無し二一地の何の國も汝の民イスラエルに如ん、是は在昔神の往  
 て贖ひて己の民となして大なる畏るべき事を行なひて名を得たまひし者なり汝はそのエツプトより贖ひだ  
 せし汝の民の前より國々の人を逐はらひたまへり三而して汝は汝の民イスラエルを永く汝の民となした  
 まふ、エホバよ汝は彼らの神となりたまへり三然ばエホバよ汝は僕とその家につきて宣まひし言を永く  
 堅うして汝の言し如く爲たまへ二四願くは汝の名の堅く立ち、永久に崇められて萬軍のエホバイスラエルの  
 神はイスラエルに神たりと曰れんことを、願くは僕ダビデの家の汝の前に堅く立んことを二五我神よ汝は  
 僕の耳に示して之が爲に家を建んを宣へり、是によりて僕なんぢの前に請る道を得たり二六エホバよ汝は即  
 ち神にましく、此恩典を僕に傳たまへり二七願くは今僕の家を祝福て汝の前に永く在しめたまへ、其

はエホバよ汝の祝福たまへる者は永く祝福を蒙ればなり

第十八章 一此後ダビデベリシテ人を撃てこれを服し、又ベリシテ人の手よりガテと其郷里を取り二彼また  
 モアブを撃ければモアブ人はダビデの臣となり貢を納たり三ダビデまたハマテの邊にてゾバの王ハダレゼ  
 ルを撃り是は彼がエフラテ河の邊にてその權勢を振はんとて往る時なり四而してダビデ彼より車千輛  
 騎兵七千歩兵二萬を取り、ダビデまた一百の車の馬を存してその餘の車馬は皆その足の筋を切り五その時  
 ダマスコのスリア人、ゾバの王ハダレゼルを援けんとて來りければダビデそのスリア人二萬二千を殺せり六  
 而してダビデダマスコのスリアに鎮臺を置ぬスリア人は貢を納てダビデの臣となれりエホバダビデを凡てそ  
 の往く處にて助たまへり七ダビデハダレゼルの臣僕等の持る金の楯を奪ひて之をエルサレムに持きたり八ま  
 たハダレゼルの邑テアハテとクンより甚だ衆多の銅を取きたれり、ソロモンこれを以て銅の海と柱と  
 銅の器具を造れり九時にハマテの王トイ、ダビデがゾバの王ハダレゼルの總の軍勢を撃破りしを聞て十  
 その子ハドラムをダビデ王に遣し安否を問ひかつこれを賀せしむ、其はハダレゼル曾てトイと戰闘をなし  
 たるにダビデハダレゼルと戰ひて之を撃やぶりたればなり、ハドラム金銀および銅の種々の器を携へき  
 たりければ十一ダビデ王そのエドム、モアブ、アンモンの子孫、ベリシテ人、アマレクを以て諸の國民の中よ  
 り取きたりし金銀をも是等をもエホバに奉納たり十二ゼラヤの子アビシヤイ壘谷にてエドム人一萬八  
 千を殺せり十三斯てダビデエドムに鎮臺を置エドム人は皆ダビデの臣となりぬ、エホバのくダビデを凡そ  
 往處にて助けたまへり○十四ダビデはイスラエルの全地を治めてその諸の民に公平と正義を行へり十五ゼ  
 ルヤの子ヨアブは軍旅の長、アヒルダの子ヨシヤパテは史官十六アヒトブの子ザドクとアビヤタルの子アビ  
 メレクは祭司、シヤウシヤは書記官十七エホヤダの子ベナヤはケレテ人とベレテ人の長、ダビデの子等は  
 王の座側に侍る大臣なりき

ナハシの子ハモンをねんごろに遇らばんか、父われをねんごろにあしらいたればなりと、ダビテすなはち彼をその父の故によりて慰めんとして使者を遣はせり。ダビテの臣僕等アンモンの子孫の地に往きハモンに詣りてこれを慰めけるに、ミアンモンの子孫の牧伯等ハモンに言けるは、ダビテ慰藉者を汝につかはしたるに因て彼らんちの父を辱ぶと汝の目に見ゆるや、彼の臣僕等は此國を窺ひ探りて滅ぼさんとして來れるならずや。是に於いてハモン、ダビテの臣僕等を執へてその鬚を剃らばしその衣服を中より斷て、譬までにして之を歸したりしが、或人きたりて此人々の爲られし事をダビテに告げれば、ダビテ人をつかはして之を迎へしめたり、その人々もほいに愧たればなり、即ち王いひけるは、汝ら鬚の長るまでエリコに止まりて然る後かへるべし。六アンモンの子孫自己のダビテに惡まるる様になれるを見しかば、ハモンもよびアンモンの子孫すなはち銀一千タラントをめぐりてメソボタミヤとスリアマアカおよびゾバより戰車と騎兵とを雇ひいたたり。即ち戰車三萬二千乘にマアカの王とその兵士を雇ひければ、彼ら來りてメデバの前に陣を張り、是に於いてアンモンの子孫その邑々より寄あつまりて戰はんとて來り、ハダレゼルに聞てヨアアと勇士の總軍を遣しけるに、九アンモンの子孫は出て邑の門の前に戰争の陣列をなせり、又援助に來れる王等は別に野に居り、時にヨアア前後より敵の攻寄るを見てイスラエルの備強の兵士の中を抽擲て之をしてスリア人にむかひて陣列しめ、十一その餘の民をばその兄弟アビシヤイの手に交してアンモンの子孫にむかひて陣列しめ、十二而して言けるは、スリア人もし我に手強からば、汝我を助けよ、アンモンの子孫もし汝に手強からば、我なんちを助けん十三、汝勇しくなれよ、我等の民のため我らの神の諸邑のために我ら勇しく爲ん、願くはエホバその目に善き見ゆる所をなしたまへ。十四ヨアア己に従へる民さうもに進みよりてスリア人を攻撃けるに、スリア人の前より潰奔れり、十五アンモンの子孫はスリア人の潰奔れるを見て自己等もまたその兄弟アビシヤイの前より逃奔りて城邑にいりぬ、是に於いてヨアアはエルサレムに歸れり、十六スリア人はそのイスラエルに擊やぶられたるを見て使者を遣はして河の彼旁あるスリア人を將の出せり、ハダレゼルの軍旅の長

シヨバクこれを率ゆ、十七その事ダビテに聞えければ、彼イスラエルを悉く集めヨルダンを渡りて彼らの所に來り之にむかひて戰争の陣列を立たり、ダビテかく彼らにむかひて戰争の陣列を立たれば、彼らこれ戰へり十八、然るにスリア人イスラエルの前に潰たれば、ダビテスリアの兵車の人七千歩兵四萬を殺し、また軍旅の長シヨバクを殺せり、十九ハダレゼルの臣たる者等そのイスラエルに擊やぶられたるを見て、ダビテと和睦をなしてこれが臣となれり、スリア人は此後たゞアンモンの子孫を助くることを爲ざりき。第二十章一年かへりて王等の戰争に出る時にもよびてヨアア軍勢を率ゐて出で、アンモン人の地を打荒し往てラバを攻圍りされ、ダビテはエルサレムに止まりたり。ヨアアのひにラバを擊壞りてこれを滅ぼせり。二十ダビテ彼らの王の冠冕をその首より取はなしたりしが、その金の重を量り見るに、一タラントあり、またその中に寶石を嵌たるありき、之をダビテの首に冠せたり、彼また甚た衆多の掠取物をその邑より取り、三而して彼またその中の民を曳いたし、鋸と鉄の打車と斧をもてこれを斬り、ダビテアンモンの子孫の一切の邑に斯く爲り、而してダビテその民はみなエルサレムに歸りぬ。四この後ゲゼルに於いて、メリシテ人との戰争もこりたりしが、その時にホシヤ人シベカイ巨人の子孫の一人なるシバイを殺せり、彼等つひに攻伏せられき。五復メリシテ人と戰争ありしが、ヤイルの子エルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺せり、ラミの槍の柄は機の膝の如くなりき。六またガテに戰争ありしが、其處に一人の身長き人あり、その手の指は足の趾は六宛にして合せて二十四あり、彼も巨人の生る者なりき。七彼イスラエルに挑みしかば、ダビテの兄弟シメアの子ヨナタンこれを殺せり。八是等はガテにて巨人の生る者なりしが、ダビテの手その巨僕の手に斃れたり。第二十一章一茲にサタン起りてイスラエルに敵し、ダビテを感動してイスラエルを核敷しめんとせり。二ダビテすなはちヨアアと民の牧伯等に言けるは、汝等ゆきてベエルシバよりダンまでのイスラエル人を數へ、その數をとりきたりて我に知せよ。三ヨアア答へけるは、幾何あるとも願くはエホバその民を百倍に増たまへ、然ながら王わが主よ、是はみな我主の僕ならずや、然に何さて我主この事を爲んと要めたまふや、何ぞイスラ

エルをして之によりて罪を獲せしむべけんや。四されど王つひにヨアブに言勝たればヨアブすなはち出ゆき  
 イスラエルを備く行めぐりてエルサレムに還れり。五而してヨアブ民の總數をダビデに告たり。即ちイスラエル  
 の中には劍を帶る者一百十萬人あり。ユダの中には劍を帶る者四十七萬人あり。六但しレビとベニヤミンとは  
 その中に數へざり。其はヨアブ王の言を惡みたればなり。七この事神の目に惡かりければイスラエルを撃なや  
 ましたまへり。八ダビデ是において神に申しけるは。我この事をなして大に罪を獲たり。然も今我がはくは僕  
 の罪を除きたまへ。我はなほだ愚なる事をなせり。九時にエホバダビデの先見者ガデに告て言たまひけるは。  
 十往てダビデに告て言へ。エホバかく言ふ。我なんぢに三のものを示す。汝その一を選べ。我それを汝に爲ん  
 せ。十一ガデすなはちダビデの許に至りて之に言けるは。エホバかく言たまふ。汝擇べ。十二即ち三年の饑饉か、  
 又汝三月の間、汝の敵の前に敗れて汝の仇の劍に追しかれんか、又三日の間、エホバの劍すなはち  
 疫病この國にありてエホバの使者イスラエルの四方の境の中にて撃滅ほすことをせんか、我が如何ある答  
 を我を遣はせし者に爲べきかを汝決めよ。十三ダビデガデに言けるは。我おほいに苦む。請ふ我はエホバの手  
 に陥らん、其憐憫甚だおほいなればなり。人の手には陥らじ。十四是においてエホバイスラエルに疫病  
 を降したまひければイスラエルの七萬人斃れたり。十五神また使者をエルサレムに遣してこれを滅ぼさん  
 せしたまひしが、其これを滅ぼすにあたりてエホバ視てこの禍害をなせしを悔い、其ほるはす使者に言たま  
 ひけるは。足り今なんぢの手を住めよ。時にエホバの使者はエブス人オオルナンに立をたせしを悔い、其ほるはす使者に言たま  
 ければダビデを長老等麻布を衣て俯伏りし。而してダビデ神に申しけるは。民を數へよ。命せし者は我  
 らすや。罪を犯し惡き事をなしたる者は我なり。然れども是等の羊は何をせしや。我神エホバよ。請ふ汝の手を我  
 さわが父の家に加へたまへ。惟汝の民に加へて之を疚めたまふ勿れ。十八時にエホバの使者ガデに命じ汝  
 ダビデに告てダビデをして上りゆきてエブス人オオルナンに立をたせしを悔い、其ほるはす使者に言たま

リ十九是においてダビデはガデがエホバの名をもて告たる言にしたがいて上りゆけり。二十オオルナンは麥を打  
 むけるが回顧て天の使の居るを視その四人の子等さうもに匿れたり。二一やがてダビデはオオルナンの方に來  
 りけるがオオルナン望みてダビデを見すなはち打場より出ゆきて面を地につけてダビデを拜せり。二二ダビデオ  
 ルナンに言けるは。此打場の處を我に與へよ。我そにてエホバに一箇の壇を築かん。汝その十分の値をさ  
 て之を我にあたへ。災害の民にもよぶことを止めしめよ。二三オオルナンダビデに言けるは。請ふ之を取り。王が主  
 の目に善と觀ることを爲たまへ。我なんぢに獻げて牛を燔祭の料とし、打禾車を柴薪とし、麥を素祭とせ  
 ん。我みなこれを奉呈る。二四ダビデ王オオルナンに言けるは。然るべからず。我があらず十分の値をばらひて之  
 を買ん。我は汝の物を取てエホバに奉まつらじ。又費なしに燔祭を獻ることをせじ。二五ダビデすなはち  
 其處のために金六百シケルを衡りてオオルナンに與へたり。二六而してダビデ其處にてエホバに一箇の祭壇を  
 築き燔祭と酬恩祭を獻けてエホバを顧けるに。天より燔祭の壇の上に火を降して之に應へたまへり。二七エホ  
 バすなはちその使者に命じたまひければ。彼その劍を鞘に藏めたり。二八その時ダビデはエホバがエブス人オ  
 ナンの打場において己に應へたまふを見れば。其處にて犠牲を獻ぐることを爲り。二九モーセが荒野にて造り  
 たるエホバの幕屋と燔祭の壇とは當時キベオンの崇邱にありけるが。三十ダビデはその前に進みゆきて神  
 に求むることを得せざりき。是は彼エホバの使者の劍のために懼れたるに因てなり。

第二十二章 一ダビデ言けるは。エホバ神の室は此なり。イスラエルの燔祭の壇は此なり。二ダビデすなはち  
 命じてイスラエルの地に居る異邦人を集めしめ。又神の室を建るに用ふる石を琢ために石工を設けたり。三ダ  
 ビデまた門の扉の釘もよび銚に用ふる鐵を夥しく備へたり。又銅を數しれぬほどに夥しく備へたり。  
 四また檜樹を備ふることを數しれず。是はシドン人もよびツロの者夥多し。檜樹をダビデの所に運びきたれば  
 あり。五ダビデ言けるは。我子ソロモンは少くして觀し。又エホバのために建る室は極めて高大にして萬國に名  
 を得榮を得る者たらざる可らず。今我其がために準備をなさん。六ダビデその死る前に大に之が準備をな

せり○六而して彼その子ソロモンを召てイスラエルの神エホバのために家を建ることを命ぜり七即ちダビデソロモンに言けるは我子よ我は我神エホバの名のために家を建る志ありき八然るにエホバの言われに臨みて言り汝は多くの血を流し大なる戦争を爲したり、汝我前にて多の血を地に流したれば我名の爲に家を建べから九視よ男子汝に生れん、是は平安の人なるべし、我これに平安を賜ひてその四周の諸の敵に煩はさるること無しめん、故に彼の名はソロモン(平安)といふべし、彼の世に我平安を静謐をイスラエルに賜はん十彼わが名のために家を建ん彼わが子となり、我は彼の父ならん、我わがれの國の祚を固うして永くイスラエルの上に立しめん十一然らば我子よ願くはエホバ汝さうもに在し汝を盛ならしめ汝の神エホバの室を建てて其なんちにつきて言たる如くしたまはんことを十二惟ねがはくはエホバ汝に智慧と顯悟を賜ひ汝をイスラエルの上に立て汝の神エホバの律法を汝に守らせたまはんことを十三汝もしエホバがイスラエルにつきてモーセに命じたまひし法度と例規を謹みて行はば汝旺盛にあらべし、心を強くしかつ勇め、懼るる勿れ、慄くなかれ、十四視よ我患難の中にてエホバの室のために金十萬タラント銀百萬タラントを備へ、また銅と鐵を數しれぬほど夥多く備たり、又材木と石をも備へたり、汝また之に加ふべし十五かつまた工人夥多しく汝の手にあり、即ち石や木を琢刻む者および諸の工作を爲すところの工匠など都てあり十六夫金銀銅鐵は數限りなし、汝起て爲せ、願くはエホバ汝さうもに在せし十七ダビデまたイスラエルの一切の牧伯等にその子ソロモンを助くることを命じて云く十八汝らの神エホバなんちらと偕に在すならすや、四方において泰平を汝らに賜へるあらすや、即ちこの地の民を我手に付したまひてこの地はエホバの前その民の前に服せり十九然らば汝ら心をこめ精神をこめて汝らの神エホバを求めよ、汝ら起てエホバ神の聖所を建てエホバの名のために建るその室にエホバの契約の匣と神の聖器を携さへいるべし

第二十三章一ダビデ老てその日滿ければその子ソロモンをイスラエルの王となせりニダビデイスラエルの

一切の牧伯および祭司とレビ人をあつめたり三レビ人の三十歳以上なる者を數へたるにその人々の頭數は三萬八千四その中二萬四千はエホバの室の事幹を掌り、六千は有司および裁判人たり五四千は門を守る者たり、また四千はダビデが遣れる讚美の樂器をさりてエホバを頌ることをせり六ダビデレビの子孫を分ちて班列を立たり、即ちゲルシオン、コハテおよびメラリ、セゲルシオン人たる者はラダンおよびシメイ、ハラダンの子等は長エヒエルにセタムとヨエル合て三人九シメイの子等はシロミテ、ハツエル、ハランの三人、是等はラダンの宗家の長たり、ナシメイの子等はヤハテ、ツナ、エウシ、ベリアアの四人はシメイの子なり、十一ヤハテは長ツナはその次、エウシ、ベリアアは子多からざるが故に之をさもに數へて一つの宗家とせり○十二コハテの子等はアマラム、イツハル、ヘブロン、ウツエルの四人○十三アマラムの子等はアロンとモーセ、アロンはその子等さうもに永く區別れてその身を潔めて至聖者となり、エホバの前に香を焚き之に事へ恒にこれが名をもて祝することを爲り十四神の人モーセの子等はレビの支派の中に數へいれらる十五モーセの子等はゲルシオンおよびエリエセル、十六ゲルシヨンの子等は長シブエル、十七エリエセルの子等は長レハビヤ、エリエセルは此外に男子あらざりき、但しレハビヤの子等は甚だ多かりき十八イツハルの子等は長シロミテ、十九ヘブロンの子等は長エリヤその次はアマリヤその三はヤハツエルその四はエカメアム、二十ウツエルの子等は長子ミカ次はエシヤ○二十一メラリの子等はマヘリおよびムシ、マヘリの子等はエレアザルおよびキシ、三二エレアザルは男子なくして死り、惟女子ありし而已、その女子等はキシの子たるその兄弟等これを娶れり三三ムシの子等はマヘリ、エデル、エレモテの三人三四レビの子孫をその宗家に備ひて言は是のことは是皆かの頭數を數へられその名を録されてエホバの家の役事をなせる二十歳以上の者の宗家の長なり三五ダビデ言けらくイスラエルの神エホバその民を安んじて永くエルサレムに住たまふ、二六レビ人はまた重れて幕屋およびその奉事の器具を昇こさあらずき二七ダビデの最後の嗣にしがひてレビ人は二十歳以上よりして數へられたり二八彼らの職はアロンの子孫等の手に屬して神の家

の役事を爲し庭に諸の室の用を爲し一切の聖物を潔むるなど凡て神の家の役事を勤むるの事なりき 二九  
また供前のパン、素祭の麥粉、餅、いれの菓子、鍋にて製る者、焼て製る者などを掌りまた凡て容積と長短を量  
度ることを掌り三十また朝ごとに立てエホバを頌へ讀むことを掌り、夕もまた然り三一 又安息日と  
朔日と節會においてエホバに諸の燔祭を獻げ其命せられたる所に備ひて數のごとくに斷すこれをエホバ  
の前にたてまつる事を掌り三二是のごとく彼らは集會の幕屋の職守と聖所の職守とアロンの子孫  
たるその兄弟等の職守を守りてエホバの家の役事をなす可りしなり

第二十四章 アロンの子孫の班列は左のごとしアロンの子等はナダブ、アビウ、エレアザル、イタマル、ニナ  
ダブ、アビウはその父に先だちて死て子なかりければエレアザルとイタマル祭司となれり三ダブ、エレア  
ザルの子孫ザドクおよびイタマルの子孫アヒメレクともしに彼らを分ちて各々その職と務に任じたり四エ  
レアザルの子孫の中にはイタマルの子孫の中よりも長たる人多かりき、是をもてその分たれし班列はエレア  
ザルの子孫たる宗家の長には十六あり、イタマルの子孫たる宗家の長には八あり五斯彼らは籤によりて分た  
る彼と此と相等し、其は聖所の督者および神の督者はエレアザルの子孫の中よりも出でイタマルの子孫  
の中よりも出ればあり六レビ人子タタルの子シマヤといふ書記王と牧伯等と祭司ザドクとアビヤタルの子ア  
ロメレクと祭司およびレビ人の宗家の長の前にて之を書しるせり、即ちエレアザルのために宗家一を取ば  
またイタマルのために宗家一を取り七第一の籤はヨアリアに當り第二はエダヤに當り第三はハリムに當  
り第四はセオリアに當り第五はマルキヤに當り第六はミヤミンに當り第七はハツコツに當り第八はアビ  
アに當り第九はエシユアに當り第十はシカニヤに當り第十一はエリアシブに當り第十二はヤキン  
に當り第十三はホツバに當り第十四はエシババに當り第十五はビルガに當り第十六はインメル  
に當り第十七はヘシルに當り第十八はハビセツに當り第十九はベタヒヤに當り第二十はエゼキ  
エルに當り二十一はヤキンに當り第二十二はガムルに當り第二十三はテラヤに當り第二十四はマ

アツアに當り十九はその職務の順序なり、彼らは之にしたがいてエホバの家にいりその先祖アロンより傳  
はりし例規によりて勤むべかりしなり、即ちイスラエルの神エホバの彼に命じたまひしごとし○二十その餘  
のレビの子孫は左のごとしアマラムの子等の中にはシユバエル、シユバエルの子等の中にはエデヤ、ニ  
レハビヤについてはレハビヤの子等の中には長子イッシャ、三イツハリ人の中にはシロミテ、シロミテ  
の子等の中にはヤハテ、三ニヘブロンの子等の中には長子エリヤ、二子アマリヤ、三子ヤハツエル、四子エ  
カメアム、二四ウシエルの子等の中にはミカ、ミカの子等の中にはシヤミル、二五ミカの兄弟をイッシ  
アといふ、イッシアの子等の中にはセカリヤ○二六メラリの子等はマヘリおよびムシ、ヤツアの子等はベノ  
ニセメラリの子孫のヤツアより出たる者はベノ、シヨハム、ザツクル、イブリ、二八マヘリよりエレアザル出た  
り、エレアザルは子等をかりき、二九キシについてはキシの子はエラメル、三〇ムシの子等はマヘリ、エデル、  
エリモテ、是等はレビの子孫にしてその宗家にしたるひて言る者なり三一是らの者もまたダビデ王とザドク  
とアヒメレクと祭司およびレビ人の宗家の長たる者等の前にてアロンの子孫たるその兄弟等のごとく籤を  
掣り、兄の宗家も弟の宗家も異なること無りき

第二十五章 ダビデと軍旅の牧伯等またアサフ、ヘマンおよびエドトンの子等を選びて職に任じ之をして  
琴と瑟と鑼を執て預言せしむ、その職によれば伶人の數左のごとしニアサフの子等はザツクル、ヨセフ、子  
タニア、アサラ、皆アサフの子等にしてアサフの手に屬す、アサフは王の手につきて預言す三エドトンに  
ついてはエドトンの子等はゲダリア、ゼリ、エサヤ、ハシヤビヤ、マツタテヤの六人、皆琴を操てその父エドト  
ンの手に屬す、エドトンはエホバを讀めかつ頌へて預言す四ヘマンについてはヘマンの子等たる者はブツキ  
ヤ、マツタニヤ、ウツエル、シブエル、エレモテ、ハナニヤ、ハナニ、エリアタ、ギダルテ、ロラム、エゼル、ヨシバ  
カシヤ、マロテ、ホテル、マハツオテ、五是みな神の言をつたふる王の先見者ヘマンの子等にして角を擧ぐ、  
脚ヘマンに男子十四人女子三人を賜へり六是等の者は皆その父の手に屬しエホバの家において歌を誦ひ鏡

鐵と瑟と琴をもて神の家の奉事をなせり、アサフ、エドモンおよびヘマンは王の手につけり、彼等およびエホバに歌を誦ふことを習へるその兄弟等、即ち巧なる者の數は二百八十八人、彼ら大も小も巧なる者も習ふ者も皆その職務の職を擧げるが九第一の職はアサフの家のヨセフに當り、第二はゲダリアに當り、彼もその兄弟等および子等十二人、第三はザツクルに當り、その子等とその兄弟等十二人、第四はイヅリに當り、その子等とその兄弟等十二人、第五は子タニヤに當り、その子等とその兄弟等十二人、第六はアツキアに當り、その子等とその兄弟等十二人、第七はアサレラに當り、その子等とその兄弟等十二人、第八はエサヤに當り、その子等とその兄弟等十二人、第九はマツタニヤに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十はシメイに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十一はアザリエルに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十二はハシヤピアに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十三はシユバエルに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十四はマツタテヤに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十五はエンモテに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十六はハナニヤに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十七はヨシベカシヤに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十八はハナニに當り、その子等とその兄弟等十二人、第十九はマロテに當り、その子等とその兄弟等十二人、第二十はエリアダに當り、その子等とその兄弟等十二人、第二十一はホテルに當り、その子等とその兄弟等十二人、第二十二はギダルトに當り、その子等とその兄弟等十二人、第二十三はマツオテに當り、その子等とその兄弟等十二人、第二十四はロマムテエセルに當り、その子等とその兄弟等十二人、第二十五はエリアダに當り、その子等とその兄弟等十二人、第二十六はエリエナイ、四またオベテエドムの子等は長子はシマヤその次はヨザパテ

その三はヨアその四はサカルその五は子タニヤその六はアシミエルその七はイツサカルその八はピウレタ、是は神かれを祝福たまひしなり、六また彼の子シマヤにも數人の子生れたりしがその子等は、大勇士にしてその父の家の主たる者なり、七またシマヤの子等はオテニ、レバエル、オベテ、エルザパテ、エルザパテの兄弟、エリウとセマキヤは力ある人なり、八はオベテエドムの孫子なり、彼らとその子等および其兄弟等は合せて六十二人、皆力ある者にしてその職に堪ふ、是みなオベテエドムに属する者なり、九メシレミヤも子等と兄弟等合せて十八人あり、皆力ある者なり、十メラリの子孫ホサもまた子等あり、其長はシムリ、是は長子ならざりしかどもその父、これを長となせしかり、十一その次はヒルキヤその三はテバリヤその四はセカリヤ、ホサの子等と兄弟等は合せて十三人、十二門を守る者、十三の班列、此長等の中より出でみなその兄弟と等しく勤務をなしてエホバの家に仕ふ、十三彼ら門々を分つために、小も大もともにその宗家に備ひて、鐵を擧たりしが、十四東の方の職はシレミヤに當り、又その子セカリヤのために、鐵を擧けるに北の方の職、これに當り、セカリヤは智慧ある義士なり、十五オベテエドムは南の方の職に當り、その子等は倉の職に當り、十六シユバムおよびホサは西の方の職に當り、坂の大路にあるシヤレケテの門の傍に居り、守者はみな相對ふ、十七東の方にはレビ人六人、北の方には日々に四人、南の方にも日々に四人、倉のかたはらには二人、十八西の方バルバルにおいて、は大路に四人、バルバルに二人、十九門を守る者の班列は是のごとし、皆コラの子孫とメラリの子孫なり、二十また神の府庫および聖物の府庫を司される彼らの兄弟なるレビ人は左のごとし、ニラダンの子孫すなはちラダンより出たるゲルシヨン人にして、ゲルシヨン人ラダンの宗家の長たる者の中にては、エヒエリ、ニニおよびエロエリの子等ならびに、その兄弟、セタムとヨエル、是らはエホバの家の府庫を司されり、ニニアムラミ人、イツハリ人、ヘアロン人、ウツエリ人の中において、は左のごとし、ニ四、モーセの子ゲルシヨンの子なるシパエルは府庫の宰たり、ニ五その兄弟にして、エリエセルより出たる者は、即ちエリエセルの子レハビヤその子エサヤその子ヨラムその子シクリその子シロミテ、ニ六此シロミテこそ



の兄弟等はすべての聖物の府庫を掌せりその聖物はすなはちダビデ王、宗家の長千人の長、百人の長、軍族の長等々が奉納たる者あり 二七 即ち戦争において獲たる物および掠取物を奉納てエホバの修繕に供へたるなり 二八 凡て先見者サムエル、キシの子サウル、子ルの子アブナ、ゼルヤの子ヨアブ等が奉獻たる物および其他の奉納物は皆シロミテその兄弟等の手の下におりき 〇二九 イツハリ人の中にてはケナニヤとその子等イスラエルの外事を理め有司となり裁判人となり 三〇 三十一ヘブロン人の中にてはハシヤピアおよびその兄弟などの勇士一千七百人ありてヨルダンの此旁すなはち西の方にてイスラエルの監督者となりエホバの一切の事を行ひ王の用を爲り 三二 ヘブロン人の中にてはその系譜と宗家に依ればエリヤさいふ者ヘブロン人の長なり、ダビデの治世の四十年に彼らを探れ求めギレアドのヤセルにおいて彼らの中より大勇士を得たり 三三 エリヤの兄弟たる勇士は二千七百人にして皆宗家の長たり、ダビデ王かれらをしてルベン人ガド人およびマナセの半支派を監督せしめ、神につける事と王につける事を掌せられたり

第二十七章 イスラエルの子孫すなはち宗家の長、千人の長、百人の長およびその有司等は年の惣の月のあひだ月ごとに更り入り更り出で、其班列の諸の事をつさめて王に事たるが、其数を按ふるに一班列に二萬四千人ありき 二 先第一の班列すなはち正月の分はザブテエルの子ヤシヨバムこれを率ゆ、其班列には二萬四千人 三 彼は正月の軍團の長等の首たる者にしてベレツの子孫なり 四 二月の班列はアホア人ドダイその班列の者さうもにこれを率ゆ、ミクロテさいふ者あり其班列は二萬四千人 五 三月の軍團を統る第三の將は祭司の長エホヤダの子ベナヤ、その班列は二萬四千人 六 このベナヤはかの三十人の中の勇士にして三十人の上にてり彼の子アミザバテその班列にあり 七 四月の分を統る第四の將はヨアブの弟アサヘルにしてその子ゼバデアに次り、其班列は二萬四千人 八 五月の分を統る第五の將はイズラヒ人シヤンモテ、その班列は二萬四千人 九 六月の分を統る第六の將はテコア人イツケシの子イラ、その班列は二萬四千人 十 七月の分を統る第七の將はエフライムの子孫たるベロニ人ヘレツ、その班列は二萬四千人 十一 八月の分を統る第八

八の將はセラの子孫たるホシヤ人シベカイ、その班列は二萬四千人 十二 九月の分を統る第九の將はベニヤミンの子孫たるアナトテ人アビエセル、その班列は二萬四千人 十三 十月の分を統る第十の將はセラの子孫たる子トバ人マハライ、その班列は二萬四千人 十四 十一月の分を統る第十一の將はエフライムの子孫たるピラトン人ベナヤ、その班列は二萬四千人 十五 十二月の分を統る第十二の將はオテニエルの子孫たる子トバ人ヘルダイその班列は二萬四千人 〇一六 イスラエルの支派を治むる者は左のごとし、ルベン人の牧伯はザクリの子エリエセル、シメオンの牧伯はマアカの子シバテヤ、十七 レビ人の牧伯はケムエルの子ハシヤビヤ、アロン人の牧伯はザドク、十八 エダの牧伯はダビデの兄弟エリウ、イツサカルの牧伯はミカエルの子オムリ、十九 ゼブルンの牧伯はオパデヤの子イシマヤ、ナフタリの牧伯はアズリエルの子エレモテ、二十 エフライムの子孫の牧伯はアザツヤの子ホセア、マナセの半支派の牧伯はベダヤの子ヨエル、二一 ギレアドなるマナセの半支派の牧伯はゼカリヤの子イド、ベニヤミンの牧伯はアブナの子ヤシエル、二二 ダンの牧伯はエロハムの子アザリエル、イスラエルの支派の牧伯等は是のごとし 〇二三 二十歳以下ある者はダビデこれを數へざりき、其はエホバかつてイスラエルを増て天空の星のごとくにせんと言たまひしことあればなり

二四 ゼルヤの子ヨアブ數ふることを始めたりしがこれを爲をへざりき、そのかぞふることによりて震怒イスラエルにおよべり、その數はまたダビデ王の記録の籍に載せりき 〇二五 アデエルの子アズマウテは王の府庫を掌せり、ウツヤの子ヨナタンは田野、邑々、村々、城などにある府庫を掌せり 二六 ケルブの子エズリの地を耕す農業の人を掌せり、ニセラムテ人シメイは葡萄園を掌せり、シフミ人ザブテはその葡萄園より取る葡萄酒の職を掌せり 二七 ラマテ人シメイは葡萄園を掌せり、シフミ人ザブテはその葡萄園より取る葡萄酒の職を掌せり 二八 ゲテラ人バアルハナンは平野なる橄欖樹と桑樹を掌せり、ヨアシは油の職を掌せり、二九 シヤロン人シテライはシヤロンにて牧ふ牛の群を掌せり、アテライの子シヤパテは谷々にある牛の群を掌せり 三十 シマエル人オビルは駱駝を掌せり、メロノテ人エテヤは驢馬を掌せり 三一 ハガリ人ヤシズは羊の群を掌せり、是みなダビデ王の所有を掌せれる者なり 〇三二 またダビデの叔父ヨナタンは諸官

たり、彼は智慧あり學識ある者なり、又ハクモニの子エヒエルは王の子等の補佐たり三アヒトベルは王の  
驍将たりアルキ人ホシヤイは王の伴侶たり、三四アヒトベルに次ぐ者はベナヤの子エホヤダおよびアビヤダ  
ル、王の軍旅の長はヨアブ

第二十八章一茲にダビデイスラエルの一切の長、支派の長、王に事ふる班列の長、千人の長、百人の長、  
王その子等の所有および家畜を掌る者、閹官、有力者、諸勇士などを盡くエルサレムに召集め  
而してダビデ王その足にて起て言けるは我兄弟等我民よ我に聽け、我はエホバの契約の匱のため我らの  
神の足臺のために安居の家を建んとの志ありて已にこれを建る準備をせり三然るに神我に言たまへり  
汝は我名のために家を建べからず汝は軍人にして許多の血を流したればなり四然りと雖もイスラエルの  
神エホバ我父の全家の中より我を選びて永くイスラエルに王たりしめたまふ、即ちユダを選びて長となし  
ユダの全家の中より我父の家を選び我父の子等の中にて我を悦びイスラエルの王ならしめたまふ五而し  
てエホバ我に衆多の子をたまひて其わが諸の子等の中より我子ソロモンを選び之をエホバの國の位に坐せし  
めてイスラエルを治めしめんとしたまふ六エホバまた我に言たまひけるは汝の子ソロモンはわが家および我  
庭を作らん、我われを選びて吾子となせり、我われの父となるべし、七彼もし今日のごとく我誠命と律法  
を固く守り行はば我その國を永く堅うせん八然ば今エホバの會衆たるイスラエルの全家の目の前におよ  
び我らの神の聞しめす所にて汝らに勸む、汝らその神エホバの一切の誠命を守りかつ之を追もこむべし、然  
せば汝等この美地を保ちてこれを汝らの後の子孫に永く傳ふることを得ん九我子ソロモンよ汝の父の神を知  
り完全心をもて喜び勇んで之に事へよ、エホバは一切の心を探り一切の思想を曉りたまふなり、汝もし之  
を求めなげ之に遇ん然と汝もし之を棄なげ永く汝を棄たまはん十然ば汝謹めよ、エホバ汝を選びて聖  
所すべき家を建させん十一爲たまへば心を強してこれを爲べし十二而してダビデは耶の廊およびその  
家その府庫その上の室その内の室 罪所の室などの式樣をその子ソロモンに授け十二また其心に思ひ

はかれる一切の物すなはちエホバの家の庭、四周の諸の室、神の家の府庫、聖物の府庫などの式樣を授  
け十三また祭司およびレビ人の班列とエホバの家の諸の奉事の工とエホバの家の諸の奉事の器皿とに  
つきて諭すところあり十四また諸の奉事に用ふる金の器皿を作る金の重量を定め又諸の奉事の器  
用ふる諸の銀の器皿の重量を定め十五即ち金の燈臺とその金の燈臺の重量を宣て一切の燈臺と  
その燈臺の重量を定め又銀の燈臺につきても各々の燈臺の用法にしたがひて燈臺とその燈臺の重  
量を定め十六また供前のパンの案につきても各々の案のために金の重量を定め又銀の案のために銀を  
定め十七又肉鉤、盃、杓のために用ふる純金の重量を定め金の大盤につきてもまた各々の大盤  
のために重量を定め銀の一切の大盤の案につきてもまた各々の大盤の案につきてもまた各々の大盤  
めかつ車なるケルビムの式樣の金を定め、此ケルビムはその翼を展てエホバの契約の匱を覆ふ十九而してダ  
ビデ言けらく此工事の式樣は皆こころよくエホバのその手を我上にくだして我を教へて書せたまひし者なり  
二十かくてダビデその子ソロモンに言けるは汝心を強くし勇みてこれを爲せ、懼るる勿れ慄くなかれ  
エホバ神我神 汝さうもに在さん、彼らならず汝を離れず汝を棄す汝をしてエホバの家の奉事の諸の工  
を成終しめたまふべし二二視よ神の家の諸の役事をなすためには祭司とレビ人の班列あり又諸の工と  
役事を悦びて爲さるるの諸の技巧者 汝さうもに在り、且また牧伯等および一切の民汝の命するこ  
ろを悉く行はん

第二十九章一ダビデ王また全會衆に言けるは我子ソロモンは神の惟獨選びたまへる者なる少くして  
弱く此工事は大なり、此殿は人のために非ずエホバ神のためにする者なればなり二是をもて我力を盡して  
我神の家のために物を備へたり、即ち金の物を作る金、銀の物の銀、銅の物の銅、鐵の物の鐵木の物の  
木を備へたり、又慈珣、嵌石、黒石、火燭、諸の寶石、蠟石など夥多し三かつまた我わが神の家を悦  
ぶが故に 聖所のために備へたる一切の物の外にまた自己の所有なる金銀をわが神の家に獻ぐ四即ちオフ  
レキヤイシリヤクジヤウ 第廿九章止 自十三至廿九章四節 六百十七

金の三千タラント精銀七千タラントを獻げてその家々の壁を蔽ふに供ふ。金は金の物に、銀は銀の物に凡て工人の手にて作るものを用ふべし、誰か今日自ら進んでエホバのためにその手に物を盈さんか。六は宗家の長イスラエルの支派の牧伯等千人の長百人の長および王の工事を掌る者等誠意より獻物をなせり。七その神の家々の奉事のために獻げたるものは金五千タラント一萬ダリク銀一萬タラント銅一萬八千タラント鐵十萬タラント入また寶石ある者はゲルシヨン人エヒエルの手に託て之を神の家の府庫に納めたり。九彼ら斯誠意よりみづから進んでエホバに獻げたれば民その獻ぐるを喜べり。ダビデ王もまた大に喜びぬ。茲にダビデ全會衆の前にてエホバを頌へたり。ダビデの曰く我らの先祖イスラエルの神エホバは汝は世々限なく頌へまつるべきなり。十一エホバは權勢と能力と榮光と光輝と威光とは汝に屬す。凡て天にある者地にある者はみな汝に屬す。エホバは國もまた汝に屬す。汝は萬有の首と崇られたまふ。十二富と貴きは共に汝より出づ。汝は萬有の主と掌たまふ。汝の手には權勢と能力あり。汝の手に能く一切をして大ならしめ又強くならしむるなり。十三然ば我等の神よ我等今なんちに感謝し汝の尊き名を讚美す。十四但し我ら斯のごとく自ら進んで獻ぐることを得たるも我は何ならんや。また我民は何ならんや。萬の物は汝より出づ。我らは只汝の手より受て汝に獻げたるなり。十五汝の前にありては我らは先祖等のごとく旅客たり。寄寓者たり。我らの世にある日は影のごとし望む所ある無し。十六我らの神エホバは汝の聖名のために汝に家を建んさて我らが備へたる此衆多の物は凡て汝の手より出づ。また皆なんちの所有なり。十七我神よ我また知る汝は心を鑿みたまひ又正直を悦びたまふ。我は正しき心をもて眞實より此一切の物を獻げたり。今我また此にある汝の民が眞實より獻物をするを見て喜悅にたへざるなり。十八我らの先祖アブラハム、イサク、イスラエルの神エホバは汝の民をして此精神を何時までもその心の思念に保たしめその心を固く汝に歸せしめたまへ。十九又わが子ソロモンに完全心を與へ汝の誠命と汝の証言と汝の法度を守らせて之をこゝろく行はせ、我が備をなせるその殿を建させたまへ。二十ダビデまた全會衆にむかひて汝ら今な

んぢらの神エホバを頌へよと言ければ全會衆その先祖等の神エホバを頌へ俯てエホバを拜せり。二二而して其翌日に至りてイスラエルの一切の人のためにエホバに犠牲を獻げエホバに燔祭を獻げたり。其牡牛一千牡羊一千羔羊一千またその權祭と祭物夥多しかりき。二三その日彼ら大に喜びてエホバの前に食ひかつ飲み、さらに改めてダビデの子ソロモンを王となしエホバの前にてこれを膏をそそぎて主君とす。又ザドクを祭司とさせり。二三かくてソロモンはエホバの位に坐しその父ダビデに代りて王となりその繁榮を極む。イスラエルみな之に従ひ。二四また一切の牧伯等勇士等およびダビデ王の諸の子等みなソロモン王に服事す。二五エホバイスラエルの目の前にてソロモンを甚だ大ならしめ彼より前のイスラエルの王の未だ得たること有ざる王威を之に賜へり。二六夫エツサイの子ダビデはイスラエルの全地を治めたり。二七そのイスラエルの治めし間は四十年なり。即ちヘブロンにて七年世をなせり。エルサレムにて三十三年世を治めたり。二八退齡にいたり年も富も尊貴も満足して死り、其子ソロモンこれに代りて王となる。二九ダビデ王の始より終まで爲たる事等は先見者サムエルの書預言者ナタンが書および先見者ガドの書に記さる。三十其中にはまた彼の政治とその能力および彼がイスラエルと國々の諸の民に臨みしことの事等を載す。



ロモンの有る馬は皆エツプトよりひきよつたれり王の商賈一郡一郡となして之を取りだし群ごに價金をばらへり十七エツプトより取いだして携へ上る戰車一輛は銀六百、馬一匹は百五十なりき、是のごさくヘテ人の諸の王等およびスリアの王等のためにもその手をもて取いだせり

第二章 茲にソロモンエホバの名のために一の家を建て、また己の國のために一の家を建たせしソロモンは出せりソロモンまづツロの王ヒラムに人を遣して言しめけるは汝はわが父ダビデにその住むべき家を建る榿樹をふくれり、請ふ彼になせしごさく亦我にもせよ今我わが神エホバの名のために一の家を建て之を聖別て彼に奉つり彼の前に馨しき香を焚き常に供前のパンを供へ燔祭を朝夕に献げまた安息日月朔あらびに我らの神エホバの節期ごとに献げんごす、是はイスラエルの水を行ふべき事あればなり五我建る家は大きなり、其は我らの神は諸の神よりも大なればなり六然ながら天も諸天の天も彼を容るごさく能はざれば誰か彼のために家を建るごさくを得んや、我は何人ぞや、争ひ彼のために家を建るごさくを得ん、唯彼の前に香を焚きためのみ七然ば請ふ今金銀銅鉄の細工および紫赤青の製造に精しく彫刻の術に巧ある工人一個を我に遣り、我父ダビデが備へおきたるユダエラサレムのわが工人さうもに操作しめよ八請ふ汝また榿樹、松木および白檀をレバノンより我におくれ、我あんちの僕等がレバノンにて木を斫るごさくを善するを知るるり、我僕また汝の僕ご共に操作べし九是のごさくして我ために材木を多く備へしめよ、其は我が建んごする家は高大を極むる者なるべければなり十我は木を斫る汝の僕に搗麥二萬石、大麥二萬石、酒二萬バテ、油二萬バテを與ふべし十一是においてツロの王ヒラム書をソロモンにおくりて之に答へて云ふエホバその民を愛するが故に汝をもて之が王ごなせり十二ヒラムまた言けるは天地の造主なるイスラエルの神エホバは讀へきりる彼はダビデ王に賢き子を與へて之に分別ご才智ごを賦け之をしてエホバのために家を建てまた己の國のために家を建るごさく得せしむ十三今我わが遠人ヒラムさいふ才智ある工人一人を汝におくる

十四 彼はダンの子孫たる婦の産る者にて其父はツロの人なるが金銀銅鉄木石の細工および紫布、青布、細布、赤布の織法に精しく又能く各種の彫刻を爲し奇巧を凝して諸の工をなすなり、然ば彼を用ひてあんちの工人および汝の父わが主ダビデの工人さうもに操作しめよ十五是については我主の宜まへる小麥、大麥、油および酒をその僕等に遣りたまへ十六汝の凡て需むるごさく我らレバノンより木を斫りだしこれを彼にくみて海よりヨツパにおくるべければ汝これをエラサレムに運びのぼりたまへ十七ごさくにおいてソロモンその父ダビデが核數しごさくイスラエルの國になる異邦人をごさく核數みるに合せて十五萬三千六百人ありければ十八その七萬人をもて荷を負ふ者ごさくなし、八萬人をもて山にて木や石を斫る者ごさくなし、三千六百人をもて民を操作かしむる監督者ごさくなし

第三章 一ツロモンエラサレムのモリア山にエホバの家を建るごさくを始む、彼處はその父ダビデにエホバの顯はれたまひし所にて即ちエフサス人オルナンが打場の中にダビデが備へし處なり二之を建るごさくを始めたるはその治世の四年の二月二日なり三神の家を建るためにソロモンの置たる基は是のごさくし、長六十キユピト潤二十キユピト、皆古の尺に循がふ四家の前の廊は家の潤にしたがひてその長二十キユピト、またその高は百二十キユピト、その内は純金をもて敷ふ五またその大殿は松の木をもて張つめ、美金をもて之を蔽ひ、その上に棕欄と練索の形を施し六また寶石をもてその家を美しく飾る、その金はバルロイムの金なり七彼また金をもてその家その標その閼その壁およびその戸を蔽ひ、壁の上にケルビムを刻つて八また至聖所の家を造りしがその長は家の潤にしたがひて二十キユピト、その潤も二十キユピト、美金をもてこれを蔽ふ、その金六百タラント九その釘の金は重五十シケル、また上の室も金にて覆ふすまた至聖所の家の内に刻鑿めたる二のケルビムを造り金をこれに覆ふ十一そのケルビムの翼は長二十キユピト、此ケルビムの一の翼は五キユピトにして家の壁に達し、その他の翼も五キユピトにして彼のケルビムの翼に達す十二また彼ケルビムの一の翼は五キユピトにして家の壁に達しその他の翼も五キユピト



二百二十人彼らさうもにありて喇叭を吹り十三喇叭を吹く者さば一人のこさくに聲を齊うしてエホバを讃かつ頌へたりし彼ら喇叭鏡鉦等の樂器をもちて聲をふりたて善いなエホバその舒憫は世々限りしと言てエホバを讃ける時に雲その室すなはちエホバの室に充り十四祭司は雲の故をもて立て奉事をなすことを得ざりき、エホバの榮光神の室に充たればなり

第六章 一是に於いてソロモン言けるはエホバは濃き雲の中に居んと言たまひしが二我汝のために住むべき家、永久に居べき所を建たりと三而して王その面をふりむけてイスラエルの全會衆を祝せり、時にイスラエルの會衆は皆立をれり四彼いひけるはイスラエルの神エホバは讃べき哉、エホバはその口をもて吾父ダビデに言ひ、その手をもて之を成さげたまへり五即ち言たまひけらく我はわが民をエジプトの地より導き出せし日より我名を置べき家を建しめんためにイスラエルの諸の支派の中より何の邑をも選みしこ無く又何人をも選みて我民イスラエルの君となせしこ無し六只我はわが名を置きたるためにエルサレムを選みまた我民イスラエルを治めしむるためにダビデを選り七夫イスラエルの神エホバの名のために家を建るこは我父ダビデの心ありき八然るにエホバわが父ダビデに言たまひけるは我名のために家を建るこは汝の心あり、汝の心この事あるは善し九然れども汝はその家を建べからず、汝の腰より出る汝の子その人わが名のために家を建べしと十而してエホバその言たまひし言をおこなひたまへり、即ち我わが父ダビデに代りて立ち、エホバの言たまひしこさくイスラエルの位に坐し、イスラエルの神エホバの名のために家を建て十一その中にエホバがイスラエルの子孫になしたまひし契約を容る匱をなさめたりと十二ソロモンイスラエルの全會衆の前にてエホバの壇の前に立てその手を舒ぶ十三ソロモンさきに長五キエビト潤五キエビト高三キエビトの銅の臺を造りてこれを庭の真中に据おきたりしが乃ちその上に立ちイスラエルの全會衆の前にて膝をかぶめ其手を天に舒て十四言けるはイスラエルの神エホバよ天にも地にも汝のこさき神なし、汝は契約を保ちたまひ、心を全うして汝の前に歩むこころの汝の僕等に恩恵を施し

したまふ十五汝は汝の僕わが父ダビデにのたまひし所を保ちたまへり、汝は口をもて言ひ手をもて成就たまへるこさ今日のごさし十六イスラエルの神エホバよ、然らば汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫その道を慎みて汝わが前に歩めるこさくに我律法にあゆまばイスラエルの位に坐する人わが前にて汝に缺るこさ無るべしと言たまひし事をダビデのために保ちたまへ十七然らばイスラエルの神エホバよ汝が僕ダビデに言たまへるなんちの言に效驗あらしめたまへ十八但し神果して地の上に人さうもに居たまふや、夫天も諸天の天も汝を容るに足す、況て我が建たる此家をや十九然れども我神エホバよ僕の祈禱を聞き我を我の祈禱を聞き我を今汝の前に祈るその號命を祈禱を聽たまへ二十願くは汝の目を夜晝この家の上即ち汝がその名を置んと言たまへる所の上に開きたまへ、願くは僕がこの處にむかひて祈らん祈禱を聽たまへ二一願くは僕が汝の民イスラエルがこの處にむかひて祈る時にその懇願を聽たまへ、請ふ汝の住處なる天より聞き、聽て赦したまへ二二人その鄰人にむかひて罪を犯せるこさありてその人誓をもて誓ふこさを要められんに若し來りてこの家において汝の壇の前に誓ひなば二三汝天より聽て行ひ汝の僕等を鞠き悪き者に返報をなしてその道をその首に歸し義者を義としてその義にしたがひて之を待ひたまへ二四汝の民イスラエルなんちに罪を犯したるがために敵の前に敗れんに若なんちに歸りて汝の名を崇め此家にて汝の前に祈り願ひなば二五汝天より聽て汝の民イスラエルの罪を赦し、汝が彼等とその先祖に與へし地に彼等を歸らしめたまへ二六彼らが汝に罪を犯したるがために天閉て雨なからんに彼ら若この處にむかひて祈り汝の名を崇め汝が彼らを苦しめたまふ時にその罪を離れなば二七汝天より聽きて汝の僕等なんちの民イスラエルの罪を赦したまへ、汝既にかれらにその歩むべき善道を教へたまへり汝の民に與へて産業をなさしめたまひし汝の地に雨を降したまへ二八若くは國に饑饉あるや若くは疫病、枯死、朽腐、蟲賊、稻蟲あるや、若くは其敵かれらその國の邑に圍む等如何なる災禍如何なる疾病あるこも二九もし一人或は汝の民イスラエルみな各々おのれの罹災を憂患を知てこの家にむかひて手を舒なば如何なる祈禱如何なる懇願をなすこも

三十 汝の住處なる天より聽て教し、各々の人にその心を知たまふことその道々にしたがひて報いたまへ其は汝のみ人々の心を知たまへばなり三十一 汝が彼らをして汝が彼らの先祖に與へたまへる地に居る日の間つれに汝を畏れしめ汝の道に歩ましめたまへ三十二 汝の民イスラエルの者にあらずして汝の人なる名を強き手と伸たる腕のために遠き國より來れる異邦人においてもまた若かりてこの家にもかひて祈らば三十三 汝の住處なる天より聽き凡て異邦人の汝に頼もさむること成たまへ、汝が汝の諸の民をして汝の名を知らしめ汝の民イスラエルの爲に汝を畏れしめ、又わが建たる此家は汝の名をもて稱らるることいふことを知しめたまへ三十四 汝の民その敵を戦はんとて汝の道はしたまふ道に進める時も汝の選びたまへるこの邑およびわが汝の名のために建たる家にむかひて汝に祈らば三十五 汝天より彼らの祈禱を聽て彼らを助けたまへ三十六 人は罪を犯さざる者なければ彼ら汝に罪を犯すことありて汝が彼らに怒り彼らをしてその敵に付したまひて敵が彼らに處して遠き地または近き地に曳ゆかん時三十七 彼らその携れゆきし地において自ら心に了るることあり其俘擄の地において翻へりて汝に祈り我らは罪を犯し悖れる事を爲し惡き事を行ひたりと言ひ三十八 その携へゆかれし俘擄の地にて一心一念に汝に立歸り汝がその先祖に與へたまへる地にむかひ汝が選びたまへる邑を汝の名のために建たる家にむかひて祈らば三十九 汝の住處なる天より彼らの祈禱を聽て彼らを助け汝の民が汝にむかひて罪を犯したるを赦したまへ四十 然らば我神よ願くは此處にて爲す祈禱に汝の目を開き耳を傾けたまへ四十一 エホバ神よ今汝および汝の力ある契約の置きて汝の安居の所にいらたまへ、エホバ神よ願くは汝の祭司等に拯救の衣を纏はせ汝の聖徒等に恩恵を喜ばせたまへ四十二 エホバ神よ汝の膏を塗し者の面を黜ぞけたまふ勿れ汝の僕ダビデの德行を記念たまへ

第七章 一 ソロモン祈ることを終し時天より火くだりて燔祭の犠牲を焚き、エホバの榮光その家に充りニエホバの榮光 エホバの家に充しに因て祭司はエホバの家に入ることを得ざりきイスラエルの子孫は皆火の降れるを見たまへエホバの榮光のその家にのぞめるを見て數石の上にて地に俯伏て拜しエホバを讚て云り

善かなエホバその恩恵は世々限りなし四 斯て王および民みなエホバの前に犠牲を献ぐ五 ソロモン王の献げたる犠牲は牛二萬二千羊十二萬、斯王と民みな神の家を開けり六 祭司は立てその職をなし、レビ人はエホバの樂器を執て立つ其樂器はダビデ王彼らの手によりて讚美をなすに當り自ら作りてエホバの恩恵は世々限りなし頌へしめし者なり、祭司は彼らの前にありて喇叭を吹きイスラエルの人は皆立なる七 ソロモンまたエホバの家の前なる庭の中を聖め其處にて燔祭と酬恩祭の脂を献げたり、是はソロモンの造れる銅の壇その燔祭と素祭と脂を受るに足ざりしが故なり八 その時ソロモン七日の間節筵をなしけるがイスラエル全國の人々すなはちハマテの入口よりエジプトの河までの人々あつまりて彼らにもあり其會はなば大なりき九 ひくて第八日に聖會を開けり、彼らは七日のあひだ壇奉納の禮をなひまた七日のあひだ節筵を守りけるが十七月の二十三日にいたりてソロモン民を其天幕に歸せり、皆エホバがダビデ、ソロモンおよびその民イスラエルに施したまひし恩恵のために喜び且心に樂しみて去り○十一 ソロモンエホバの家と王の家とを造りてエホバの家と己の家とにつきて爲んこと心に思ひし事を盡く成就たり十二 時にエホバ夜ソロモンに顯れて之に言たまひけるは我すでに汝の祈禱を聞きまた此處をわがために選びて犠牲を獻ぐる家となす十三 我天を閉て雨なからしめ又は彘賊に命じて地の物を食はしめ又は疫病を我民の中にまくらん十四 我名をもて稱らるる我民も自ら卑くし祈りてわが面を求めその惡き道を離れなば我天より聽てその罪を赦しその地を醫さん十五 今より我この處の祈禱に目を啓き耳を傾むけん十六 今我すでに此家を選びかつ聖別む、我名は永く此にあるべし、また我目もわが心も恒に此にあるべし十七 汝もし汝の父ダビデの歩みしごとく我前に歩み我が汝に命じたるごとく凡て行ひてわが法度と律例を守らば十八 我は汝の父ダビデに契約してイスラエルを治むる人汝に飲ること無るべしと言ひしごとく汝の國の祚を堅うすべし十九 然らば汝ら若ひるがへり我が汝らの前に置たる法度と誠命を棄て往て他の神々に事へかつ之を拜まば二十 我われら我が與へたる地より拔さるべし、又我名のために我が聖別たる此家は我これを我前より投棄て萬



國の中に諺語なり嘲笑ならしめん二且又この家は高くあれども終にはその傍を過る者は皆これに驚きて言んエホバ何故に此地に此家に斯なしたるや三三人これに答へて言ん彼ら己の先祖をエシブトの地より導き出ししその神エホバを棄て他の神々に附従がひ之を拜み之に事へしによりてなり、エホバ之がためにこの諸の災禍を彼らに降せり

第八章一ソロモン二十年を経てエホバの家己の家を建をばりけるがニヒラム邑幾何をソロモンに歸しければソロモンまた之を建なほしイブーエルの子孫をしてその中に住しむ○三ソロモンまたハマテソバに往て之に勝り四彼また曠野のタテモルを建てハマテの諸の府庫邑を建つ五また上ベテホロンおよび下ベテホロンを建つ、是は堅固の邑にして石垣あり門あり關木あり六ソロモンまたバアラテおののがある府庫の邑邑を戰車の諸の邑々を騎兵の邑々ならびにそのエルサレム、レバノンおよび己が治むるところの全地に建ん望みし者を盡く建つ七凡てイスラエルの子孫にあらざるヘテ人、アモリ人、ペリシ人、ヒビ人、エブス人の遣れる者入その地におりて彼らの後に遣れるその子孫即ちイスラエルの子孫の滅ぼし盡さざりし民はソロモンこれを使役して今日にいたる九然れどもイスラエルの子孫をばソロモン一人も奴隸さなして其工事に使ふことをせざりき彼らは軍人となり軍旅の長となり戰車と騎兵の長となり十ソロモン王の有司の首は二百五十人ありて民を統ぶ十一ソロモンバロの女をダビデの邑より携へるのぼりて曠にこれがために建おきたる家にいたる、彼すなはち言り我妻はイスラエルの王ダビデの家に居べからず、エホバの契約の匱のいたれる處は皆聖ければなり○十二茲にソロモン曠に廊の前に築きおきたるエホバの壇の上にてエホバに燔祭を献ぐることをせり十三即ちモーセの命令にしたがひて毎日例の二二之を献げ安息日、月朔および年に三次の節會すなはち酔いれぬパンの節七週の節三結茅節に之を献ぐ十四ソロモンその父ダビデの定めたる所にしたがひて祭司の班列を定めてその職に任じ又ソロモンをその勤務に任じて日々例のごとく祭司の前にて頌讚をなし奉事をなさしめ、又門を守る者をしてその班列にしたがひて諸門

を守らしむ、神の人ダビデの命せしころ是の如くなりければなり十五祭司とレビ人は諸の事につきまた府庫の事につきて王に命せられたる所に違ざりき十六ソロモンはエホバの家の基を置る日までにその工事の準備をこまかく爲しおきて遂に之を成へたればエホバの家は全備せり○十七茲にソロモンエドム、エドムの海邊にあるエシオンゲベルおよびエロテに往り十八時にヒラムその僕等の手に託て船を彼に遣りまた海の事を知る僕等を遣りけるが彼等すなはちソロモンの僕さうもにオフルに往て彼處より金四百五十タラントを取てソロモン王の許に携へ來れり

第九章一茲にシバの女王ソロモンの風聞を聞きおよび難問をもてソロモンを試みんさて甚だ衆多の部從をしたがへ香物と夥多き金と寶石とを駱駝に負せてエルサレムに來りソロモンの許にいたりてその心にある所をこまかく之に陳けるにニソロモンこれに問に盡く答へたりソロモンの知ずして答へざる事は無りき三シバの女王ソロモンの智慧その建たる家を觀しまたその席の食物とその諸臣の列坐る状とを侍臣の伺候状と彼らの衣服およびその酒人とその衣服ならびに彼がエホバの家に上りゆく昇道を觀におよびて全くその氣を奪はれたり五是において彼王に言けるは我が自己の國にて汝の行爲汝の智慧さにつきて聞およびたる言は眞實なりき六然るに我は來りて目に觀るまではその言を信ぜざりしが今視ば汝の智慧の大なる事我が聞たるはその半分にも及ばざりき、汝は我が聞たる風聞に愈れり七汝の人々は幸福なるかな汝の前に常に立て汝の智慧を顯る此なんちの臣僕等は幸福なるかな八汝の神エホバは讚べき哉彼なんちを悦びてその位に上らせ汝の神エホバの爲に汝を王となしたまへり、汝の神イスラエルを愛して永く之を堅うせん九するが故に汝を之が王となして公平と正義を行はせたまふなりと九すなはち金百二十タラントおよび莫大の香物と寶石とを王に饋れり、シバの女王がソロモン王に饋りたるが如き香物は未だ曾て有ざりしあり十(一)のオフルより金を取きたりしヒラムの臣僕とソロモンの臣僕等また白檀木と寶石とをも携さへいたりければ十一王その白檀木をもてエホバの家と王の宮とに段階を作り、また謳歌者のために琴と瑟とを作

れり、是より前には是のごとき者ユダの地に見しこと無りき十二ソロモン王シバの女王に物を饋りてその携へきたる所に報いたるが上にまた之が望にまかせて凡てその求むる者を與へたり、斯て彼はその臣僕さにも去てその國に還りぬ〇十三年にソロモンの所に來れる金の重量は六百六十六タラントなり十四の外のまた商賣および商旅の携へきたる者あり、アラビアの一切の王等および國の知事等もまた金銀をソロモンに携へ至れり十五ソロモン王展金の大楯二百枚を作れりその大楯一枚には展金六百シケルを用ふ十六また展金の小千三百枚を作れり、其小千一枚には金三百シケルを用ふ、王これらレバノン森の家に置り十七王また象牙をもて大なる寶座一を造り純金をもて之を蔽へり十八その寶座には六の階級あり又金の足臺ありて共にその寶座に連なり、その坐する處の此旁彼旁に扶手ありて扶手の側に二頭の獅子立なり十九その六の階級に十二の獅子ありて此旁彼旁に立り、是のごとき者を作れる國は未だ曾て有ざりしなり二十ソロモン王の用ゐる飲料の器は皆金なり、またレバノン森の家の器もこさくく精金なり、銀はソロモンの世には何とも算ざりしなり二一其は王の舟ヒラムの僕を乗てタルシシに往き三年毎に一回その舟タルシシより金、銀、象牙、猿および孔雀を載て來りたればなり二三ソロモン王は天下の諸王に勝りて富有さ智慧さをもちたれば二三天下の諸王みな神がソロモンの心に授けたまへる智慧を聽んきてソロモンの面を見んことを求め二四各々その禮物を携へ來る即ち銀の器、金の器、衣服、甲冑、香物、馬、騾など年々定分ありき〇二五ソロモン王の馬四千匹、騎兵一萬二千あり、王これを戰車の邑々に置きまたエルサレムにて自己の所に置り二六彼は河よりペリシテの地エジプトの界までの諸王を統治めたり二七王は銀を石のごとくエルサレムに多からしめ、また檜樹を平野の桑木のごとく多からしめたり二八また人衆エジプトなどの諸國より馬をソロモンに奉いたれり〇二九ソロモンのその餘の始終の行爲は預言者ナタンの書にシロ人アヒヤの預言と先見者イドが子ヤラベアムにつきて述たる默旨の中に記さるるにあらすや三十ソロモンはエルサレムにて四十年の間イスラエルの全地を治めたり三一ソロモンその先祖等と

俱に寢りてその父ダビデの邑に葬られ其子レハベアムこれに代りて王となれり

第十章 爰にレハベアムシケムに往り、其はイスラエルみな彼を王となさんとしてシケムに到りたればありニ子バテの子ヤラベアムはさきにソロモン王の面を避てエジプトに逃れ居しがこのことを聞てエジプトより歸れり三人衆人を遣はして之を招きたるなり、斯てヤラベアムはイスラエルの人みな來りてレハベアムに語りて言けるは汝の父我らの軛を苦しくせり、然れば汝今汝の父の苦き役さその我らに蒙むらせたる重き軛を軽くしたまへ、然れば我等なんちに事へん五レハベアムかれらに言けるは汝ら三日を経て再び我に來れと民す方は去り六是においてレハベアム王その父ソロモンの生る間これが前に立たる老人等に計りて言けるは汝ら如何に教へて此民に答へしむるや七彼らレハベアムに語りて言けるは汝もし此民を厚く待ひ之を悦ばせ善言を之に語らば永く汝の僕たらんさ八然るに彼その老人等の教へし教を棄て自己ごもに生長て己の前に立さるる少年等計れり九即ち彼らに言けるは汝ら如何に教へて我らをして此民に語りて汝の父の我らに蒙むらせし軛を軽くせよと言ふ民に答へしむるや十彼らもに生長たる少年等これに語りて言けるは汝に語りて汝の父我らの軛を重くしたれば汝これを我らのために軽くせよと言たる此民に汝かく答へ斯これに言へし吾小指は我父の腰より太し十一我父は汝らに重き軛を負せたりしが我は更に汝らの軛を重くせん、我父は軛をもて汝らを懲せしが我は軛をもて汝らを懲さん十二猶またヤラベアムと民等は皆王の告て第三日に再び我にきたれと言し十三第三日にレハベアムに詣りしに十三王荒々しく彼らに答へたり、即ちレハベアム王老人の教を棄て十四少年の教のごとく彼らに告て言けるは我父は汝らの軛を重くしたりしが我は更に之を重くせん、我父は軛をもて汝らを懲せしが我は軛をもて汝らを懲さん十五王かく民に聽こさせざりき、此事は神より出たる者にしてその然るはエホバかくてシロ人アヒヤによりて子バテの子ヤラベアムに告たる言を成就んがためなり十六イスラエルの民みな王の己に聽ざるを見しかば王に答へて言けるは我らダビデの中に何の分あらんや、エッサイの子の中には所有なし、イスラエルよ汝ら各

各その天幕に歸れ、ダビデ族よ今おのれの家を顧みよ、斯イスラエルは皆その天幕に歸れり十七但しエ  
 ズの邑々に住るイスラエルの子孫の上にはレハベアムなほ王たりき十八レハベアム王役夫の頭なるアドラム  
 を遣はしけるにイスラエルの子孫石をもてこれを撃て死しめたればレハベアム王急ぎてその車に登りて  
 エルサレムに逃がへり十九是のこゝくイスラエルはダビデの家に背きて今日にいたる

第十一章一茲にレハベアムエルサレムに至りてユダとベニヤミンの家より強の武者十八萬を集め、  
 而してレハベアムを己に歸さんためにイスラエルを戦はんせしにニエホバの言神の人シマヤに臨みて  
 云ふ三ソロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンにあるイスラエルの人々に告げ言べし四エ  
 ホバの言汝ら攻上るべからず、又なんぢらの兄弟を戦ふべからず、各々その家に歸れ、此事は我より  
 出たる者なりき、彼ら乃ちエホバの言にしたがひヤラベアムに攻ゆくことを止て歸れり五斯てレハベアム  
 エルサレムに居りユダに守衛の邑々を建たり六即ちその建たる者はベテレヘム、エタム、テコア、セベテズル、  
 シヨコ、アドラム、ハガテ、マレシヤ、シフ、九アドライム、ラキシ、アゼカ、ナゾラ、アヤロン、ハアロン、是等は  
 エダとベニヤミンにありて守衛の邑なり十一彼その守衛の邑々を堅固にし之に軍長を置き糧食と油と  
 酒とを貯はへ十二またその一切の邑に盾と矛とを備へて之を甚だ強からしむ、ユダとベニヤミンこれに附り  
 十三イスラエルの全地の祭司とレビ人は四方の境より來りてレハベアムに投ず十四即ちレビ人はその郊地と  
 産業を離れてユダとエルサレムに至れり、是はヤラベアムとその子等かれらを廢して祭司の職をエホバの  
 前に爲しめざりし故なり十五ヤラベアムは崇邱と牡山羊と己の作れる壇のために自ら祭司を立つ十六  
 またイスラエルの一切の支派の中凡てその心を傾むけてイスラエルの神エホバを求むる者はその先祖の神エ  
 ホバに禮物を献げんきてレビ人にしたがつひてエルサレムに至れり十七是のこゝく彼等ユダの國を堅うしソ  
 ロモンの子レハベアムをして三年の間強からしめたり、即ち民は三年の間ダビデとソロモンの道に歩め  
 り十八レハベアムはダビデの子エレモテの子マハラテを妻に娶れり、マハラテはエツサイの子エリアア

の女アビハイルの産し者なり十九彼エウシ、シヤマリヤおよびザハムの三子を産む二十また之の後ニア  
 サロムの女マアカを娶れり、彼アビヤ、アツタイ、シザおよびシロミテを産む二一レハベアムはアブサロム  
 の女マアカをその一切の妻と妾にまさりて愛せり、彼は妻十八人妾六十人を取り、男子二十八人  
 女子六十人を擧ぐ二二レハベアム、マアカの子アビヤを王とせんと思ふが故に之を立て首となし、その  
 兄弟の長とせり二三斯るが故に慧く取行ひ其男子等を盡くユダとベニヤミンの地なる守衛の邑々に  
 散し置き之に糧食を多く與へつ衆多の妻を求得させたり

第十二章一レハベアムその國を固くしその身を強くするに及びてエホバの律法を棄たり、イスラエルみな  
 之に倣ふニ彼ら斯エホバにむかひて罪を犯すによりてレハベアムの五年にエジプトの王シシャクエルサレ  
 ムに攻のぼれり三その戰車は一千二百、騎兵は六萬、また彼に從がひてエジプトより來れる民レビ人  
 スキ人、エテオピア人等は數しれず四彼すなはちユダの守衛の邑々を取り進てエルサレムに至る五是におい  
 てレハベアムおよびユダの牧伯等シシャクの故によりてエルサレムに集まり居けるは預言者シマヤこれ許  
 にいたりて之に言けるはエホバの言汝ら我を棄たれば我も汝らをシシャクの手に遣はけり六是  
 をもてイスラエルの牧伯等および王は自ら卑くしてエホバは義と語り七エホバかれらが自ら卑くするを見  
 まひければエホバの言シマヤに臨みて言ふ彼等は自ら卑くしたれば我かれらを滅ぼさず、少く拯救を彼ら  
 に施さん、我シシャクの手をもて我忿怒をエルサレムに洩さじ八然ながら彼等は之が臣とあらん、是彼ら  
 が我に事ふる事と國々の王等に事ふる事との辨をしらん爲なり九エジプトの王シシャクすなはちエルサレ  
 ムに攻のぼりエホバの家の寶物と王の家の寶物を奪ひて盡くこれを取り又ソロモンの作りたる金の  
 楯を奪ひされり十是をもてレハベアム王その代に銅の楯を作り王の家の門を守る侍衛の長等の手にこれ  
 を交し置ける十一王エホバの家に入る時には侍衛きたりて之を負ひまた侍衛の房にこれを持かへり十二  
 レハベアム自ら卑くしたればエホバの忿怒かれを離れこれを盡く滅ぼさんとは爲たまはず又ユダにも善

事ありき○十三レハベアム王はエルサレムにありてその力を強くし世を治めたり、即ちレハベアムは四十一歳のとき位に即ち十七年の間エルサレムにて世を治む、是すなはちエホバがその名を置んきてイスラエルの一切の支派の中より選びたまへる邑なり、彼の母はアンモニ人にしてその名をナアマといふ十四レハベアムはエホバを求むる事に心を傾むけずして悪き事を行なへり十五レハベアムの始終の行爲は預言者シマヤの書および先見者イドの書の中に系圖の形に記さるるに非ずや、レハベアムはヤラベアムの間に絶えず戦争ありき十六レハベアムその先祖等ももに寝りてダビデの邑に葬られ其子アビヤにばりて王となれり

第十三章一ヤラベアム王の十八年にアビヤユダの王となりニエルサレムにて三年の間世を治めたり、其母はギベアのウリエルの女にして名をミカヤといふ、茲にアビヤヤラベアムの間に戦争あり三アビヤは四十萬の軍勢をもて戦門に備ふ、是みな偏強の猛き武夫なり、又ヤラベアムは偏強の人八十萬をもて之にむいひて戦争の行伍を立つ、是また大勇士なり四時にアビヤエフライムの山地なるセマライム山の上に立て言けるはヤラベアムおよびイスラエルの人々皆聽よ五汝ら知すやイスラエルの神エホバ鹽の契約をもてイスラエルの國を永くダビデとその子孫に賜へり六然るにダビデの子ソロモンの臣たる子バテの子ヤラベアム興りてその主君に叛き七邪曲なる放蕩者これに集り附き自ら強くしてソロモンの子レハベアムに敵せしがレハベアムは少くまた心弱くして之に當る力なかりき八今またなんぢらはダビデの子孫の手にあるエホバの國に敵對せんす、汝らは大軍なり、又ヤラベアムが作りて汝らの神を爲たる金の犢をんぢらに儲にあり九汝らはアロンの子孫たるエホバの祭司レビ人を逐放ち、國々の民の爲がごとくに祭司を立てるにあらずや、即ち誰にもあれ少き牡牛一匹牡羊七匹を携へきたりて手に充す者は皆かの神ならぬ者の祭司となることを得るなり十然と我等に於てはエホバ我等の神にましくして我等は之を棄す、またエホバに事ふる祭司はアロンの子孫にして役事をなす者はレビ人なり十一彼ら朝ごさ夕ごさにエホバに燔祭を献げ香を焚くことを爲し又供前のパンを純精の案の上に供へまた金の燈臺とその燈臺を整へて夕ごさに點すなり、斯われらは

我らの神エホバの職守を守れども汝らは却て彼を棄たり十二視よ神みづから我らに在して我らの大將となりたまふ、また其祭司等は喇叭を吹ならして汝らを攻む、イスラエルの子孫よ汝らの先祖の神エホバに敵して戦ふ勿れ、汝ら利あらざるべければなりと十三ヤラベアム伏兵を彼らの後に回らせればイスラエルのユダの前にあり伏兵は其後にあり十四ユダ後を顧みるに敵前後にありければエホバにむかひて號呼り祭司等喇叭を吹り十五ユダの人々すなはち喇叭を擧げるがユダの人々喇叭を擧るにあたりて神アラベアムイスラエルの人々をアビヤユダの前に打敗りたまひしかば十六イスラエルの子孫はユダの前より逃はしれり、神かく彼らを之が手に付したまひければ十七アビヤユダその民彼らを夥多く撃殺せり、イスラエルの殺されて倒れし者は五十萬人みな偏強の人なり十八是時にはイスラエルの子孫打負されユダの子孫勝を得たり、是は彼らその先祖の神エホバを頼みしが故なり十九アビヤユダすなはちヤラベアムを追撃て邑數箇を彼より取り、即ちベテルとその郷里、エシヤナとその郷里、エフロンとその郷里是なり二十ヤラベアムはアビヤの世に再び權勢を奮ふことを得ず、エホバに撃れて死り二然とアビヤは權勢を得、妻十四人を娶り男子二十二人、女子十六人を擧げたりニアビヤユダその餘の作爲はその行爲その言は預言者イドの註釋に記さる

第十四章一アビヤその先祖等ももに寝りてダビデの邑に葬られその子アサこれに代りて王となれり、アサの代になりて其國十年の間平穩なりきニアサはその神エホバの目に善と視正義と視たまふ事を行へり三即ち異なる祭壇を取のぞき諸の崇邱を毀ち柱像を打碎きアシラ像を砍倒し四ユダに命じてその先祖等の神エホバを求めしめその律法と誠命を行はしめ五ユダの一切の邑々より崇邱と日の像とを取除けり、而して國は彼の前に平穩なりき六彼また守衛の邑數箇をユダに建たり、是はその國平安を得て此年頃戦争なかりしに因る、即ちエホバ彼に安息を賜ひしなり七彼すなはちユダに言けるは我等是等の邑を建てその四周に石垣を築き戊樓を起し門と門間とを設けん、我等の神エホバを我等求めしに因て此國は我等の前にあ

り、我ら彼を求めたれば四方において我らに平安を賜へり、斯彼ら滯阻なく之を建たり入アサの軍勢はユダより出たる者三十萬ありて楯と戈とを執りベニヤミンより出たる者二十八萬ありて小楯を執り弓を擡く是みな大勇士なり茲にエテオピア人セラ軍勢百萬人 戦車三百輛を率ゐて攻きたりマレシヤに至りければアサこれにむかひて進み出で共にマレシヤのゼパタの谷において戦争の陣列を立つ十一時にアサその神エホバにむかひて呼はりて言ふエホバよ力ある者を助くるも力なき者を助くるも汝において異なること無し、我らの神エホバよ我らを助けたまへ、我らは汝に倚頼み汝の名に託りて往て此群衆に敵る、エホバよ汝は我らの神にましませり、人をして汝に勝せたまふ勿れ、十二エホバはアサの前ユダの前においてエテオピア人を撃取りたまひしかばエテオピア人逃はしりけるに十三アサ之に従がふ民りれらるるゲラルまで追撃り、斯エテオピア人は倒れて再び振ふことを得ざりき、其は彼等エホバとその軍旅に打敗られたればなり、ユダの人々の得たる掠取物は甚だ多りき十四かれらはまたゲラルの四周の邑々を盡く撃つやぶれり、是の邑々エホバを畏れたればなり、是において彼らその一切の邑より物を掠めたりしがその中より得たる掠取物は夥多かりき十五また家畜のなる天幕を襲ふて羊と駱駝を多く奪ひ取り、而してエルサレムに歸りぬ

第十五章 茲に神の靈 オテデの子アザリヤに臨みければ二彼出ゆきてアサを迎へ之に言けるはアサよエホバよベニヤミンの人々よ我に聽け汝等がエホバに偕に在る間はエホバも汝らに偕に在すべし、汝ら若し我を求めなば彼に遇ん然もかれを棄なば彼も汝らを棄たまはん三 抑 イスラエルには眞の神なく教訓を施さず祭司なく律法なきこと日久しかりしが四 患難の時にイスラエルの神エホバに立ちへりて之を求めたれば即ちこれに遇り五 當時は出る者にも入る者にも平安なく惟大なる苦患に之の民に臨めり六 國は國に邑は邑に撃碎する、其は神 諸の患難をもて之を苦しめたまへばなり七 然ば汝ら強かれ、汝らの手を弱くする勿れ、汝らの行爲には賞 賜あるべければなり八 アサこれらの言もよび預言者オテデの預言を聽

て力を得、憎むべき者をユダとベニヤミンの全地より除きまた其エフライムの山地に得たる邑々より除き、エホバの廊の前なるエホバの壇を再興せり九 彼またユダとベニヤミンの人々もよびエフライムマナセシメオンより來りて寄寓る者を集めたり、イスラエルの人々の中エホバ神のアサに偕に在るを見てアサに降れる者夥多かりしなり十 彼等すなはちアサの治世の十五年の三月にエルサレムに集り十一 其たづなへ來れる掠取物の中より牛七百羊七千をその日エホバに獻げ十二 皆契約を結びて曰く心を盡し精神を盡して先祖の神エホバを求めん十三 凡てイスラエルの神エホバを求めざる者は大小男女の區別なく之を殺さん十四 而して大聲を擧げ號呼をなし喇叭を吹き角を鳴してエホバに誓を立て十五 ユダみなその誓を喜べり、即ち彼ら一心をもて誓を立て一念にエホバを求めたればエホバこれに遇ひ四方において之に安息をたまへり十六 備またアサ王の母マアカアシラ像を作りしこと有ければアサこれを貶して太后たらしめず、その像を研たふして粉々に碎きキデロン川にてこれを焚り十七 但し崇 邱は尙イスラエルより除かざりき、然もアサの心は一生の間 全かりしなり十八 彼はまたその父の納めたる物もよび己が納めたる物すなはち金銀ならびに器皿等をエホバの家に携へいれり十九 アサの治世の三十五年までは再び戦争あらざりき

第十六章 アサの治世の三十六年にイスラエルの王バアシヤユダに攻のぼりユダの王アサの所に誰をも往來せざらしめんとてラマを建たり二十 是においてアサエホバの家と王の家との府庫より金銀を取いだしダマスツに住るスリアの王ベチハダデに餽りて言けるは三 我父と汝の父の間の如く我と汝の間に約を立ん、視よ我今汝に金銀を餽れり、往て汝がイスラエルの王バアシヤとの約を破り彼をして我を離れて去しめよ四 べ子ハダデすなはちアサ王に聽き自己の軍勢の長等をイスラエルの邑々に攻遣ければ彼等イヨン、ダン、アベルマイムおよびナフタリの一切の府庫の邑々を撃たり五 巴アシヤ聞てラマを建ること罷めその工事を廢せり六 是においてアサ王ユダ全國の人々を率ゐバアシヤがラマを建るに用ひたる石と材木を運びきたらしめ之をもてゲバとミズバを建たり七 その頃先見者ハナニユダの王アサの許にいたりて之に言けるは汝はスリア

の王に倚頼みて汝の神エホバに倚頼まざりしに因てスリア王の軍勢は汝の手を脱せりハカのエテオピア人  
 ルビ人は大軍にして戦車および騎兵はなほ多かりしにあらすや、然るも汝エホバに倚頼みたればエホ  
 バに力を顯したまふ、この事において汝は愚なる事をなせり、故に此後は汝に戦争あるべし、然るにアサそ  
 の先見者を怒りて之を獄舎にいれたり、其は烈しくこの事のために彼を怒りたればなり、アサまた其頃民  
 を虐げたる事ありき、○十一アサの始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さる、十二アサはその治世の  
 三十九年に足を病みその病患つひに劇しくありしがその病患の時にもエホバを求めずして醫師を求めたり  
 十三アサその先祖等と偕に寝りその治世の四十一年に死し、十四人衆これをその己のためにダビデの邑に埋  
 ける墓に葬り、製香の術をもて製したる種々の香物を盈せる床の上に置き之がために夥多しく焚物をな  
 せり

第十七章一アサの子ヨシヤパテアサに代りて王となりイスラエルにむかひて力を強くしユダの一切の堅  
 固なる邑々に兵を置きユダの地およびその父アサが取たるエフライムの邑々に鎮臺を置きエホバヨシヤパ  
 テに歩みイスラエルの行爲に倣はざればなり、五このゆゑにエホバ國を彼の手に堅く立たまへり、またユダの  
 命に歩みイスラエルの行爲に倣はざればなり、五このゆゑにエホバ國を彼の手に堅く立たまへり、またユダの  
 人衆みなヨシヤパテに禮物を餽れり、彼は富貴を極めたり、六是において彼エホバの道にその心を勵ま  
 し遂に崇邱とアシラ像とをユダより除けり、七彼またその治世の三年にその牧伯ベチハイル、オパテヤ、セ  
 カリヤ、子タンエル、およびミカヤを遣はしてユダの邑々にて教誨をなさしめ、八またレビ人の中よりシマヤ、  
 子タニヤ、ゼバデヤ、アサヘル、セミラモテ、ヨナタン、アドニヤ、トビヤ、トバドニヤなどいふレビ人を遣して  
 之と偕ならしめ、且祭司エリシヤマとヨラムをも之と偕に遣はしける、九彼らはエホバの律法の書を携へユダ  
 において教誨をなしユダの邑々を盡く行めぐりて民を教へたり、十是においてユダの周圍の地の國々みなエ

ホバを懼れてヨシヤパテを攻ることをせざりき、十一またベリシテ人の中に禮物および貢の銀をヨシヤパテに  
 餽れる者なり、且又アラビヤ人は家畜をこれに餽れり、即ち牡羊七千七百、山羊七千七百、十二ヨシ  
 ヤパテは益々大になりゆきてユダに城および府庫邑を多く建て、十三ユダの邑々に多くの工事を爲し、大勇士  
 たる軍人をエルサレムに置り、十四彼等を數ふるにその宗家に循へば左のごとし、ユダより出たる千人の長  
 の中にはアテナさい、大勇士あり、大勇士三十萬、これに従ふ十五その次は軍長ヨハナン、之に従ふ者  
 は二十八萬人、十六その次はシクリの子アマシヤ、彼は悦びてその身をエホバに獻けたり、大勇士二十萬、  
 これに従ふ十七ベニヤミンより出たる者の中にはエリアダさい、大勇士あり、弓および楯を持つもの二十萬、  
 これに従ふ十八その次はヨザパテ、戰鬥の準備をなせる者十八萬、これに従ふ十九是等は皆王に事ふる者  
 等なり、此外にまたユダ全國の堅固なる邑々に王の置る者あり

第十八章一ヨシヤパテは富貴を極めアハバと縁を結べり、二かれ數年の後サマリヤに下りてアハバを  
 訪ければアハバ彼およびその部從のために牛羊を多く宰り、ギレアデのラモテに俱に攻上らんことを彼に  
 勸む、三すなはちイスラエルの王アハバとユダの王ヨシヤパテに言けるは、汝我とともにもギレアデのラモテに攻  
 ゆくや、ヨシヤパテこれに答へけるは、我は汝のごとき、我民は汝の民のごとし、汝さうもに戰鬥に臨まん、四ヨシ  
 ヤパテまたイスラエルの王に言けるは、請ふ今日エホバの言を問たまへ、五是においてイスラエルの王預言  
 者四百人を集めて之に言けるは、我らギレアデのラモテに往て戦ふべきや、又は罷へべきや、彼等いひけるは、攻  
 上りたまへ、神これを王の手に付したまふべし、六ヨシヤパテいひけるは、此外に我らの由て問へきエホバの預  
 言者此にあらざるや、七イスラエルの王こたへてヨシヤパテに言けるは、外に一人あり、我らこれによりて  
 エホバに問ふことを得ん、然る彼は今まで我につきて善事を預言せず、恒に悪き事のみを預言すれば、我彼を惡む  
 べし、其者は即ちイムラの子ミカヤなり、然るにヨシヤパテこたへて王し、八宣まふ勿れ、言ければ、八イスラ  
 エルの王一人の官吏を呼てイムラの子ミカヤを急ぎ來らしめ、九イスラエルの王およびユダの王ヨシ

ヤパテは朝衣を纏ひサマリアの門の入口の廣場にて各々その位に坐し居り預言者は皆その前に預言せり十時にケナアナの子ゼデキヤ鐵の角を造りて言けるはエホバが言たまふ汝は是等をもてスリア人を衝て滅ぼし盡すべし十一預言者みな斯預言して云ふギレアデのラモテに攻上りて勝利を得たまへ、エホバこれを王の手に付したまふべし十二茲にミカヤを召んきて往たる使者これに語りて言けるは預言者等の言は一の口より出るがごとくにして王に善し、請ふ汝の言をも彼らの一人のごとくあして善事を言へ十三ミカヤ言けるはエホバは活く我神の宣ふ所を我は陳んきて王に至るに王かれに言けるはミカヤよ我らギレアデのラモテに往て戦ふべきや又彼龍へきや、彼言けるは上りゆきて利を得たまへ、彼らは汝の手に付されん十五王かれに言けるは我幾度なんちを誓はせたらば汝エホバの名をもて唯眞實のみを我に告るや十六彼言けるは我イスラエルが皆牧者なき羊のごとく山に散るを見たるがエホバ是等の者は主なし各々やすらかに其家に歸るべしと言たまへり十七イスラエルの王是においてヨシヤパテに言けるは我なんちに告て彼は善事を我に預言せず只惡き事のみを預言せんと言しに非ずや十八ミカヤまた言けるは然らば汝らエホバの言を聽べし、我視しにエホバその位に坐し居たまひて天の萬軍その傍に右左に立をりしが十九エホバ言たまひけるは誰かイスラエルの王アハブを誘ひて彼をしてギレアデのラモテにのぼりゆきて彼處に斃れしめんか、即ち一は此ごときせんと言ひ一は彼ごときせんと言ければ二十途に一の靈すすみ出てエホバの前に立ち我を誘はんと言たればエホバ何をもてするか之に問たまふに二一我いでて虚言を言ふ靈となりてその諸の預言者の口にあらんと言ひ、エホバ言たまひけるは汝は誘ひ且これを成就ん、出て然すべし二三故に視よエホバ虚言を言ふ靈を汝のこの預言者等の口に入たまへり、而してエホバ汝に災禍を降さんと言たまふに二三時にケナアナの子ゼデキヤ近よりてミカヤの頬を批て言けるはエホバの靈何の途より我を離れゆきて汝を言ふや二十四ミカヤ言けるは汝奥の室にいりて身を匿す日に見べし二十五イスラエルの王いひけるはミカヤを取てこれを邑の宰アモンおよび王の子ヨアシに曳かへりて言べし二十六王かく

言ふ我が安然に歸るまで此者を牢にいれて苦惱のパンを食せ苦惱の水を飲せよ二十七ミカヤ言けるは汝もし眞に平安に歸るならばエホバ我によりて斯宣まひし事あらずと、而してまた言り汝ら民よ皆聽べし二十八かくてイスラエルの王およびユダの王ヨシヤパテはギレアデの上りゆけり二十九イスラエルの王時にヨシヤパテに言けるは我は服裝を變て戰陣の中にいらん、汝は朝衣を纏ひたまへ三十イスラエルの王すなはち服裝を變へ二人俱に戰陣の中にいれり三十一スリアの王その戰車の長等に命じおけり云く汝ら小き者とも大なる者とも戰ふなかれ、惟イスラエルの王そのみ戰へ三十二戰車の長等ヨシヤパテを見て是はイスラエルの王ならんと言ひ身をめぐらして之を戰はんとせしがヨシヤパテ號呼ければエホバこれを助けたまへり、即ち神彼らを感動して之を離れしめたまふ三十三戰車の長等彼がイスラエルの王にあらざるを見しかば之を追ふことをやめて引返せり三十四茲に一箇の人何心なく弓を彎てイスラエルの王の胸當さ草摺の間に射あてたれば彼その御者に言けるは我傷を受たれば汝手を旋らして我を軍中より出せ三十五此日戰爭烈しくなりぬ、イスラエルの王は車の中に自ら扶持て立ち薄暮までスリア人をささへたりしが日の没る頃にいたりて死り

第十九章 ユダの王ヨシヤパテは悉くエルサレムに歸りてその家に至れり二時に先見者ハナニの子エヒウヨシヤパテ王を出むかへて之に言けるは汝惡き者を助けエホバを惡む者を愛して可らんや之がためにエホバの前より震怒あんちの上に臨む三然ながら善事もまた汝の身に見ゆ即ち汝はアシラ像を國中より除きかつ心を傾けて神を求むるなり四ヨシヤパテはエルサレムに住たりしが復出てベエルシバよりエフライムの山地まで民の間を行めぐりその先祖の神エホバにこれを導き歸せり五彼またユダの一切の堅固なる邑に裁判人を立つ、國中の邑々みな然り六而して裁判人に言けるは汝等その爲ごころを慎め、汝らは人のために裁判するに非ずエホバのために裁判するあり、裁判する時にはエホバ汝らごころを慎め、汝らは人のために裁判するに非ずエホバのために裁判するあり、我らの神エホバは惡き事なく人を偏視ごころなく賄賂を取ごころ無ればなり

入ヨシヤパテまたレビ人祭司およびイスラエルの族長を選びてエルサレムに置きエホバの事および訴訟を審判しむ、彼らはエルサレムにかへり九ヨシヤパテこれに命じて云く汝らエホバを畏れ眞實と誠心をもて斯るこなふべし十凡てその邑々に住む汝らの兄弟血を相流せる事または律法と誠命、法度と條例などの事につきて汝らに訴へ出るこ有ばこれを論してエホバに罪を犯さざらしめよ、恐らくは震怒なんぢに汝らの兄弟にのぞまん、汝ら斯るこなはば怒なるべし十一視よ祭司の長アマリヤ、汝らの上においてエホバの事を凡て司ごり、ユダの家の宰イシマエルの子ゼバテヤ王の事を凡て司ごる、亦レビ人汝らの前にありて官吏ならん、汝ら心を強くして事をなせエホバ善人を祐けたまふべし

第二十章 この後モアブの子孫アンモンの子孫およびマオニ人等ヨシヤパテと戦はんとて攻きたれり二時に或人きたりてヨシヤパテに告げ云ふ海の彼旁スリアより大衆汝に攻きたる、視よ今ハザンタマルにありき、ハザンタマルはすなはちエンゲテナリ三是においてヨシヤパテ懼れ面をエホバに向てその助を求めユダ全國に斷食を布令しめければ四ユダ擧て集りエホバの助を求めたり即ちユダの一切の邑より人々きたりてエホバを求む五時にヨシヤパテエホバの室の新しき庭の前においてユダとエルサレムの會衆の中に立ち六言けるは我らの先祖の神エホバよ汝は天の神にましますに非ずや、異邦人の諸國を統たまふに非ずや汝の手には能力あり權勢ありて誰もなんぢを禦ぐこ能はざるに非ずや七我らの神よ汝は此國の民を汝の民イスラエルの前より逐はらひて汝の友アブラハムの子孫に之を永く與へたまひしに非ずや八彼らは此に住み汝の名のために此に聖所を建て言へり九刑罰の劍疫病饑饉などの災禍われらに臨まん時は我らこの家の前に立て汝の前にありその苦難の中に汝に呼號らん、まかして、汝聽て助けたまはん、汝の名はこの家におればなり今アンモン、モアブおよびセイル山の子孫を視たまへ、在昔イスラエル、エジプトの國より出きたる時汝イスラエルに是等を侵さしめたまはざりしかば之を離れざりて滅ぼさざりしなり十一かれらが我らに報ゆる所を視たまへ、彼らは汝がわれらに有たしめたまへる汝の産業より我らを逐は

らはんさす十二我らの神よ汝かれらを鞠きたまはざるや、我らは此斯く攻よせたる此の大衆に當る能力なく又爲さるるを知す唯汝を仰ぎ望むのみ十三ユダの人々はその小者および妻子さすもに皆エホバの前に立をれり十四時に會衆の中にエホバの靈アサフの子孫たるレビ人ヤハシエルに臨めり、ヤハシエルはゼカリヤの子ゼカリヤはベナヤの子ベナヤはエイエルの子エイエルはマツタニヤの子なり十五ヤハシエルは言はち言けるはユダの人衆およびエルサレムの居民ならびにヨシヤパテ王も聽べし、エホバかく汝らに言たまふ此大衆のために懼るる勿れ懼るなけれ、汝らの戦に非ずエホバの戦なればなり十六なんぢら明日彼らの所に攻めだれ、彼らはゲツの坂より上り来る、汝らエルサレムの野の前ある谷の口にて之に遇ん十七この戦争には汝ら戦ふにおよばず、ユダおよびエルサレムよ汝ら惟進みいで立ち汝らさすもに在すエホバの拯救を見よ、懼る勿れ懼るなけれ、明日彼らの所に攻いでよエホバ汝らさすもに在せばなり十八是においてヨシヤパテ首をさげて地に俯伏しユダの人衆およびエルサレムの民もエホバの前に伏てエホバを拜す十九時にコハテの子孫およびコラの子孫たるレビ人立あがり聲を高くあげてイスラエルの神エホバを讚美せり二十かくて皆朝はやく起てテコアの野に出ゆけり、其いづるに當りてヨシヤパテ立て言けるはユダの人衆およびエルサレムの民よ我に聽け、汝らの神エホバを信ぜよ然ば汝ら堅くあらん、その預言者を信ぜよ然ば汝ら利あらん二彼また民を議りて人々を選び之をして聖き飾を着て軍勢の前に進ましめエホバにむかひて歌をうたひ且これを讚美せしめエホバに感謝せよ其恩恵は世々かぎりなしと言しむ二三その歌を歌ひ讚美をなし始むるに當りてエホバ伏兵を設けかのユダに攻きたるアンモン、モアブ、セイル山の子孫をなやましたまひければ彼ら打敗られたり二三即ちアンモンとモアブの子孫起てセイル山の民にむかひ、盡くこれを殺して滅しよがセイルの民を殺し盡すに及びて彼らも亦力をいたして互に滅ぼしあへり二四ユダの人々野の觀望所に至りてかの群衆を視たりければ唯地に仆れたる死屍のみにして一人だに逃れし者なかりき二五是においてヨシヤパテおよびその民彼らの物を奪はんさて來り觀にその死屍の間に財



寶衣服および珠玉などおびたしく在たれば則ち各々これを割きりけるが餘に多くして携さへ去ること能はざる程なりき、其物多かりしに因て之を取に三日を費しけるが、二六第四日にベラカ(感謝)の谷に集り其處にてエホバに感謝せり是をもてその處の名を今日までベラカ(感謝)の谷と呼ぶにせり、而してエホバは彼等をしての人々みな各々歸りきたりヨシヤパテの後にしたがひ歡びてエルサレムに至れり、其はエホバ彼等をしてその敵の故によりて歡喜を得させたまひたればなり、二八即ち彼ら慈き琴および喇叭を合奏してエルサレムに往てエホバの室にいたるに九、諸の國の民エホバがイラスエルの敵を攻撃たまひしことを聞て神を畏れたれば三十、ヨシヤパテの國は平穩なりき即ちその神四方において之に安息を賜へり、〇三一ヨシヤパテはエホバの王となり、三十五歳のときその位に即き二十五年の間、エルサレムにて世を治めたり其母はシルヒの女にして名をアズバといふ、三二ヨシヤパテはその父アサの道にあゆみて之を離れずエホバの目に善と觀たまふ事を行へり、三三然れども、崇邱はいまだ除かず、又民はいまだその先祖の神に心を傾けざりき、三四ヨシヤパテのその餘の始終の行爲はハナニの子エヒウの書に記さる、エヒウの事はイラスエルの列王の書に載す、〇三五エホバの王ヨシヤパテ後にイラスエルの王アハツアと相結べり、アハツアは大に惡を行ふ者なりき、三六ヨシヤパテタルシシに遣る舟を造らんさて彼と相結てエツオンゲベルにて共に舟數隻を造れり、三七時にマレシヤの下ダラの子エリエゼルヨシヤパテにむかひて預言して云ふ、汝アハツアと相結びたればエホバなんちの作りし者を毀ちたまふと、即ちその舟は皆壞れてタルシシに往くことを得ざりき、

第二十一章、ヨシヤパテその先祖等ととも寝りてダビデの邑にその先祖等ととも葬られその子ヨラムこれに代て王となるニヨシヤパテの子たるその兄弟はアザリヤ、エヒエル、ゼカリヤ、アザリヤ、ミカエルおよびシパテヤ、是みなイラスエルの王ヨシヤパテの子なり、三その父彼らに金銀寶物の賜物を多く與へたユダの守衛の邑々を與へけるが國はヨラムに與へたり、ヨラム長子なりければなり、四ヨラムその父の位に登りて力つよくなりければその兄弟等をこまぐく劍にかけて殺し又イラスエルの牧伯等數人を殺せり、〇

五ヨラムは三十二歳の時に即エルサレムにて八年の間世を治めたり六彼はアハブの家のなせるごとくイラスエルの王等の道にあゆめり、アハブの女を妻となしたればなり、斯かれエホバの目に惡と觀たまふ事となせしむるごとくエホバにダビデに契約をなし且彼とその子孫に永遠に光明を與へんと言たまひし故によりてダビデの家を滅ぼすことを欲み給はざりき、八ヨラムの世にエドム人叛きてユダの手に服せず自ら王を立てたれば九ヨラムその牧伯等および一切の戰車をしたるがへて滲りゆき夜の中に起いで、自己を圍めるエドム人を撃ちその戰車の長等を撃り、エドム人は斯叛きてユダの手に服せずありしが今日まで然り、此時にありてリブナもまた叛きてユダの手に服せずなりぬ、是はヨラムその先祖の神エホバを棄たるに因てなり、十一彼またユダの山々に崇邱を作りてエルサレムの民に姦淫をなせしむるを感はせり、十二時に預言者エリヤの書ヨラムの許に達せり、其言に云く、汝の先祖ダビデの神エホバは言たまふ、汝はその父ヨシヤパテの道にあゆまずまたユダの王アサの道にあゆまずして、十三イラスエルの王等の道にあゆみユダの人を殺し、十四故にエホバ大なる災禍をもて汝の民、汝の子、汝の妻等および汝の一切の所有を撃たまふべし、十五汝はまた臙膈の疾を得て大病になり、その疾日々に重りて臙膈つひに墜ん、十六即ちエホバヨラムを攻させんさてエテオピアに近きところのペリシテ人アアラビヤ人の心を振起したまひければ十七彼らユダに攻のぼりて之を侵し王の家に在るもの貨財を盡く奪ひ取りまたヨラムの子等と妻等をも携へ去り、是をもてその末子エホアハズの外には一人も遺れる者なかりき、十八此もろくの事の後エホバ彼を撃て臙膈に愈さる疾を生ぜしめたまひければ十九月日を送り二年を経るにおよびてその臙膈疾のために墜ち、重き病苦によりて死し、民の先祖のために焚物をなせし知く彼のために焚物をなさざりき、二十彼は三十二歳の時に即ち八年の間、エルサレムにて世を治めて終に薨去れり、之を惜む者なかりき、人衆これをダビデの邑に葬れり、但し王等の墓にはあらず

第二十二章一エルサレムの民ヨラムの季子アハツアを王となして之に繼しむ、其は曾てアラビヤ人さうもに陣營に攻きたりし軍兵その長子をこころしく殺したればあり、是をもてユダの王ヨラムの子アハツア王となれりニアハツアは四十二歳の時位に即きエルサレムにて一年の間世を治めたり、その母はオムリの女にして名をアタリヤさいふニアハツアもまたアハツアの家の道に歩めり、其母かれを教へて悪をなさしめたるなり即ち彼はアハツアの家のこころしくエホバの目の前に悪をなせしめたり、其父の死し後彼かくアハツアの家の者に教にしたがひたれば終に身を滅ぼすに至れり五アハツアまた彼らの教にしたがひイスラエルの王アハツアの子ヨラムさうもにギレアドのラモテにゆきてスリアの王ハザエルと戦ひけるにスリア人ヨラムに傷を負せたり六是においてヨラムはそのスリアの王ハザエルと戦ふにあたりてラムにて負たる傷を癒さんさてエズレルに歸れり、ユダの王ヨラムの子アザリヤはアハツアの子ヨラムが病をなをもてエズレルに下りてこれを訪ふセアハツアがヨラムを訪ふて害に遇しは神の然らしめたまへるあり、即ちアハツアは來り居てヨラムさうもに出でニムシの子エヒウを逐へたりエヒウはエホバが靈にアハツアの家を絶去しめんさて膏を沃きたまひし者なり八エヒウアハツアの家を罰するに方りてユダの牧伯等およびアハツアの兄弟等の子等がアハツアに奉へるに遇て之を殺せり九アハツアはサマリヤに匿れたりしがエヒウこれを探求めければ人々これを執へエヒウの許に曳きたりて之を殺せり但し、彼は心を盡してエホバを求めたるヨシヤパテの子なればさてこれを葬れり、斯りしかばアハツアの家は國を統治する力なくなりぬ○十茲にアハツアの母アタリヤその子の死たるを見て起てユダの家の王子をこころしく滅ぼしたりしが十一王の女エホシバアハツアの子ヨアシを王の子等の殺さるる者の中より竊み取り彼をその乳媪を夜衣の室におきて彼をアタリヤに匿したればアタリヤこれを殺さたりき、エホシバはヨラム王の女アハツアの妹にして祭司エホヤダの妻なり十二かくてヨアシはエホバの家に匿れて彼らさうもに在るこころ六年、アタリヤ國に王たりき

第二十三章一第七年いたりエホヤダ力を強してエロハムの子アザリヤ、ヨハナンの子イシマエル、オ

ベテの子アザリヤ、アダヤの子マアセヤ、ツクリの子エリシヤパテなどいふ百人の長等を招きて己と契約を結びしむニ茲において彼らユダを行めぐりてユダの一切の邑よりレビ人を集めまたイスラエルの族長を集めてエルサレムに歸り三而してその會衆みな神の家に在りて王と契約を結べり、時にエホヤダかれらに言けるはダビデの子孫の事につきてエホバの宣まひしごとく王の子位に即べきなり、然らば汝ら斯なすべし汝ら祭司およびレビ人の安息日に入きたる者は三分の一は門を守り五分の一は王の家に居り三分の一は基礎の門に居り民はみなエホバの室の庭に居べし六祭司と奉事をするレビ人の外は何人もエホバの家に入べからず、彼らは聖者なれば入るを得るなり、民はみなエホバの殿を守るべし七レビ人はおのづか手に武器を執りて王を繞りて立べし、家に入る者をば凡て殺すべし、汝らは王の出る時にも入る時にも王さうもに居れさ八是においてレビ人およびユダの人衆は祭司エホヤダが凡て命じたる如くに行ひ各々その手の人の安息日に入來べき者と安息日に出ゆくべき者を率ゐ居り、祭司エホヤダ班列の者を去せざればなり九祭司エホヤダすなはち神の家に在るダビデ王の館および大楯小楯を百人の長等に交し十一一切の民をして各々武器を手に執りて王の四周に立ち殿の右の端より殿の左の端におよびて壇に殿にそふて居しむ十二斯て人衆王の子を携へ出し之に冠冕を戴かせ證詞をわたりて王となし、祭司エホヤダおよびその子等これに膏をそそげり而して皆王長壽かれと言ふ十三茲にアタリヤ民と近衛兵と王を讃る者との聲を聞きエホバの室に入て民の所に至り十三視に王は入口にてその柱の傍に立ち王の側に軍長と喇叭手立をり、亦國の民みな喜びて喇叭を吹き、謳歌者樂を奏し先だちて讚美を歌ひたりしかばアタリヤその衣を裂き叛逆なり叛逆なりと叫び言り十四時に祭司エホヤダ軍兵を統る百人の長等を呼出してこれに言ふ彼をして列の間を通りて出しめよ、凡て彼に従ふ者をば劍をもて殺すべしと、祭司は彼をエホバの室に殺すべからずと斯いへるなり十五是をもて之がために路をひらき王の家の馬の門の入口まで往しめて其處にて之を殺せり○十六斯てエホヤダ己さ一切の民と王との間にわれらは皆エホバの民ならんこころの契約を結べり十七是において民み

なバアルの室にゆきて之を毀ちその壇を打碎きバアルの祭司マツタンを壇の前に殺せり十八エホヤ  
 ダまたエホバの室の職事を祭司レビ人の手に委ぬ昔ダビデレビ人を班列にわかつてエホバの室におきモ  
 一の律法に記されたる所にしたがつて歡喜の謳歌をもてエホバの燔祭を献げしめたりき今このダビデ  
 の例に倣ふ十九彼またエホバの室の門々に看守者を立せ置き身の汚れたる者には何によりて汚れたるにも  
 あれ凡て入ることを得ざらしむ二十斯てエホヤダ百人の長等貴族民の牧伯等および國の一切の民を率  
 ひてエホバの家より王を導きくだり上の門よりして王の家にいり王を國の位に坐せしめたりニ斯りしかば  
 國の民みな喜ぶて邑は平穩なりきアタリヤは劍にて殺さる

第二十四章 ヨアシは七歳の時に即きエルサレムにて四十年の間世を治めたりその母はベエルシバよ  
 り出たる者にして名をゼビアといふニヨアシは祭司エホヤダの世にある日の間は恒にエホバの善を觀たまふ  
 こころを行へり三エホヤダ彼のために二人の妻を娶れり男子女子生る四此後ヨアシエホバの室を修繕ん  
 志し五祭司レビ人を集めて之に言けるは汝ら出てエダの邑々に往き汝らの神エホバの室を歳々修繕ふ  
 べき金子をイスラエルの民衆より聚むべし其事を亟にせよ然るにレビ人これを亟にせざりき六王  
 エホヤダ長を召てこれに言けるは汝あんぞレビ人に求めてエホバの僕モーセおよびイスラエルの會衆の  
 古昔箴訓の幕屋のために集めたるが如き税をエダとエルサレムより取きたらせざるや七かの惡き婦アダ  
 リヤの子等神の家を壞りかつエホバの家の諸の奉納物をバアルに供へたり八是において王の命にしたが  
 ひて一箇の匱を作りエホバの室の門の外にこれを置き九エダとエルサレムに宣布て汝ら神の僕モーセが荒  
 野にてイスラエルに課したる如き税をエホバに携へきたれと言けるに十一一切の牧伯等および一切の民みな喜  
 びて携へきたりその匱に投りて遂に納めをばれり十二レビ人その匱に金の多くあるを見てこれを王の廳に  
 携へゆく時は王の書記と祭司の長の下役きたりてその匱を傾むけ復これを取て本の處に持ゆけり日に斯の  
 こころして金を聚むること夥多し十二而して王とエホヤダこれをエホバの家の工事を爲す者に付し石工およ

び木匠を雇ひてエホバの室を修繕はせまた鐵工および銅工を雇ひてエホバの室を修繕せしめけるが十三工人  
 動作てその工事を成へ神の室を本の狀に復してこれを堅固にす十四その既に成るにおよびて餘れる金を王  
 とエホヤダの前に持たりければ其をもてエホバの室のために器皿を作れり即ち奉事の器 献祭の器  
 および匙ならびに金銀の器を作れりエホヤダが世に在る日の間はエホバの室にて燔祭をささぐることを絶ざり  
 き十五エホヤダは年邁み日滿て死りその死る時は百三十歳なりき十六人衆ダビデの邑にて王等の中間  
 にこれを葬むる其は彼イスラエルの中において神と其の殿とにむかひて善事をなひたればなり十七エホ  
 ヤダの死たる後エダの牧伯等きたりて王を拜す是において王これを聽したがふ十八彼らその先祖の神エホ  
 バの室を棄てアシラ像および偶像に事へたればその怒のために震怒エダとエルサレムに臨めり十九エホバの  
 れらに己にひきかへさんて預言者等を遣はし之にむかひて証をたてさせたまひしのごも聽こさせざりき  
 二十是において神の靈祭司エホヤダの子ゼカリヤに臨みければ彼民の前に高く起あがりて之に言けるは神  
 かく宣ふ汝らエホバの誠命を犯して災禍を招くは何ぞや汝らエホバを棄たればエホバも汝らを棄たまふ  
 三十一然るに人衆かれを害せん謀り王の命によりて石をもてこれをエホバの室の庭にて擊殺せり三十二ヨ  
 アシ王はゼカリヤの父エホヤダが己にほごせし恩を念ずしてその子を殺せり彼死る時にエホバこれを願  
 みこれを問討したまへと言ひ三十三かくてその年の終るにおよびてスリアの軍勢かれにむかひて攻のぼりエダ  
 とエルサレムにいたりて民の牧伯等をこころく民の中より滅ぼし絶ちその掠取物を凡てダマスゴの王  
 に遣れり三十四この時スリアの軍勢は小勢にて來りけるにエホバ大軍をこれに手に付したまへり是はその  
 先祖の神エホバを棄たるが故なり斯かれらヨアシを罰せり三五スリア人ヨアシに大傷をおはせて遣去ける  
 がヨアシの臣僕等祭司エホヤダの子等の血のために黨をむすびて之に叛き之をその床の上に弑して死しめた  
 り人衆これをダビデの邑に葬れり但し王の墓には葬らざりき二六黨をむすびて之に叛きし者はアンモン  
 の婦シメアテの子ザバテおよびモアアの婦シムリテの子ヨザバテなりき二七ヨアシの子等の事ヨアシの

告られし預言もよび神の室を修繕し事などは列王の書の註釋に記さる、ヨアシの子アマツヤこれに代りて王となれり

第二十五章 アマツヤは二十五歳の時に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたり、その母はエルサレムの者にして名をエホアダンといふニアマツヤはエホバの善を視たまふ事を行なひしかども心を全うしてこれを爲ざりき三彼國のものか手に堅く立つにおよびてその父王を弑せし臣僕等を殺せり然れども子女等をば殺さずしてモーセの律法に記せるごとく爲り、即ちエホバ命じて言たまはく父はその子女の故によりて殺さるべからず、子女はその父の故によりて殺さるべからず、各々の罪によりて殺さるべきなりき○五アマツヤユダの人を集めその父祖の家にしたがひて或は千人の長に附屬せしめ或は百人の長に附屬せしむユダとベニヤミンとも然り且二十歳以上の者を數へ戈と楯とを執りて戰鬥に臨む備強の士三十萬を得六また銀百タラントをもてイスラエルより大勇士十萬を備へり七時に神の人の手に詣りて言けるは王よイスラエルの軍勢をして汝も往しむる勿れ、エホバはイスラエル人すなはちエフライムの子孫をば憐れにいまさるなり汝も往しむる勿れ、神を爲せ、神をんちにして敵の前に斃れしめたまはん、神は助くる力ありまた倒す力あるなり九アマツヤ神の人にひけるは然らば已にイスラエルの軍隊に與へたる百タラントを如何にすべきや、神の答へけるはエホバは其よりも多き者を汝に賜ふことを得るなり十是に於いてアマツヤのエフライムより來りて已に就る軍隊を分離してその處に歸らしめければ彼らユダにむかひて烈しく怒を發し火のごとくに怒りてその處に歸れり十一かくてアマツヤは力を強くしその民を率ゐて鹽の谷に往きセイル人一萬を擊殺せり十二ユダの子孫またこの外に一萬人を生擄て磐の頂に曳ゆき磐の頂よりこれを投ぎしければ皆微塵に碎けたり十三前にアマツヤが己ももに戰鬥に往べからずとして歸し遺たる軍卒等アマリアよりベテホロンまでのユダの邑々を襲ひ人三千を擊ころし物を多く奪ふ○十四アマツヤエドム人を戮して歸る時にセイル人の神々を携さへ來り之を安置して己の神となしその前に禮拜をなし之

に香を焚り十五是をもてエホバアマツヤにむかひて怒を發し預言者をこれに遣はして言しめたまひけるは彼民の神々は己の民を汝の手より救ふことを得ざりし者なるに汝なにして之を求むるや十六彼は王に語れる時王これにむかひ我等汝を王の議官となせしや、止よ汝をんぞ擊殺されんとするやと言ければ預言者すなはち止て言り我知る汝の事を言ひて吾諫を聽いれざるによりて神なんちを滅ぼさんと決めたまふ○十七斯てユダの王アマツヤ相議りて人をエホバの子エホアハズの子なるイスラエルの王ヨアシに遣はし來れ我等たがひに面をおはせんと言しめければ十八イスラエルの王ヨアシユダの王アマツヤに言おくりけるはレバノンの荆棘かつてレバノンの楡樹に汝の女子を我子の妻に與よと言おくりたること有しにレバノンの野獸さほりてその荆棘を踏たふせり十九汝はエドム人を擊破れりと言ひ心にたかぶりて誇る、然らば汝家に安んじ居れ、何ぞ禍を惹おこして自己もユダももに亡びんとするや二十然るにアマツヤ聽こさせずりき、此事は神より出たる者にて彼らなその敵の手に付さんためなり、是は彼らエドムの神々を求めしに因るニ是に於いてイスラエルの王ヨアシ上りきたりユダのベテシメシにてユダの王アマツヤと面をおはせたりしがニニユダイスラエルに擊敗られて各々その天幕に逃かへりぬ二三時にイスラエルの王ヨアシはエホアハズの子ヨアシの子なるユダの王アマツヤをベテシメシに執へてエルサレムに携へゆきエルサレムの石垣をエフライムの門より隅の門まで四百キユビト程を築ち二四また神の室の中にオベテエドムが守り居る一切の金銀および諸の器皿ならびに王の家の財寶を取りかつ人質をとりてアマリアに歸れり○二五ユダの王ヨアシの子アマツヤはイスラエルの王エホアハズの子ヨアシの死より後なほ十五年生存らへたり二六アマツヤのその餘の始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さるるにあらすや二七アマツヤ驕へりてエホバに従はずありし後エルサレムに於いて黨を結びて彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃ゆきけるにその人々ラキシに人をやりて彼を其處に殺さしめたり二八人衆これを馬に負せてきたりユダの邑にてその先祖等さふもにこれを葬りぬ

第二十六章一是に於いてユダの民みなウツヤをさきて王となしてその父アマツヤに代らしめたり、時に年十六ありきニ彼エラテの邑を建てこれを再びユダに歸せしむ、是はかの王がその先祖等ももに寢りし後なりき三ウツヤは十六歳の時位に即きエルサレムにて五十二年の間世を治めたり、その母はエルサレムの者にして名をエコリアといふ四ウツヤはその父アマツヤに代りてなしたる如くエホバの善を觀たまふ事を行ひ五神の默示に明なりしかのセカリヤの世にある日の間心をこめてエホバを求めたり、そのエホバを求むる間は神これを幸福ならしめたまへり六彼いでしナシテ人々戦ひガテの石垣ヤア子の石垣を造りてアシドドの石垣を造りてアシドドの地ならびにペリシテ人の中間に邑を建て七神これを助けてペリシテ人、ガルバアルに住むアラビヤ人およびメウニ人を攻撃しめたまへり八アンモニ人はまたウツヤに貢を納る、ウツヤの名つひにエジプトの入口までも廣まれり、其は甚だ強くなりければなり九ウツヤエルサレムの隅の門谷の門および角隅に成樓を建てこれを堅固にし十また荒野に成樓を建て許多の水溜を掘り、其は家畜を多く有たればなり、亦平野にも平地にも家畜を有り、又山々およびカルメルには農夫と葡萄を修る者有り、農事を好みたればなり十一ウツヤ戦士一旅團あり書記エイエルの牧伯マアセヤの數調査によりて隊々にわかれて戦争に出づ、皆王の軍長ハナニヤの手に屬す十二大勇士の族長の數は都合二千六百十三その手に屬する軍勢は三十萬七千五百人みな大なる力をもて戦ひ王を助けて敵に當る十四ウツヤその全軍のために楯、戈、兜、鎧、弓および投石器の石を備ふ十五彼またエルサレムにおいて工人に機械を案へ造らしめ之を成樓および石垣に施し之をもて矢ならびに大石を射出せり、是に於いてその名遠く廣まれり、其は非常の援助を蒙りて旺盛になりたればなり○十六然るに彼旺盛なるにおよびその心に高ぶりて惡き事を行なへり即ち彼らの神エホバにむかひて罪を犯しエホバの殿に入て香壇の上に香を焚んさせり十七時に祭司アザリヤエホバの祭司たる勇者八十人を率ゐて彼の後にしたがひ入り十八ウツヤ王を阻へてこれに言けるはウツヤよエホバに香を焚くことは汝のなすべき所にあらず、アロンの子孫にして香を焚くために潔められたる祭司等のな

すべき所なり、聖所より出よ汝は罪を犯せり、エホバ神あんちに榮を加へたまはじ十九是に於いてウツヤ怒を發し香燭を手にとりて香を焚んさせしがその祭司にむかひて怒を發しなる間に癩病その類に起れり、時に彼はエホバの室にて祭司等の前にあたりて香壇の側になる二十祭司の長アザリヤおよび一切の祭司等彼を見しに已にその類に癩病生じぬたれば彼を其處より速にいだせり、彼もまたエホバの己を撃たまへるを見て自ら急ぎて出去りニウツヤ王はその死る日まで癩病人となり居しがその癩病人となるにあよびては別殿に住りエホバの室より斷れたればなり、其子ヨタム王の家を管理て國の民を審判り二三ウツヤのその餘の始終の行爲はアモツの子預言者イザヤこれを書記したりニ三ウツヤその先祖等ももに寢りたれば彼は癩病人なりさて王等の墓に連接る地にこれを葬りてその先祖等ももならずしむ、その子ヨタムこれに代りて王となれり

第二十七章一ヨタムは二十五歳の時位に即きエルサレムにて十六年の間世を治めたり、其母はザドクの女にして名をエルシヤといふニヨタムはその父ウツヤの凡て爲たるごとくエホバの善を觀たまふ事をなせり、但しエホバの殿には入ざりき、民は尙惡き事を爲り三彼エホバの家の上の門を建をほしオベルの石垣を多く築き増し四ユダの山地に數箇の邑を建て林の間に城および成樓を築けり五彼アンモニ人の王と戦ひこれに勝り、其年アンモニの子孫銀百タラント、小麥一萬石大麥一萬石を彼におくれり、アンモニの子孫は第二年にも第三年にも是のこさく彼に貢をいふ六ヨタムその神エホバの前においてその行を堅うしたるに因て權能ある者となれり七ヨタムその餘の行爲その一切の戰鬥およびその行なごはイスラエルとユダの列王の書に記さる入彼は二十五歳の時位に即きエルサレムにて十六年の間世を治めたり九ヨタムその先祖等ももに寢りたればガビデの邑にこれを葬れり、その子アハズこれに代りて王となる

第二十八章一アハズは二十歳の時位に即きエルサレムにて十六年の間世を治めたりしがその父ガビデと異にしてエホバの善を觀たまふ所を行はずニイスラエルの王等の道にあゆみ亦諸のバアルのために

像を鑄造り三ベンヒンノム谷にて香を焚きその子を火に焼きなごしてエホバがイスラエルの子孫の前より逐はらひたまひし異邦人の行ふことの憎むべき事に倣ひ四また崇邱の上、丘の上、一切の青木の下にて犠牲をささげ、香を焚き五是故にその神エホバかれをスリアの王の手に付したまひてスリア人つひに彼を撃破りその人々を衆く虜囚としてダマスゴに曳ゆけり、彼はまたイスラエルの王の手に付されればイスラエルの王かれを撃て大にその人を殺せり六すなはちレマリヤの子ベカエダにおいて一日の中に十二萬人を殺せり、皆勇士なりき、是は彼らその先祖の神エホバを棄しによるなり七その時にエフライムの勇士シクリさいふ者王の子アマセヤ宮内卿アブリカムおよび王に亞ぐ人エリカナを殺せり八イスラエルの子孫つひにその兄弟の中より婦人ならびに男子女子など合せて二十萬人を俘擄にしまた衆多の掠取物を爲しその掠取物をアマリアに携へゆけり九時に彼處にエホバの預言者ありその名をオデテさいふ、彼アマリアに歸れる軍勢の前に進みいで之に言けるは汝らの先祖の神エホバユダを怒りてこれを汝らの手に付したまひしが汝らは天に達するほどの忿怒をもて之を殺せり十然のみならず汝ら今ユダをエルサレムの子孫を壓つけて己の奴婢となさんと思ふ、然ども汝ら自身もまた汝らの神エホバに罪を獲たる身にあらすや十一然ば今我に聽き汝らがその兄弟の中より携へ來りし俘擄を放ち歸せ、エホバの烈しき怒なんぢらの上に臨まんすすればなり十二是においてエフライム人の長たる人々すなはちヨハナンの子アザリヤ、メシレモテの子ベンキヤ、シヤルムの子ヒゼキヤ、ハテライの子アマサ等戦争より歸れる者等の前に立ふさがりて十三之にいひけるは汝ら俘擄を此に曳いるべからず、汝ら我らをしてエホバに愆を得せしめて更に我らの罪愆を増んす、我らの愆は大にして烈しき怒イスラエルにのぞまんすするなり十四是において兵卒等その俘擄と掠取物を牧伯等と全會衆の前に遺置きければ十五上に名を擧げたる人々たちて俘擄を受取り掠取物の中より衣服を取てその裸なる者に着せ之に靴を穿せ食飲を爲しめ膏油を沃き等しその弱き者をば盡く驢馬に乗せ斯して之を棕櫚の邑エリコに導きゆきてその兄弟に詣らしめ而してアマリアに歸れり○十六當時アハズ

王人アツスリヤの王等に遣はして援助を乞しむ十七其はエドム人また來りてユダを攻撃し民を擄へて去たればなり十八ベリシテ人もまた平野の邑々およびユダの南の邑々を侵してベテシメシ、アヤロン、ゲテロテおよびシヨコその郷里テムナその郷里ギムズその郷里を取て其處に住めり十九イスラエルの王アハズの故をもてエホバかくユダを卑くしたまふ、其は彼ユダの中に淫逸なる事を行ひかつエホバにむかひて大に罪を犯したればなり二十アツスリヤの王テグラテヒレセルは彼の所に來りしかども彼に力をそへずして反てこれを煩はせり二一アハズエホバの家王の家および牧伯等の家の物を取てアツスリヤの王に與へればどもアハズを援ぐることをせざりき二二このアハズ王はその困難の時に當りてますくエホバに罪を犯せり二三即ち彼等のれを撃るダマスゴの神々に犠牲を獻げて言ふスリアの王等の神々はその王等を助くれれば我もこれに犠牲を獻げん、然ば彼ら我を助けん、然れども彼等はかへつてアハズをイスラエル全國を併す者となれり二四アハズ神の室の器皿を取聚めて神の室の器皿を切やぶりエホバの室の戸を閉ぢエルサレムの隅々に凡て祭壇を造り二五ユダの一切の邑々に崇邱を造りて別神に香を焚き等してその先祖の神エホバの忿怒を惹おこせり二六アハズその餘の始終の行爲およびその一切の行跡はユダミイスラエルの列王の書に記さる二七アハズその先祖等々もに寝りたればエルサレムの邑にこれを葬れり、然れイスラエルの王等の墓にはこれを持ゆかざりき、其子ヒゼキヤこれに代りて王なる

第二十九章一ヒゼキヤは二十五歳の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたり、その母はゼカリヤの女にして名をアビヤさいふ二ヒゼキヤはその父ダビデの凡てあしたる如くエホバの目に善き視たまふ事をなせり三即ち彼の治世の第一年一月にエホバの室の戸を開きかつ之を修繕ひ四祭司およびレビ人を携さへいりて東の廣場にこれを集め五而して之にいひけるはレビ人よ我に聽け、汝等いま身を潔めて汝らの先祖の神エホバの室を潔め汚穢を聖所より除きされ六夫我らの先祖は罪を犯し我らの神エホバの目に惡しき見たまふことを行ひてエホバを棄てエホバの住所に面を背けて後をこれに向け七また廊の戸を閉ぢ燈火を

消し聖所にてイスラエルの神に香を焚く燔祭を獻げざりし八是をもてエホバの怒ユダとエルサレムに臨み  
 エホバ彼等をして打たざるはされしめ詫異ならしめ胡慮ならしめたまへり、汝らが目に觀るごとし九  
 即ち我等の父は劍に斃れ我らの男子女子および妻等はこれがために俘擄されたり今我イスラエルの神エホ  
 バと契約を結ばんとする意志ありその烈しき怒我らを離るごとしあらん十一我子等よ今は怠たる勿れ、  
 エホバ汝らを選びて己の前に立て事へしめ己に事ふる者となし香を焚く者となしたまひたればなり○十二是  
 においてレビ人起り即ち、コハテの子孫の中にてはアマサイの子マハテおよびアザリヤの子ヨエル、メラ  
 リの子孫の中にてはアブデの子キシおよびエハレレルの子アザリヤ、ゲルシヨンの人の中にてはツンマの子ヨ  
 アおよびヨアの子エデン十三エリザパンの子孫の中にてはシムリおよびエイエル、アサフの子孫の中にては  
 ゼカリヤおよびマツタニヤ、十四ヘマンの子孫の中にてはエヒエルおよびシメイ、エドトンの子孫の中にて  
 はシマヤおよびウツエル、十五かれらその兄弟を集へて身を潔めエホバの言に依りて王の傳へし命令にし  
 たがひてエホバの室を潔めんとして入りたり十六祭司等エホバの室の奥に入りてこれを潔めエホバの殿にあり  
 し汚穢をこきくくエホバの室の庭に携へいだせばレビ人それを受けて外にいだしキデロン河に持いたる十七  
 彼ら正月の元日に潔むることを始めてその月の八日にエホバの廊におよびまたエホバの家を潔むるに  
 八日を費し正月の十六日にいたりて之を終り十八かくて彼らヒゼキヤ王の處に入りて言ふ我らエホバの  
 室をこきくく潔めまた燔祭の壇とそ一切の器具および供前のパンの案とそ一切の器皿を潔め  
 り十九またアハズ王がその治世に罪を犯して棄たりし一切の器皿をも整へてこれを潔めエホバの壇の前に  
 これを据置り二十是においてヒゼキヤ王登り起りて邑の牧伯等をおつめてエホバの家へのほり往き二十一牡  
 牛七匹、牡羊七匹、羔羊七匹、牡山羊七匹を牽きたらしめ國と聖所とユダのためにこれを罪祭となしアロン  
 の子孫たる祭司等に命じてこれをエホバの壇の上に獻げしむ二十二即ち牡牛を宰れば祭司等その血を受けて壇に  
 灑ぎ、また牡羊を宰ればその血を壇に灑ぎ、また羔羊を宰ればその血を壇に灑げり二十三かくて人々罪祭の牡

山羔を王と會衆の前に牽きたりければ彼らその上に手を按り二四而して祭司これを宰りその血を罪祭とし  
 て壇の上に獻げてイスラエル全國のために贖罪をせり、是は王イスラエル全國のために燔祭および罪祭を  
 獻ぐることを命じたるに因る二五王レビ人をエホバの室に置きダビデおよび王の先見者ガドと預言者ナタ  
 ンの命令にしたがひて之に鏡、瑟および琴を執しむ、是はエホバがその預言者によりて命じたまひし所  
 り二六是においてレビ人はダビデの樂器をとり祭司は喇叭をとりて立つ二七時にヒゼキヤ燔祭を壇の上に獻  
 ぐることを命ぜり、燔祭をささげ始むるさきエホバの歌をうたひ喇叭を吹きイスラエルの王ダビデの樂器を  
 ならしはじめたり二八しかして會衆みな禮拜をなし謳歌者歌をうたひ喇叭手喇叭を吹ならし燔祭の終  
 るまで凡て斯ありしが二九獻ぐる事の終るにおよびて王および之の偕に在る者みな身をかためて禮拜をなせ  
 り三十かくてまたヒゼキヤ王および牧伯等レビ人に命じダビデと先見者アサフの詞をもてエホバを讚美せ  
 しむ、彼等喜樂をもて讚美し首をさげて禮拜す三十一時にヒゼキヤ王たへて言けるは汝らすでにエホバに事  
 へんために身を潔めたれば進みよりてエホバの室に犠牲および感謝祭を携へきたれ、會衆すなはち機  
 牲および感謝祭を携へきたる、又志ある者はみな燔祭を携へ三三會衆の携へきたりし燔祭の數は牡  
 牛七十、牡羊一百、羔羊二百、是みなエホバに燔祭として奉つる者なり三三また奉納物は牛六百羊三千なり  
 三四然るに祭司寡くしてその燔祭の物の皮を割つくすこと能はざりければその兄弟たるレビ人これを  
 助けてその工を終ふ、斯る間に他の祭司等も身を潔む、レビ人は祭司よりも心正しくして身を潔めたり三五  
 燔祭夥多しあり、酬恩祭の脂およびすべての燔祭の酒も然り、斯エホバの室の奉事備はれり三六この  
 事俄なりしかとも神かく民のために備をなしたまひしに因てヒゼキヤ王および一切の民喜こべり  
 第三十章一茲にヒゼキヤイスラエルとユダに遍く人を遣はした書エフライムとマナセに書おくりエル  
 サレムなるエホバの室に來りてイスラエルの神エホバに逾越節を行はんことを勸む二王すでにその牧伯  
 等およびエルサレムにある會衆と議り二月をもて逾越節を行はんことを定めたり三其は祭司の身を潔めし

者足す、民またエルサレムに集らざりしに因て彼時にこれを行ふことを得ざればなり四王も會衆もこの事を見て善きなし五即ちこの事を定めてバエルシバよりダンまでイスラエルに遍れく宣布しめしエルサレムに來りてイスラエルの神エホバに逾越節を行はんことを勸む、是はその録されたるごまくにこれを行ふ事久しく無りしが故なり六飛脚すなはち王とその牧伯等が授けし書をもちてイスラエルを遍れく行めぐり王の命を傳へて云ふ、イスラエルの子孫よ汝らアブラハム、イサク、イスラエルの神エホバに起歸れ然らばエホバアツスリヤの王等の手より逃れて遺るごころの汝らに歸りたまはん七汝らの父および兄弟の如くならざれ、彼らその先祖の神エホバにむかひて罪を犯したればこれを滅亡に就しめたまへり汝らが、見るごころ然らば汝らの父のごまく汝ら頂を強くせずしてエホバに歸服しその永久に聖別たまひし聖所に入り汝らの神エホバに事へよ、然ればその烈しき怒なんぢらを離れん九汝ら若エホバに歸らば汝らの兄弟および子女その己を携へゆきし者の前に矜憫を得て遂にまた此國にかへらん、汝らの神エホバは恩恵あり憐憫ある者にましませば汝らこれに起かへるに於ては面を汝らに背けたまはじごまかくのごまく飛脚エフライム、マナセの國にいりて邑より邑に行めぐりて遂にゼブルンまで至りしが人衆これを嘲り笑へり十一但しアセル、マナセおよびゼブルンの中より身を卑くしてエルサレムに來りし者もあり十二またエダに於ては神その力をいだして人々に心を一にせしめ王と牧伯等がエホバの言に依て傳へし命令を之に行はしむ十三斯りしかば二月にいたりて民酔いれぬパンの節をおこなはば多くエルサレムに來り集れり、その會はなほ大なり

十四彼等すなはち起てエルサレムにある諸の壇を取のぞきた一切の香壇を取のぞきてこれをキテロン川に投ずて十五二月の十四日に逾越節の物を宰れり、是において祭司等およびレビ人は自ら恥し身を潔めてエホバの室に燔祭を携へきたり十六神の人モーセの法律に循ひ例に依て各々その所に立ち而して祭司等レビ人の手より血を受けて灑げり十七時に會衆の中に未だ身を潔めざる者多かりければレビ人その潔からざる一切の人々に代りて逾越節の物を宰りてエホバに潔め獻ぐ十八また衆多の民すなはちエフライム、マナセ、イツサカ

ル、ゼブルンより來りし多衆の者未だ身を潔むる事をせずその書録されし所に違ひて逾越節の物を食へり、是をもてヒゼキヤこれがために祈りて云ふ十九惠ふかきエホバよ、凡そこの心を傾けて神を求めその先祖の神エホバを求むる者は假令聖所の潔齋に循はざるも願くは是を赦したまへよ二十エホバヒゼキヤに聽て民を醫したまへり二一エルサレムにきたれるイスラエルの子孫は大なる喜びをいだきて七日の間酔いれぬパンの節をおこなへり、又レビ人祭司は日々にエホバを讚美し高聲の樂を奏してエホバを頌へたり二二ヒゼキヤ、エホバの奉事に善通じたる一切のレビ人を深く勞らふ、斯人衆酬恩祭を獻げその先祖の神エホバに感謝して七日のあひだ節の物を食へり二三かくて又全會あひ議りて更に七日を守らん四決め喜びをいだきてまた七日を守れり二四時にエダの王ヒゼキヤは牡牛一千、羊七千を會衆に饒り、又牧伯等は牡牛一千、羊一萬を會衆に饒れり、祭司もまた衆く身を潔めたり二五エダの全會衆および祭司レビ人ならびにイスラエルより來れる全會衆およびイスラエルの地より來れる異邦人エダに住む異邦人みな喜べり二六かくエルサレムに大なる喜悅ありき、イスラエルの王ダビデの子ソロモンの時より以來かくのごまき事エルサレムに在ざりしなり二七この時祭司レビ人起て民を祝しけるにその言聽れその祈禱エホバの聖き住所なる天に達せり

第三十一章 この事すべて終りしかば其處に在しイスラエル人みなエダの邑々に出ゆき柱像を碎きアシラ像を研たふしエダさベニヤミンの全地より崇邱を祭壇を崩し絶ちエフライム、マナセにも及ぼして遂にまつたく之を毀ち而してイスラエルの子孫おのくその邑々に還りて己の産業にいたれり〇二ヒゼキヤ祭司およびレビ人の班列を定めその班列にしたがひて各々にその職を行はしむ、即ち祭司レビ人をして燔祭および酬恩祭を獻げしめエホバの營の門において奉事をなし感謝をなし讚美をなさしめ三また己の財産の中より王の分を出して燔祭のためにす、即ち朝夕の燔祭および安息日、朔日、節會などの燔祭のために之を出してエホバの律法に記さるる如くす四彼またエルサレムに住む民に祭司レビ人にその分を與へんこ



命を命す、是れを命してエホバの律法に身を委れしめんさてなり五 其命令の傳はるや否やイスラエルの  
 子孫穀物、酒、油、蜜ならびに田野の諸の産物の初を多く獻げまた一切の物の什一を夥多しく携さへき  
 たる六エダの邑々に住るイスラエルエダの子孫もまた牛羊の什一ならびにその神エホバに納むべき聖  
 物の什一を携へきたりてこれを積疊ぬ七 三月に之を積疊ぬることを始め七月にいたりて之を終れり八ヒゼ  
 キヤおよび牧伯等きたりて其積疊れたる物を見エホバとその民イスラエルを視せり九ヒゼキヤその積疊れ  
 たる物の事を祭司レビ人に問尋れば十ザドクの家より出し祭司の長アザリヤ彼に應へて言けるは民エ  
 ホバの室に禮物を携さふることを始めしより以來我等飽までに食ひしがその餘れる所はなほ多しエホ  
 バその民をめぐみたまひたればあり、その餘れる所はくのごく夥多し十一ヒゼキヤエホバの家の内に室  
 を設くることを命じければ則ちこれを設け十二 忠實にその禮物什一および奉納物を携へいれり、レビ人  
 コナニヤこれを主どりその兄弟シメイこれに副ふ 十三 エヒエル、アザシヤ、ナハテ、アサヘル、エレモテ、ヨ  
 ザバデ、エリエル、イスマキヤ、マハテ、ベナヤ等ヒゼキヤ王および神の室の宰アザリヤの命に依りコナヤお  
 びその兄弟シメイの手下につきてこれが監督者なる十四 東の門を守る者レビ人エムナの子コレ神に  
 獻ぐる誠意よりの禮物を司どりてエホバの獻納物および聖所を頌つ 十五 その手につく者はエデン、ミ  
 ニヤミン、エシユア、シマヤ、アマリヤおよびシカニヤみな祭司の邑々に居てその職を盡しその兄弟に班列  
 に依て之を頌つ、大小ともに均し十六 此外にまた凡て名簿に載たる男子三歳以上にしてエホバの室に入り  
 その班列にしたがひて日々の職分を盡し擔任の勤務を爲すころの者に之を頌つ 十七 またその宗家にした  
 がひて名簿に載られその班列にしたがひて擔任の事を執行ふころの祭司および二十歳以上のレビ人 十八  
 ならびに名簿に載たるその小き者その妻その男子その女子などに盡く之を頌つ、會中すべて然り、即ち彼  
 等は潔白忠實にその職を盡せり十九 また邑々の郊地に居るアロンの子孫たる祭司等のためには邑ごとに  
 人を名指し選り祭司の中一切の男およびレビ人の中の名簿に載せたる一切の者にその分を予へしむ 二十ヒ

ゼキヤエダ全國に斯のごく爲し善事、正事、忠實なる事をその神エホバの前に行へり二 凡てその神  
 の室の職務につき律法につき誠命につきて行ひ始めてその神を求めし工は悉く心をつくして行ひてこれを  
 成就たり

**第三十二章** ヒゼキヤが此等の事を行なひ且つ忠實なりし後アツスリヤの王セナケリア來りてエダに入り  
 堅固なる邑々にむかひて陣を張り之を攻取んとすニヒゼキヤセナケリアの既に来りエルサレムに攻むかばん  
 とするを見三 その牧伯等および勇士等謀りて邑の外なる一切の泉水を塞がんす、彼等これを助く四 衆多  
 の民あつまりて一切の泉水および國の中を流れたる溪河を塞ぎていひけるはアツスリヤの王等來りて水  
 を多く得ば豈で可らんや五 ヒゼキヤまた力を強くし破れたる石垣をこしくく建はして之を戌樓まで築  
 き上げその外にまた石垣をめぐらしダビデの邑のミロを堅くし戈盾を多く造り六 軍長を多く民の上に立て  
 邑の門の廣場に民を集めてこれを勞ひて言ふ七 汝ら心を強くし且勇め、アツスリヤの王のために彼さ  
 もなる群衆のためにも懼るる勿れ、慄のく勿れ我らさもなる者は彼さもなる者よりも多きぞ八 彼  
 さもなる者は肉の腕なり、然れども我らさもなる者は我らの神エホバにして我らを助け我らに代りて戦  
 かひたまふべし九 民はエダの王ヒゼキヤの言に安んず 〇九 此後アツスリヤの王セナケリアその全軍をも  
 てラキシを攻圍み居りて臣僕をエルサレムに遣はしてエダの王ヒゼキヤおよびエルサレムに在る一切のユダ  
 人に告しめて云く十 アツスリヤの王セナケリアが言ふ、汝ら何を恃みてエルサレムに閉籠りたるや十一ヒ  
 ゼキヤ我らの神エホバアツスリヤの王の手より我らを救ひ出したまはんとて言て 汝らを諷かし汝らをして饑  
 渴死しめんとするに非ずや十二 此ヒゼキヤはすなはちエホバの諸の崇 邱を祭壇を取のぞきエダエ  
 ルサレムに命じて汝らは唯一の壇の前にて崇拜を爲しその上に香を焚べしと言し者にあらずや十三 汝ら  
 は我らおよびわが先祖等が諸の國の民に爲したる所を知らるか、其等の國々の民の神少許にてもその國をわ  
 が手より救ひ取ることを得しや十四 わが先祖等の滅ばし盡せし國民の諸の神の中誰か己の民をわが手より

救ひ出すことを得し者あらんや、然ば汝らの神いかに、汝らにわが手より救ひいだすことを得ん十五 然れば  
 斯ヒゼキヤに欺かるゝ勿れ説かざるゝ勿れまた彼を信する勿れ何の民何の國の神もその民を我手または我  
 父祖の手より救ひ出すことを得ざりしなれば況て汝らの神いかに、我手より汝らを救ひ出すことを得ん  
 十六 セナケリアの臣僕等この外にも多くエホバ神をよびその僕ヒゼキヤを誹りしセナケリアまた書を  
 かきおくりてイスラエルの神エホバを嘲りかつ誹り諸國の民の神々その民をわが手より救ひいださざりし如  
 くヒゼキヤの神もその民をわが手より救ひ出さじと云ふ十八 彼ら遂に大聲を擧げエダヤ語をもて石垣の上  
 なるエルサレムの民に語ひ之を威しかつ擾せり、是は邑を取んさてなり十九 斯かれらばエルサレムの神を論  
 ずること人の手の作る地上の民の神々を論ずるがごとくせり二十 是によりてヒゼキヤ王およびアモツの子  
 預言者イザヤも祈禱て天に呼ばりければ二二 エホバ天の使一箇を遣はしてアツスリヤ王の陣營にある  
 一切の大勇士および將官、軍長等を絶しめたまへり、斯りしかば玉面を蔽らめて己の國に還りけるがそ  
 の神の家にいりし時其身より出たる者等劍をもて之を其處に弑せり二三 是のごときエホバヒゼキヤとエル  
 サレムの民をアツスリヤの王セナケリアの手および諸人の手より救ひいだし四方において之を守護たま  
 へり二三 是において衆多の人獻納物をエルサレムに携へきりてエホバに奉り、また財寶をエダヤの王ヒゼ  
 キヤに餽れり、此後ヒゼキヤは萬國の民に尊び見らる〇 二四 當時ヒゼキヤ病て死んさせしがエホバに祈  
 りければエホバこれに告をなし之に休徵を賜へり二五 然るにヒゼキヤその蒙むりし恩に酬ゆることをせずし  
 て心に高ぶりければ震怒これに臨まんさせしまたエダヤエルサレムに臨まんさせしが二六 ヒゼキヤその心に高  
 慢を悔て身を卑くしエルサレムの民も同じく然をしたるに因てヒゼキヤの世にはエホバの震怒かれらに臨ま  
 ざりき〇 二七 ヒゼキヤは富貴を極め府庫を造りて金銀、寶石、香物、楯および各種の寶貴き器物を藏  
 め二八 また倉庫を造りて穀物、酒、油などの産物を藏め園を造りて種々の家畜を置き牢を造りて羊の群を置  
 き二九 また許多の邑を設けかつ牛羊を夥多しく有り是は神貨財を甚だ多くこれに賜ひしが故なり三十

のヒゼキヤまたギホンの水の上の源を塞ぎてこれを下より眞直にダビデの邑の西の方に引り、斯ヒゼキヤ  
 はその一切の工を善なし就たり三一 但しバビロンの君等が使者を遣はしてこの國にありし奇蹟を問しめたる  
 時には神かれを棄ちたまへり、是の心に有さざるの事を盡く知んがために之を試みたまへるなり〇  
 三二 ヒゼキヤのその餘の行爲およびその徳行はエダヤイスラエルの列王紀の書の中なるアモツの子預言者イ  
 ザヤの黙示の中に記さる 三三 ヒゼキヤその先祖等と偕に寢りたればダビデの子孫の墓の中なる高き處にこれ  
 を葬りエダヤの人々およびエルサレムの民みな厚くその死を送れり、その子マナセこれに代りて王となる  
 第三十三章 一 マナセは十二歳の時位に即きエルサレムにて五十五年の間世を治めたり二 彼はエホバの目  
 に惡を觀たまふことを爲しイスラエルの子孫の前よりエホバの逐はらひたまひし國人の行ふさころの憎むべ  
 き事に倣へり三 即ちその父ヒゼキヤの毀ちたりし崇邱を改ため築き諸のバアルのために壇を設けアシ  
 ラ像を作り天の衆群を拜みて之に事へ四 またエホバが我名は永くエルサレムに在べしと宣まひしエホバの室  
 の内に數箇の壇を築き五 天の衆群のためにエホバの室の兩の庭の壇を築き六 またベンホンノムの谷にてその  
 子女に火の中を通らせかつ占卜を行なひ魔術をつかひ禁厭を爲し憑鬼者さ卜筮師を取用ひなごしてエホバの  
 目に惡を視たまふ事を多く行なひてその震怒を惹起せり七 彼またその作りし偶像を神の室に安置せり、神此  
 室につきてダビデとその子ソロモンに言たまひし事あり云く我の室と我がイスラエルの諸の支派の中より  
 選びたるエルサレムに吾名を永く置ん入彼らもし我が凡て命ぜし事すなばちモーセが傳へし一切の律法と  
 法度と例典を謹みて行はざり我が汝らの先祖のために定めし地より我これに足を重てうつさじと九 マナセは  
 エダヤエルサレムの民を迷はして惡を行はしめたり、其狀イスラエルの子孫の前にエホバの滅ぼしたまひ  
 し異邦人よりも甚だし十 エホバマナセおよびその民を論したまひしが二 聽こさせざりき十一 是をもて  
 エホバアツスリヤの王の軍勢の諸將をこれに攻來らせたまひて彼等つひにマナセを鉤にて携へしを紐械に  
 繋ぎてバビロンに曳ゆけり十二 然るに彼患難に罹るにおよびてその神エホバを和めその先祖の神の前に大に

身を卑くして十三神に祈りければその祈禱を容れその懇願を聞きこれをエルサレムに携へかへりて再び國に  
 澄ましめたまへり、是によりてマナセエホバは誠に神にいますと知り○十四この後われダビデの邑の外にて  
 ギボンの西の方なる谷の内に石垣を築き魚門の入口までに及ばし又オベルに石垣を環らして甚だ高く之を築  
 き上げユダの一切の堅固なる邑に軍長を置き十五またエホバの室より異邦の神々および偶像を取除きエホ  
 バの室の山とエルサレムに自ら築きし一切の壇を取のぞきて邑の外に投す十六エホバの壇を修覆して酬  
 恩祭および感謝祭をその上に獻げユダに命じてイスラエルの神エホバに事へしめたり十七然れども民は猶  
 崇邱にて犠牲を獻ぐることを爲り、但しその神エホバに而已なりき十八マナセのその餘の行爲その神にあ  
 せし祈禱およびイスラエルの神エホバの名をもて彼を諭せし先見者等の言はイスラエルの列王の言行録  
 に見ゆ十九またその祈禱を爲たる事その聽れたる事その諸の罪愆その身を卑くする前に崇邱を築きて  
 アシラ像および刻たる像を立たる處々などはホザイの言行録の中に記さる二十マナセの先祖ごもに  
 寢りたれば之をその家に葬れり、其子アモンこれに代りて王なる○ニアモンは二十二歳の時位に即き  
 エルサレムにて二年の間世を治めたり二三彼は其父マナセの爲しごとくエホバの目に惡を觀たまふ事を爲  
 り即ちアモンその父マナセが作りたる諸の刻たる像に犠牲を獻げてこれに事へ二三その父マナセが身を卑  
 くせしごとくエホバの前に身を卑くすることを爲さざりき、斯このアモン愈その愆を増たりしが二四その臣  
 僕黨を結びて之に叛きこれをその家の内に弑せり二五然るに國の民その黨を結びてアモン王に叛きし者等を  
 盡く誅し而して國の民その子ヨシヤを王となしてその後を嗣しむ

第三十四章一ヨシヤは八歳の時位に即きエルサレムにて三十一年の間世を治めたり二彼はエホバの善  
 さ觀たまふ事を爲しその父ダビデの道にあゆみて右にも左にも曲らざりき三即ち尙若かりしむもその治世  
 の八年にその父ダビデの神を求むることを始めその十二年には崇邱、アシラ像刻たる像、鑄たる像な  
 どを除きてユダとエルサレムを潔むることを始め四諸のバアルの壇を己の前にて毀たしめ其上に立る日の

像を研たふしアシラ像および彫像、鑄像を打碎きて粉々にし是等に犠牲を獻げし者等の墓の上に其を撒ちら  
 し五祭司の骨をその諸の壇の上に焚き斯してユダとエルサレムを潔めたり六またマナセ、エフライム、シメ  
 オンおよびナフタリの荒たる邑々にも斯あし七諸壇を毀ちアシラ像および諸の彫像を徹塵に打碎きイスラ  
 エル全國の日の像を盡く研たふしてエルサレムに歸りぬ八ヨシヤその治世の十八年にいたりて已に國を  
 殿を潔めたりその神エホバの室を修繕はしめんさてアザリヤの子シヤパン、邑の知事マアセヤおよびヨア  
 ハズの子史官ヨアを遣はせり九彼ら祭司の長ヒルキヤの許に至りてエホバの室に入し金を交せり、是は門守  
 のレビ人がマナセ、エフライムおよび其餘の一切のイスラエル人ならびにユダとベニヤミンの人およびエル  
 サレムの民の手より歛めたる者あり十やがてエホバの室を監督するところの工師等の手にこれを交しければ  
 彼等エホバの室にて操作する所の工人にこれを交して室を繕ひ修めしむ十一即ち木匠および建築者に之を交  
 しユダの王等が環りたる家々のために琢石および骨木を買しめ梁木をささるはしむ十二その人々忠實に操  
 作り、その監督者はメラリの子孫たるヤハテ、オパテヤおよびコハテの子孫たるゼカリヤ、メシユラム  
 などレビ人なりき、彼等すなはち之を主とす、又樂器を弄ぶに精巧なるレビ人凡て之に伴ふ十三彼等  
 亦荷を負ものを監督し種々の工事に操作する所の諸の工人をつかさざり、別のレビ人書記さあり役人さ  
 なり門守さなれり十四エホバの室にいりし金を取いだすに當りて祭司ヒルキヤ、モーセの傳へしエホバの律  
 法の書を見いだせり十五ヒルキヤは是において書記官シヤパンに告げ言けるは我エホバの室にて律法の書を  
 見いだせりと而してヒルキヤその書をシヤパンに付しければ十六シヤパンその書を王の所に持ゆき王に復  
 命まうして言ふ僕等その手に委ねられし所を盡く爲し十七エホバの室にありし金を打あけて之を監督者  
 の手および工人の手に交せり十八書記官シヤパン亦王に告て祭司ヒルキヤ我に一の書を交せりと言ひシ  
 ヤパンそれを王の前に讀けるに十九王その律法の言を聞て衣服を裂り二十而して王ヒルキヤとシヤパンの子  
 アヒカムとミカの子アブドンと書記官シヤパンと王の内臣アサヤとに命じて言ふ二汝ら往てこの見當り

し書の言につきて我のためまたイスラエルとユダに遣れる者等のためにエホバに問へ、我らの先祖等はエホバの言を守らず凡て此書に記されたる所を行ふことを爲ざりしに因てエホバ我等に大なる怒を斟き給ふべければなりき二三是においてホルキヤおよび王の人々シャルムの妻ある女預言者ホルダの許に往り、シャルムはホルハスの子なるテクロの子にして衣裳を守る者なり、時にホルダはエルサレムの第二の邑に住れり彼等すなはちホルダに斯く語りしかば二三ホルダこれに答へけるはイスラエルの神エホバかく言たまふ汝らに我に遣はせる人に告ぐ二四エホバかく言たまふユダの王の前に讀し書に記されたる諸の呪詛に循ひて我この處に此に住む者に災害を降さん二五其は彼ら我を棄て他の神に香を焚きおのが手にて作れる諸の物をもて我怒を惹起さんとしたればなり、この故にわが震怒この處に斟きて滅ざるべし二六されど汝らを遣はしてエホバに問しむるユダの王には汝ら斯くいふべしイスラエルの神エホバかく言たまふ汝が聞く言につきては二七汝此處に此に住む者を責る神の言を聞きし時に心やさしくして神の前に於て身を卑くし我前に身を卑くし衣服を裂て我前に泣たれば我もなんぢに聞きしエホバ言たまふ二八然ば我なんぢをして汝の先祖等に列ならしめん、汝は安然に墓に歸するを得べし、汝は我が此處に此に住む者に降さん二九の諸の災害を目に見るることあらじと、彼等すなはち王に復命まふしぬ〇二九是において王人を遣はしてユダとエルサレムの長老をこゝろく集め三十而して王エホバの室に上りゆけり、ユダの人々エルサレムの民、祭司、レビ人もよび一切の民大より小にいたるまでこゝろく之にさもなふ王すなはちエホバの室に見あたりし契約の書を盡く彼らの耳に讀聞せ三十一而して王己の所に立ちてエホバの前に契約を立てエホバにしたがひて歩み心を盡し精神を盡してその誠命と証證と法度を守り此書に記されたる契約の言を行はんと言ひ三二エルサレムおよびベニヤミンの有ゆる人々をみな之に加はらしめたり、エルサレムの民すなはちその先祖の神にまします御神の契約にしたがひて行へり三三かくてヨシアイスラエルの子孫に属する一切の地より憎むべき者を盡く取のぞきイスラエルの有ゆる人をしてその神エホバに事まつらしめたり、ヨシアの世に

ある日の間は彼らその先祖の神エホバに従ひて離れざりき

**第三十五章** 茲にヨシアエルサレムにおいてエホバに逾越節を行はんとし正月の十四日に逾越の物を宰らしめ二祭司をしてその職を執行なせ之を勸してエホバの室の務をなせしめ三またエホバの聖者となりてイスラエルの衆を誨ふるレビ人に言ふ汝らイスラエルの王ダビデの子ソロモンが建たる家に聖契約の匱を放け、再び肩に擔ふこと有ざるべし、然ば今汝らの神エホバおよびその民イスラエルに事ふべし四汝らまたイスラエルの王ダビデの書およびその子ソロモンの書に本づきて父祖の家に循ひその班列に依りて自ら準備をなし五汝らの兄弟ある民の人々の宗家の區分に循ひて聖所に立ち之にレビ人の宗族の分缺ること無らしむべし六汝ら逾越の物を宰り身を潔め汝らの兄弟のために準備をなしモーセが傳へしエホバの言のごとく行ふべし七ヨシアすなはち羔羊および羔山羊を民の人々に饒る其數三萬また牡牛三千を饒る、是みな王の所有の中より出して其處に居る一切の人のために逾越の祭物となせるなり八その牧伯等も民も三百を祭司に與へて逾越の祭物となす九またレビ人の長たる人々すなはちコナニヤおよびその兄弟シマヤ、子タンエル並にハシヤビヤ、エイエル、ヨザバデなども綿羊五千、牛五百をレビ人に饒りて逾越の祭物となす十是のごとく逾越の事備はりぬれば王の命にしたがひて祭司等はその擔任場に立ちレビ人はその班列に循ひ居り十一やがて逾越の物を宰りければ祭司その血をこれが手より受て洒げり、レビ人その皮を剝り十二かくて逾越の物を移して民の人々の父祖の家の區分に付してエホバに獻げしむ、モーセの書に記されたるが如し、其牛に行ふことも亦是のごとし十三而して例規のごとくに逾越の物を火にて炙りその他の聖物を鍋、釜、鼎などに煮て一切の民の人々に奔配れり十四かくて後から自身のため祭司等のために備ふ、其はアロンの子孫たる祭司等は燔祭と脂を獻げて夜に入たればなり、是に因て斯レビ人自分のためアロンの子孫たる祭司等のために備ふるなり十五アサフの子孫たる謳歌者等はダビデ、アサフ、ヘマンおよび

王の先見者エドトンの命にしたがひてその擔任場に居り、門を守る者等は門々に居てその職務を離るるに及ばざりき、其はその兄弟たるレビ人これのために備へたればなり、十六斯のごとき其日エホバの獻祭の事、こさくく備はりければヨシア王の命にしたがひて逾越節を行ひエホバの壇に燔祭を獻げたり、十七即ち其處に来れるイスラエルの子孫その時逾越節を行ひ七日の間酔いれぬパンの節を行へり、十八預言者サムエルの日より以來イスラエルにて是のごとくに逾越節を行ひし事なし、又イスラエルの諸王の中にハヨシアが祭司レビ人ならびに来りあつまれるユダとイスラエルの諸人およびエルサレムの民ももに行ひし如き逾越節を行ひし者一人もあらず、十九この逾越節はヨシアの治世の十八年に行ひしなり、二十是のごときヨシア殿をささぐのへし後エジプトの王子ユエフラテの邊なるカルケミシを攻撃して上り來りけるにヨシアこれを禦がんして出往り、二一是において子コ使者をかれに遣はして言ふユダの王よ是れに汝の與る所ならんや、今日は汝を攻んさには非ず我敵の家を攻んさするなり、神われに命じて急がしむ神われさうもにあり汝神に逆ふことを罷よ、恐くは彼なんぢを滅ぼしたまはん、二三然るにヨシア面を轉して去るを肯はず却てこれと戦はんとて服裝を變へ神の口より出し子コの言を聽いれずしてメギドン谷に到りて戦ひけるが、二三射手の者等ヨシア王に射中たれば王その臣僕にむかひて我を扶け出せ我太病を負ふ言り、二四是においてその臣僕等かれをその車より抹けおろし其引せたる次の車に乗てエルサレムにつれゆきけるが遂に死たればその先祖の墓にこれを葬りぬ、ユダとエルサレムみなヨシアのために哀しめり、二五時にエレミヤヨシアのために哀歌を作れり、謳歌、男、謳歌、女、今日にいたるまでその哀歌の中にヨシアの事を述べイスラエルの中に之を例さなせり、その詞は哀歌の中に書さる、二六ヨシアの餘の行爲そのエホバの律法に録されたる所にしたがひて爲し德行、二七およびその始終の行爲などはイスラエルとユダの列王の書に記さる

第三十六章一是において國の民ヨシアの子エホアハズを取りエルサレムにてその父にかはりて王とならし

むニエホアハズは二十三歳の時位に即きエルサレムにて三月の間世を治めけるが、三エジプトの王エラサレムにて彼を廢し且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課せり、四而してエジプトの王子コ彼の兄弟エリアキムをもてユダとエルサレムの王となして之が名をエホヤキムと改めその兄弟エホアハズを執へてエジプトに曳ゆけり、五エホヤキムは二十五歳の時位に即きエルサレムにて十一年の間世を治めその神エホバの惡を視たまふことを爲り、六彼の所にバビロンの王子アカデナザル攻のぼりバビロンに曳ゆかんして之を械に繋げり、七子アカデナザルまたエホバの家の器具をバビロンに携へゆきてバビロンにあるその宮にこれを藏めたり、八エホヤキムのその餘の行爲その行ひし憎むべき事等およびその心に畫みし事を、九イスラエル王エホヤシンの書に記さる、其子エホヤキンこれに代りて王となる、〇九エホヤキンは八歳の時位に即きエルサレムにて三月と十日の間世を治めエホバの惡を視たまふ事を爲けるが、十歳の歸るにおよびて子アカデナザル王人を遣はして彼とエホバの室の貴き器皿とをバビロンに携へいたらしめ之を兄弟セデキヤをもてユダとエルサレムの王となせり、〇十一セデキヤは二十一歳の時位に即きエルサレムにて十一年の間世を治めたり、十二彼はその神エホバの惡を視たまふ事を爲しエホバの言を傳ふる預言者エレミヤの前に身を卑くせざりき、十三子アカデナザル彼をして神を指て誓はしめたりしにまた之にも叛けり、彼かくその項を強くしその心を剛愎にしてイスラエルの神エホバに立ちへらざりき、十四祭司の長等および民もまた凡て異邦人の中にある諸の憎むべき事に倣ひて太甚しく大に罪を犯しエホバのエルサレムに聖め置たまへるその室を汚せり、十五其先祖の神エホバその民さその住所を恤むが故に頻りにその使者を遣はして之を諭したまひしに、十六彼ら神の使者等を嘲けり、其御言を輕んじその預言者等を罵りたればエホバの怒その民にむかひて起り遂に救ふべからざるに至り、十七即ちエホバカルデヤ人の王を之に攻きたらせたまひければ彼の手に付したまへり、十八神の室の諸の大小の器皿エホバの室の貨財王とその牧伯等の貨財も凡て之をバビロンに携へゆ

十九神の室を焚きエルサレムの石垣を崩しその中の宮殿を盡く火にて焚きその中の貴き器を盡く壞  
 なへり二十また剣をのかれし者等はバビロンに携れゆきて彼處にて彼等の子等の臣僕となりエルサレムの國  
 の興るまで斯てありき二是エレミヤの口によりて傳はりしエホバの言の應せんがためなりき、斯この地遂  
 にその安息を享たり、即ち是はその荒る間安息して終に七十年満ぬ〇二ニエルサレム王クロスの元年  
 に當りエホバにエレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成んさてエルサレム王クロスの心を感動し  
 たまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告示して云く二三エルサレム王クロスの言  
 ふ天の神エホバ地上の諸國を我に賜へり、その家をエダのエルサレムに建ることを我に命す凡そ汝らの中  
 もしその民たる者あらばその神エホバの助を得て上りゆけ

歴代志略下 終

以士喇書

第一章 一エルサレム王クロスの元年に當りエホバにエレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成ん  
 さてエルサレム王クロスの心を感動したまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告  
 示して云く二エルサレム王クロスの言ふ天の神エホバ地上の諸國を我に賜へりその家をエダのエルサレム  
 に建ることを我に命す凡そ汝らの中もしその民たる者あらばその神の助を得てエダのエルサレムに上りゆ  
 きエルサレムなるイスラエルの神エホバの室を建ることをせよ彼は神にましませり四その民にして生存れる  
 者等の寓りたる處の人々は之に金、銀、貨財、家畜を予へて助くべしその外にまたエルサレムなる神の家  
 ために物を誠意よりささぐべし五是にエダとベニヤミンの宗家の長、祭司レビ人など凡て神にその心を感  
 動せられし者等エルサレムなるエホバの室を建んさて起ちこれり六その周圍の人々みな銀の器、黄金、貨  
 財、家畜および寶物を予へて之に力をそへこの外にまた各種の物を誠意より獻げたり七クロス王また子ブカ  
 デ子ザルが前にエルサレムより携へ出して己の神の室に納めたりしエホバの室の器皿を取いだせり八即ち  
 エルサレム王クロスの庫官ミテレダテの手をもて之を取いだしてエダの牧伯セシバザルに數へ交付せり九そ  
 の數は是の如し、金の盤三十、銀の盤一千、小刀二十九、十金の大罽三十、二等の銀の大罽四百  
 十、その他の器具一千十一金銀の器皿は合せて五千四百ありしがセシバザル俘虜人等をバビロンより  
 エルサレムに將て上りし時に之をささぐく携へ上り

第二章 一往昔バビロンの王子アカデ子ザルに携へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてエ  
 ルサレムおよびエダに上りもの己の邑に歸りし此州の者は左の如し二是皆ゼルバベル、エシユア、子ヘ  
 ミヤ、セラヤ、レエラヤ、モルテカイ、ビルシヤン、ミスパル、ビグワイ、レホム、バアナ等に隨ひ來り、其イス  
 ラエルの民の人數は是の如し三パロシの子孫二千七百七十二人四シバテヤの子孫三百七十二人五アラの子孫  
 七百七十五人六エシユアとヨアブの族たるバハテモアブの子孫二千八百七十二人七エラムの子孫千二百五十四

人八ザツトの子孫九百四十五人九ザツカイの子孫七百六十人十バニの子孫六百四十二人十一ベバイの子孫六百二十三人十二アズガテの子孫千二百二十二人十三アドニカムの子孫六百六十六人十四ビグワイの子孫二千五百六十六人十五アデンの子孫四百五十四人十六ヒセキヤの家のアテルの子孫九十八人十七ベザイの子孫三百二十三人十八ヨラの子孫百十二人十九ハシユムの子孫二百二十三人二十ギバルの子孫九十五人二一ベテレヘムの子孫百二十三人二二子トバの人五十六人二三アナトテの人百廿八人二四アズマウテの民四十二人二五キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの民七百四十三人二六ラマおよびゲバの民六百二十一人二七ミクマシの民二百二十二人二八ベテルおよびアイの人二百二十三人二九子ボの民五十二人三十マクビシの民百五十六人三十一他のエラムの民千二百五十四人三十二ハリムの民三百二十人三十三ロド、ハデテおよびオノの民七百二十五人三四エリコの民三百四十五人三五セナアの民三千六百三十人三六祭司はエシユアの家のエダヤの子孫九百七十人三七インメルの子孫千五十二人三八パシユルの子孫千二百四十七人三九ハリムの子孫千七十七人四〇四十二人四一ホダヤの子孫エシユアミカデミテルの子孫七十四人四二謳歌者はアサフの子孫百二十八人四三門を守る者の子孫はシヤルムの子孫、アテルの子孫、タルモンの子孫、アツクアの子孫、ハテタの子孫、シヨバの子孫、シヤハの子孫、パドンの子孫、四五レバナの子孫、ハガバの子孫、アツクアの子孫、四六ハガバの子孫、シヤルマイの子孫、ハナンの子孫、四七ギデルの子孫、ガハルの子孫、レアヤの子孫、四八レザンの子孫、子コダの子孫、ガザムの子孫、四九ウザの子孫、パセアの子孫、ベサイの子孫、五〇アスナの子孫、メウニムの子孫、子フシムの子孫、五一バクブクの子孫、ハクバの子孫、ハルホルの子孫、五二バツリテの子孫、メヒダの子孫、ハルシヤの子孫、五三バルコスの子孫、シセラの子孫、テマの子孫、五四子ザアの子孫、ハテパの子孫等なり〇五五ソロモンの僕たりし者等の子孫すなはちソタイの子孫、ハツソレレテの子孫、ペリダの子孫、五六ヤアラの子孫、ダルコンの子孫、ギデルの子孫、五七シパテヤの子孫、ハツテルの子孫、ボ

ケレテハツゼバイムの子孫、アミの子孫、五八子テニ人ミソロモンの僕たりし者等の子孫は合せて三百九十二人〇五九またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アダグおよびインメルより上り来れる者ありしがその宗家の長と其の血統を示してイスラエルの者あるを明かにすることを得ざりき六十是すなはちテラヤの子孫、トビヤの子孫、子コダの子孫にして合せて六百五十二人〇六一祭司の子孫たる者の中にハバヤの子孫、ハツコツの子孫、バルツライの子孫あり、バルツライはギレアド人バルツライの女を妻に娶りてその名を名りしなり六二是等の者譜系に載たる者等の中のもの名を尋ねたれども在ざりき、是の故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり六三テルシヤタは之に告てウリムミトニムを帯る祭司の興るまでは至聖物を食ふべからずと言ひ〇六四會衆あはせて四萬二千三百六十六人六五この外にその僕、婢、七千三百三十七人、謳歌男女二百人あり六六その馬七百三十六匹、その騾二百四十五匹、六七その駱駝四百三十五匹、驢馬六千七百二十匹、〇六八宗家の長數人エルサレムなるエホバの室にいたるにおよびエホバの室をその本の處に建んて物を誠意より献げたり六九即ちその力にしたがひて工事のために庫に納めし者は金六萬一千ダリク、銀五千斤、祭司の衣服百襲なりき七十祭司、レビ人、民等、謳歌者、門を守る者、および子テニ人等その邑々に住み一切のイスラエル人その邑々に住り

第三章 一イスラエルの子孫かくその邑々に住居しが七月に至りて民一人のごとくにエルサレムに集まれり二是に於てヨザダクの子エシユアとその兄弟なる祭司等およびシヤルテルの子ゼルバベルとその兄弟等立ちこりてイスラエルの神の壇を築けり、是神の人モーセの律法に記されたる所に循ひてその上に燔祭を献げんさてなりき三彼等は壇をその本の處に設けたり、是國々の民を懼れしが故なり、而してその上に燔祭を按へて例に照し數のごとくに日々の燔祭を献げたり五是より後は常の燔祭および月朔エホバの一切のきよき節會に用ふる供物ならびに人の誠意よりエホバにたてまつる供物を献ぐることをす六即ち七月の

一日よりして燔祭をエホバに献ぐることを始めけるがエホバの殿の基礎は未だ置ざりき七是において石工  
 さ木工に金を交付したシドンとツロの者に食物、飲物および油を與へてベルシヤの王クロスの允准にした  
 がひてレバノンよりヨツパの海に檜を運ばしめたり○八斯てエルサレムある神の室に歸りたる次の年の二  
 月にシヤルテルの子ゼルバベル、ヨザダクの子エシユアおよびその兄弟たる他の祭司レビ人など凡て俘囚を  
 ゆるされてエルサレムに歸りし者等事を始め二十歳以上のレビ人を立てエホバの室の工事を監督せしむ  
 九是に於てユダの子等なるエシユアとその子等および兄弟カデミエルとその子等齊しく立て神の家の工人  
 を監督せり、ヘナダデの子等およびその子等兄弟等のレビ人も然り十かくて建築者エホバの殿の基礎を  
 置る時祭司等禮服を衣て喇叭を執りアサフの子孫たるレビ人鏡鉞を執り、イスラエルの王ダビデの例に  
 循ひてエホバを讚美す十一彼等班列にしたがひて諸共に歌を誦ひてエホバを讚めかつ頌へエホバは恩ふかく  
 其矜恤は永遠にたゆるとなければなりと言ひ、そのエホバを讚美する時に民みな大聲をあげて呼はれり、  
 エホバの室の基礎を据ればなり十二されど祭司レビ人宗家の長等の中に以前の室を見たりし老人ありけるが  
 今この室の基礎をその目の前に置るを見て多く聲を放ちて泣り、また喜悅のために聲をあげて呼はる者も多  
 かりき十三是をもて人衆民の歡びて呼はる聲と民の泣く聲とを聞わくることを得ざりき、そは民大聲  
 に呼はり叫びければその聲遠くまで聞えたりたればなり  
 第四章 一茲にユダとベニヤミンの敵たる者等夫俘囚より歸り來りし人々イスラエルの神エホバのために  
 殿を建る事聞きニ乃ちゼルバベルと宗家の長等の許に至りて之に言けるは我等をして汝等と共に之を建し  
 めよ我らは汝らと同じく汝らの神を求む、アツスリヤの王エサルハドンが我等を此に携へるのぼりし日より以  
 來我らはこれに犠牲を献ぐるありき然るにゼルバベル、エシユアおよびその餘のイスラエルの宗家の長等  
 これに言ふ汝らは我らの神に室を建ることに與るべからず、我等獨りみづからイスラエルの神エホバのため  
 に建ることを爲べし、是ベルシヤの王クロス王の我らに命ぜし所ありき四是においてその地の民ユダの民の

手を弱らせて其建築を妨げ、五之が計る所を敗らんために議官に賄賂して之に敵せしむ。ベルシヤ王クロス  
 の世にある日よりベルシヤ王ダリヨスの治世まで常に然り六アハシユエロスの治世すなはち其治世の初に彼  
 ら表を上りてユダとエルサレムの民を誣訟へたり七またアルタシヤスタの世にビシラム、ミテレダテ、タ  
 ビエルおよびその餘の同僚全く表をベルシヤの王アルタシヤスタに上つれり、その書の文はスリアの文字  
 にて書きスリア語にて陳述たる者なりき八方伯レホム、書記官シムシヤイ書をアルタシヤスタ王に書を  
 くりてエルサレムを誣ゆ、左のごとし九即ち方伯レホム、書記官シムシヤイおよびその餘の同僚テナ  
 人、アパルサテカイ人、タルベライ人、アパルサイ人、アルクワイ人、バビロン人、シユシヤン人、テハウ  
 人、エラマイ人十ならびに其他の民すなはち大臣オスナパルが移してサマリヤの邑および河外ふのその他の  
 地に置き者等云々十一其アルタシヤスタ王に上つりし書の稿は是なり云く、河外ふの汝の僕等云々  
 十二王知たまへ、汝の所より上り來りしユダヤ人エルサレムに到りてわれらの中にいりかの背き悖る惡き  
 邑を建なほし石垣を築きあげその基礎を固うせり十三然ば王いま知たまへ若この邑を建て石垣を築きあげな  
 ば彼ら必ず貢賦、租税、税金などを納じ、然すれば終に王等の不利ならん十四そもく我らは王の鹽を食  
 む者なれば王の輕んぜらるを見るに忍びず、茲に人を遣はし王に奏聞す十五列祖の記録の書を稽へたまへ。  
 必ずその記録の書の中において、此邑は背き悖る邑にして諸王と諸州とに害を加へし者なるを見、その中に  
 古來叛逆の事ありしを知たまふべし、此邑の滅ぼされしは此故に緣るなり十六我ら王に奏聞す、若この邑  
 を建て石垣を築きあげなばなんぢは之がために河外ふの領分をうしなふなるべし十七王すなはち方伯レ  
 ホム、書記官シムシヤイの餘サマリヤおよび河外ふのほかの處に住る同僚に答書をおくりて云く、平  
 安あれ云々十八汝ら我等におくりし書をば我前に讀解しめたり十九我やがて詔書を下して稽考しめしに  
 此邑の古來起りて諸王に背きし事、その中に反亂謀叛のありし事など詳悉なり二十またエルサレムには在  
 昔大なる王等ありて河外ふをこさく治め、貢賦、租税、税金などを已に納しめたる事あり二一然ば汝ら



詔言を傳へて其人々を止め我が詔言を下すまで此邑を建ること無らしめよ二三汝ら慎め之を爲すことを忽にする勿れ何ぞ損害を増て王に害を及ぼすべけんや二三アルタシヤスタ王の書の稿をレホムおよび書記官シムシヤイとその同僚の前に讀あげければ彼等すはちエルサレムに奔りてユダヤ人に就き腕力を極勢をもて之を止めたり二四此をもてエルサレムなる神の室の工事止む、即ちヘルシヤ王ダリヨスの治世の二年まで止みたりき

第五章 一茲に預言者ハガイおよびイドの子セカリヤの二人の預言者ユダとエルサレムに居るユダヤ人に向ひてイスラエルの神の名をもて預言する所ありければニシヤルテルの子セルバベルおよびヨザダクの子エシユア起あがりてエルサレムなる神の室を建ることな始む神の預言者等これさうもに在て之を助く三その時に河外の總督タテナイといふ者セタルボズナイおよびその同僚さうもにその所に来り誰が汝らに此室を建て此石垣を築きあぐることを命ぜしや斯言ひ四また此建物を作る人々の名は何さいふや斯これに問り五然るにユダヤ人の長老等の上にはその神の目さうきいたれば彼等これを止むること能はずして遂にその事をダリヨスに奏してその返答の來るを待り六河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外ふのアパルサカイ人がダリヨス王に上まつりし書の稿は左のごさし七即ちその上まつりし書の中に書しるしたる所は是のごさし云く、願くはダリヨス王に大なる平安あれ、入王知たまへ我等ユダヤ州に往てかの大神の室に至り視しに巨石をもて之を建て材木を組て壁を作り居り其工事おほいに掛りてその手を下さころ成ざる無し九是に於て我等その長老等に問てこれに斯いへり、誰が汝らに此室を建てこの石垣を築きあぐることを命ぜしや我等またその首長たる人々の名を書しるして汝に奏聞せんがためにその名を問り十一時に彼等かく我らに答へて言り、我等は天地の神の僕にして年久しき昔に建たれし殿を再び建るなり、是は素イスラエルの大なる王、某の建築きたる者なりしが十二我らの父等天の神の震怒を惹起せしに縁てつひに之をカルデヤ人バビロンの王子アカデ子ザルの手に付したまひければ彼この殿を毀ち民をバビロン

に於へゆけり十三然るにバビロンの王クロスの元年にクロス王神のこの室を建べしこの詔言を下したまへり十四然のみならずエルサレムの殿より子アカデ子ザルが取いだしてバビロンの殿に携へいれし神の室の金銀の器皿もクロス王これをバビロンの殿より取いだし其立たる總督セシバザルと名くる者に之を付し十五而して彼に言けらく是等の器皿を取り往てこれをエルサレムの殿に携へいれし神の室をその本の處に建よと十六是において其セシバザル來りてエルサレムなる神の室の石礎を置たりき、其時よりして今にいたるまで之を建つありしが猶いまだ壊らざるなりと十七然ば今王もし善となされなば請ふ御膝下バビロンにある所の王の寶藏を查たまひて神のこの室を建べしこの詔言のクロス王より出しや否を稽へ而して王此事につきて御旨を我らに諭したまへ

第六章 一是に於てダリヨス王詔言を出しバビロンにて寶物を藏むる所の文庫に就て查へ稽めしにニメデア州の都城アクメタにて一の巻物を得たり、その内に書しるせる記録は是のごさし三クロス王の元年にクロス王詔言を出せり云くエルサレムなる神の室の事につきて諭す、その犠牲を献ぐる所なる殿を建てその石礎を堅く置る其室の高を六十キユビトにし其潤を六十キユビトにし四巨石三行、新木一行を以せよ其費用は王の家より授くべし五また子アカデ子ザルがエルサレムの殿より取いだしてバビロンに携へきたりし神の室の金銀の器皿は之を還してエルサレムの殿に携ゆかしめ神の室に置てその故の所にあらしむべし六然ば河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとその同僚なる河外ふのアパルサカイ人汝等これに遠ざかるべし七神のその室の工事を妨ぐる勿れ、ユダヤ人の牧伯とユダヤ人の長老等に神のその家を故の處に建しめよ八我また詔言を出し其神の家を建ることにつきて汝らが此ユダヤ人の長老等に爲すべきことを示す、王の財寶の中すなはち河外ふの租税の中より迅速に費用をその人々に與へよ、その工事を滞ほらしむる勿れ九又その需むる物即ち天の神にたてまつる燔祭の小牛、牡羊および羔羊ならびに麥、鹽酒油など凡てエルサレムに在る祭司の定むる所に循ひて日々に怠慢なく彼等に與へ十彼らをして馨しき香の

犠牲を天の神に献ぐることを得せしめ王とその子女の生命のために祈ることを得せしめ十一かつ我詔言  
 を出す、誰にもせよ此言を易る者あらばその家の梁を抜き彼を擧て之に釘ん、その家はまた之のため  
 に崩にせらるべし十二凡そ之を易へまたエルサレムなるその神の室を毀たんとて手を出す王あるは民は彼  
 處にその名を留め給ふ神れはくはこれを倒したまへ、我ダリヨス詔言を出せり迅速に之を行なへ十三ダ  
 リヨス王かく諭しければ河外ふの總督ダテナイおよびセタルボズナイとその同僚迅速にこれを行なへり  
 十四 ユダヤ人の長老等すなはち之を建て預言者ハガイおよびイドの子セカリヤの預言に由てこれを成就た  
 り、彼等イスラエルの神の命に循ひクロス、ダリヨスおよびベルシヤ王アルタシヤスタの詔言に依て之  
 を建候ぬ十五ダリヨス王の治世の六年アダルの月の三日にこの室成り十六是においてイスラエルの子孫、祭  
 司、レビ人もよびその餘の俘虜人よるこびて神のこの室の落成禮を行なへり十七 即ち神のこの室の落成  
 禮において牡牛一百牡羊二百羔羊四百を献げ、またイスラエルの支派の數にしたがひて牡山羊十二を献げて  
 イスラエル全體のために罪祭さなし十八 祭司をその分別にしたがひて立てレビ人をその班列にしたがひて立  
 てエルサレムに於て神に事へしむ、凡てモーセの書に書きたるが如し十九 斯て俘囚より歸り來りし人々  
 正月の十四日に逾越節を行へり二十 即ち祭司、レビ人共に身を潔めて皆潔くなり一切俘囚より歸り  
 來りし人々のため、其兄弟たる祭司等のため、又自己のために逾越の物を宰れり二一 據はれゆきて歸り來  
 しイスラエルの子孫および其國の異邦人の汚穢を棄て是等に附てイスラエルの神エホバを求むる者等すべて  
 之を食ひ二三喜びて七日の間酔いれぬパンの節を行へり、是はエホバかれらを喜ばせアツスリヤの王の  
 心を彼らに向はせ彼をしてイスラエルの神にまします神の家の工事を助けさせたまひしが故なり  
 第七章 一是等の事の後ベルシヤ王アルタシヤスタの治世にエズラといふ者あり、エズラはセラヤの子、セ  
 ラヤはアザリヤの子、アザリヤはヒルキヤの子、ヒルキヤはシヤルムの子、シヤルムはザドクの子、ザドク  
 はアヒトアの子、ミアヒトアはアマリヤの子、アマリヤはアザリヤの子、アザリヤはメラヨテの子、メラ

ヨテはセラヒヤの子、セラヒヤはウツの子、ウツはブツキの子、五ブツキはアビシエアの子、アビシエアは  
 ビ子ハスの子、ビ子ハスはエレアザルの子、エレアザルは祭司の長アロンの子なり六 此エズラバビロンより  
 上り來り彼はイスラエルの神エホバの授けたまひしモーセの律法に精しき學士なり七 其神エホバの手こ  
 れが上にありしに因てその求むる所を王こきく許せり七 アルタシヤスタ王の七年にイスラエルの子孫お  
 よび祭司、レビ人、謳歌者、門を守る者子テニ人など多くエルサレムに上り入り王の七年の五月にエズラ  
 エルサレムに到り九 即ち正月の一日にバビロンを出たちて五月の一日にエルサレムに至る、其神のよ  
 き手これが上にありしに因てなり十 エズラは心をこめてエホバの律法を求め之を行ひてイスラエルの中に法  
 度と例規さを教へたり十一 エホバの誠命の言に精しく且つイスラエルに賜ひて法度に明かなる學士にて  
 祭司たるエズラにアルタシヤスタ王の與へし書の言は是のこきし十二 諸王の王アルタシヤスタ天の神の律法  
 の學士なる祭司エズラに諭す、願くは全云々十三 我詔言を出す、我國の内なるイスラエルの民およ  
 びその祭司レビ人の中凡てエルサレムに往ん志す者は皆なんちこもに往べし十四 汝はおのが手にある  
 汝の神の律法に照してユダとエルサレムの模様さを察せんために王および七人の議官に遣はされて往くなり  
 十五 且汝は王とその議官がエルサレムに宮居するところのイスラエルの神のために誠意よりさぐる金銀  
 を携へ十六 またバビロン全州にて汝が獲る一切の金銀および民と祭司とがエルサレムある其神の室のため  
 に誠意よりする禮物を携さふ十七 然らば汝その金をもて牡牛、牡羊、羔羊およびその素祭と灌祭の品を  
 速に買ひ、エルサレムにある汝らの神の室の壇の上にこれを献ぐべし十八 また汝汝の兄弟等その餘  
 れる金銀をもて爲んと欲する所あらば汝らの神の室の旨にしたがひて之を爲せ十九 また汝の神の室の奉事のため  
 に汝が賜はりし器皿は汝これをエルサレムの神の前に納めよ二十 その外汝の神の室のために需むる所あ  
 らば汝の用ひんさする所の者をこきく王の府庫より取て用ふべし二一 我や我アルタシヤスタ王河外ふ  
 の一切の庫官に詔言を下して云ふ、天の神の律法の學士祭司エズラが汝らに需むる所は凡てこれを迅速に

爲べし三即ち銀は百タラント、小麦は百石、酒は百バテ、油は百バテ、鹽は量なかるべし三三の神の室  
 のために天の神の命する所は凡て謹んで之を行なへ、しからずば王こそその子等々の國に恐くば震怒のぞまん  
 二四 かつ我等なんぢらに諭す、祭司レビ人謳歌者門を守る者子テ二人および神のその室の役者などには  
 貢賦、租税、税金などを課すべからず 二五 汝エズラ汝の手にある汝の神の智慧にしたがひて有司およ  
 び裁判人を立て河外ふの一切の民すなはち汝の神の律法を知る者等を盡く裁判しめよ、汝らまた之を知ざ  
 る者を教へよ、二六 凡そ汝の神の律法および王の律法を行はざる者をば迅速にその罪を定めて或は殺し或は追  
 放ち或はその貨財を没収し或は獄に繋ぐべし 二七 我らの先祖の神エホバは讃べき哉、斯王の心にエルサ  
 レムあるエホバの室を飾る意を起させ二八 また王の前こそその議官の前こそ王の大臣の前にて我に矜恤を得させ  
 たまへり、我神エホバの手わが上にあらしに因て我は力を得、イスラエルの中より首領たる人々を集めて我  
 さうもに上らしむ

第八章 アルトシヤスタ王の治世に我さうもにバビロンより上り來りし者等の宗家の長およびその系譜は  
 左のごとしニビ子ハスの子孫の中にてはゲルシヨム、イタマルの子孫の中にてはダニエル、ダビデの子孫の  
 中にてはハットシ、ミシカニヤの子孫の中パロシの子孫の中にてはゼカリヤ彼さうもに名簿に載られた  
 る男子五十人、四バハテモアの子孫の中にてはセラヒヤ子のエリヨエナイ、彼さうもになる男二百人、五シ  
 カニヤの子孫の中にてはヤハツエルの子彼さうもになる男三百人、六アデンの子孫の中にてはヨナタンの子エ  
 ベデ彼さうもになる男五十人、セエラムの子孫の中にてはアタリヤの子エサヤ、彼さうもになる男七十人、八シバ  
 テヤの子孫の中にてはミカエルの子ゼバデヤ、彼さうもになる男八十人、九ヨアブの子孫の中にてはエヒエル  
 の子オバデヤ、彼さうもになる男二百十八人、十シロミテの子孫の中にてはヨシビアの子、彼さうもになる男百  
 六十人、十一ベバイの子孫の中にてはベバイの子ゼカリヤ、彼さうもになる男二十八人、十二アズガデの子孫の  
 中にてはハツカタンの子ヨハナン、彼さうもになる男百十人、十三アドニカムの子孫の中の後なる者等あり、

其名をエリベレテ、ユエル、シマヤといふ、彼らさうもになる男六十人、十四ビグワイの子孫の中にてはウタイおよ  
 びザブデ、彼等さうもになる男七十人 〇十五 我かれらアハラに流るるころの河の邊に集めて三日が間かし  
 こに天幕を張居たりしが我民と祭司とを閉せしレビの子孫一人も其處に居ざりければ十六すなはち人を遣  
 てエリエゼル、アリエル、シマヤ、エルナタン、ヤリブ、エルナタン、ナタン、ゼカリヤ、メシエラムなどいふ長た  
 る人々を招き、また教誨を施す所のヨヤリブ及びエルナタンを招けり十七 而して我カシビアといふ處の長  
 イドの許に彼らを出し遣はせり即ち我カシビアといふ處に在るイドこそその兄弟なる子テ二人に告げし詞を  
 之が口に授け、我等の神の室のために役者を我等に携さへ來れと言けるが十八 我らの神よく我等を助けたま  
 ひて彼等つひにイスラエルの子レビの子マハリの子孫イシセケルを我らに携さへ來り、又レビヤといふ者  
 およびその子等と兄弟十八人十九 ハシヤビヤならびにメラリの子孫のエサヤおよびその兄弟さうの子等  
 二十人を携へ二十また子テ二人すなはちダビデとその牧伯等がレビ人を事へしむるために設けたりし子テ二  
 人二百二十人を携へ來れり、此等の者は皆その名を掲げられたり二一 斯て我かしこなるアハラの河の邊にて  
 斷食を宣傳へ、我等の神の前にて我等身を卑し我らと我らの小き者こそ我らの諸の所有のために正しき途を  
 示されんことを之に求む 二二 其は我等さうに王に告て、我らの神は己を求むる者を凡て善く助けまた己を棄  
 る者にはその權能を震怒をあらはしたまふと言しに因て我道路の敵を防ぎて我等を護るべき歩兵と騎兵と  
 を王に請ふを蓋たればなり二三 かくてこのことを我ら斷食して我等の神に求めけるに其祈禱を容たまへり  
 二四 時に我祭司の長十二人即ちレビヤ、ハシヤビヤおよびその兄弟十人を之さうもに擇び二五 金銀お  
 よび器皿すなはち王こそその議官とその牧伯と彼處の一切のイスラエル人が我らの神の室のために献げた  
 る奉納物を量りて彼らに付せり二六 その量りて彼らの手に付せし者は銀六百五十タラント、銀の器百タラン  
 ト、金百タラントなりき二七 また金の大罽二十あり、一千ダリクに當る、また光り輝く精銅の器二箇  
 あり、その貴きこそ金のこそし二八 而して我われらに言り汝等はエホバの聖者なり、此器皿もまた聖し、

又この金銀は汝らの先祖の神エホバに奉まつりし誠意よりの禮物なり。二九 汝等エホバに至りてエホバの家の室に於て祭司レビ人の長等およびイスラエルの宗家の首等の前に量るまで之を伺ひ守るべし。三十 是に於て祭司およびレビ人その金銀および器皿をエルサレムを我が神の室に携へゆかんとして其重にしがひてこれを受取り。三一 我ら正月の十二日にアハラの河邊を出たちてエルサレムに赴きけるが我らの神その手を我らの上にあき、我らを救ひて敵の手、また路に伏て窺ふ者の手に陥らしめたまはざりき。三二 我等すなはちエルサレムに至りて三日かしこに居しが三三四日にいたりて我らの神の室においてその金銀および器皿をウリヤの子祭司メレモテの手に量り付せり、ピチハスの子エラザル彼に副ふ、又エシユアの子ヨザバテおよびビンヌイの子ノアテヤの二人のレビ人かれらに副ふ。三四 即ちその一々の重き數を査べ其重をこさく其時かきさめたり。三五 俘囚の人々のその俘囚をゆるされて歸り來し者イスラエルの神に燔祭を献げたり、即ちイスラエル全體にあたる牡牛十二を献げ、また牡羊九十六、羔羊七十七罪祭の牡山羊十二を献げたり。是のみをエホバにたてまつりし燔祭なり。三六 彼等王の勅諭を王の代官エ河外ふの總督等に示しければその人々民を助けて神の室を建しむ。

第九章 是等の事の成し後牧伯等我許にきたりて言ふイスラエルの民祭司およびレビ人は諸國の民さばあれずして、カナナン人、ヘテ人、ペリシ人、エブス人、アンモニ人、モアブ人、エジプト人、アモリ人などの中なる憎むべき事を行へり。二 即ち彼等の女子を自ら娶り、またその男子に娶れば聖種諸國の民さ相雜れり、牧伯たる者長たる者さきだちてこの愆を犯せり。三 我この事を聞て我衣を裂き頭髪を髪を抜き驚き呆れて坐せり。四 イスラエルの神の言を戰慄おそる者さきみな俘囚より歸り來し者等の愆の故をもて我許に集まりしが我は晩の供物の時まで驚きつゝ茫然として坐し。五 晩の供物の時にいたり我その苦行より起て衣を裂きたるまゝ膝を屈めてわが神エホバにむかひ手を舒て六言けるは我神よ我はわが神に向ひて面を擧るを羞て蔽らむ、其は我らの罪積りて頭の上に出で我らの愆重りて天に達すればなり。七 我らの

先祖の日より今日にいたるまで我らは大なる愆を身に負ひ、我らの罪の故によりて我等も我らの王等および祭司たちは國々の王等の手に付され、劍にかげられ、擄へゆかれ、掠められ、面に恥をかうぶれり、今日のこさし入然るに今われらの神エホバ暫く恩典を施して逃れ存すべき者を我らの中に殘し、我らをしてその聖所にうちし釘のこさくならしめ、斯して我らの神われらの目を明にし、我らをして奴隷の中にありて少く生る心地せしめたまへり。九 我らは奴隷の身あるがその奴隷たる時にも我らの神われらを忘れず反てペルシヤの王等の目の前にて我らに憐憫を施して我らに活る心地せしめ我らの神の室を建しめ其破壊を修理はしめエダエエルサレムにて我らに石垣をたたまふ。十 我らの神よ已に是のこさくなれば我らに今何ぞ言のべんや、我等はやくも汝の命令を棄たればなり。十一 汝いつて汝の僕なる預言者等によりて命じて宣まへり、云く汝らが往て獲んとする地はその各地の民の汚穢により其憎むべき事によりて汚れたる地にして此極より彼極までその汚穢盈わたるなり。十二 然は汝らの女子を彼らの男子に與ふる勿れ、彼らの女子をなんぢらの男子に娶る勿れ、又何時までもかれらの爲に平安をも福祿をも求むべからず、然すれば汝ら旺盛にしてその地の佳物を食ふこさを得永くこれを汝らの子孫に傳へて産業さなさしむるこさを得ん。十三 我らの惡き行により我らの大なる愆によりて此事すべて我等に臨みたりしが、汝我らの神はわれらの罪よりも軽く我らを罰して我らの中に是のこさく人を遣したまひたれば。十四 我等再び汝の命令を破りて是等の憎むべき行ある民さ縁を結ぶべけんや、汝我らに怒りて終に滅ぼし盡し遣る者も逃るる者も無にいたらしめたまはざらんや。十五 イスラエルの神エホバよ汝は義し、即ち我ら逃れて遠るこさ今日のこさし、今我ら罪にまさばれて汝の前にあり、是がために一人として汝の前に立ちこさを得る者なきなり。

第十章 エストラシヨの室の前に泣伏て禱りかつ懺悔しをる時に男女および兒女はあはだ多くイスラエルの中より集ひて彼の許に聚り來れり、すべての民はいたく泣かなしめり。二 時にエラムの子エヒエルの子シカニヤ答へてエズラに言ふ我らはわれらの神に對ひて罪を犯し此地の民なる異邦人の婦女を娶れり、然ながら

此事につきてはイスラエルに今なほ望あり三然我等わが主の教誨にしたがひ又我らの神の命令に戦慄く人  
 人の教誨にしたがひて斯る妻をこころよく出し之が産たる者を去んさいふ契約を今われらの神に立ん、而し  
 て律法にしたがひて之を爲べし四起是事は汝の主ごる所あり、我ら汝を助くべし心を強くして之を爲せ  
 さ五エズラやがて起あがり祭司の長等、レビ人もよびイスラエルの衆をして此言のごとく爲んと言はし  
 めたり、彼ら乃ち醫へり六かくてエズラ神の家の前より起いでエリアシブの子ヨハナンの室に入りしが彼處  
 に至りてもパンを食す水を飲ざりき、是は俘囚より歸り來りし者の愆を憂へたればあり七斯てユダおよびエ  
 ルサレムに遍れく宣て俘囚の人々に盡く示して云ふ汝ら皆エルサレムに集まるべし八凡そ牧伯等と長老等  
 の諭言にしたがひて三日の内に來らざる者は皆その一切の所有を取あげられ俘擄人の會より驅けらるべし  
 九是に於いてユダとベニヤミンの人々みな三日の内にエルサレムに集まり、是は九月にして恰もその月  
 の廿日なりき、民みな神の室の前なる廣場に坐して此事のためまた大雨のために震ひ慄けり十時に祭司エズ  
 ラ起て之に言けるは汝ら罪を犯し異邦の婦人を娶りてイスラエルの愆を増り十一然ば今なんぢらの先祖の  
 神エホバに懺悔してその御旨を行へ、即ち汝等この地の民等および異邦の婦人とはあるべし十二會衆み  
 な聲をあげて答へて言ふ汝が我らに諭せるごとく我等かならず爲べし十三然ば民は衆し又今は大雨の候なれ  
 ば我等外に立こ能はず且これは一日二日の事業にあらず、其は我らこの事について大に罪を犯したればな  
 り十四然ば我らの牧伯等この全會衆のために立れよ、凡そ我等の邑の内にもし異邦の婦人を娶りし者あら  
 ば皆定むる時に來るべし、又その各々の邑の長老および裁判人これに伴ふべし、斯して此事を成ば我らの神  
 の烈しき怒つひに我らを離るるあらんぞ十五その時立てこれに逆ひし者はアサヘルの子ヨナタンおよびテク  
 ラの子ヤハツア而已、メシエラムおよびレビ人シヤベタイこれを贊く十六俘囚より歸り來りし者つひに然な  
 し、祭司エズラおよび宗家の長數人その宗家にしたがひて名指して撰ばれ、十月の一日より共に坐して  
 この事を査べ十七正月の一日に至りてやうやく異邦の婦人を娶りし人々を盡く査べ畢れり十八祭司の

徒の中にて異邦の婦人を娶りし者は即ちヨザダクの子エシユアの子等およびその兄弟マアセヤ、エリエ  
 ゼル、ヤリア、ゲダリヤ十九彼らはその妻を出さんさいふ誓をなし已に愆を獲たればさて牡羊一匹をその愆  
 のために献げたり二十インメルの子孫ハナニおよびゼバテヤニ二ハリムの子孫マアセヤ、エリヤ、シマヤ、エ  
 ヒエル、ウツヤ、ニバシユルの子孫エリオエナイ、マアセヤ、イシマエル、子タンエル、ヨザバデ、エラサ、二三  
 レビ人の中にてはヨザバデ、シメイ、ケラヤ(即ちケリタ)、ベタヒヤ、ユダ、エリエゼル、二四謳歌者の中にて  
 はエリアシブ、門を守る者の中にてはシヤルム、テルムおよびウリ、二五イスラエルの中にてはパロシの子孫  
 ラミヤ、エツア、マルキヤ、ミヤミン、エレアザル、マルキヤ、ベナヤ、二六エラムの子孫マツタニヤ、ゼカリヤ、エ  
 ヒエル、アブデ、エレモテ、エリヤ、ニセザットの子孫エリオエナイ、エリアシブ、マツタニヤ、エレモテ、ザバデ、  
 アツザ、二八ベバイの子孫ヨハナン、ハナニヤ、ザバイ、アテライ、二九バニの子孫メシユラム、マルク、アダヤ、  
 ヤシユブ、シヤル、エレモテ、三十バハテモアの子孫アデナ、ケラル、ベナヤ、マアセヤ、マツタニヤ、ベザレル、  
 ビンヌイ、マナセ、三一ハリムの子孫エリエゼル、エシヤ、マルキヤ、シマヤ、シメオン、三二ベニヤミン、マルク、  
 シマリヤ、三三ハシユムの子孫マツテナイ、マツタタ、ザバデ、エリパレテ、エレマイ、マナセ、シメイ、三四バニ  
 の子孫マアダイ、アムラム、ウエル、三五ベナヤ、ベテヤ、ケルヒ、三六ワニア、メレモテ、エリアシブ、三七マツタ  
 ニヤ、マツテナイ、ヤアス、三八バニ、ビンヌイ、シメイ、三九シレミヤ、ナタン、アダヤ、四十マクナデバイ、シヤ  
 シヤイ、シヤライ、四一アザリエル、シレミヤ、シマリヤ、四二シヤルム、アマリヤ、ヨセリ、四三子ボの子孫エ  
 エル、マツタテヤ、ザバデ、ゼビナ、イド、ヨエル、ベナヤ、四四是みな異邦の婦人を娶りし者なり、その婦人中  
 には子女を産し者もありき

以士喇書 終

尼希米亞記

第一章 一ハカリヤの子ヘミヤの言詞。第二十年キスレウの月我シユシヤンの都にありける時ニわが兄弟の一人なるハナニ數人の者さるもユダより來りしかば我僇人の遺餘なる夫の逃れハヘリシユダヤ人の事およびエルサレムの事を問たづれしに三彼ら我に言けるは僇人の遺餘なる夫の州内の民は大なる患難に遭ひ凌辱に遭ふ。又エルサレムの石垣は打崩され其門は火に焚たり。我この言を聞坐りて泣き數日の間哀しみ斷食し天の神に祈りて言ふ五天の神エホバ、大なる畏るべき神、己を愛し己の誠命を守る者にむかひて契約を保ち恩恵を施したまふ者よ六れがはくは耳を傾むけ目を開きて僕の祈禱を聽いたまへ我いま汝の僕なるイスラエルの子孫のために日夜なんぢの前に祈り、我等イスラエルの子孫が汝にむかひて犯せし罪を懺悔す、誠に我も我父の家も罪を犯せり我らは汝にむかひて大に惡き事を行ひ汝の僕モーセに汝の命じたまひし誠命をも法度をも例規をも守らざりき八請ふ汝の僕モーセに命じたまひし言を憶ひたまへ、其言に云く汝ら若罪を犯さば我汝らを國々に散さん九然れども汝らもし我にたちかへり我誠命を守りてこれを行なはば假令逐れゆきて天の涯に在るも我そこより汝等をあつめ我名を住はせんさて撰びし處にきたらしめんさすも是等の者は汝が大なる能力を強き手をもて贖ひたまひし汝の僕なんぢの民あり十一主よ請ふ僕の祈禱および汝の名を畏むことを悦ぶ汝の僕等の祈禱に耳を傾けたまへ、願くは今日僕を助けて此人の目の前に憐憫を得させたまへ、この時我は王の酒人なりき

第二章 一茲にアルタスタスタ王の二十年ニサンの月王の前に酒のいでし時我酒をつぎて王にたてまつれり、我は今まで王の前にて憂色を帯しこき有ざりきニ王われに言けるは汝は疾病も有ざるに何さて面に憂色を帯るや、是他ならず心に憂ふる所あるなりき、是において我甚だ大に懼れたりしが三遂に王に奏して曰ふ願くは王長壽かれ、我が先祖の墓の地たるその邑は荒蕪その門は火にて焚たれば、我いかで顔に憂色を帯ざるを得やんさ四王われに向ひて然らば汝何をなさん願ふやと言ければ我すなはち天の神に祈りて五

子ヘミヤキ

第一章

自一至二章五節

六百八十九

王に言けるは王もし之を善ししたまひ、我もし汝の前に恩を得たる者なりせば願くはユダにあるわが先祖の墓の邑に我を遣はして我にこれを建起せしめたまへ。六時に后妃も傍に坐しをりしが王われに言けるは汝が往てをる間は何程あるべきや何時頃歸りきたるやと。王かく我を遣はすことを善しければ我期を定めて奏せり。而して我また王に言けるは王もし善ししたまはば請ふ河外ふの總督等に與ふる書を我に賜ひ彼らをして我をユダまで通さしめたまへ。また王の山林を守るアサフに與ふる書をも賜ひ彼らをして殿に屬する城の門を作り邑の石垣および我が入べき家に用ふる材木を我に授けしめたまへ。我神善く我を助けたまひしに因て王これを我に允せり。九是において我河外ふの總督等に詣りて王の書をこれに付せり。王は軍長數人に騎兵をそへて我に伴なはせたり。十時にホロニ人サンバラテおよびアンモニ人奴隷トビヤこれを聞きイストラエルの子孫の安寧を求むる人來りて大に憂ふ。十一我ついにエルサレムに到りて彼處に三日居りける。後十二夜中に起いでたり、數人の者われに伴なふ、我はわが神がエルサレムのために爲せんとして我心に入たまひし所の事を何人にも告げしらず。亦我が乗る一匹の畜の外には畜を引つれざり。十三我すなはち夜中に立いで谷の門を通り龍井の對面を経糞門に至りてエルサレムの石垣を閱せしにその石垣は頽れをりその門は已に火に焚てあり。十四又前みて泉の門にゆき王の池にいたりしに我が乗る畜の通るべき處なかりき。十五我亦その夜中に溪川に添て進みのぼりて石垣を觀めぐり頓て身を反して谷の門より歸りいりぬ。然るに牧伯等は我が何處に往しか何を爲しかを知らざりき。我また未だこれをユダヤ人にも祭司にも貴き人にも方伯等にも其他の役人にも告げしらせざりしが。十七遂に彼らに言けるは汝らの見るごとく我等の境遇は悪くエルサレムは荒はてその門は火に焚たり、來我我等エルサレムの石垣を築きあげて再び世の凌辱をうくることなからん。十八而して我わが神の善われを助けたまひし事を彼らに告げまた王の我に語りし言詞をも告しらせければ去來起て築かんと言ひ皆奮ひてこの美事を爲ん。十九時にホロニ人サンバラテアンモニ人奴隷トビヤおよびアラビヤ人ガシムこれを聞て我らを嘲けり我等を侮りて言ふ汝ら何事をなすや王に叛かん。す

るなる。二十我すなはち答へて彼らに言ふ、天の神われらをして志を得させたまはん、故に其僕たる我等起て築くべし、然と汝らはエルサレムに何の分もなく權理もなく記念もなし。第三章 一茲に祭司の長エリアシブその兄弟の祭司等とともに起て羊の門を建て之を聖別てその扉を設け尙も之を聖別てハンメアの成樓に及ぼし又ハナザルの成樓に及ぼせり。二その次にはエリコの人々築きて、其次にはイムリの子ザツクル築き建たり。三魚の門はハツセナアの子等これを建備へ、その扉を設けて之を鎖かん。四門を施し、四その次にはハツコツの子ウリヤの子メレモテ修繕をなし、其次にはメシザベルの子ベレキヤの子メシエラム修繕をなし。その次にはバアナの子ザドク修繕をなし。五その次にはテコア人等修繕をなせり、但しその貴き族はその主の工事に服せざりき。六古門はバセアの子ヨイアダおよびベソテアの子メシエラムこれを修繕し、其の扉を設けて之に鎖かん。門を施せり。七その次にはギベオン人メラテヤ、メロノテ人ヤドン河外ふの總督の管轄に屬するギベオン人等修繕をなせり。八その次にはハルハヤの子ウツエルなどの金工修繕をなし、其次には製香者ハナニヤなど修繕をなし。九エルサレムを堅うしハヤの子ウツエルなどの金工修繕をなし、其次には製香者ハナニヤなど修繕をなし。九エルサレムを堅うして石垣の廣き處にまで及べり。九その次にはエルサレムの郡の半の知事ホルの子レバヤ修繕をなせり。十その次にはハルマフの子エダヤ己の家と相對ふ處を修繕し、その次にはハシヤブニヤの子ハツトシ修繕をなせり。十一ハリムの子マルキヤおよびバハラモアの子ハシユブも一方を修繕ひまた、城成樓を修繕へり。十二その次にはエルサレムの郡の半の知事ハロヘシの子シヤルムその女子等とともに修繕をなせり。十三谷の門はハモンザノアの民と偕にこれを修繕ひ之を建なほしてその扉を設け之に鎖かん。門を施し、また糞の門までの石垣一千キユビトを修繕し、十四糞の門はベテハケレムの郡の半の知事レカブの子マルキヤこれを修繕ひ之を建なほしてその扉を設け之に鎖かん。門を施し、十五泉の門はミツバの郡の知事コロホゼの子シヤルンこれを修繕ひ之を建なほして覆ひその扉を設け之に鎖かん。門を施し、また王の園の邊なるシラの池に沿る石垣を修繕てダビデの邑より下るころの階級にまで及ぼせり。十六その後にはベテズルの郡の半の知事アズブクの子

子ヘミヤ修繕をなしてダビデの墓に對ふ處にまで及ぼし堀池に至り勇士宅に至れり十七その後にはバニの子レホムなどのレビ人修繕をなし其次にはケイラの郡の牛の知事ハシヤビヤその郡の爲に修繕をなせり十八その後にはケイラの郡の牛の知事ヘナダデの子パワイなどいふその兄弟修繕をなし十九その次にはエシユアの子ミツバの知事エセル石垣の彎にある武器庫に上る所に對へる部分を修繕ひ二十その後にはザバの子バルクカを竭して石垣の彎より祭司の長エリアシアの家の門までの部分を修繕ひ二十一その次にはハソコツの子ウリヤの子メレモテ、エリアシアの家の門よりエリアシアの家の極までの部分を修繕ひ二十二その次には窪地の人なる祭司等修繕をなし二十三その次にはベニヤミンおよびハシユエ己の家を相對ふ處を修繕ひ其次にアナニヤの子マナセヤの子アザリヤ己の家に近き處を修繕ひ二十四その次にはヘナダデの子ビンマイアザリヤの家より石垣の彎角までの部分を修繕へり二十五ザイの子パラルは石垣の彎に對ふ處および王の上の家より登え出たる成樓に對ふ處を修繕ひ是は侍衛の廳に近し、其次にはパロシの子ペダヤ修繕をなせり二十六時に子テニ人オベルに住をりて東の方水の門に對ふ處および登え出たる成樓に對ふ處まで及べり二十七その次にはテコア人登出たる大成樓に對ふ處を修繕ひ二十九その次にはインメルの子ザドク己の家を相對ふ處を修繕ひ、其次にはシカニヤの子シマヤといふ東の門を守る者修繕をなし三十その次にはシレミヤの子ハナニヤおよびザラフの第六の子ハモン一方を修繕ひその後にはベレキヤの子メシユラム己の室を相對ふ處を修繕へり三十一その次には金工の一人マルキヤといふ者ハンミフカデの門を相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至り子テニ人および商人の家に及ぼせり三十二また隅の昇口と羊の門の間は金工および商人等これを修繕へり

第四章 一茲にサンバラテわれらが石垣を築くを聞て怒り大に憤ほりてユダヤ人を罵れり二即ち彼その兄弟等およびサマリアの軍兵の前に語りて言ふ此軟弱しきユダヤ人何を爲や、自ら強くせんとするか、

獻祭をなさんとするか、一日に事を終んとするか、塵堆の中の石は既に燬たるに之を取出して活さんとするか三時にアンモ二人トビヤその傍にありてまた言ふ彼らの築く石垣は狐上るも圯るべし四我らの神よ聽たまへ、我らは侮らる、願くは彼らの出す凌辱をその身の首に歸し、彼らを他國に擄はれしめ掠られしめたまへ五彼らの怒を蔽ひたまふ勿れ、彼らの罪を汝の前より消去しめたまはされ、其は彼ら築建者の前にて汝の怒を惹おこしたればなり六斯われら石垣を築きけるが石垣はみな已に相連なりてその高さの半にまで及べり、其は民心をこめて操作たればなり七然るにサンバラテ、トビヤ、アラビヤ人、アンモ二人、アシドド人等エルサレムの石垣改修れ其破壊も次第に塞がるを聞て大に怒り八皆さもに相結びてエルサレムに攻來らんさしその中に擾亂をおこさんせり九是に於いて我ら神に祈禱をなしかれたるのために日夜守望者を置て之に備ふ十ユダ人は言ひ荷を負ふ者の力衰へしが上に灰土おびたしくして我ら石垣を築くこと能はず十一我らの敵は言ひ彼等が知すまた見ざる間に我ら其中に入り之を殺してその工事を止めん十二又彼らの邊に住るユダヤ人來る時は我らに告て言ふ汝ら我らの所に歸らざるべからず、其事十次にも及べり十三是に因て我石垣の後の顯露ある低き處に民を置き劍、鎗または弓を持てその宗族にしたがひて之をそなふ十四我觀めぐり起て貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告て云ふ汝ら彼等のために懼る勿れ主の大にして畏るべきを憶ひ汝らの兄弟のため男子女子のため妻および家のために戦かへよ十五我らの敵ものが事の我らに知れたるをきよめてもの謀計を神に破られたるを聞しによりて我ら皆石垣に歸り各々その工事をなせり十六其時より後わが僕牛は工事に操作き牛は鎗、楯、弓を各々持て鎧を着たり、牧伯等はユダの全家の後にありき十七石垣を築く者および荷を負ひはこぶ者は各々片手をもて工事を爲し片手に武器を執り十八築建者はおのくの腰に劍を帶て築き建つ、又喇叭を吹く者は我ら傍にあり十九我貴き人々および牧伯等ならびにその餘の民に告て云ふ此工事は大にして廣ければ我等石垣にありて彼此に相離ること遠し二十何處にもあれ汝ら喇叭の音のきこゆるを聞ば其處に奔あつまりて我





王に聞えん、然ば汝いま來れ我ら共に相議らん。我すなほ彼に言つかはしけるは、汝が言るごき事を爲し事なし、惟なんぢ之を己の心より作りいだせるなり。汝らば皆われらを懼れしめんさせり、彼ら謂らく斯なきは彼ら手弱りて工事を息へければ、工事成ざるべし。今ればはくは我手を強くしたまへ、かくて後我メヘタベルの子テラヤの子シマヤの家に住しに彼閉こもり居て言らく我ら神の室に到りて神殿の内に相會し神殿の戸を閉ぢかん、彼ら汝を殺さんて來るべければなり、必ず夜のうちに汝を殺さんて來るべし。三十一我言けるは我ごき人いひて逃べけんや、我ごき身にして誰か神殿に入て生命を全うするごきを爲んや、我は入じこ十二我曉れるに神かれを遣はしたまひしに非ず、彼が我にむかひて此預言を説しはトビヤがサンバラテ彼に賄賂したればなり、十三彼に賄賂せしは此事のためなり、即ち我をして懼れて然なして罪を犯さしめ惡き名を我に負する種を得て我を辱しめんてなり。十四わが神トビヤ、サンバラテおよび女預言者ノアアヤならびにその他の預言者なご凡て我を懼れしめんとする者等を憶えてその行爲に報をなしたまへ。十五石垣は五十二日を経てエルルの月の二十五日に成就せり。十六我らの敵皆これを聞ければ我らの周圍の異邦人は凡て怖れ大に面目をうしなへり。其は彼等この工事は我らの神の爲たまひし者ありと曉りたればなり。十七其頃ユダの貴き人々しばしば書をトビヤにおくれり、トビヤの書もまた彼らに來れり。十八トビヤはアラの子シカニヤの婿なるをもてユダの中に彼を盟を結べる者多かりしが故なり、トビヤの子ヨハナンも亦レキヤの子メシユラムの女子を妻に娶りたり。十九彼らトビヤの善行を我前に語り、また我言を彼に通ぜり、トビヤは常に書をあくりて我を懼れしめんさせり。

第七章 一石垣を築き扉を設け門を守る者、謳歌者およびレビ人を立るにおよびて二我わが兄弟ハナニおよび城の宰ハナニヤをしてエルサレムを治めしむ、彼は忠信なる人にして衆多の者に超りて神を畏る者なり。三我われらに言ふ日の熱くなるまではエルサレムの門を啓くべからず、人々の立て守りたる間に門を閉させて汝らこれを堅うせよ、汝らエルサレムの民を番兵に立て各々にその所を守らしめ、各々にその家

相對ふ處を守らしめよ。四邑は廣くして大なりしかごもその内の民は寡くして家は未だ建ざりき。五我神はわが心に貴き人々、牧伯等および民を集めてその名簿をしらぶる思念を起さしめたまへり、我 最先に上り來りし者等の系圖の書を得て見にその中に書あるして曰く六往昔バビロンの王子ブカデ子ザルに携へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてエルサレムおよびユダに上りおのく己の邑に歸りし此州の者は左の如し。七是皆セルバベル、エシユア、子ヘミヤ、アザリヤ、ラアミヤ、ナハマニ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスレレテ、ビグワイ、子ホム、バアナ等に隨ひ來り、そのイスラエルの民の人数は是のごとし。八バロシの子孫二千七百七十二人。九シバテヤの子孫三百七十二人。十アラの子孫六百五十二人。十一エシユアミヨアの族たるバハテモアの子孫二千八百八十八人。十二エラムの子孫千二百五十四人。十三ザットの子孫八百四十五人。十四ザツカイの子孫七百六十人。十五ペンノイの子孫六百四十八人。十六ベバイの子孫六百二十八人。十七アズガデの子孫二千三百二十二。十八アドニカムの子孫六百六十七人。十九ビグワイの子孫二千六十七人。二十アデンの子孫六百五十五人。二一ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人。二二ハシユムの子孫三百二十八人。二三ベザイの子孫三百二十四人。二四ハリフの子孫百十二人。二五ヤベオンの子孫九十五人。二六ベテレヘムおよび子トバの人百八十八人。二七アナトテの人百二十八人。二八ベテアズマウテの人四十二人。二九キリアテヤリム、ケピラおよびベエロテの人七百四十三人。三十ラマおよびゲバの人六百二十一人。三一ミクマシの人百二十二。三二ベタルおよびアイの人百二十三。三三他の子ボの人五十二人。三四他のエラムの民千二百五十四人。三五ハリムの民三百二十人。三六エリコの民三百四十五人。三七ロド、ハテテおよびオノの民七百二十一人。三八セナアの子孫三千九百三十人。三九祭司はエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人。四十インメルの子孫千五十二人。四一バシユルの子孫一千二百四十七人。四二ハリムの子孫一千七十七人。四三レビ人はホテワの子等エシユアミカデミエルの子孫七十四人。四四謳歌者はアサフの子孫百四十八人。四五門を守る者はシヤラムの子孫、アテルの子孫タルモンの子孫、アツクアの子孫、ハテタの子孫、シヨバイの子孫百三十八人。四六子テニ人は

の子孫、ハスバの子孫、タバオテの子孫、四七ケロスの子孫、シアの子孫、パドンの子孫、四八レバナの子孫、ハガバの子孫、サルマイの子孫、四九ハナンの子孫、ギデルの子孫、ガハルの子孫、五〇レアヤの子孫、レザンの子孫、子コダの子孫、五一ガザムの子孫、ウザの子孫、パセアの子孫、五二ベサイの子孫、メウニムの子孫、子フセシムの子孫、五三バクアクの子孫、ハクバの子孫、ハルホルの子孫、五四バツリテの子孫、メヒダの子孫、ハルシヤの子孫、五五バルコスの子孫、シセラの子孫、テマの子孫、五六子ヤアの子孫、ハテパの子孫等なり。〇五七ソロモンの僕たりし者等の子孫は即ちソタイの子孫、ソベレテの子孫、ペリダの子孫、五八ヤアラの子孫、ダルコンの子孫、ギデルの子孫、五九シパテヤの子孫、ハツテルの子孫、ホケレテハツゼバイムの子孫、アモンの子孫、六十子テニ人、ソロモンの僕たりし者等の子孫は合せて三百九十二人。〇六一またテルメラ、テルハレサ、ケルア、アドンおよびインメルより上り来れる者ありしがその宗家とその血統を示してイスラエルの者なるを明かにすることを得ざりき。六二是すなはちテラヤの子孫、トビヤの子孫、子コダの子孫にして合せて六百四十二人。〇六三祭司の中にホバヤの子孫、ハツコツの子孫、バルツライの子孫あり、バルツライはギレアデ人。バルツライの女を妻に娶りてその名を名りしなり。六四是等の者系圖に載る者等の中にその籍を尋ねたれども在ざりき、是故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり。六五テルシヤタ即ちはち之に告てウリムとトンミムを帯る祭司の興るまでは至聖物を食ふべからずと言ひ。〇六六會衆あはせて四萬二千三百六十人。六七この外にその僕婢、七千三百三十七人、謳歌男女二百四十五人あり。六八その馬七百三十六匹、その騾二百四十五匹、六九駱駝四百三十五匹、驢馬六千七百二十四匹。〇七十宗家の長の中に工事のために物を納めし人々あり、テルシヤタは金一千ダリク、鉢五十、祭司の衣服五百三十襲を施して庫に納む。七一また宗家の長、數人は金二萬ダリク、銀二千二百斤を工事のために庫に納む。七二その餘の民の納めし者は金二萬ダリク、銀二千斤、祭司の衣服六十七襲なりき。七三かくて祭司、レビ人、門を守る者、謳歌者、民等子テニ人およびイスラエル人すべてその邑々に住り、イスラエルの子孫かくてその邑々に住み

をりて七月にいたりぬ

第八章 一茲に民みな一人のごとくになりて水の門の前なる廣場に集り學士エズラに請てエホバのイスラエルに命じたまひしモーセの律法の書を携へきたらんことを求めたり。二この日すなはち七月一日祭司エズラ律法を携へ來りてその集りたる男女および凡て聽て了ることを得るごころの人々の前に至り。三水の門の前なる廣場にて曙より日中まで男女および了り得る者等の前にこれを誦り、民みな律法の書に耳を傾く。四學士エズラこの事のために預て設けたる木の臺の上に立ちたりしがその傍には右の方にマツタヤ、シマ、アナヤ、ウリヤ、ヒルキヤおよびマアセヤを立たり、左の方にベダヤ、ミサエル、マルキヤ、ハシユム、ハシバダナ、セカリヤおよびメシユラムを立たる。五エズラ一切の民の目の前にその書を開けり。六彼一切の民より高きごころに立ちたり、かれが開きたる時に民みな起あがり。六エズラすなはち大神エホバを祝しければ民みなその手を擧げて應へてアメン、アメンと言ひ、首を下げ地に俯伏してエホバを拜めり。七エシユア、パニ、セレビヤ、ヤミン、アツクア、シヤベタイ、ホテヤ、マアセヤ、ケリタ、アザリヤ、ヨザパテ、ハナン、メラヤおよびレビ人等民に律法を了らしめたり、民はその所に立をる。八彼等その書に就て神の律法を朗かに誦み且その意を解あかしてその誦ごころを之に了らしむ。九時にテルシヤタたる子ヘミヤ祭司たる學士エズラおよび民を數ふるレビ人等一切の民にむかひて此日は汝らの神エホバの聖日なり、哭くなかれ泣なかれと言ひ、其は民みな律法の言を聽て泣たればあり。十而して彼らに言けるは、汝ら去て肥たる者を食ひ甘き者を飲め、而してその備をなし得ざる者に之を分かちおくれ、此日は我らの主の聖日なり。汝ら憂ふることをせざれ、エホバを喜ぶ事は汝らの力なるぞかし。十一レビ人も亦一切の民を靜めて言ふ。汝ら黙せよ。此日は聖きぞかし憂ふる勿れ。十二一切の民すなはち去て食ひかつ飲み、又人に分かちおくりて大なる喜びをなせり、是はその誦きかされし言を了りしが故なり。十三その翌日一切の民の族長等祭司およびレビ人等律法の語を學ばんとして學士エズラの許に集り來り。十四律法を視るにエホバのモーセによりて命じたまひし所を録して云く、七月の

節會にはイスラエルの子孫茅廬に居るべしと云く一切の邑々およびエルサレムに布傳へて言へし、汝ら山に出ゆき橄欖の枝、油木の枝、鳥拈の枝、棕櫚の枝、および茂れる木の枝を取きたりて録されたることくに茅廬を造れと十六是に於て民出ゆきて之を取きたり、各々その家の屋背の上あるひはその庭あるひは神の室の庭あるひは水の門の廣場あるひはエフライムの門の廣場に茅廬を造れり十七擡はれゆきて歸り來りし會衆みな茅廬を造りて茅廬に居り、メンの子ヨシエアの日より彼日までイスラエルの子孫斯こなひし事なし、是をもてその喜悅はなほ大なりき十八初の日より終の日までエズラ日々に神の律法の書を誦り來り七日の間節筵をおこなひ第八日にいたり例にしたがひて聖會を開けり

第九章一その月の二十四日にイスラエルの子孫あつまりて斷食し麻布を纏ひ土を蒙れりニイスラエルの裔たる者一切の異邦人はなれ而して立て己の罪を先祖の愆を懺悔し三皆おのづかしの處に立てこの日の四分の一をもてその神エホバの律法の書を誦み他の四分の一をもて懺悔をなしその神エホバを拜めり四時にエシエア、パニ、カデミエル、シバニヤ、ブンニ、セレビヤ、パニ、ケナニ等レビ人の臺に立ち大聲を擧てその神エホバに呼ばれり五期てまたエシエア、カデミエル、パニ、ハシヤブニヤ、セレビヤ、ホテヤ、セバニヤ、ベタヒヤなどレビ人言けらく汝ら起あがり永遠より永遠にわたりて在す汝らの神エホバを讃よ、汝の尊き御名は讃べきかな、是は一切の讚にも崇にも遠く超るなり六汝は唯なんぢのみエホバにまします、汝は天さ諸天の天およびその萬象地さその上の一の物の物あらびに海さその中の一切の物を造り之をこそくく保存せたまふなり、天軍なんぢを拜す、七汝はエホバ神にまします、汝は在昔アブラムを選びてカルデアのウルより之を導きいだしアブラハムといふ名をこれにつけ入その心の汝の前に忠信あるを觀そなほし之に契約を立ててカナン人、ヘテ人、アモリ人、ペリシ人、エブス人およびギルガシ人の地をこれに與へその子孫に授けん

と宣まひて終に汝の言を成なまへり、汝は實に義し九汝は我らの先祖がエジプトにて艱難を受るを鑒み、その紅海の邊にて呼ばり叫ぶを聽いれ十異兆さ奇蹟をあらはしてバロさその諸臣さその國の庶民さな

攻たまへり、そはかれらは傲りて我らの先祖等を攻しことを知たまへばなり、而して汝の名を揚たまへること尚今日のごとし十一汝はまた彼らの前にあたりて海を分ち彼らをして早ける地を踏海の中を通らしめ彼らを追ふ者をば石を大水に投げり十二淵に投げられたまひ十三また晝は雲の柱をもて彼らを導き、夜は火の柱をもて其往べき路を照したまひき十四汝はまたシナイ山の上に降り天より彼らと語り正しき例規および眞の律法、善き法度および誠命を之に授け十五汝の聖安息日を之に示し汝の僕モーセの手によりて誠命と法度と律法を之に命じ十五天より食物を之に與へてその饑をさため、磐より水を之のために出してその渴を濕し、且この國をなんぢらに與へんさ手を擧て誓ひ給ひてその國に入これを獲べきことをかれらに命じたまへり十六然るに彼等すなはち我らの先祖みづから傲りその項を強くして汝の誠命に聽したるはす十七聽従ふことを拒み亦なんぢが其中に行ひたまひし奇蹟を憶はず選てその項を強くし悖りて自ら一人こそ遅く慈悲厚くましくして彼らを棄たまはざりき十八また彼ら自ら一箇の轎を鑄造りて是は汝をエジプトより導き上りし汝の神なりと云て大に震怒をひきおこす事を行ひし時にすら十九汝は重々も憐憫を垂て彼らを荒野に棄たまはず、晝は雲の柱その上を離れずして之を途に導き、夜は火の柱離れずして之を照しその行べき路を示したりき二十汝はまた汝の善靈を賜ひて彼らを訓へ汝のマナを常に彼らの口にあたへまた水を彼らに與へてその渴をさため二一四十年の間、彼ら荒野に養ひたまひたれば彼らは何の缺る所もなくその衣服も古びずその足も腫ざりき二三而して汝諸國諸民を彼らにあたへて之を各々に分ち取しめ給へり、かれらはシホンの地ヘシホンの王の地およびバシヤンの王オグの地を獲たり二三斯てまた汝は彼らの子孫を増て空の星のごときならしめ前にその先祖等に入て獲よと宣まひたる地に之を導きいりたまひしかば二三即ちその子孫入てこの地を獲たり斯て汝この地にすめるカナン人をかれらの前に打伏せ、その王等およびその國の民をかれらの手に付して意のまゝに之を待はしめたまひき二五斯りしかば彼ら堅固なる邑々および

び膏腴なる地を取り、各種の美物の充る家、鑿井、葡萄園、橄欖園および許多の菓の樹を獲乃ち食ひて飽き肥太り汝の大なる恩典に沾りて樂みたりしが、二六尙も停りて汝に叛き汝の律法を後に抛擲ち己を戒しめて汝に歸らせんしたる預言者等を殺し大に震怒を惹おこす事を行なへり、二七是に因て汝が彼らをして敵の手に付して審しめさせたまひしが彼らその艱難の時に汝に呼びければ、汝天よりのを聽て重々も憐憫を加へ彼らに救ふ者多く與へて彼らその敵の手に棄おきて敵にこれを治めしめたまひけるが彼ら復立歸りて汝に呼びければ、汝天よりのを聽き憐憫を加へてしげく彼らを助け、二九彼らを汝の律法に引もごさんとして戒しめたまへり、然りて雖も彼らは自ら傲りて汝の誠命に聽したがはず汝の例規（人のこれを行はざるによりて生べしさいふ者）を犯し、肩を擡りし項を強くして聽こさせざりき、三十斯りしかども汝は年ひさしく彼らを容しむき汝の預言者等に由て汝の靈をもて彼らを戒めたまひしが彼等つひに耳を傾けざりしに因て彼らを國々の民等の手に付したまへり、三一されど汝は憐憫をほくして彼らを全くは絶さず亦彼らを棄たまふことをも爲たまはざりき、汝は恩恵あり憐憫ある神にましませばなり、三二然らば我らの神大にして力強く且畏るべくして契約を保ち恩恵を施したまふ御神れがはくはアツスリヤの王等の日より今日にいたるまで我らの王等、牧伯等、祭司、預言者、我らの先祖、汝の一切の民等に臨みし諸の苦難を小き事と觀たまはざれ、三三我らに臨みし諸の事につきては、汝義しく在せり、汝の爲たまひし所は誠實にして我らの爲しこころは悪かりしなり、三四我らの王等、牧伯等、祭司、父祖等は汝の律法を行はず、汝が用ひて彼らを戒しめたまひしその誠命と証詞に聽従はざりき、三五即ち彼らは己の國に居り、汝の賜ふ大なる恩恵に沾り、汝が與へてその前に置たまひし廣き膏腴なる地にありける時に汝に事ふることを爲す、又ひるがへりて自己の悪き業をやむる事もせざりしなり、三六嗚呼われらは今日奴隸たり、汝が我らの先祖に與へてその中の産物およびその中の佳物を食はせんとしたまひし地にて我らは奴隸となりたるを乞はかなけれ、三七こ

の地は汝が我らの罪の故によりて我らの上に立たまひし王等のために衆多の産物を出すあり、且また彼らは我らの身をも我らの家畜をも意のままに左右することを得れば我らは大難の中にあるなり、三八此もろくの事のために我ら今堅き契約を立てこれを書しるし我らの牧伯等、我らのレビ人、我らの祭司、これに印す

第十章 一印を捺る者は、ハカリヤの子アルシヤタ子ヘミヤおよびゼデキヤニセラヤ、アザリヤ、エレミヤ、三パシユル、アマリヤ、マルキヤ、四ハツトシ、シマニヤ、マルク、五ハリム、メレモテ、オバデヤ、六ダニエル、ギン子トシ、バルク、セメシユルム、アビヤ、ミヤミン、ハマアツア、ビルガ、シマヤ、是等は祭司なり、九レビ人は即ちアザニヤの子エシユア、ヘナダデの子ビンヌイ、カデミエル十ならびに其兄弟、シバニヤ、ホデヤ、ケリタ、ペラヤ、ハナン、十一ミカ、レホブ、ハシヤビヤ、十二ザツクル、セレビヤ、シバニヤ、十三ホデヤ、バニ、ベニヌ、十四民の長たる者は、パロシ、バハテモアブ、エラム、ザツト、バニ、十五ブンニ、アズカデ、ベバイ、十六アドニヤ、ビグワイ、アテン、十七アテル、ヒゼキヤ、アズル、十八ホデヤ、ハシユム、ベザイ、十九ハリフ、アナトテ、ノバイ、二十マゲピアシ、メシユラム、ヘシル、二一メシザベル、ザドク、ヤドア、二二ペラテヤ、ハナン、アナニヤ、二三ホセア、ハナニヤ、ハシユブ、二四ハロヘシ、ビルハ、シヨベク、二五レホム、ハシヤブナ、マアセヤ、二六アロヤ、ハナン、アナン、二七マルク、ハリム、バアナ、二八その餘の民、祭司、レビ人、門を守る者、謳歌者、子テ二人、ならびに都て國々の民等と離れて神の律法に附る者およびその妻その男子、女子および凡そ事を知り辨まふる者は、二九皆その兄弟たる貴き人々に附したがひ呪詛にかり誓を立て云く、我ら神の僕、モーセによりて傳はりし神の法律に歩み我らの主エホバの一切の誠命およびその例規と法度を守り行はん、三十我ら此地の民等に我らの女子を與へし亦われらの男子のために彼らの女子を娶らじ、三一此地の民等たさひ貨物あるひは食物を安息日に携へ來りて賣んとするも安息日または聖日には我等これを取じ、又七年ごとに耕作を廢め一切の負債を免さん、三二我らまた自ら例を設けて年々にシケルの三分の一を出して我らの神の室の用とさし、三三供物のパン、常素祭、常燔祭のため、安息日、月朔および節會

の祭物のため、聖物のため、イスラエルの贖をなす罪祭および我らの神の家の諸の工のために之を用ふることを定む三回また我ら祭司、レビ人もよび民衆を撃き、律法に記されたるごとく我らの神エホバの壇の上に焚べき薪木の禮物を年々定まれる時にわれらの宗家にしたかひて我らの神の室に納むる者を定め三五かつ誓ひて云ふ我らの産物の初および各種の樹の果の初を年々エホバの室に携へきたらん三六また我らの子等および我らの獸畜の首出および我らの牛羊の首出を律法に記されたるごとく我らの神の室に携へ來りて我らの神の室に事ふる祭司に交し三七我らの麥粉の初、われらの舉祭の物、各種の樹の果および酒、油を祭司の許に携へ到りて我らの神の家の室に納め我らの産物の什一をレビ人に與へん、レビ人は我ら一切の農作の邑においてその什一を受べき者なればなり三八

第十一節 我ら祭司一人そのレビ人と偕にあるべし、而してまたレビ人はその什一の十分の一を我らの神の家に携へ上りて府庫の諸室に納むべし三九即ちイスラエルの子孫およびレビの子孫は穀物および酒油の舉祭を携へ來りたり聖所の器皿および奉事をする祭司、門を守る者、謳歌者などが在るごころの室に之を納むべし、我らは我らの神の家を棄じ

第十一章 一民の牧伯等はエルサレムに住りその餘の民もまた義を撃き十人の中よりして一人宛を聖邑エルサレムに來りて住しめ、その九人を他の邑々に住しめたり二又すべて自ら進でエルサレムに住んと言ふ人々は民これを祝せり三イスラエル、祭司、レビ人、子テニ人もよびソロモンの臣僕たりし者等の子孫すべてユダの邑々にありておのづかの邑々なる自己の所有地に住をれり、此州の貴き人々のエルサレムに住たりし者は左のごとし四即ちユダの子孫およびベニヤミンの子孫のエルサレムに住る者は是なり、ユダの子孫はウツヤの子アタヤ、ウツヤはゼカリヤの子、ゼカリヤはアマリヤの子、アマリヤはシパテヤの子、シパテヤはマハラレルの子、是はベレズの子孫なり五又バルクの子マアセヤといふ者あり、バルクはコロホゼの子、コロホゼはハザヤの子、ハザヤはアダヤの子、アダヤはヨヤリブの子、ヨヤリブはゼカリヤの子、ゼカリ

リヤはシロニの子なり六ベレズの子孫のエルサレムに住る者は合せて四百六十八人にして皆勇士なり七ベニヤミンの子孫は左のごとし、メシユラムの子サル。メシユラムはヨエテの子、ヨエテはベダヤの子、ベダヤはコラヤの子、コラヤはマアセヤの子、マアセヤはイテエルの子、イテエルはエサヤの子なり八その次はガバインおよびサライなどにして合せて九百二十八人九ツクリの子ヨエルかれらの監督たり、ハッセメアの子ユダこれに副ふて邑を治む十祭司はヨヤリブの子エタヤ、ヤキン十一および神の室の宰セラヤ。セラヤはホルキヤの子、ホルキヤはメシユラムの子、メシユラムはザドクの子、ザドクはメラヨテの子、メラヨテはアヒトブの子なり十二殿の職事をするその兄弟八百二十二人あり、又アダヤといふ者あり、アダヤはエロハムの子、エロハムはベラリヤの子、ベラリヤはアマツの子、アマツはゼカリヤの子、ゼカリヤはパシホルの子、パシホルはマルキヤの子なり十三アダヤの兄弟たる宗家の長二百四十二人あり、又アマシサイといふ者あり、アマシサイはアザリエルの子、アザリエルはアハザイの子、アハザイはメシレモテの子、メシレモテはインメルの子なり十四その兄弟たる勇士百二十八人あり、ハツゲドリムの子ザブテエル彼らの監督たり十五

第十二節 レビ人はハシユエの子シマヤ。ハシユエはアズリカムの子、アズリカムはハシヤビヤの子、ハシヤビヤはアンニの子なり十六またシヤベタイおよびヨザバテあり是等はレビ人の長にして神の室の外の事を掌ざれり十七またマツタニヤといふ者あり。マツタニヤはミカの子、ミカはザブテの子、ザブテはアサフの子なり。マツタニヤは祈禱の時に感謝の詞を唱へはじむる者なり、彼の兄弟の中にてバクブキヤといふ者かれに次り、又アダヤといふ者あり。アダヤはシヤンマの子、シヤンマはガラルの子、ガラルはエドトンの子なり十八

第十三節 聖邑にあるレビ人は合せて二百八十四人十九門を守る者アツクブ、タルモンおよびその兄弟等合せて百七十二人あり、皆門々にありて伺守ることをせり二十その餘のイスラエル人、祭司およびレビ人は皆ユダの一切の邑々にありて各々おのれの産業に居り二但し子テニ人はオハルに居り、ザハおよびギシバ子テニ人を統ぶ三ニエルサレムに在るレビ人の監督はウツサイといふ者なり。ウツサイはパニの子、パニ

ハシヤビヤの子、ハシヤビヤはマツタニヤの子、マツタニヤはミカの子なり、是は謳歌者なるアサフの子孫なり、その職務は神の室の事にかゝるニ三王より命令ありて是らの事を定め、謳歌者に日々定まれる分を與へしむニ四エダの子セラの子孫メシザベルの子ベタヒヤさいふ者王の手に属して民に關る一切の事を取あつかへりニ五又村莊とその田圃につきてはエダの子孫の者キリアアルバとその郷里、デボンとその郷里およびエカアツエルとその村莊に住みニ六エシユア、モラダおよびベテベレテに住みニ七ハザルシユアルおよびベエルシバとその郷里に住みニ八ザクラガおよびメコナとその郷里に住みニ九エンリンモン、ザレア、ヤルムテに住み三十ザノア、アドラムおよび其等の村莊、ラキシとその田野およびアセカとその郷里に住り、斯れらはベエルシバよりヒンノムの谷までに天幕を張り三一ベニヤミンの子孫はまたゲバよりしてミクマシ、アヤおよびベテルとその郷里に住み三二アナトテ、ノア、アナニヤ、三三ハヅル、ラマ、ギツタ、イム、三四ハデテ、ゼボイム、子バラテ、三五ロド、オノ、工匠谷に住り三六レビ人の班列のユダにある者の中ベニヤミンに合せし者もありき

第十二章一シヤルテルの子ゼルバベルおよびエシユアを偕に上りきたりし祭司レビ人は左のごとしセラヤ、エレミヤ、エツラ、ニアマリヤ、マルク、ハツトシ、三シカニヤ、レホム、メレモテ、四イド、ギン子トイ、アビヤ、五ミヤミン、マアデヤ、ビルガ、六シマヤ、ヨヤリブ、エダヤ、七サライ、アモク、ヒルキヤ、ユダヤ、是等の者はエシユアの世に祭司およびその兄弟等の長たりき八またレビ人はエシユア、ビンヌイ、カデミエル、セレビヤ、ユダ、マツタニヤ、マツタニヤはその兄弟等にも感謝の事を掌ざれり九またその兄弟バクアキヤおよびウナン之を相對ひて職務をなせり十エシユア、ヨアキムを生みヨアキム、エリアシヤを生み、エリアシヤ、ヨイアダを生み十一ヨイアダ、ヨナタンを生み、ヨナタン、ヤトアを生り十二ヨアキムの日に祭司等の宗家の長たりし者はセラヤの族にてはメラヤ、エレミヤの族にてはハナニヤ、十三エズラの族にてはメシユラム、アマリヤの族にてはヨハナン、十四マルキの族にてはヨナタン、シバニヤの族にてはヨセフ、十五ハ

リムの族にてはアデナ、メラヨテの族にてはヘルカイ、十六イドの族にてはゼカリヤ、ギン子トンの族にてはメシユラム、十七アビヤの族にてはシクリ、ミニヤミンの族、モアデヤの族にてはビルタイ、十八ビルガの族にてはシヤンマ、シマヤの族にてはヨナタン十九ヨヤリアの族にてはマツテナイ、エダヤの族にてはウツ、二十サライの族にてはカライ、アモタの族にてはエベル、二二ヒルキヤの族にてはハシヤビヤ、エダヤの族にては子タンエル、二三エリアシヤ、ヨイアダ、ヨハナンおよびヤトアの日にレビ人の宗家の長等冊に録さる、亦ペルシヤ王ダリヨスの治世に祭司等も然せらるニ三宗家の長たるレビ人はエリアシヤの子ヨハナンの日まで凡て歴代志の書に記さるニ四レビ人の長はハシヤビヤ、セレビヤおよびカデミエルの子エシユアなりその兄弟等これと相對ひて居る、即ち彼らは班列と班列とあひむかひ居り神の人ダビデの命令に本づきて讚美と感謝とをなすニ五マツタニヤ、バクブキヤ、オバテヤ、メシユラム、タルモン、アツクブは門を守る者にして門の内の府庫を伺ひ守れりニ六是等はヨザダクの子エシユアの子ヨアキムの日に在り、總督子ヘミヤおよび學士たる祭司エズラの日に在りし者なり○ニ七エルサレムの石垣の落成せし節會に當りてレビ人をその一切の處より招きてエルサレムに來らせ感謝の歌と鑢鍬と琴とをもて歡喜を盡してその落成の節會を行はんとすニ八是において謳歌徒輩エルサレムの周圍の窪地および子トバ人の村々より集り來りニ九またベテヤルガルおよびゲバマアズマウテの野より集り來り、この謳歌者等はエルサレムの周圍に己の村々を建たりき三十茲に祭司およびレビ人身を潔めまた民および諸の門と石垣とを潔めければ三二我すなはちエダの牧伯等をして石垣の上の上らしめ、又二一の大なる隊を作り設けて之に感謝の詞を唱へて進ましむ、即ちその一は糞の門を指て石垣の上を右に進めり三三その後につきて進める者はホシヤヤおよびユダの牧伯の半、三三ならびにアザリヤ、エズラ、メシユラム、三四ユダ、ベニヤミン、シマヤ、エレミヤなりき三五又祭司の徒數人喇叭を吹て伴ふあり、即ちヨナタンの子セカリヤ、ヨナタンはシマヤの子、シマヤはマツタニヤの子マツタニヤはミカヤの子ミカヤはザツクルの子ザツクルはアサフの子なり三六また

ゼカリヤの兄弟シマヤアザリエル、ミラライ、ギラライ、マアイ、子タンエル、ユダ、ハナニ等ありて神の人ダビデの樂器を執り學士エズラこれに先だつ三七而して彼ら泉の門を経たゞちに進みて石垣の上口に於て死ビテの城の段階より登りダビデの家の上を過て東の方水の門に至れり三八また今一隊の感謝する者は彼らに對ひて進み我は民の牛さうもにその後に従ひ、而して皆石垣の上を行き爐成樓の上を過て石垣の廣き處にいたり三九エフライムの門の上を通り舊門を過き魚の門およびハナニエルの成樓とハンメテの成樓を過て羊の門に至り半の門に立まされり四〇かくて二隊の感謝する者神の室にいりて立ち、我もそこにたち牧伯等の半われさ儲にありき四一また祭司エリアキム、マアセヤ、ミニヤミン、ミカヤエリヨエナイゼカリヤハナニヤ等喇叭を執て居り四二マアセヤ、シマヤ、エラアザル、ウジ、ヨハナン、マルキヤ、エラム、エゼル之と儲にあり謳歌ふ者聲高くうたへりエズラヒヤはその監督なりき四三斯してその日みな大なる犠牲を獻げて喜悅を盡せり、其は神かれらをして大に喜ぶ樂ませたまひければなり、婦女小兒までも喜悅り、是をもてエルサレムの喜悅の聲さほくまで聞えたりぬ四四その日府庫のすべての室を掌さるべき人々を撰びて擧祭の品、初物および什一など律法に定むるところの祭司とレビ人の分を邑々の田圃に准ひて取あつめてすべての室にいりてこを掌さらしむ。是は祭司およびレビ人の立て奉ふるをユダ人喜ぶたればなり四五彼らは神の職守および潔齋の職守を勤む、謳歌者および門を守る者も然り、皆ダビデとその子ソロモンの命令に依る四六在昔ダビデおよびアサフの日には謳歌者の長一人ありて神に讚美感謝をたてまつる事ありき四七またゼルバベルの日および子ヘミヤの日にはイスラエル人みな謳歌者門を守る者に日々の分を與へまたレビ人に物を聖別て與へるレビ人またこれを聖別てアロンの子孫に與ふ

第十三章一その日モーセの書を讀て民に聽しめけるは其中に録して云ふアンモニ人およびモアブ人は何時までも神の會に入べからず二是は彼らパンと水をもてイスラエルの子孫を迎へずして還て之を誑はせんさてバラムを備ひたりしが故なり、斯りしかども我らの神はその呪詛を變て祝福となしたまへり三三人衆この

律法を聞てのち雜りたる民を盡くイスラエルより分ち離てり四是より先我らの神の家の室を掌れる祭司エリアシブさいふ者トビヤと近くなりたれば五彼のために大なる室を備ふ。其室は元來素祭の物、乳香、器皿および例によりてレビ人謳歌者、門を守る者等に與ふる穀物、香油の什一ならびに祭司に與ふる擧祭の物を置し處なり六當時は我エルサレムに居ざりき。我はバビロンの王アルタシャスタの三十二年に王の所に往たりしが數日の後王に暇を乞て七エルサレムに來りエリアシブがトビヤのために爲たる惡事すなはちかれがために神の家の庭に一の室を備へし事を詳悉にせり八我はなばだこれを憂へてトビヤの家の器物をこさくぐくその室より投げだし九頓て命じてすべての室を潔めさせ而して神の家の器皿および素祭乳香などを再び其處に携へいたり十我また查べ觀しレビ人そのうくべき分を與へられざりき、この故に其職務をなす所のレビ人および謳歌者等各々おのれの田に奔り歸りぬ十一是において我何故に神の室を棄せしやと云て牧伯等を詰り、頓てまたレビ人を招き集めてその故の所に立しめたり十二斯りしかばユダ人みな穀物、酒、油の什一を府庫に携へ來れり十三その時我祭司シレミヤ學士ザドクおよびレビ人ベタヤを府庫の有司とし之にマツタニヤの子ザツクルの子ハナンを副て庫をつかさどらしむ、彼らは忠信なる者と思はれたればなり其職は兄弟等に分配るの事ありき十四わが神よ此事のために我を記念たまへ、我神の室とその職事のために我が行ひし善事を拭ひ去たまはざれ十五當時われ觀しユダの中に安息日に酒樽を踏む者あり麥束を持ちたりて驢馬に負するあり亦酒、葡萄、無花果および各種の荷を安息日にエルサレムに携へいるるあり、我われらが食物を齎さるる日に彼らを戒しめたり十六彼處にまたツロの人々も住をりしが魚および各種の貨物を携へいりて安息日にユダの人々に之を齎さ、かつエルサレムにて商賣せり十七是において我ユダの貴き人々を詰りて之に言ふ汝ら何ぞ此惡き事をなして安息日を潰すや十八汝らの先祖等も斯もなはざりしや、我らの神これが爲にこの一切の災禍を我らとこの邑とに降したまひしにあらずや、然るに汝らは安息日を潰して更に大なる震怒をイスラエルに招くありき十九而して安息日の前



の日エルサレムの門々暗くならんことを願はばに我命じてその扉を閉させ安息日の過ぎるまで之を開くべからずと命じ、我僕數人を門々に置き安息日に荷を携へいる事あらしめたり二十斯りしかば商賣および各種の品を賣る者等一二回エルサレムの外に宿れり二我これを戒めてこれに言ふ汝ら石垣の前に宿るは何ぞや、汝等もし重ねて然なれば我なんぢらに手をかけんこと、其時より後は彼ら安息日には來らざりき二三我またレビ人に命じてその身を潔めさせ、來りて門を守らしめて安息日を聖す、我神よ我たに此事を記念し汝の大なる仁慈をもて我を憫みたまへ○二三當時われアシドド、アンモン、モアアなどの婦女を娶りしユダヤ人を見しに二四その子女はアシドドの言語を半雜へて言ひユダヤの言語を言ふことあたはず各國の言語を雜へ用ふ二五我彼等を詰りまた詰りその中の數人を撻ちその毛を抜き神を指て誓はしめて言ふ汝らは彼らの男子にものか女子を與ふべからず又なんぢらの男子あるひはものれ自身のために彼らの女子を娶るべからず二六是らの事についてイスラエルの王ソロモンは罪を獲たるに非ずや彼がごさき王は衆多の國民の中にもあらずして神に愛せられし者なり神かれをイスラエル全國の王となしたまへり、然るに尙ほ異邦の婦女等はこれに罪を犯さしめたり二七然ば汝らが異邦の婦女を娶りこの一切の大惡をなして我らの神に罪を犯すを我等聽し置べけんや二八祭司の長エリアシブの子ヨイアブの一人の子はホロニ人サンバラアの婿なりければ我これを逐出して我を離れしむ二九わが神よ彼らは祭司の職を汚し祭司およびレビ人の契約に背きたり彼らのことを忘れたまふ勿れ三〇我わがく人衆を潔めて異邦の物を盡く棄しめ祭司およびレビ人の班列を立て各々その職務に服せしめ三一また人衆をして薪柴の禮物をその定まる期に献げしめかつ初物を奉つらしむ我神よ我を憶ひ仁慈をもて我を待ひたまへ

尼希米亞記終

以士帖書

第一章一アハシユエロスすなはち印度よりエテオピアまで百七十二州を治めたるアハシユエロスの世ニアハシユエロス王シユシヤンの城にてその國の祚に坐しをりける當時三その治世の第三年にその牧伯等および臣僕等のために酒宴を設けたり、ハルシヤとメデアの武士および貴族と諸州の牧伯等その前にありき四時に王その盛なる國の富有とその大なる威光の榮を示して衆多の日をわたり百八十日に及びぬ五これらの日のをほりし時王また王の宮の圍の庭にてシユシヤンに居る大小のすべての民のために七日の間酒宴を設けたり六白、綠、青の帳幔ありて細布と紫色の紐にて銀の環および蠟石の柱に繋がるまた林檎は金銀にして赤、白、黄、黒の蠟石の上に居らる七金の酒盃にて酒を賜ふ、その酒盃は此彼おのく異なり、王の用ゐる酒をたまふこと夥だし、王の富有に適へり八その飲むことは法にかきひて誰も強ることを爲す、其は王人をして名々おのれの好むごとく爲しむべし九その宮内のすべての有司に命じたればあり九 后ラシテもまたアハシユエロス王に屬する王宮の内にて婦女のために酒宴をまふけたり十第七日にアハシユエロス王酒のために心樂み、王の前に事ふる七人の侍従メホマン、ビスタ、ハルボナ、ビゲタ、アマゲタ、セタルおよびカルカスに命じ十一后ラシテをして後の冠冕をかぶりて王の前に來らしめよと語り、是は彼觀に美しければその美麗を民等と牧伯等に見さんさてありき十二しかるに 后ラシテ侍従が傳へし王の命に従ひて來ること背ざりしかば王おほいに憤はりて震怒その衷に燃ゆ十三是において王時を知る智者にむかひて言ふ(王はすべて法律と審理に明かなる者にむかひて是の如くするを常とせり十四時に彼の次にをりし者はハルシヤおよびメデアの七人の牧伯カルシナ、セタル、アデマタ、タルシシ、メレス、マルセナ、メムカシナなりき、是みな王の面を見る者にして國の第一に位せり)十五后ラシテアハシユエロス王が侍従をもて傳へて命を爲されば法律にしたがひて如何に彼になすべきや十六メムカン王と牧伯たちの前に答へて曰ふ、后ラシテは唯王にむかひて惡き事をなしたる而已ならず、一切の牧伯たちおよびアハシユエロス王の各州

のもしろくの民にむかひてもまた之を爲るなり十七后のこの事あまれく一切の婦女に聞えて彼らつひにその夫を藐め視て言ん、アハシユエロス王后ヲシテに己のまへに來れ命じたりしに來らざりしと十八而して后の此所行を聞るハルシヤとメデアの諸夫人もまた今日王のすべての牧伯等に是のごとく言ん、然すれば必らず藐視と忿怒多く起るべし十九王もし之を善ししたまはゞラシテは此後ふたゞアハシユエロス王の前に来るべからずさいふ王命を下し之をハルシヤとメデアの律法の中に書いて更ること無ししめ、而してその後の位を彼に勝れる他の者に與へたまへ二十王の下したまはん御詔この大なる御國に編れく聞えわたる時は妻たる者こそくその夫を大小さなく共に敬まふべしと二一王と牧伯等この言を善しければ王メムカンの言のごとく爲たり二三かくて王の諸州を遍れく書をおくりもろくの州にその文字にしたがひて書おくりもろくの民にその言語にしたがひて書おくり、凡て男子たる者はその家の主なるべく、またおのれの民の言を用ひてものいふべしと諭しぬ

第二章 一これらの事の後アハシユエロス王忿怒かけてラシテおよび彼が爲たる所またその彼にむかひて定めしころの事を憶ひおこせり二ころに王の前に事ふる僕等いひけるは請ふ美しき少き處女等を王のため尋れもさめん三願はくは王御國の各州において官吏を擇び之をして美はしき處女をこそくシユシヤの城に集めしめ、婦人を管理する王の侍従ヘガイの手にならして婦人の局に入らしめ、而して潔淨の物をこれに與へたまへ四斯して王の御意に適ふ女子を取りラシテに代りて后さならしめたまへと、王の事を善しして然おしぬ五茲にシユシヤの城に一人のユダヤ人あり、その名をモルデカイと曰ひキシの曾孫シメイの孫ヤイルの子にしてベニヤミン人なり六かれはバビロンの子アカデ子ザルが携へゆきしユダの王エコニヤさうもに携はれ往る俘囚の中にありてエルサレムより移されたる者なり七かれその叔父の女ハダッサすあはちエステルを養ひ育てたり是は父も母もなかりければなり。この女子顔貌勝れてうるはしかりしがその父母の死たる後モルデカイこれを取ておのれの女さなせるなり八王の命令と詔言の聞え傳はり衆多の女子

シユシヤの城にあつめられてヘガイの手にわたされし時エステルも亦王の家に携へられてゆき、婦人を管理するヘガイの手に交されしが九この女子ヘガイの意にならして之が恵を受たり、即ちヘガイのみやかに之に潔淨の物およびその分を與へたまへ王の家の中より七人の侍女を擧てこれに附そはしめ、彼らその侍女等を婦人の局の中なる最も佳き處に移しぬ十エステルはおのれの民をもおのれの宗族をも顯はさざりき、其はモルデカイこれに顯はすなかれ彼に言ふくめたればなり十一またモルデカイはエステルの模様およびその如何になれるかを知んため日々婦人の局の庭の前をあゆめり十二女子はおののく婦人の則にしたがひて十二ヶ月を経しかる後、順番にいりてアハシユエロス王にいたる、是の潔淨の日を終るはかくのごとくなるが故なり、即ち没薬の油を用ふること六ヶ月また各種の薫物および婦人の潔淨ごきにあつる物等を用ふること六ヶ月十三女子の王にいたるは是のごとし、その婦人の局より出て王の家にゆく時には凡てその望む物をこそく與へらる十四而して夕に往き朝におよびて婦人の第二の局に還り、妃嬪をつかさどる王の侍従シヤシガスの手に屬す、王これを喜びて名をさして召すにあらざれば重れて王にいたることなし十五ここにモルデカイの叔父アビハイルの女すなはちモルデカイが取ておのれの女さなしたるエステル入て王にいたるべき順番にあたりけるが彼は婦人をつかさどる王の侍従ヘガイが言きかせたる事の外には何をもさめざりき、エステルは凡て彼を見る者によるこばれたり十六かくエステルは王の家に召いれられてアハシユエロス王にいたれり、是の治世の第七年十月すなはちテベテの月なり十七王一切の婦人に超てエステルを愛しければエステルはすべての處女にまさりて王の前に恩寵と厚情を得たり、王つひに后の冕をかれの首に戴かせ、彼をしてラシテにかはりて后さならしむ十八ころにおいて王おほいなる酒宴を設けてそのもろくの牧伯と臣僕を饗す、これをエステルの酒宴と稱ふ、また諸州に租税をゆるし王の宮有にかなひて物を賜ふ十九再度處女の集められし時モルデカイは王の門に坐しをりぬ二十エステルはモルデカイが彼に言ふくめたる如くして未だおのれの宗族をもおのれの民をも顯はさざりき、エステルはモルデカイの言語にしたがふこ

その彼に養ひ育てられし時、異をらざりき。二當時、モルデカイ王の門に坐し居ける時、王の侍従にて戸を守る者の中、ビグタンおよびテレシの二人、怨むる事ありて、アハシエロス王を弑せんともめたりしが、二ニその事、モルデカイに知れければ、モルデカイこれを后、エステルに告げ、エステルまたモルデカイの名をもてこれを王に告げたり。三ニこの事において、此事をしらべさせしに、その然るこゝ顯はれければ、彼ら二人は木にかけられ、その事は王の前なる日誌の書にかきしるさる。

第三章 一これらの事の、後アハシエロス王、アガゲ人ハンメダの子ハマンを貴さびこれを高くして、己ごともにある一切の牧伯の上にその席を定めしむ。二王の門にある王の諸臣みな跪ぎてハマンを拜せり、是は王斯かれになすことを命じたればなり、然れどもモルデカイは跪まづかす。又これを拜せざりき。三この事をもて王の門にある王の諸臣、モルデカイにむかひて言ふ、汝いかなれば王の命に背くや。四かれらモルデカイに日々かく言ふ、さいへども聽ざりければ、その事の爲をふさるべきか否を見んさて、ハマンにこれを告たり、其はモルデカイのユダヤ人なることを語りたればなり。五ハマンモルデカイの跪ぐかす、また己を拜せざるを見れば、ハマン怒にたへざりしが、六たゞモルデカイ一人を殺すは事小、さしと思へり、彼らモルデカイの屬する民をハマンに顯はしければ、ハマンはアハシエロスの國の中にある一切のユダヤ人すなはちモルデカイの屬する民をこさく殺さん。七謀れり、アハシエロス王の十二年正月、すなはちニサン月にハマンの前にて十二月すなはちアダルの月まで、一日一日のため、一月一月のために、プルを投しむ、プルは即ち義なり。八ハマンかくてアハシエロス王に言けるは、御國の各州にある諸民の中に散されて別れ別れになりたる一民あり、その律法は一切の民と異り、また王の律法を守らず、この故にこれを容しおくは王の益にあらす。九王もしこれを善としたまはば、願くは彼らを滅ぼせし書くだしたまへ。さらば我王の事をつかさどる者等の手に銀一萬タラントを秤り交して、王の府庫に入れん。十王すなはち指環をその手より取はづし、アガゲ人ハンメダの子ハマンすなはちユダヤ人の敵たる者に交し、十一してハマンに言けるは、その銀はなんちに與ふ、そ

の民もまた汝にあたふれば、汝に善き見ゆるこゝく爲よ。十二この事において、正月の十三日に王の書記官を召あつめ、王に屬する州牧、各州の方伯、およびもろくの民の牧伯に、ハマンが命せんとする所をこさく書しるさしむ、即ちちもろくの州におくるものはその文字をもちひ、もろくの民におくるものはその言語をもちひ、おのくアハシエロス王の名をもてこれを書き、王の指環をもてこれに印したり。十三しかして驛卒をもて書を王の諸州におくり、十二月すなはちアダルの月の十三日において、一日の内に一切のユダヤ人を若き者老たる者小兒婦人の差別なく、こさく滅ぼし殺し絶し、かつその所有物を奪ふべしと諭しぬ。十四この詔旨を諸州に傳へて、かの日のために準備をなさしめん。さてその書る物の寫本を一切の民に開きて示せり。十五驛卒王の命によりて急ぎて出ゆきの、この詔書はシユシヤンの城に於て出されたり、かくて王ハマンは坐して酒飲めたりしが、シユシヤンの邑は惑ひわづらへり。

第四章 一モルデカイ凡てこの爲れたる事を知しかば、モルデカイ衣服を裂き、麻布を纏ひ、灰をかぶり、邑の中に行て大いに哭き、痛く號び、二王の門の前までも斯して來れり、其は麻布をまさふては王の門の内に入るこゝ能はざればなり。三すべて王の命と詔書の到れる諸州にては、ユダヤ人の中におほいなる哀みあり、斷食、哭泣、號呼おこれり、また麻布をまさふて灰の上に坐する者おほかりき。四こゝにエステルは侍女およびその侍従等きたりてこれを告げれば、后ははだしく憂ひ、衣服をおくり之をモルデカイにきて、その麻布を脱しめん。さしたりしが、うけざりき。五こゝをもてエステルは王の侍従の一人すなはち王の命じて己に侍らしむるハタクさいふ者を召し、モルデカイの許に往きてその何事なるか、何故なるかを知きたれと命ぜり。六ハタクいで王の門の前なる邑の廣場に在るモルデカイにいたりしに、セモルデカイおのれの遇たるこゝろを具にこれに語り、かつハマンがユダヤ人を滅ぼす事のために王の府庫に秤りいれん。七約したる銀の額を告げ入、またその彼等をほろぼさしむるためにシユシヤンにおいて書て與へられし詔書の寫本を彼にわたし、之をエステルに見せ、かつ解あかした。彼に王の許にゆきてその民のためにこれに祈恤を請ひ、その前に願ふことを爲べしと言

つたへよと言ひ九ハタクカヘリ來りてモルテカイの言詞をエステルに告げれば十エステルハタクに命じモル  
 デカイに言をつたへしむ、云く十一王の諸臣および王の諸州の民みを知る、男にもあれ女にもあれ凡て召れ  
 すして内庭に入て王にいたる者は必らず殺さるべき一の法律あり、されど王これに金圭を伸れば生るを得べ  
 し、かくて我此三十日は王にいたるべき召をかうむらざるなり十二エステルはモルテカイに告げるに  
 十三モルテカイ命じてエステルに答へしめて曰く汝王の家にあれば一切のユダヤ人の如くならずして免か  
 るべしと心に思ふなかれ十四あるんち若この時にあたりて黙して言はずば他の處よりして助援を採救ユダヤ人に  
 興らん、されど汝さんちの父の家は亡ぶべし、汝が後の位を得たるは此のごとき時のためなりしやも知  
 るべからず十五エステルまたモルテカイに答へしめて曰く十六なんち往きシユシヤンに在るユダヤ人をこそ  
 かく集めてわがために斷食せよ、三日の間夜晝も食ふことも飲むこともするなかれ、我さわが侍女等  
 もおなじく斷食せん、しかして我法律にそむく事なれども王にいたらん、我もし死べくば死べし十七こゝに  
 おいてモルテカイ往てエステルが凡ておのれに命じたるごとく行なへり

第五章 第三日にエステル 後の服を着、王の家の内庭にいり、王の家にむかひて立つ、王は王宮の玉座  
 に坐して王宮の戸口にむかひをりしが二王后 エステルが庭にたちをるを見てこれに恩をくはへ、其手にあ  
 る金圭をエステルの方に伸しければエステルすまみりてその圭の頭にさはれり三王がこれに言けるは后エ  
 ステルなんち何をもちむるや、なんちの願意は何なるや、國の半分にいたることも汝にあたふべし四エステル  
 いひけるは王もし善きしたまはば願くは今日わが王のために設けたる酒宴に王とハマンと臨みたまへ五こゝ  
 に於て王ハマンを急がしめてエステルに言るごさくならしめよ命じ、王とハマンやがてエステルが設けた  
 る酒宴に臨み六酒宴の時王またエステルに言けるは汝の所求は何なるや、かならずゆるさるべし、なんち  
 の願意は何なるや、國の半分にいたることも成就らるべし七エステル言けるは我が所求わが願意は是なり八わ  
 れもし王の目の前に恩を得、王もしわが所求をゆるし、わが願意を成就しむるごさを善きしたまはば願くは

王とハマンまたわが設けんとする酒宴に臨みたまへ、われ明日王の宣まへる言にしたがはん九かくてハマン  
 はその日よるこび心たのしみて出きたりけるがハマンモルテカイが王の門に居て己にむかひ起てもあがらず、  
 身動もせざるを見しかば痛くモルテカイを怒れり十されどもハマン耐忍びて家にかへり、その朋友等およ  
 び妻ゼレシをまねき來らしめ十一而してハマンその富の榮耀とその子の衆多ごさく凡て王の己を貴びし事  
 また己をたかくして王の牧伯および臣僕の上にあらしむるごさを之に語れり十二しかしてハマンまた言けら  
 く后 エステル酒宴を設けたりしが我のほかに何人をも王ごさくも之に臨ましめず明日もまた我は王ごさ  
 くに后に招かれをるなり十三然れどユダヤ人モルテカイが王の門に坐しをるを見る間は是らの事も快樂から  
 ず十四時にその妻ゼレシごその一切の朋友かれに言けるは請ふ高五十五キユビトの木を立しめ、明日の朝モル  
 デカイをその上に懸んごさを王に奏せ、而して王ごさくもに樂しみてその酒宴におもむけよ、ハマンこの事を  
 善きしてその木を立しめたり

第六章 一その夜王れむるごさを能はざりければ命じて日々を事記せる記録の書を持きたらしめ王の前にこ  
 れを讀しめけるに二モルテカイ曾て王の侍従の二人戸を守る者なるビグタナミテレシがアハシユエロス王を  
 殺さんご謀れるを告たりし記せるに遇ふ三王すなはち言けるは之がために何の榮譽ご爵位をモルテカイにあ  
 たへしや、王に事ふる臣僕等ごたへて何を彼にあたへしご無しさいへり四こゝにおいて王誰ぞ庭にある  
 やご問ふこの時ハマンは己がモルテカイのために設けたる木にモルテカイを懸るごさを王に奏せんとして己  
 に王の家の外庭に來りて居る五王の臣僕等王につけてハマン庭に立をるご言ければ王かれをして入來らしめ  
 よご言ふハマンやがて入きたりしに王かれにいひけるは王の尊ごばんご欲する人には如何にまさば善らん  
 かごハマン心におもひけるは王の尊ごばんごする者は我にあらすして誰ぞやごハマンすなはち王にいひ  
 けるは王の尊ごばんご欲する人のためには八王の着たまへる衣服を携さへ來らしめかつ王の乗たまへる馬即  
 ちその頭に王の冠冕を戴ける馬をひき來らしめ九これを王の最も貴き一人の牧伯の手にわたし王の尊ごばん

んさする人に其衣服を衣せしめ、これを馬にのせて邑の街をみちびき通り王の尊ばんと欲する人には是の  
 ごとくなすべしと呼はらしむべし王ハマンに言けるは急ぎなんぢが言しごとくその衣服と馬とを取り王の  
 門に坐するユダヤ人モルデカイに斯なせよ、なんぢが言しごとくを一つも欠く事無ししめよ十一ころにおいて  
 ハマン衣服と馬とを取りモルデカイにその衣服を着せ、彼をして邑の街を乗せほらしめ、その前に呼はり  
 て云ふ、王の尊ばんと欲する人には是のごとくなすべし十二ころにてモルデカイは王の門にかへりたりしが  
 ハマンは愁へなやみ首をなほふておのれの家にはしりゆき十三ころとしてハマンおのが遇る事をこそくくそ  
 の妻セレンシとその朋友等に告げるにその智者等およびその妻セレンシに言けるは彼のモルデカイすなはち  
 なんぢがその前に敗ればじめたる者もしユダヤ人ならば汝これに勝つことを得じ、必らずその前にやぶれんぞ  
 十四 かれら尙ハマンさものいひなる間に王の侍従きたりてハマンをうながし、エステルが設けたる酒宴にの  
 ぞましむ

第七章 一 王またハマンさもに 后 エステルと酒宴せんさて來れり二この第二の酒宴の日に王またエステ  
 ルに言けるは 后 エステルよ、なんぢのさめは何なるや、かならず許さるべし、汝のれがひは何なるや、  
 國の半分にいたることも成就らるべし三 后 エステルこたへて言けるは王よ我もし王の御目の前に恩を得玉も  
 し善き見たまはざわがもさめにしたむひてわが生命をわれに賜へ、またわが願にしたむひてわが民を我に賜  
 へ四 われさわが民は賣れて滅ぼされ殺され絶えられんぞ、我らもし奴婢に賣れたるならんには我黙してはべ  
 らん、敵人は王の損害を償ふこと能はざるなり五 アハシエロス王 后 エステルにこたへて言けるは之  
 をささんさ心にくめる者は誰また何處に在るや六 エステルいひけるはその敵その仇人は即ちこの惡きハ  
 マンなりと、是によりてハマンは王の後にありて懼れたり七 王怒り酒宴の席をたちて宮殿の園に往きけ  
 ればハマンたちあがりて 后 エステルに生命を乞ひ、其はかれ王のおのれに禍災をなさんぞ決めしを見たれ  
 ばなり八 王宮殿の園より歸りて酒宴の場にいたりしにエステルをのる牀榻の上にハマン俯伏したれば王い

ひけるは彼はまた家の内にてわが前に后を辱しめんさするが、此ことば王の口より出るや人々ハマン  
 の面をなほへり九 時に王の前にある一人の侍従ハルボナイひけるは、王のために善き事を言たりしかのモル  
 デカイを懸んさてハマンが作りたる五十キユピトの木ハマンの家に立たるなりと、王いひけるは彼をその上  
 に懸よ十 人々ハマンを其モルデカイをひけんさて設けし木の上に懸たり、王の震怒つひに解く  
 第八章 一 その日アハシエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を 后 エステルに賜ふ、モルデカイもまた王の  
 前に來れり、是はエステル彼己さ何なる係りなるかを告たればなり二 王ハマンより取かへせし己の指環を  
 はづしてモルデカイに與ふ、而してエステルモルデカイをしてハマンの家をつかさざらしむ三 エステルふた  
 りび王の前に奏してその足下にひれふしアガゲ人ハマンをユダヤ人を害せんぞ謀りしその謀計を除かん  
 ことを涙ながらに乞求めたり四 王エステルにむかひて金主を伸ければエステル起て王の前に立ち五 言けるは  
 王もし之を善きしたまひ、我もし王の前に恩を得、この事もし王に正見え、我もし御目にかなひたらばア  
 ガゲ人ハマンメダタの子ハマンが王の諸州にあるユダヤ人をほろぼさんぞ謀りて書おくりたる書をさりけす  
 べき旨を書くだしたまへ六 われ豈わが民に臨まんとする禍害を見るに忍びんや、豈わが宗族のほろぶるを見  
 るにしのびんやセアハシエロス王 后 エステルとユダヤ人モルデカイにいひけるはハマンユダヤ人を  
 殺さんとしたれば我すでにハマンの家をエステルに與へまたハマンを木にかけたり八 なんぢらも亦おのれの  
 好むごとく王の名をもて書をつくり王の指環をもてこれに印してユダヤ人につたへよ、王の名をもて書き王  
 の指環をもて印したる書は誰もさりけすこと能はざればなり九 ころをもてその時また王の書記官を召あつ  
 む、是三月すなはちシランの月の二十三日なりき、しかして印度よりエテオピアまでの百二十七州のユダヤ  
 人、州牧、諸州の方伯、牧伯等にモルデカイが命せんさするころを盡く書しるさしむ、即ちもろく  
 の州におくるものはその文字をもちひ 諸の民におくるものはその言語をもちひて書おくり、ユダヤ人にお  
 くるものはその文字と言語をもちふ十 かれアハシエロス王の名をもてこれをかき、王の指環をもてこれに

印し、驛卒をして御既にてそだてたる逸足の御用馬にのりてその書をあくりつたへしむ十一その中に云ふ、王すべての邑にあるユダヤ人に許す彼らあひ集まり、立ておのれの生命を保護し、おのれを襲ふ諸國諸州の一切の兵民をその妻子もろこもにほろぼし殺し絶し且その所有物を奪ふべし十二アハシユエロス王の諸州において十二月すなはちアダルの月の十三日一日の内かくのごとくするを許さる十三この詔旨を諸州につたへんがため、またユダヤ人をしてかの日のために準備してその敵に仇をかへさしめんがためにその書の物の寫本を一切の民に開きて示せり十四驛卒 逸足の御用馬にのり王の命によりて急がせられ、せきたてられて出ゆけり、この詔書はシユシヤンの城において出されたり十五かくてモルテカイは藍と白の朝服を着大なる金の冠を戴き、紫色の細布の外衣をまきひて王の前よりいできたれりシユシヤンの邑中聲をあげて喜びぬ十六ユダヤ人には光輝あり、喜悅あり、快樂あり、尊榮ありき十七いづれの州にても何の邑にても凡て王の命令と詔書のいたるところにてはユダヤ人よろこび樂しみ酒宴をひらきて此日を吉日とせり、しかして國の民おほくユダヤ人となれり、是はユダヤ人を畏るる心おこりたればなり

第九章 十二月すなはちアダルの月の十三日王の命令と詔書のおこなはるべき時いよく近づける時すなはちユダヤ人の敵ユダヤ人を打伏んさまちかまひたりしに却てユダヤ人おのれを悪む者を打ふ事さなりけるその日にニユダヤ人アハシユエロス王の各州にある己の邑々に相あつたり、おのれを害せんとする者どもを殺さんせり、誰も彼らに敵ることを得る者なかりき、其は一切の民ユダヤ人を畏れたればなり三諸州の牧伯、州牧、方伯など凡て王の事を辨理ふ者は皆ユダヤ人をたすけたり、是モルテカイを畏るるによりてなり四モルテカイは王の家にて大なる者となり、その名各州にきこえわたれり、斯その人モルテカイはますく大いになりゆきぬ五ユダヤ人すなはち刀刃をもてその一切の敵を撃て殺し滅ぼし、おのれを悪む者を意のままに爲したり六ユダヤ人またシユシヤンの城においても五百人を殺しほろぼせり、セバルシヤンダタ、ダルボン、アスパタ、ハボラタ、アダリヤ、アリダタ、九バルマシタ、アリサイ、アリダイ、ワエ

ザタ、十これらの者すなはちハンメダタの子ユダヤ人の敵たるハマンの十人の子をも彼ら殺せり、されどその所有物には手をかけざりき十一シユシヤンの城の内にて殺されし者の數をその日王にまうしあければ十二王ききエステルにいひけるはユダヤ人シユシヤンの城の内にて五百人を殺したまハマンの十人の子をころせり、王のその餘の諸州においては幾何なりしぞや、汝また何か求むるところあるやかならず、許さるべし、尙何かれがふところあるや、必らず成就らるべし十三エステルいひけるは王もし之を善としたまは願くばシユシヤンにあるユダヤ人に允して明日も今日の詔旨のごとくなさしめ、且ハマンの十人の子を木に懸しめたまへ十四王かく爲せし命にシユシヤンにおいて詔旨を出せり、ハマンの十人の子は木に懸らる十五アダルの月の十四日にシユシヤンのユダヤ人また集まりシユシヤンの内にて三百人をころせり、然れどもその所有物には手をかけざりき十六王の諸州にあるその餘のユダヤ人もまた相あつたり、立ておのれの生命を保護しその敵に勝て安んじおのれを悪む者七萬五千人をころせり、然れどもその所有物には手をかけざりき十七アダルの月の十三日にこの事をあこひ十四日にやすみてその日に酒宴をなして喜べり十八されシユシヤンに在るユダヤ人はその十三日と十四日とにあひ集まり、十五日にやすみてその日に酒宴をなして喜べり十九これによりて村々のユダヤ人すなはち石垣なき邑々にすめる者はアダルの月の十四日をもて喜樂の日、酒宴の日、吉日とあして互に物をやりとりす二十モルテカイこれらの事を書しるして、アハシユエロス王の諸州に在るユダヤ人に遠きにも近きにも書をおくりニアダルの月の十四日と十五日と年々にいはふことを命じニ三この兩の日にユダヤ人その敵に勝て休み、この月は彼らのために憂愁より喜樂にかはり、悲哀より吉日にかはりたれば是らの日に酒宴をなして喜び、たがひに物をやりとりし、貧しき者に施與をなすべしと諭しぬニ三このをもてユダヤ人はその已にはじめたるごときモルテカイがこれらに書おくりしごとき行なひつゞけたりニ四アガゲ人ハンメダタの子ハマンすなはちすべてのユダヤ人の敵たる者ユダヤ人を滅ぼさん謀り、プルすなはち鐵を投てこれを滅ぼし絶さんしたりしがニ五その事王の前に明かにな

りし時王書をふくりて命じ、ハマンがユダヤ人を害せんとはかりしその悪き謀計をしてハマンのうへに歸らしめ、彼がその子等を木に懸しめたりニ六このゆゑに此兩の日をそのブルの名にしたがひてブルムとなづけたり斯りしかばこの書のすべての詞によりこの事につきて見たるころ己の遇たるころに依てニ七 ユダヤ人あひ定め年々その書るころにしたがひ、その定めたる時にしたるひてこの兩の日をまもり、己がその子の孫あひ凡て己につらなる者これを行ひつゞけて廢するこゝろ無くニ八この兩の日をもて代々、家々、州々、邑々において必らず紀念てまもるべき者となし、これらのプリムの日をしてユダヤ人の中に廢せらるること無らしめ、またこの記念をしてその子孫の中に絶ること無らしむニ九かくてアビハイルの女なる后エステルとユダヤ人モルデカイおほいなる力をもて此プリムの第二の書を書きおくりてこれを堅うす三十すなはちモルデカイアハシエロス國の百二十七州にある一切のユダヤ人に平和と眞實の言語をもて書をおくり三 斷食と悲哀のこゝろにつきてプリムのこれらの日を堅うしてその定めたる時を守らしむ、すなはちユダヤ人モルデカイと后 エステルが會てかれらに命じたるこゝろ、またユダヤ人等が會てみづから己のためあひおのれの子孫のために定めたるがこゝろ三三 エステルの語プリムにかゝるは是等の事をかたうせり、是は書にしるされたり

第十章 アハシエロス王國土あひ海の島々に貢をたてまつらしむニアハシエロス王の權勢と能力をもて爲たる一切の事業あひ彼がモルデカイを高くして大いなる者とならしめたる事の委しき話ハメデアとヘルシヤの列王の日記の書に記さるるにあらすや三 ユダヤ人モルデカイはアハシエロス王に次ぐ者なりユダヤ人の中にありて大なる者にしてその衆多の兄弟によるこぼれたり、彼はその民の福祉をもさめ、その一切の宗族に平和の言をのべたりき

以士帖書 終

約百記

第一章 一ウツの地にヨブと名くる人あり其人は爲完全かつ正しくして神を畏れ惡に遠ざかるこゝろの生る者は男の子七人、女の子三人三その所有物は羊七千、駱駝三千、牛五百、騾、牝馬五百、僕も夥多しとあり、此人は東の人の中に最も大なる者なり四その子等あひ己の家にて己の日に宴筵を設くる事を爲し、その三人の姉妹をも招きて與に食飲せしむ五その宴筵の日はつる毎にヨブがならず彼らを召よせて潔む、即ち朝はやく興き彼ら一切の數にしたがひて燔祭を獻ぐ、是はヨブ我子ら罪を犯し心に神を忘れたらんも知べからずと謂てなり、ヨブの爲さるる常は是のこゝろ六 或日神の子等きたりてエホバの前に立つ、サタンも來りてその中にあり七エホバサタンに言たまひけるは汝何處より來りしや、サタンエホバに應へて言けるは地を行めぐり、此彼經あるきて來り八エホバサタンに言たまひけるは汝心をもちひてわが僕ヨブを觀しや、彼のごとく完全かつ正しくして神を畏れ惡に遠ざかる人世にあらざるなり九サタンエホバに應へて言けるはヨブあにもさむるこゝろなくして神を畏れんや十 汝彼がその家あひびその一切の所有物の周圍に藩屏を設けたまふにあらすや、汝が手に爲さるるを盡く成就せしむるがゆゑにその所有物地に偏れし十一然と汝の手を伸て彼の一切の所有物を撃たまへ、然は必ず汝の面にむかひて汝を誑はん十二エホバサタンに言たまひけるは視よ彼の一切の所有物を汝の手に任す、唯かれの身に汝の手をつくる勿れ、サタンすなはちエホバの前よりいでゆけり十三 或日ヨブの子女等その第一の兄の家にて物食ひ酒飲むたる時十四使者ヨブの許に來りて言ふ、牛耕しなり牝驢馬その傍に草食をりしに十五 シバ人襲ひて之を奪ひ、刃をもて少者を打殺せり、我た一人のがれて汝に告んさて來りし十六 彼は語ひなる中に又一人きたりて言ふ、神の火天より降りて羊あひび少者を焚て滅ぼせり、我た一人のがれて汝に告んさて來りし十七 彼は語ひなる中に又一人きたりて言ふ、カルデア人三隊に分れ來て駱駝を襲ひてこれを奪ひ刃をもて少者を打殺せり我た一人のがれて汝に告んさて來りし十八 彼は語ひなる中に又一人きた

りて言ふ汝の子 女等その第一の兄の家にて物食ひ酒飲をりしに十九荒野の方より大風ふき来て家の四隅を撃ければ夫の若き人々の上に潰れおちて皆しれり、我これを汝に告んさて只一人のがれ来れり二十是に於いてヨブ起あがり外衣を裂き髪を斬り地に伏て拜し三言ふ我裸にて母の胎を出たり、又裸にて彼處に歸らん、エホバ與へエホバ取たまふなりエホバの御名は讚へべきかな三三この事においてヨブは全く罪を犯さず神にむかひて愚なることを言ざりき

第二章 或日神の子等きたりてエホバの前に立つサタンも来りその中にありてエホバの前に立つ二エホバサタンに言たまひけるは汝何處より来りしや、サタンエホバに應へて言けるは地を行めぐり此彼經あるきて來れり三エホバサタンに言たまひけるは汝心もちひて我僕ヨブを見しや、彼のごとく完全かつ正しくして神を畏れ惡に遠ざかる人世にあらざるなり、汝われを勸めて故なきに彼を打惱さしめしむか、彼は己を完うして自ら堅くす四サタンエホバに應へて言けるは皮をもて皮に換るるれば人はその一切の所有物をもて己の生命に換ふべし五然ご今なんぢの手を伸て彼の骨と肉とを撃たまへ、然ば必ず汝の面にむかひて汝を詛はん六エホバサタンに言たまひけるは汝の手に任す、只かれの生命を害ふ勿れ七サタンやがてエホバの前よりいでゆき、ヨブを撃てその足の踵より頂までに惡き腫物を生ぜしむ八ヨブ土瓦の碎片を取り其をもて身を掻き灰の中に坐りぬ九時にその妻かれに言けるは汝は尙も己を完たうして自ら堅くするや、神を詛ひて死るに如す十然るに彼はこれに言ふ汝の言ごころは愚なる婦の言ごころに似たり、我ら神より福祉を受るなれば災禍をも亦受ざるを得んやご、此事においてヨブまつたくその唇をもて罪を犯さざりき〇十一時にヨブの三人の友この一切の災禍の彼に臨めるを聞き、各々おのれの處よりして來れり、即ちテマン人エリパズ、シユヒ人ビルダテおよびナアマ人ツバル是なり、彼らヨブを弔りかつ慰めんさて互に約してきたりしが十二目を擧て遙に觀しに其ヨブなるを見識がたき程なりければ齊く聲を擧て泣き、各々おのれの外衣を裂き天にむかひて塵を撒ておのれの頭の上にならし十三乃ばち七日七夜かれと偕に地に坐し

て、一言も彼に言ひくる者なかりき、彼が苦惱の甚だ大なるを見ればあり

第三章 一斯て後ヨブ口を啓きて自己の日を詛へり二ヨブすなはち言詞を出して云く三我が生れし日亡びうせよ、男子胎にやざれりと言し夜も亦然あれ四その日は暗くあれ、神上よりこれを顧たまはされ、光これを照す勿れ、五黑暗および死陰これを取もごせ、雲これが上をおはへ、日を暗くする者これを懼れしめよ六その夜は黑暗の執ふる所なれ、年の日の中に加はらされ、月の數に入され七その夜は孕むご有され、歡喜の聲その中に興らざれ八目を詛ふ者レビヤタンを激發すに巧なる者これを詛へ九その夜の長星は暗かれ、その夜には光明を望むも得ざらしめ、又東雲の眼蓋を見ざらしめ十是は我母の胎の戸を闔すまた我目に憂を見るご無らしめざりしによる十一何さて我は胎より死て出ざりしや、何さて胎より出し時に氣息たえざりしや十二如何なれば膝ありてわれを接しや、如何なれば乳房ありてわれを養ひしや十三否らずば今は我偃て安んじかつ眠らん然ばこの身やすらひなり十四かの荒墟を己自のために築きたりし世の君等臣等と偕にあり十五かの黄金を有ち白銀を家に充したりし牧伯等と偕にあらん十六又人しれず墮る胎兒のごとくにして世に出す、また光を見ざる赤子のごとくならん十七彼處にては惡き者虐遇を息め、倦憊たる者安息を得十八彼處にては俘囚人みな共に安然に居りて驅使者の聲を聞ず十九小き者も大なる者も同じく彼處にあり僕も主の手を離る二十如何なれば艱難に在る者に光を賜ひ、心苦む者に生命をたまひしや二一斯る者は死を望むなれごもきたらず、これをもごむるは藏れたる寶を掘るよりも甚はだし二二もし墳墓を尋れて獲ば大に喜ごび樂しむなり二三その道かくれ神に取籠られたる人に如何なれば光明を賜ふや二四わが歎息はわが食物に代り我呻吟は水の流れそよくに似たり二五我が戦慄き懼れし者我に臨み我が怖懼れたる者この身に及べり二六我は安然ならず穩ならず安息を得ず惟艱難のみきたる



をば言をもて扶けおこし、膝の弱りたる者を強くせり五然るに今この事汝に臨めば汝悶え、この事なんぢに加はれば汝おちまほふ六汝は神を畏こめり、是なんぢの依頼む所ならずや、汝はその道を全うせり、是なんぢの望ならずや七請ふ想ひ見よ、誰か罪なくして亡びし者あらん、義き者の絶れし事いつくに在や八我の觀る所によれば不義を耕へし惡を播く者はその獲る所も亦是のごとし九みな神の氣吹によりて滅びその鼻の息によりて消え十獅子の吼、猛き獅子の聲さもに息み、少き獅子の牙折れ十一大獅子獲物なくして亡び小獅子散失す十二前に言の密に我に臨めるありて我その細聲を耳に聞得たり十三即ち人の熟睡する頃我夜の異象によりて想ひ煩ひをりける時十四身に恐懼をもよほして戰慄き、骨節こころく振ふ十五時に靈ありて我面の前を過ければ我は身の毛よだちたり十六その物立さまりしが我はその状を見わかつことをえざりき、唯一の物の象わが目の前にあり、時に我しづかなる聲を聞き云く十七人いかに神より正義からんや、人いかにその造主より潔からんや十八彼はその僕をさへに恃みたまはず、其使者をも足ぬ者を見做たまふ十九我んや土の家に住をりて塵を基とし野蠍のごとくに亡ぶる者をや二十是は朝より夕までの間に亡び、かへりみる者もあくして永く失せるニ二その魂の緒めに絶ざらんや皆悟ること無して死す

第五章 一請ふなんぢ願ひて看よ、誰か汝に應ふる者ありや、聖者の中に誰に汝むかはんさするや二夫愚なる者は憤恨のために身を殺し、癡き者は嫉妬のために己を死しむ三我みづから愚なる者のその根を張るを見たりしがすみやかにその家を誣へり四その子等は助援を獲ることなく、門にて惱まざる、之を救ふ者なし五その穢される物は飢たる人これを食ひ、荆棘の籬の中にありてもなほ之を奪ひいだし、羅その所有物にむかひて口を張る六災禍は塵より起らず、艱難は土より出ず七人の生れて艱難をうくるは火の子の上を飛がごとし八もし我ならんには我は必らず神に告求め、我事を神に任せん九神は大にして測りかたき事を行ひたまふ、其不思議なる事を爲たまふごさ數しれす十雨を地の上に降し、水を野に遣り十一卑き者を高く擧げ、憂ふる者を引興して幸福ならしめたまふ十二神は狭しき者の謀計を敗り、之をして何事をもその手に成就

るごさ能はざらしめ十三慧き者その自分の詭計によりて執へ、邪なる者の謀計をして敗れしむ十四彼らは晝も暗黒に遇ひ、卓午にも夜の如くに摸り惑はん十五神は憐める者を救ひてかれらが口の劍を免かれしめ、強き者の手を免かれしめたまふ十六是をもて弱き者望あり、惡き者口を閉づ十七神の懲したまふ人は幸福あり、然ば汝全能者の敵責を輕んずる勿れ、十八神は傷け又裏み、撃ていため又その手をもて善醫したまふ十九彼はなんぢを六の艱難の中にて救ひたまふ、七の中にては災禍なんぢにのぞまじ二十饑饉の時にはなんぢを救ひて死を免かれしめ、戰爭の時には劍の手を免れしめたまふ二一汝は舌にて鞭たるる時にも隠るるごさを得、壊滅の來る時にも懼るるごさ有じ二二汝は壊滅さ 饑饉を笑ひ地の獸をも懼るるごさ無るべし二三田野の石なんぢと相結び野の獸なんぢと和はん二四汝はかの幕屋の安然なるを知ん、汝の住處を見まはるに缺たる者なからん二五汝また汝の子等の多くなり、汝の裔の地の草の如くなるを知ん二六汝は還歸におよびて墓にいらん、宛然參束を時にいたりて運びあぐるごさくなるべし二七視よ我らが尋ね明めし所かくのごとし、汝これを聽て自ら知れよ

第六章 一ヨア應へて曰く二願はくは我 憤恨の善く權られ、わが懊惱の之さむかひて天秤に懸られんとを三然すれば是は海の沙よりも重からん、斯ればこそ我言 妄なりけれ四それ全能者の箭わが身に入わが魂神その毒を飲り神の畏怖我を襲ひ攻む五野驢馬めに青草あるに鳴んや、牛めに食物あるに叫らんや六淡き物めに鹽なくして食はれんや、蛋の白めに味あらんや七わが心の觸るごさを嫌ふ物は是は我が厭ふ所の食物のごとし八願はくは我求むる所を得んごさを、九願はくは神わが希ふ所の物を我に賜はらんごさを、願はくは神われを滅ぼすを善とし、御手を伸て我を絶たまはんごさを十然るごも我は尙みづから慰むる所あり、烈しき苦痛の中にありて喜ばん是は我聖者の言に停りしごさなければなり十一我何の氣力ありてか尙俟ん、我の終いかなれば我なほ耐へ忍ばんや十二わが氣力めに石の氣力のごさくならんや、我肉めに銅のごさくならんや十三わが助われの中に無にあらすや、救拯我より逐はなされしにあらすや十四憂患にしづ

む者はその友これを憐れむべし、然らずば全能者を畏るべきことを願ふ十五わが兄弟はわが望を充たさるるに溪川の二さく、溪川の流のごさくに過ぎる十六是は氷のために黒くなり、雪その中に藏るれども十七温暖になる時は消ゆき熱くなるに及てはその處に絶はつ十八隊旅客身をめぐらして去り、空曠處にいたりて亡ぶ十九テマの隊旅客これを望みシバの旅客これを慕ふ二十彼等これを望みしによりて愧恥を取り、彼處に至りてその面を蔽くす二一かく汝等も今は虚しき者なり、汝らは怖ろしき事を見れば則ち懼る二三我の汝等我に手へよと言し二四有んや、汝らの所有物の中より物を取て我のために饋れと言し二五有んや、二三また敵人の手より我を救ひ出せと言し二六有んや、汝らの手より我を贖へと言し二七有んや、二四我を教へよ、然らば我黙せん、請ふ我の過てる所を知せよ二五正しき言は如何に力あるものぞ、然ながら汝らの規諫る所は何の規諫ならんや二六汝らば言を規正んと思ふや、望の絶たる者の語る所は風のごさきなり二七汝らば孤子のために籤を擲き、汝らの友をも商貨にするならん二八今我がはくは我に向へ、我は汝らの面の前に俯はらず二九請ふ再びせよ、不義あらしむる勿れ、請ふ再びせよ、此事においては我正義し三十我舌に不義あらんや、我口悪き物を辨へざらんや

第七章一それ人の世にあるは戦闘にあるがごさくならずや、又其日は傭人の日のごさくなるにあらすや二奴僕を暮を冀ふが如く傭人のその價を望むがごさく三我は苦しき月を得させられ、憂はしき夜をあたへらる四我臥は乃はち言ふ、何時夜あけて我おきいでんか、曙まで頼に輾轉ぶ五わが肉は蟲ご土塊さを衣服さなし、我皮は愈てまた腐る六わが日は機の上より迅速なり我望む所なくして之を送る七想ひ見よ、わが生命は氣息なる而已、我目に再び福祉を見るごさく有んや八我を見し者の眼がされて我を見ざらん、汝目を我にむくも我は已に在ざるべし九雲の消て逝ごさく、陰府に下れる者は重れて上りきたらじ十彼は再びその家に歸らず彼の郷里も最早かれを認めじ十一然ればわが口を禁めず、我心の痛によりて語ひ、わが神魂の苦しきによりて歎かん十二我あに海をらんや、鯉ならんや、汝なにして我を守らせおきたまふぞ十三わ

が牀われを慰め、わが寢床わが愁を解んと思ひをる時に十四汝夢をもて我を驚かし、異象をもて我を懼れしめたまふ、十五是をもて我心は息氣の閉んごさを願ひ、我の骨よりも死を冀ふ十六われ生命を厭ふ、我は永く生るごさを願はず、我を捨おきたまへ、我日は氣のごさきなり十七人を如何なる者として汝これを大にし、之を心に留十八朝ごさくに之を看そなほし、時わがす之を試みたまふや十九何時まで汝われに目を離さず、我が津を咽む間も我を捨おきたまはざるや二十人を鑿みたまふ者よ我罪を犯したりして汝に何をか爲ん、何ぞ我を汝の的ごさなして我にこの身を厭はしめたまふや二一汝なんぞ我の愆を赦さず我罪を除きたまはざるや、我いま土の中に睡らん、汝我を尋れたまふごさくも我は在ざるべし

第八章一時にシユヒ人ピルダ答へて曰く二何時まで汝かゝる事を言や、何時まで汝の口の言語を大風のごさくするや三神あに審判を曲たまはんや、全能者あに公義を曲たまはんや四汝の子等かれに罪を獲たるにや之をその愆の手に付したまへり五汝もし神に求め、全能者に祈り六清くかつ正しうしてあらば必ず今汝を願ふ汝の義き家を榮えしめたまはん七然らば汝の始は微小くあるごさくも汝の終は甚だ大ならん八請ふ汝過にし代の人に問へ、彼らの父祖の尋究めしごさくの事を學べ九我らは昨日より有しのみにて何をも知す、我らが世にある日は影のごさし十彼等なんぢを教へ汝を諭し、言をその心より出さざらんや十一葦あに泥なくして長んや萩あに水なくしてそだらんや十二是はその青くして未だ刈ざる時にも他の一切の草よりは早く腐る十三神を忘るる者の道は凡て是のごさく、惇る者の望は空しくなる十四その特む所は絶れ、その倚ごさくは蜘蛛網のごさし十五その家に倚からんごさすれば家立す、之に堅くさりするも保たじ十六彼日の前に青緑を呈はし、その枝を園に蔓延らせ十七その根を石堆に盤みて石の屋を眺むれども十八若その處より取のぐかれなばその處ごさくを認めずして我は汝を見たる事なしと言ん十九視よその道の喜樂是のごさし、而してまた他の者地より生いでん二十それ神は完全人を棄たまはず、また悪き者の手を執りたまはず二一遂に晒笑をもて汝の口に充し歡喜を汝の唇に置たまはん二二汝を惡む者は羞耻を着せられ、惡き

者の住所は無なるべし

第九章 一ヨブこたへて言けるは二我まここに其事の然るを知り、人いかに神の前に義かるべけん三よし  
 人は神と辨争はんとするも千の一も答ふるこ能はざるべし四神は心懸く力強くましますなり、誰  
 か神に逆らひてその身安からんや五彼山を移したまふに山しらす、彼震怒をもて之を翻倒したまふ六彼地を  
 震ひてその所を離れしめたまへばその柱ゆるぐ七日に命じたまへば日いでず、又星辰を封じたまふ八唯かれ  
 獨天を張り海の濤を隠たまふ九また北斗、參宿、昂宿および南方の密室を造りたまふ十大なる事を行  
 なしたまふこ測られず奇しき業を爲たまふこ數しれず十一視よ彼わが前を過たまふ、然るに我これを見  
 ず彼すくみゆき賜ふ然るに我之を曉す十二彼奪ひ去賜ふ、誰か能之を阻まん、誰か之に汝何を爲や言こ  
 さを得ん、争われ言を違ひて彼論らふ事をえんや十三假令われ義あるも彼に回答をせじ、彼は我を審判  
 者なれば我彼に哀き求人十六假令我彼を呼て彼われに答たまふもわが言を聴いれ賜ひしこは我信せざる  
 なり十七彼は大風をもて我を撃碎き、故なくして我に衆多の傷を負せ十八我に息をつかしめず、苦き事をも  
 て我身に充せ賜ふ十九強き者の力量を言んか、視よ此にあり、審判の事ならんか、誰か我を喚出すこを得  
 爲ん二十假令われ義あるも我口われを惡しき爲ん、假令われ完全あるも尙われを罪ありせん二一我は  
 全し、然ども我はわが心を知す、我生命を賤む二二皆同一あり、故に我は言ふ神は完全者と惡者とを等  
 しく滅したまふさ二三災禍の俄然に人を誅す如き事あれば彼は幸なき者の苦難を笑ひ見たまふ二四世は惡き  
 者の手に交されてあり、彼またその裁判人の面を蔽ひたまふ、若彼ならずば是誰の行爲なるや二五わが日は  
 驛使よりも速く、徒に過ぎりて福社を見ず二六其はしるこさ葦舟のごとく、物を擡まんて飛かける鷺の  
 ごとし二七たさひ我わが愁を忘れ面色を改ためて笑ひならんと思ふも二八尙この諸の苦痛のために戰  
 慄くなり、我思ふに汝われを釋し放ちたまはざらん二九我は罪ありせざるなれば何ぞ徒然に勞すべけん

や三十われ雪水をもて身を洗ひ、灰汁をもて手を潔むるも三二汝われを汚はしき穴の中に陥れたまはん、  
 而して我衣も我を厭ふにいたらん三三神は我のごとく人にあらざれば我われに答ふべからず、我ら二箇し  
 て共に審判に臨むべからず三三また我らの間には我ら二箇の上に手を置べき仲保あらず三四願くは彼その杖  
 を我より取はなし、その震怒をもて我を懼れしめたまはざれ三五然らば我言語て彼を畏れざらん、其は我  
 みづから斯る者と思はざればなり

第十章 一わが心生命を厭ふ、然ば我わが憂愁を包まず言あらはし、わが魂神の苦きによりて語はん二わ  
 れ神に申さん、我を罪ありしたまふ勿れ、何故に我さあらずかを我に示したまへ三なんぢ慮遇を爲し、  
 汝の手の作を打棄て惡き者の謀計を照すこを善としたまふや四汝は肉眼を有たまふや、汝の觀たまふ所  
 は人の觀るがごとくなるや五なんぢの日は人間の日のごとく、汝の年は人の日のごとくなるや六何さて汝わ  
 が愆を尋れわが罪をしらべたまふや七されども汝はすでに我の罪なきを知たまふ、また汝の手より救ひいた  
 し得る者なし八汝の手われをいさなみ我をこころく作り、然るに汝今われを滅ぼしたまふなり九請ふ  
 記念たまへ、汝は土塊をもてするがごとくに我を作りたまへり、然るに復われを塵に歸さんとしたまふや十  
 汝は我を乳のごとく斟ぎ牛酪のごとくに凝しめたまひしに非ずや十一汝は皮さ肉さを我に着せ骨と筋さをも  
 て我を編み十二生命と恩恵さをわれに授け我を眷顧てわが魂神を守りたまへり十三然ばあれど汝これらの事  
 を御心に藏しおきたまへり、我この事の汝の心にあるを知る十四我もし罪を犯さば汝われをみさめてわが  
 罪を赦したまはじ十五我もし行狀あしからば禍あらん、假令われ義あるも我頭を擧じ、其は我は裏に  
 羞耻充ち、眼にわが患難を見ればなり十六もし頭を擧なば獅子のごとくに汝われを追打ち、我身の上に復  
 んぢの奇しき能力をあらはしたまはん十七汝はしげく証する者を入かへて我を攻め、我にむかひて汝の震  
 怒を増し新しき能力を加へて我を攻たまふ十八何さて汝われを胎より出したまひしや、然らずば我は氣絶え  
 目に見らるるこさ無く十九曾て有ざりし如くならん、即ち我は胎より墓に持ゆかれん二十わが日は幾時

元きに非ずや、願くは彼姑ら息を離れ我をして少しく安んぜしめんことを二一我が往て復返ることなきその先に斯あらしめよ、我は暗き地、死の蔭の地に往ん三この地は暗くして晦冥に等しく死の蔭にして區分なし彼處にては光明も黑暗のごとし

第十一章一是においてナアマ人ゾパールことたへて言けるは二言語多からば豈答へざるを得んや、口おほき人あに義せせられんや三汝の空しき言あに人をして口を閉しめんや、汝嘲けらば人なんちをして羞しめざらんや四汝は言ふ、我教は正し、我は汝の目の前に潔しき五願はくは神言を出し、汝にむかひて口を開き六智慧の秘密をなんちに示してその知識の相倍するを願はしたまはんことを、汝しれ神はなんちの罪よりも軽くなんちを處置したまふなり七なんち神の深事を窮むるを得んや、全能者を全く窮むることを得んや八その高きことは天のごとし、汝なにを爲し得んや、其深きことは陰府のごとし、汝なにを知えんや九その量は地よりも長く海よりも潤し十彼もし行めぐりて人を執へて召集たまふ時は誰か能くこれを阻まんや十一彼は偽る人を善く知りたまふ、又悪事は願みること無しして見知たまふなり十二虚しき人は悟性なし、その生るよりして野驢馬の駒のごとし十三汝もし彼にむかひて汝の心を定め、汝の手を舒べ十四手に鞆の立ち懼る事なかるべし十六すなはち汝憂愁を忘れん、汝のこれを憶ゆることは流れ去し水のごとくならん十七なんちの生存らふる日は眞晝よりも輝やかん、假令暗き事あることも是は平旦のごとくならん十八なんちは望あるに因て安んじ、汝の周囲を見めぐりて安然に寐るにいたらん十九あんちは何にも懼れさせらるること無しして懼やすまん、必ず衆多の者なんちを悦ばせんことを務むべし二十然る悪き者は目瞤み逃避處を失なはん、其望は氣の斷るご等しかるべし

第十二章一ヨブことたへて言ふ二なんちら而巳まごに人あり、智慧は汝らごもに死ん三我もなんちらごと同じく心あり、我はなんちらの下に立す、誰か汝らの言しごごき事を知ららんや四我は神に願はりて聽る

もの者なるに今その友に嘲けらるる者ごなれり、嗚呼正しくつ完たき人あざけらるる五安逸なる者は思ふ、輕侮は不幸なる者に附そひ足のよろめく者を俟ご六掠奪ふ者の天幕は繁榮え、神を怒らせ自己の手に神を携さふる者は安泰なり七今請ふ獸に問へ然ば汝に教へん、天空の鳥に問へ然ばなんちに語らん八地に言へ然ばなんちに教へん、海の魚もまた汝に述べし九誰かこの一切の者に依てエホバの手のこれを作りしなるを知らんや十一一切の生物の生氣あふび一切の人の靈魂ごもに彼の手の中にあり十一耳は説話を辨へざらんや、その状あたかも口の食物を味はふごごし、十二老たる者の中には智慧あり、壽長者の中には顯悟あり十三智慧ご權能は神に在り、智謀ご穎悟も彼に屬す十四視よ彼毀てば再び建ること能はず、彼人を閉ごむれば開き出すごごを得ず十五視よ彼水を止むれば則ち涸れ、水を出せば則ち地を滅ぼす十六權能ご穎悟は彼に在り、惑はさるる者も惑はす者も共に彼に屬す十七彼は議士を裸体にして擲へゆき、審判人をして愚なる者ごさらしめ十八王等の權威を解て反て之を腰に繩をかけ十九祭司等を裸体にして擲へゆき、權力ある者ごを滅ぼし二十言爽ごある者の言語を取除き、老たる者の了知を奪ひ二一侯伯たる者等に恥辱を蒙らせ、強き者の帯を解き二三暗中より隠れたる事等を顯はし、死の蔭を光明に出し二三國々を大にしまた之を滅ぼし、國々を廣くしまた之を舊に歸し三四地の民の長たる者等の了知を奪ひ、これを路なき荒野に吟行はしむ二五彼らは光明なき暗にたごる、彼また彼らを醉る人のごごくによるめかしむ

第十三章一視よわが目を盡く觀わが耳を聞て通達れり二汝らが知るごころは我もこれを知ら、我は汝らに劣らず三然りご雖ごも我は全能者に物言ん我は神ご論せんごごをのぞむ四汝らば只謊言を造り設くる者、汝らば皆無用の醫師なり五願はくは汝ら全く黙せよ、然するは汝らの智慧あるべし六請ふわが論する所を聽き、我が唇にて辨争そふ所を善く聽け七神のために汝ら惡き事を言や、又かれのために虚偽を述るや八汝ら神のために偏ふるや、またかれのために争ばんごするや九神もし汝らを鑒察たまはば豈善らんや、汝等人を欺むごごくに彼を欺むご得んや十汝等もし密に私しするあらば彼かならず汝らを責らんや

ん十一その威光なんぢらに懼れしめざらんや、彼を懼るゝ畏懼なんぢらに臨まざらんや十二なんぢらの諭言は灰に譬ふべし、なんぢらの城は土の城さなる十三黙して我にかゝはらざれ、我言語んぞす、何事にもあれ我に來らば來れ、我なんぞ我肉をわが齒の間に置きわが生命をわが手に置かんや十五彼われを殺すとも我は彼に依頼まん、惟われは吾道を彼の前に明かにせんぞす十六彼また終に我拯救ならん、邪曲なる者は彼の前にいたるこそ能はざればなり十七なんぢら聽よ、我言を聽け我が述る所をなんぢらの耳に入しめよ十八視よ我すでに吾事を言並べたり、必らず義しさせられんさ自ら知る十九誰か能われを辨論ふ者あらん、若らば我は口を縛て死ん二十惟われに二の事を爲たまはざれ、然ば我なんぢの面をさけて隠れじ二一なんぢの手を我より離したまへ、汝の威嚴をもて我を懼れしめたまはざれ二三而して汝われを召たまへ、我こたへん、又われにも言はしめて汝われに答へたまへ二三我の怒われの罪いくばくなるや、我の背反さ罪を我に知しめたまへ二四何さて御面を隠し我をもて汝の敵さなしたまふや二五なんぢは吹廻さるゝ木の葉を感し、干あがりたる穀穀を追たまふや二六汝は我につきて苦き事等を書し、我をして我が幼稚時の罪を身に負しめ二七わが足を足繩にはめ、我すべての道を伺ひ我足の周圍に限界をつけたまふ二八我は腐れたる者の二九汝は朽ゆき、蠶に食るゝ衣服に等し

第十四章 婦の産む人はその日少なくて艱難多し二その來るこそ花のごごとくにして散り、其馳るこそ影のごごとくにして止まらず三なんぢ是のごごとく者に汝の目を啓きたまふや、汝われを汝の前にひきて審判したまふや四誰か清き物を汚れたる物の中より出し得る者あらん、一人も無し五その日既に定まり、その月の數なんぢに由り、汝これが區域を立て越ざらしめたまふなれば六是に目を離して安息を得させ、之をして備人のその日を樂しむがごとくならしめたまへ七それ木には望あり、假令吹るゝとも復芽を出してその枝絶す八たごひ其根地の中に老い、幹土に枯るも九水の潤霧にあへば即ち芽をふき枝を出して若樹に異ならず十然と人は死れば消す、人氣絶なば安に在んや十一水は海に渴き、河は涸てかわく十二是の如く人も廢臥

てまた興す、天の盡るまで目覺す睡眠を醒さるなり十三願はくは汝われを陰府に藏し、汝の震怒の息むまで我を掩ひ、我ために期を定め而して我を念ひたまへ十四人もし死ばまた生んや、我はわが征戰の諸日の間望みをりて我が變更の來るを待ん十五なんぢ我を呼たまはん而して我こたへん、汝かならず汝の手の作を願みたまはん十六今なんぢは我の步履を數へたまふ、我罪を汝うかひたまはざらんや十七わが怒は凡て雲の中に封じておけ汝わが罪を縫こめたまふ十八それ山も倒れて終に崩れ巖石も移りてその處を離る十九水は石を繋ち、浪は地の塵を押流す、汝は人の望を絶たまふ二十なんぢは彼を永く攻なやまして去ゆかしめ、彼の面容を變らせて逐やりたまふ二一その子尊貴なるも彼はこれを知す、卑賤なるもまた之を曉らざるなり二二三只己みづからその肉に痛苦を覺え己みづからその心に哀く而已

第十五章 一テマン人エリパズ答へて曰く二智者あに虚しき知識をもて答へんや豈東風をその腹に充さんや三あに神なき談、益なき詞をもて辨論はんや四まごに汝は神を畏るゝ事を棄て、その前に禱るゝことを止む五なんぢの罪なんぢの口を教ふ汝はみづから擇びて狡猾人の舌を用ふ六なんぢの口みづから汝の罪を定む、我には非ず汝の唇なんぢの悪きを証す七汝あに最初に世に生れたる人ならんや、山よりも前に出來しならんや八神の御謀議を聞しならんや、智慧を獨にて藏めならんや九なんぢが知る所は我らも知らんや十汝が曉るゝところは我らの心にも在ざらんや十一我らの中には白髪の人および老たる人ありて汝の父よりも年高し十一神の慰藉および夫の柔かき言詞を汝小しきするや十二なんぢ何ぞかく心狂ふや、何ぞかく目をしばたさくや十三なんぢ是のごごとく神に對ひて氣をいらだて斯る言詞をなんぢの口よりいだすは如何ぞや十四人は如何なる者ぞ、如何してか潔からん、婦の産し者は如何なる者ぞ、如何してか義からん十五それ神はその聖者にすら信を置たまはず、諸の天もその目の前には潔からざるあり十六況んや罪を取ること水を飲むごごとくする憎むべき穢れたる人をや十七我なんぢに語る所あらん聽よ我見たる所を述ん十八是すなばち智者等が父祖より受て隠すところ無く傳へ來し者なり十九彼らに而已この地は授けられて外國人は彼等

の中に往來せしこと無りき二十悪き人はその生る日の間つねに闘へ苦しむ、強暴人の年は數へて定めおかる  
 二一 その耳には常に懼怖しき音きこえ平安の時にも滅ぼす者これに臨む三二 彼は幽暗を出得るこは信ぜず、  
 目ざされて劍に付さる 三三 彼食物は何處にありや言つ尋ねありき、黒暗日の備へられて己の側にある  
 を知る 三四 患難と苦痛さばこれを懼れしめ、戦闘の準備をなせる王のごさくして彼に打勝ん 三五 彼は手を伸  
 て神に敵し、傲りて全能者に悖り 三六 頸を強くし、厚き楯の面を向て之に馳り 三七 面に肉を滿せ、腰  
 に脂を凝し 三八 荒されたる邑々に住居を設けて人の住べからざる家、石堆さなるべき所に居る 三九 是故に彼  
 は富す、その貨物は永く保たす、その所有物は地に蔓延す 三〇 また自己は黒暗を出づるに至らず、火燄その  
 枝葉を枯さん、而してその身は神の口の氣吹によりて亡ゆかん 三一 彼は虚妄を待みて自ら欺むくべから  
 ず、其報は虚妄なるべければなり 三二 彼の日の來らざる先に其事成べし、彼の枝は線ならじ 三三 彼  
 は葡萄の樹のその熱せざる果を振落すがごとく、橄欖の樹のその花を落すがごとくなるべし 三四 邪曲なる  
 者の宗族は零落れ、賄賂の家は火に焚ん 三五 彼等は惡念を孕み、虚妄を生み、その胎にて詭計を調  
 ふ

第十六章 一 ヨブ答へて曰く 二 斯る事は我もよく聞けり汝らばみな人を慰さめんとして却つて人を煩はす者な  
 り 三 虚しき言語めに終極あらんや、汝なにも勵まされて應答をなすや 四 我もまた汝らの如くに言ふことを得  
 もし汝らの身わが身と處を換なば我は言語を練て汝らを攻め、汝らにむかひて首を擡ごさを得 五 また口をも  
 て汝らを強くし、唇の慰藉をもて汝らの憂愁を解ごさを得るなり 六 たさひ我言を出さずとも我憂愁は解す、  
 黙するまでも何ぞ我身の安くなること有んや 七 彼いま已に我を疲らしむ、汝わが宗族をこさくく荒せり 八  
 なんぢ我をして皺らしめたり、是われに向ひて見証をなすなり、又わが瘦むさるへたる状態わが面の前に現  
 はれ立て我を攻む九 かれ怒てわれを擧裂きかつ窘しめ、我にむかひて齒を嚙鳴し我敵となり目を鋭して我を  
 看る 十 彼ら我にむかひて口を張り、我を賤しめてわが頬を打ち、相集まりて我を攻む 十一 神われを邪曲なる

者に交し、惡き者の手に擲ちたまへり 十二 我は安穩なる身なりしに彼いたく我を打齒まし、頸を執へて我を  
 うらくだき遂に我を立て鰯さなしたまひ 十三 その射手われを繞り圍めり、やがて情もなく我腰を射透し、わ  
 が臍を地に流れ出したまふ 十四 彼はわれを打敗りて破壊に破壊を加へ、勇士のごさく我に奔りたりたまふ  
 十五 われ麻布をわが肌縫つけ、我角を塵にて汚せり 十六 わが面は泣き濡くなり、我目縁には死の塵あり  
 十七 然れども我手には不義あること無く、わが祈禱は清し 十八 地よ我血を掩ふなひれ、我號呼は休む處を得  
 され 十九 視よ今にても我証なる者天にあり、わが眞實を表明す者高き處にあり 二十 わが朋友は我を嘲け  
 れども我目は神にむかひて涙を注ぐ 二一 願くは彼人のために神と論辨し、人の子のためにこれが朋友と論辨  
 せんことを 二二 數年すぎさらば我は還らぬ旅路に往べし

第十七章 一 わが氣息は已にくさり、我日すでに盡なんとし、墳墓われを待つ 二 まごに嘲弄者等わが傍  
 に在り、我目は彼らの辨争ふを常に見ざるを得ず 三 願くは質を賜ふて汝みづから我の保証となりたまへ、  
 誰か他にわが手をうつ者あらんや 四 汝彼らの心を閉て悟るさころ無らしめたまへり、必らず彼らをして愈  
 らしめたまはじ 五 朋友を交付して掠奪に遭しむる者は其子等の目潰るべし 六 彼われを世の民の笑柄なら  
 したたまふ、我は面に睡せらるべき者となれり 七 かつまた我目は憂愁によりて昏み、肢體は凡て影のごさし  
 入義き者は之に驚き、無幸者は邪曲なる者を見て憤ほる 九 然ながら義しき者はその道を堅く持ち、手の潔  
 淨き者はますく力を得るなり 十 請ふ汝ら皆ふたふび來れ、我は汝らの中に一人も智き者あるを見ざるなり  
 十一 わが日は已に過ぎ、わが計る所わが心に冀ふ所は已に敗れたり 十二 彼ら夜を晝に變ふ、黒暗の前に光  
 明ちかづく 十三 我もし俟さころ有は是わが家たるべき陰府なるのみ、我は黒暗にわが牀を展ぶ 十四 われ朽腐  
 に向ひては汝はわが父なりと言ひ、蛆に向ひては汝は我母わが姉妹なりと言ふ 十五 然ばわが望はいづくにか  
 ある、我望は誰かこれを見る者あらん 十六 是は下りて陰府の關に到らん、之を齊しく我身は塵の中に臥靜  
 まるべし

第十八章一シユヒ人ビルダテたへて曰くニ汝等いつまで言語を獵求むることをするや、汝ら先曉るべし、然る後われを論辨はん三われら何ぞ獸畜さるもはるべけんや、何ぞ汝らの目に汚穢たる者を見らるべけんや、四なんぢ怒りて身を裂く者よ、汝のためて地めに棄られんや、譬あに其處より移されんや五惡き者の光明は滅され、其火の焔は照じ六その天幕の内なる光明は暗くなり其の上の燈火は滅さるべし七またその強き步履は狭まり、其計るころは自分を陥しいる人すなはち其足に逐れて網に到り、また陷阱の上を歩むに九衆その踵に纏り、羅これを執ふ、十衆これを執ふるために地に隠しあり、羅これを陥しいるるために路に設けあり十一怖ろしき事四方において彼を懼れしめ、其足にしたがひて彼を執ふ十二その力は饑乏、其傍には災禍そなはり十三その膚の肢は蝕壞らる、即ち死の初子これが肢を蝕壞るなり十四やがて彼はその持める天幕より曳離されて懼怖の王の許に驅せられん十五彼に屬せざる者かれの天幕に住み、硫磺の家の上に降ん十六下にてはその根枯れ、上にてはその枝吹る十七彼の跡は地に絶え、彼の名は街衢に傳はらじ十八彼は光明の中より黑暗に逐やられ、世の中より驅出されん十九彼はその民の中に子も無く孫も有じ、また彼の住所には一人も遺る者なからん二十之が日を見るにおいて後に來る者は駭るき、先に出し者は怖るそれんニニかならず惡き人の住所は是のごとく、神を知らざる者の所は是のごとくなるべし

第十九章一ヨブたへて曰くニなんぢら我心をなやまし、言語をもて我を打くだくごご何時までぞや三なんぢら已に十次も我を辱しめ我を惡く待らひてなほ愧るごご無し四假令われ眞に過ちたらんもその過は我の身に止れり五なんぢら眞に我に向ひて誇り我身に羞べき行爲あり証するならば六神われを虐げその網羅をもて我を包みたまへり七知べし七我虐げらるるごご叫べごも答なく、呼はり求むれごも審理なし八彼わが路の周圍に垣を結めぐらして逾る能はざらしめ、我が行く途に黑暗を蒙むらしめ九わが光榮を褫ぎわが冠冕を首より奪ひ十四方より我を毀ちて失しめ、我望を樹のごとくに根より抜き十一我にむかひて震怒を燃し、我を敵の一人と見たまへり十二その軍旅ひさしく進み途を高くして我に攻寄せ、わが天幕の周圍

に陣を張り十三彼わが兄弟等をして遠くわれを離れしめたまへり、我を知る人々は全たく我に疎くなりぬ十四わが親戚は往來を休め、わが朋友はわれを忘れ十五わが家に寄寓る者もよびわが婢等は我を見て外人のごとくす、我かれらの前にては異國人のごとし十六われわが僕を喚ごもこたへず、我口をもて彼に請はざるを得ざるなり十七わが氣息はわが妻に厭はれ、わが臭氣はわが同胎の子等に嫌はる十八童子等も我を侮り、我起あがれば則ち我を嘲ける十九わが親しき友われを惡みわが愛したる人々ひるがへりてわが敵さなれり二十わが骨はわが皮と肉とに貼り、我は僅に齒の皮を全うして逃れしのみニ一わが友よ汝等われを恤れめ我を恤れめ、神の手われを撃り二三汝らあにさて神のごとくして我を攻め、わが肉に鑿ごごなきや二三望むらくは我言の書留られんごごを、望むらくは我言書に記されんごごをニ四望むらくは鐵の筆と鉛をもて之を永く磐石に鑄つけおかんごごをニ五われ知る我を贖ふ者は活く、後の日に彼かならず地の上に立んニ六わがこの皮この身の朽はてん後われ肉を離れて神を見んニ七我みづから彼を見たてまつらん、我目かれを見んに識の者のごとくならじ、我が心これを望みて焦るニ八なんぢら若われら如何にかれた攻んかご言ひ、また事の根われに在りご言はニ九劍を懼れよ、忿怒は劍の罰をきたらす、斯なんぢら遂に審判のあるを知ん

第二十章一ナアマ人ゾパルニたへて曰くニこれに因てわれ答をなすの思念を起し心しきりに之がために急る三われを辱かしむる警語を我聞ざるを得ず、然しなごらわが了知の性われをして答ふるごごを得せしむ四なんぢ知すや古昔より地に人の置れしより以來五惡き人の勝誇は暫時にして邪曲ある者の歡樂は時の間のみ六その高天に達しその首雲に及ぶごも七終には己の盡のごとくに永く亡絶べし、彼を見識る者は言ん彼は何處にありや八彼は夢の如く過ぎりて復見るべからず、夜の幻の如く追はらはれん九彼を見たる目かされてかれを見るごごあらず、彼の住たる處も再びかれを見るごご無らん十その子等は貧しき者に寛待を求めん、彼もまたその取し貨財を手づから償さん十一その骨には少壯氣勢充り、然れごもその氣勢もまた

塵の中に彼をなじく、咽ん十二、かれ悪を口に甘しきして舌の底に藏め十三、愛みて捨ず、之を口の中に含みたる十四、然ぞその食物、腸の中にて變り、腹の内にて蠅の毒をならん十五、かれ貨財を吞たれども復これを吐いたさん、神これを彼の腹より推いたしたまふべし十六、かれは蠅の毒を吸ひ、虺の舌に殺されん十七、かれは蜂蜜と牛酪の涌て流るる河川を視ざらん十八、その勞苦で獲たる物は之を償して自ら食はず、又その求めたる所有よりは快樂を得じ十九、是は彼貧しき者を慮遇てこれを棄たればなり、假令家を奪ひざるも之を改め作ることを得ざらん二十、かれはその腹に飽くことを知らざるが故に自己の深く喜ぶ物をも保つこと能はじ二二、かれが遺して食はざる物さては一も無し、是によりてその福祉は永く保たじ二三、その繁榮の眞盛において彼は艱難に迫られ、乏しき者すべて手をこれを上に置ん二四、かれ腹を充さんとするれば神烈しき震怒をその上に下し、その食する時にこれをその上に降したまふ二五、かれ鐵の器を避けば、銅の弓これを射透す二六、是において之をその身より拔け閃く、其の體より出きたりて畏懼これに臨む二七、各種の黒暗これに射透す二八、是にるぼすために善はへらる、又人の吹おこせしに非る火、これを焚き、その天幕に遺りたる者をも焚かん二九、天の人の罪を顯はし、地興りてかれを攻ん二八、その家の儲蓄は亡て神の震怒の日に流れ去ん二九、是すなほち悪き人が神より受る分、神のこれに定めたまへる數なり

第二十一章 ヨブこたへて曰く二、請ふ汝等わが言を謹んで聽き、之をもて汝らの慰藉に代ふ三、先われに容して言しめよ、我が言る後なんち嘲るも可し四、わが怨言は世の人の上につきて起れる者ならんや、我なんぞ氣をいらだつ可らざらんや五、なんぢら我を視て驚るき、手を口にあてよ六、われ思ひまはせば畏しくなりて身體しきりに戰慄く七、悪き人何さて生ながらへ、老かつ勢力強くなるや八、その子等はその周圍にありてその前に堅く立ち、その子孫もその目の前に堅く立べし九、またその家は平安にして畏懼なく、神の杖その上に臨まじ十、その牡牛は種を興へて過らす、その牝牛は子を産てそなふ事なし十一、彼等は少き者等を外に出すこと群のこさし、その子等は舞をざる十二、彼等は誠き琴をなもて歌ひ、笛の音に由て樂み十三、その日を幸

福に暮し、まばたくまに陰府にくだる十四、然はあれども彼等は神に言らく我らを離れ賜へ、我らは汝の道をしることを好まず十五、全能者は何者なれば我らこれに事ふべき、我等これに祈ることも何の益を得んやと十六、視よ彼らの福祿は彼らの力に由にあらざるなり、悪人の希圖は我の興する所にあらず十七、悪人のその燈火を滅るる事幾度ありしか、その滅亡のこれに臨む事、神の怒りて之に艱苦を蒙らせたまふ事幾度ありしか十八、かれら風の前の蕪の如く、暴風に吹さらるる穀の如くなること幾度ありしか十九、神の怒を積たくはへてその子孫に報いたまふか、之を彼自己の身に報い知しむるに如す二十、かれをして自らその滅亡を目に視させよ三、全能者の震怒を飲しめよ二二、その月の數すでに盡るに於ては何ぞその後の家に關はる所あらん二三、神は天にある者等をさへ審判たまふなれば誰か能くこれに知識を教へんや二三、或人は繁榮を極め全く平穩にかつ安康にして死に二四、その器には乳充ち、その骨の髓は潤ほへり二五、また或人は心を苦しめて死し、終に福祉をあぢはふる事なし二六、是等は俱に齊しく塵に臥して蛆におほはる二七、我まことに汝らの愚念を知り、汝らが我を攻撃んとするの計略を知る二八、あんぢらは言ふ王侯の家は何に在る、悪人の住所は何にあると二九、汝らは路行く人々に詢ざりしや、彼等の証據を曉らざるや、三十、すなはち滅亡の日に悪人遺さる所を彼に報ゆることを爲ん三三、彼は昇れて墓に到り、塚の上にて守護ることを爲す三三、谷の土塊も彼には快し、一切の人その後に従ひ、其前に行る者も數へがたし三四、既に是の如くなるに汝等なんぞ徒に我を慰さめんとするや、汝らの答ふる所はたゞ虚偽のみ

第二十二章 是に於いてテマン人エリバズこたへて曰く二、人神を益する事をえんや、智人も唯みづから益する而已なるぞかし三、なんぢ義あることも全能者に何の歡喜あらん、なんぢ行爲を全たふするも彼に何の利益あらん四、彼汝の畏懼の故によりて汝を責め汝を鞠きたまはんや五、なんぢの惡大なるにあらすや、汝の罪はきはまり無し六、即ち汝は故なくその兄弟の物を抑へて質さなし、裸なる者の衣服を剥て



取り七 濁く者に水を興へて飲しめず、饑る者に食物を施さす入力ある者土地を得、賣き者の中に住む九  
 なんぢは寡婦に手を空しうして去しむ、孤子の腕は折る十是をもて網羅なんぢを環り、畏懼にはかに汝を擡  
 す十一なんぢは黒暗を見ずや、洪水のなんぢを覆ふを見ずや十二神は天の高に在すならすや星辰の巔あす如  
 かに高きぞ十三是によりて汝は言ふ、神なになか知しめさん、豈よく黒雲の中より審判するを得たまはん  
 や十四濃雲かれを蔽へば彼は見たまふ所なし、惟天の穹蒼を歩みたまふ十五なんぢ古昔の世の道を行なはん  
 さするや、是あしき人の踐たりし者ならずや十六彼等は時いまだ至らざるに打絶れ、その根基は大水に押流  
 されたり十七彼ら神に言けらく我等を離れたまへ、全能者われらのために何を爲さざるを得んぞ十八しかる  
 に彼は却て佳物を彼らの家に盈したまへり、但し悪人の計畫は我の興する所にあらず十九義しき者は之を  
 見て喜び、無辜者は彼らを笑ふ二十曰く我らの仇は誠に滅ぼされ、其盈餘れる物は火にて焚つくさる  
 二一請ふ 汝神と和らぎて平安を得よ、然らば福祿を人々に來らん二三請ふかれの口より教誨を受け、その  
 言語をなんぢの心に藏めよ二三なんぢもし全能者に歸向り且なんぢの家より惡を除き去ば汝の身再び興さ  
 れん二四なんぢの寶を土の上に置き、オフルの黄金を給河の石の中に置き二三然れば全能者なんぢの寶さな  
 り汝のために白銀さなりたまふべし二六而してなんぢは又全能者を喜び且神にむかひて面をあげん二七  
 なんぢ彼に祈らば彼なんぢに聽たまはん而して汝その誓願をつくのひ果さん二八なんぢ事を爲んご定めなば  
 その事なんぢに成ん、汝の道には光照る二九其卑く降る時は汝いふ昇る哉、彼は謙遜者を拯ひたまふ  
 べし三十かれは罪なきに非ざる者をも拯ひたまはん、汝の手の潔淨によりて斯る者も拯はるべし  
 第二十三章 ヨブがたへて曰く二我は今日にても尙つばやきて服せずわが禍災はわが嘆息よりも重し三  
 れがはくは神をたづねて何處に、遇まつるを知り其御座に參いたらんことを我の愁訴をその御前に陳べ  
 口を極めて辨論はん五我その我に答へたまふ言を知り、また其われに言たまふ所を了らん六かれ大なる能な  
 もて我と争ひたまはんや、然らば反つて我を眷みたまふべし七彼處にては正義人かれと辨争ふことを

得、斯せば我を鞠く者の手を永く免かるべし八しかるに我東に往くも彼いまます、西に往くも亦見たてま  
 つらす九北に工作きたまへども遇まつらす、南に隠れ居たまへば望むべからす十わが平生の道は彼知たまふ、  
 彼われを試みたまはば我は金のごまくして出きたらん十一わが足は彼の步履に堅く隨ひ、我はかれの道  
 を守りて離れざりき十二我はかれの唇の命令に違はず、我が法よりも彼の道の言語を重ぜり十三かれは一  
 に居る者にまします誰か能かれをして意を變しめん、彼はその心に欲する所をかならず爲たまふ十四然れば我  
 に向ひて定めし事を必らず成就たまはん、是のごまき事を多く彼は爲たまふなり十五是故に我かれの前に慄  
 ふ、我考ふれば彼を懼る十六神わが心を弱くならしめ、全能者われをして懼れしめたまふ十七く我は  
 暗の來らぬ先わが面を黒暗の覆ふ前に打絶れざりき  
 第二十四章 一なにゆゑに全能者時期を定めおきたまはざるや、何故に彼を知る者その日を見ざるや二人  
 ありて地界を侵し群畜を奪ひて牧ひ三孤子の驢馬を驅去り、寡婦の牛を取て質さなし四貧しき者を路より推  
 退け、世の受難者をして盡く身を匿さしむ五視よ彼らは荒野に在る野驢馬のごまく出で業を爲て食を求  
 め、野原よりその子等のために食物を得六圍にて惡き者の夢を刈り、またその葡萄の遺餘を摘む七かれらは衣  
 服なく裸にして夜を明し、覆ふて寒氣を禦ぐべき物なし八山の暴雨に濡れ、庇はるごころ無して岩を抱く  
 九孤子を母の懷より奪ふ者あり、貧しき者の身につける物を取て質さなす者あり十貧しき者衣服なく裸にて  
 歩き、肌つと寒束を擔ふ十一人の垣の内にて油を榨め、また渴きつ酒醪を踐む十二邑の中より人々の呻吟  
 たちのぼり、傷けられたる者の叫喚もこる、然れども神はその怪事を省みたまはず十三また光明に背く者あ  
 り、光の道を知ず、光の路に止らず十四人を殺す者味爽に興いで、受難者や貧しき者を殺し、夜は盜賊の  
 ごまくす十五姦淫する者は我を見る目はなからんと言てその目に昏暮をうかごひ待ち而してその面に覆ふ物  
 を當つ十六また夜分家を穿つ者あり、彼等は晝は閉こもり居て光明を知らず十七彼らには長は死の陰のごま  
 し、是死の陰の怖ろしきを知ばなり十八かれは水の面に疾なぐる物の如し、その産業は世の中に誑はる、

その身重れて葡萄園の路に向はず十九亢旱あひ炎熱は雪水を直に乾涸す、陰府が罪を犯せし者におけ  
るも亦ひくのごとし二十これを宿せし腹これを忘れ、蛆これを好みて食ふ、彼は最早世におぼえらるるご  
無く、その悪は樹の折るごごとくに折る二一是すなはち孕ます産ざりし婦人をなやまし、寡婦を憐れまざる  
者なり二三神はその權能をもて強き人々を保存へさせたまふ、彼らは生命あらじと思ふ時にも復興る二三神  
かれらに安泰を賜へば彼らは安らかなり、而してその目をもて彼らの道を見せなはしたまふ二四かれらは旺  
盛になり暫時の間は無なり、卑くなりて一切の人のごごとくに没し夢の穂のごごとくに断る二五すてに是のご  
くなれば誰の我の謬まれるを示してわが言語を空しくするごごを得ん

第二十五章一時にシユヒ人ビルダテたへて曰く二神は大權を握りたまふ者、畏るべき者にましく、高  
き處に平和を施こしたまふ三その軍旅數ふるごごを得んや、其光明なる物を照さざらん四然ば誰か神の  
前に正義あるべき、婦女の産し者いかに清かるべき五視よ月も輝かず、星もその目には清明ならず六いは  
んや蛆のごごき人、蟲のごごき人の子をや

第二十六章一ヨブたへて曰く二なんぢ能力なき者を如何に助けしや、氣力なきものを如何に救ひしや三  
智慧なき者を如何に誨へしや、頓悟の道を如何に多く示ししや四なんぢ誰にむかひて言語を出ししや、なん  
ぢより出しは誰が靈なるや五陰靈水またその中に居る者の下に慄ふ六彼の御前には陰府も顯露なり、滅亡  
の坑を蔽ひ匿す所なし七彼は北の天を虚空に張り、地を物なき所に懸けたまふ八水を濃雲の中に包みたまふ  
てその下の雲裂す九御寶座の面を隠して雲をその上に展べ十水の面に界を設けて光と暗とに限を立たま  
ふ十一かれ叱咤たまへば天の柱震ひかつ怖る十二その權能をもて海を静めその智慧をもてラハブを撃碎き  
十三その氣嘯をもて天を輝かせ、其手をもて逃る蛇を衝きはしたまふ十四視よ是等はたゞその御工作の端な  
るのみ、我らが聞きこるの者は如何にも微細なる耳語ならずや然ごその權能の雷轟に至りては誰かこれを曉  
らんや

第二十七章一ヨブまた語を繼いでいほく二われに義しき審判を施こしたまはざる神、わが心魂をなやまし給

ふ全能者此神は活く三わが生命なほ全たくわれの衷にあり、神の氣息なほわが鼻にあり四わが口は惡  
を言す、わが舌は謊言を語り五我決めて汝等を是とせじ、我は死るまで我が罪なきを言ごごを息じ六われ  
堅くわが正義を持ちて之を棄じ我は今まで一日も心に責られし事なし七我に敵する者は惡き者ごご成り我を攻  
る者は義からざる者ごご成るべし八邪曲なる者もし神に絶れその魂神を脱さらるるに於ては何の望かあらん九  
かれ艱難に罹る時に神その呼號を聽いたまはんや十かれ全能者喜ごごばんや、常に神を頼んや十一われ  
神の御手を汝等に教へん、全能者の道を汝等に隠さじ十二視よ汝等もみな自らこれを觀たり然るに何ぞ斯  
愚蒙なきはむるや十三惡き人の神に得る分、強暴の人の全能者より受る業は是なり十四その子等蕃れば  
劍に殺さる、その子孫は食物に飽す十五その遺れる者は疫病に斃れて埋められ、その妻等は哀哭をなさず  
十六かれ銀を積ごご塵のごごとく衣服を備ふるごご土のごごとくなるごご十七その備ふる者は義き人これを着ん、  
またその銀は無辜者これを分ち取ん十八その建る家は蟲の巢のごごとく、また番人の造る茅屋のごごし十九  
かれは富る身にて寢臥し重れて興るごご無し、また目を開けば即ちその身きえ亡す二十懼ろしき事大水の  
ごごとく彼に追及き、夜の暴風かれを奪ひ去る二一東風かれを颯けて去り、彼をその處より吹はらふ二三神  
かれを射て恤まず、彼その手より逃れんごごもがく二三人かれに對ひて手を鳴し、嘲りわらひてその處をいで  
ゆかしむ

第二十八章一白銀は掘いだす坑あり、煉るごごころの黄金は出處あり二鐵は土より取り、銅は石より  
鍛して獲るなり三人すなはち黒暗を破り極より極まで尋れ窮めて黒暗あひび死陰の石を求む四その穴を穿つ  
ごご深くして上に住む人と遠く相離れ、その上を歩む者まつたく之を覺えず、是のごごとく身を縮下げ、遙に  
人ご隔たりて空に懸る五地その上は食物を出し、其下は火に覆がへさるるごご六その石の中には  
碧の玉のある處あり、黄金の砂またその内にあり七その逕は鷲鳥もこれを知らず、鷹の目もこれを看す八鷲

獣も未だこれを踐す、猛き獅子も未だこれを通らず九人堅き磐に手を加へまた山を根より倒し十岩に河を  
 廻り各種の貴き物を目に見えぬ十一水路を塞ぎて漏らさしめ隠れたる寶物を光明に取いだすなり十二然ら  
 ずから智慧は何處よりか覓め得ん、明哲の在る所は何處ぞや十三人その價を知らず人のすめる地に獲べからず  
 十四淵は言ふ我の内在す、海は言ふ我を儲ならず十五精金も之に換るに足す銀も秤りてその價さなす  
 を得ず十六オフルの金にてもその價を量るべからず、貴き青玉も碧玉もまた然り十七黄金も玻璃もこれに  
 並ぶ能はず、精金の器皿もこれに換ふに足す十八珊瑚も水晶も論にたらず、智慧を得るは眞珠を得るに  
 勝る十九エテオピアより出る黄玉もこれに並ぶあたはず、純金をもてするともその價を量るべからず二十  
 然ば智慧は何處より来るや、明哲の在る所は何處ぞや二一是は一切の生物の目に隠れ、天空の鳥にも見えす  
 二三滅亡も死も言ふ我等はその風聲を耳に聞し而已二三神その道を曉りたまふ、彼その所を知りたまふ 二四  
 そは彼は地の極までも觀そなほし天の下を看きはめたまへばなり二五風にその重量を與へ、水を度りてその  
 量を定めたまひし時二六雨のために法を立て、雷霆の光のために途を設けたまひし時二七智慧を見て之を顯  
 はし之を立てて試みたまへり二八また人に言たまはく視よ主を畏るは是智慧なり惡を離るは明哲なり  
 第二十九章一ヨブまた語をつきて曰く二嗚呼過にし年月のごとくならまほし神の我を護りたまへる日のご  
 さくならまほし三かの時には彼の燈光わが首の上に輝き彼の光明によりて我黑暗を歩めり四わが壯なり  
 し日のごとくならまほし彼時には神の恩恵わが幕屋の上にあき五かの時には全能者なほ我さうもに在し、  
 わが子女われの周圍にありき六乳ながれてわが足跡を洗ひ、我が傍なる磐油を灌ぎいだせり七かの時に  
 は我いでる邑の門に上りゆき、わが座を街衢に設けたり八少き者は我を見て隠れ、老たる者は起あがりて立  
 ち九牧伯たる者も言談すしてその口に手を當て十貴き者も聲をさめてその舌を上唇に貼たり十一我事を  
 耳に聞る者は我を幸福ありき呼び、我を目に見たる者はわがために證據をなしぬ十二是は我助力を求むる貧  
 しき者を拯ひ、孤子もよび助くる人なき者を拯ひたればなり十三亡びんさせし者われを祝せり、我また寡婦

の心をして喜ぶ歌はしめたり十四われ正義を衣また正義の衣る所さなれり、我が公義は袍のごとく冠冕の  
 ごとし十五われは盲者の目さなり跛者の足さなり十六貧き者の父さなり知ざる者の訴訟の由を究め十七惡き  
 者の牙を折り、その齒の間より穢物を取いだせり十八我すなほち言けらく、我はわが巢に死ん、我が日は砂  
 のごさく多からん十九わが根は水の邊に蔓り、露わが枝に終夜おかん二十わが榮光はわが身に新なるべ  
 くわが弓はわが手に何時も強からん二一人々われに聴き黙して我が教を俟ち二三わが言し後は彼等言を  
 出さず、我説ごころは彼等に甘露のごさく二三われらは我を望み待つごころ雨のごさく、口を開きて仰ぐご  
 ころ春の雨のごさくなりき二四われ彼等にむかひて笑ふも彼等は敢て眞實さもほす我面の光を彼等は除く  
 二五われは彼等のために道を擇び、その首さして座を占め、軍中の王のごさくにして居り、  
 また哀哭者を慰さむる人のごさくなりき  
 第三十章一然るに今は我よりも年少き者等われを笑ふ、彼等の父は我が賤しめて群の犬さ並べ置くごころ  
 もせざりし者なり二またわれらの手の力もわれに何の用をかなさん、彼らは其氣力すでに衰へたる者なり  
 三かれらは缺乏さ饑さによりて瘦むるも、荒かつ廢れたる暗き野にて乾ける地を咬む四すなほち灌木の中  
 にて藜を摘み苔の根を食物さなす五かれらは人の中より逐いださる、賊盜を追ふごさくに人かれらを追  
 呼はる六彼等は懼ろしき谷に住み、土坑および磐穴に居り七灌木の中に嘶なき、荆棘の下に偃す八彼らは愚  
 蠢なる者の子、卑むべき者の子にして國より撃いださる九しかるに今は我われらの歌謠に成り、彼らの嘲哂  
 さなれり十かれら我を厭ふて遠く我を離れ、またわが面に唾することを辭ます十一神わが綱を解て我をなや  
 ましたまへば彼等もわが前にその轡を離れ十二この輩わが右に起あがり、わが足を推のけ我にむかひて  
 滅亡の路を築く十三彼らは自ら便なき者なれども尙わが運を毀ち、わが滅亡を促す十四かれらは石垣の大な  
 る崩口より入がごさくに進み來り、破壞の中にてわが上に乗かくり十五懼ろしき事わが身に臨み、風のこ  
 さくに我が尊榮を吹はらふ、わが福祿は雪のごさくに消失す十六今はわが心われの衷に鎔て流れ、患難の日

かく我を執ふ十七夜にいれば我骨刺れて身を離る、わが身を噬む者つひに休むこと無し十八わが疾病の大なる能によりてわが衣服は醜き様に變り、裏衣の襟のごとくに我身に固く附く十九神われを泥の中に投こみたまひて我は塵灰に等しくなれり二十われ汝にむかひて呼ばるに汝答へたまはず、我立をるに汝只われをながめ居たまふ二一なんぢは我にむかひて無情なりたまひ、御手の能力をもて我を攻撃たまふ二三なんぢ我を擧げ風の上に乗せて貢去しめ、大風の音さうもに消亡しめたまふ二三われ知る汝はわれを死に歸らしめ一切の生物の終に集まる家に歸らしめたまはん二四かれら必らず荒塚にむかひて手を舒たまふこと有じ、假令滅亡に陥ることも是等の事のために號呼ぶことせん二五苦みて日を送る者のために我哭ざりしや、貧しき者のために我心うれへざりしや二六われ吉事を望みしに凶事きたり、光明を待しに黑暗きたれり二七わが腸沸かへりて安からず、患難の日われに追及ぬ二八われは日の光を蒙らずして哀しみつゝ歩き、公會の中に立て助を呼ぶも二九われは山犬の兄弟さなり、駝鳥の友さなれり三十わが皮は黒くなりて剥落ち、わが骨は熱によりて焚け三一わが琴は哀の音さあり、わが笛は哭の聲さなれり

第三十一章 我わが目と約を立たり、何ぞ小文を慕はんや二然せば上より神の降したまふ分は如何なるべきぞ、高處より全能者の興へたまふ業は如何なるべきぞ三惡き人には滅亡きたらざらんや、善らぬ事を爲す者には常ならぬ災禍あらざらんや四彼わが道を見せし、わが步履をこそくく數へたまはざらんや五我虚誕さつれだちて歩みし事ありや、わが足詐偽に奔從がひし事ありや六請ふ公平き權衡をもて我を稱れ、然ば神われの正しきを知たまはん七わが步履も道離れ、わが心もしわが目に隨がひて歩み、わが手にもし汚のつきてあらば八我が播たる人食ふも善し、わが産物を根より拔るるも善し九われもし婦人のために心まよへる事あるか、又は我もしわが隣の門にありて伺ひし事あらば十わが妻ほかの人のために白磨き、ほかの人々かれの上に寝るも善し十一其は是は重き罪にして裁判人に罰せらるべき惡事なればなり十二是ばすなばち滅亡にまでも燬いたる火にしてわが一切の産をこそくく絶さん十三わが僕あるひは婢の我

辨争ひし時に我もし之が權理を輕んぜし事あらば十四神の起あがりたまふ時には如何せんや、神の臨みたまふ時には何と答へまつらんや十五われを胎内に造りし者また彼をも造りたまひしならずや、われらを腹の内に形造りたまひし者は唯一の者ならずや十六我もし貧き者にしてその願ふことを獲しめず、寡婦をしてその目もさるへまめし事あるか十七または我獨みづから食物を啖ひて孤子にこれを啖はしめざりしこと有るか十八却つて彼らは我が若き時より我に育てられしこと父に於けるが如し我は胎内を出てより以來寡を導びくことなせり十九われ衣服なくして死んさする者あるひは身を覆ふ物なくして居る人を見し時に二十その腰もし我を視せず、また彼もしわが羊の毛にて温まらざりし事あるか二一われを助くる者の門にわを見て我みなしこに向ひて手を上し事あるか二三然ありしならば肩骨よりしてわが肩ちち骨さばなれてわが腕折よ二三神より出る災禍は我これを懼る、その威光の前には我能力なし二四我もし金をわが望みなし、精金にむかひて汝わが所頼ありと言しこと有るか二五我もしわが富の大なるわが手に物を多く獲たることを喜びしことあるか二六われ日の輝くを見たまは月の輝たりて歩むを見し時二七心竊にまよひて手を口に接しことあるか二八是もまた裁判人に罪せらるべき惡事なり、我もし斯なせし事あらば上なる神に背しなり二九我もし我を惡む者の滅亡を喜び、又は其災禍に罹るによりて自ら誇りし事あるか三十我は之が生命を呪ひ索めて我口に罪を犯さしめし如き事あらず三一わが天幕の人は言すや彼の肉に飽ざる者いつこにか在んぞ三二旅人は外に宿らず、わが門を我は街衢にむけて啓けり三三我もしアダムののごとくわが罪を蔽ひ、わが惡事を胸に隠せしことあるか三四すなはち大衆を懼れ、宗族の輕蔑に怖ちて口を閉ぢ門を出ざりしことあるか三五嗚呼われの言ころを聽わくる者あらまほし我が花押に在り、願くは全能者をわれに答へたまへ、我を訴ふる者みづから訴訟狀を書け三六われ必らず之を肩に負ひ、冠冕のごとくこれを首に結ばん三七我わが步履の數を彼に述ん、君王たる者のごとくして彼に近づかん三八わが田圃號呼りて我を攻め、その阡陌こそくく泣きけぶあるか三九若われ金を出さずしてその産物を食ひ、またはその所有

主をして生命を失はしめし事あらば四十小麥の代に莠生いで、大麥のかほりに雜草おひ出るも善し、ヨブの詞をばりぬ

第三十二章 ヨブみづから見て己を正義とするに因て此三人の者之に答ふることを止む二時にラムの族プツ人バラケルの子エリフ 怒を發せり、ヨブ神よりも己を正しとするに因て彼ヨブにむかひて怒を發せり三またヨブの三人の友答ふるに詞なくして猶ヨブを罪ありせしによりて彼らにむかひても怒を發せり四エリフはヨブに言ふことをひかへて俟をりぬ、是は自己よりも彼等年老たればなり五茲にエリフの三人の口に答ふる詞の有ざるを見て怒を發せり六プツ人バラケルの子エリフすなはち答へて曰く、我は年少く汝等は年老たり是をもて我はかりて我意見をなんぢらに陳ることを敢てせざりき七われ意へらく日を重れたる者宜しく言を出すべし、年を積たる者宜しく智慧を教ふべし八但し人の衷には靈あり、全能者の氣息人に聰明を與ふ、九大なる人すべて智慧あるに非ず、老たる者すべて道理に明白なるに非ず、十然ば我言ふ、我に聽け、我もわが意見を陳ん十一視よ我は汝らの言語を俟ち、なんぢらの辨論を聞き、なんぢらが言ふべき言語を尋ね盡すを待り十二われ細になんぢらに聽し汝らの中にヨブを駁折る者一人も無く、また彼の言詞に答ふる者も無し十三おそらくは汝等いはん、我ら智慧を見得たり、彼に勝つ者は唯神のみ、人は能はず十四彼はその言語を我に向て發さざりき、我はまた汝らの言ふ所をもて彼に答へじ、十五かれらは憐れきて復答ふる所なく、言語かれらの衷に浮ばす十六彼等ものいはす立さざりて重れて答へざればさて我めに俟をるべけんや十七我も自らわが分を答へわが意見を吐露さん十八われには言滿ち、わが衷の心しきりに迫る十九わが腹は口を啓かざる酒のごとし、新しき皮囊のごとく今にも裂んさす二十われ説いたして胸を安んぜんさす、われ口を啓きて答へん二一かならず我は人に偏らず、人に語はじ二二我は語らふことを知す、もし語らば我の造化主たぢちに我を絶ちたまふべし

第三十三章 然ばヨブよ請ふ我が言ふ事を聽け、わが一切の言詞に耳を傾むけよ二視よ我口を啓き、舌を

口の中に動す三わが言ふ所は正義き心より出づ、わが唇あきらかにその智慧を陳ん四神の靈われを造り、全能者の氣息われを活しむ五汝もし能せば我に答へよ、わが前に言をいひつられて立て六われも汝さあなじく神の者なり、我もまた土より取てつくりしなり七わが威嚴はなんぢを懼れしめず、わが勢はなんぢを壓せず八汝わが聽くところにて言談り、我なんぢの言語の聲を聞き云く九われは潔淨くして愆なし、我は辜なく惡き事わが身にあらす十視よ彼われを攻る豐隙を尋ね、われをのれの敵さ算へ十一わが脚を柱に夾め、わが一切の舉動に目を着たまふ十二視よ我なんぢに答へん、なんぢ此事において正義からず、神は人よりも大なる者にいませり十三彼その凡て行なふところの理由を示したまはすさて汝かれにむかひて辯争そふは何ぞや十四まことに神は一度二度告示したまふなれど人これを曉らざるなり十五人熱睡する時または床に睡る時に夢あるひは夜の間の異象の中に十六かれ人の耳をひらき、その教ふるところを印して堅つし十七斯して人にその惡き業を離れしめ、傲慢を人の中より除き十八人の魂を護りて墓に至らしめず、人の生命を護りて劍にはるびざらしめたまふ十九人床にありて疼痛に攻られ、その骨の中に絶す戦闘のあるあり二十その氣食物を厭ひ、その魂靈うまき物をも嫌ふ二一その肉は瘦おちて見えす、その骨は見えざりし者までも顯露になり二二その魂靈は墓に近より、その生命は滅ぼす者に近づく二三しかる時にもし彼さうもに一箇の使者あり、千の中の一箇にして中保となり、正しき道を人に示さば二四神かれを憫れみて言たまはん彼を救ひて墓にくだることを無らしめよ、我すでに取贖の物を得たり二五その肉は小兒の肉よりも瑞々しくなり、その若き時の形状に歸らん二六かれ若し神に禱らば神かれを顧りみ、彼をしてその御面を喜ぶ見ることを得せしめたまはん、神は人の正義に報をなしたまふべし二七かれ人の前に歌ひて言ふ、我は罪を犯し、正しきを枉たり、然ぞ報を蒙らす二八神わが魂を贖なひて墓に下らしめず、わが生命光明を見ん二九そもく神は是等のもろくの事をしげく人におこなひ三十その魂を墓より率かへし生命の光明をもて彼を照したまふ三一ヨブよ耳を傾むけて我に聽け、請ふ黙せよ、我いたらん三二なんぢもし言ふべきこ

さあらば我にこたへよ、請ふ語れ、我なんぢを義とせんと欲すればなり三三もし無ば我に聴け、請ふ黙せよ、我なんぢに智慧を教へん

第三十四章 エリフまた答へて曰く二なんぢら智慧ある者よ我言を聴け、智慧ある者よ我に耳を傾むけよ三口の食物を味はふがごとく耳は言詞を辨まふ四われら自ら是非を究め、われらもろもに善悪を明らかにせん五それヨブは言ふ我は義し、神われに正しき審判を施したまはず六われは義しかれども偽はる者せらる、我は愆なけれどもわが身の矢創愈がたし七何人かヨブのごとくならん彼は罵詈雑言を水ののごとくに飲み入悪き事を爲す者等と交はり、悪人さうもに歩むなり九すなばち彼いへらく、人は神と親しむも身に益なし十然ばなんぢら心ある人々よ我に聴け、神は悪を爲すこと決めて無く、全能者は不義を行なふこと決めて無し十一卻つて人の所爲をその身に報い、人をしてその行爲にしたがひて獲るごころあらしめたまふ十二かならず神は悪き事をなしたまはず全能者は審判を枉たまはざるなり十三たれかこの地を彼に委れし者あらん、誰か全世界を定めし者あらん十四神もしその心を己にのみ用ひ、その靈と氣息とを己に収回したまはば十五もろくくの血肉ごこくく亡び人も亦塵にかへるべし十六なんぢもし曉るごころを得ば請ふ我に聴けわが言詞の聲に耳を側だてよ十七公義を惡む者めに世をおさむるごころを得んや、なんぢらに至義き者を惡しとすべけんや十八王たる者にむかひて汝は邪曲なりと言ひ、牧伯たる者にむかひて汝らは惡しといふべけんや十九まして君王たる者をも偏視す貧しき者に超て富る者をかへりみるごとき事をせざる者にむかひてをや斯爲たまふは彼等みな同じくその御手の作るごころなればなり二十彼らは瞬く間に死に、民は夜の間に滅びて消失せ、力ある者も人手によらずして除かる二十一それ神の目は人の道の上におり、神は人の一切の步履を見そなはず二十二悪を行なふ者の身を匿すべき黒暗も無く死陰も無し二十三神は人をして審判を受しむるまでに長くその人を窺がふに及ばず二十四權勢ある者をも査ふるごころを須ひずして打ほるばし他の人々を立てて之に替たまふ二十五かくのごとく彼らの所爲を知り、夜の間に彼らを覆がへしたまへば彼らは乃て滅ぶ

二六人の觀るごころにて彼等を惡人のごこく撃たまふ二七是は彼ら背きて之に従ひはすその道を全たく顧みざるに因る二八われらは是のごこくして遂に貧しき者の號呼を彼の許に達らしめ患難者の號呼を彼に聴しむ二九かれ平安を賜ふ時には誰か惡しき言ふごころをえんや、彼面をかくしたまふ時には誰かこれを見るを得んや、一國におけるも一人におけるも凡て同じ、三十かくのごこく邪曲なる者をして世を治むるごころ無らしめ、民の機檻となるごころなからしむ三十一人は宜しく神に申すべし我は己に懲しめられたり再度惡き事を爲じ三十二わが見ざる所は請ふ我にをしへたまへ、我もし惡き事を爲たるならば重れて之をなさじと三十三かれ豈なんぢの好むごこくに應報をなしたまはんや然るに汝はこれを答む、然ばなんぢ自らこれを選ぶべし我は爲じ、汝の知るごころを言へ三四心ある人々は我に言ん我に聽ごころの智慧ある人々は言ん三五ヨブの言ふ所は辨知なし、その言語は明哲からずと三六れがはくはヨブ終まで心みられんごころを其は惡き人のごこくに應答をなせばなり三七まごころに彼は自己の罪に愆を加へわれらの中間にありて手を拍ちかつ言語を繁くして神に逆らふ

第三十五章 エリフまた答へて曰く、二なんぢは言ふ、我が義しきは神に愈れりご、なんぢ之を正しごももふヨブすなばち汝いへらく、是は我に何の益あらんや、罪を犯すに較ぶれば何の愈るごころか有んご四われ言語をもて汝およびなんぢにそへる汝の友等に答へん五天を仰ぎて見よ、汝の上なる高き空を望め六なんぢ罪を犯すごも神に何の害か有ん、愆を織んにするごも神に何を爲えんや七なんぢ正義あるごも神に何を與ふるを得んや、神なんぢの手より何をか受たまはんなんぢの惡は只なんぢに同じき人を損ぜん而已、なんぢの善は只人の子を益せんのみ九暴虐の甚はだしきに因て叫び、權勢ある者の腕に壓れて呼ばる人々あり十然れども一人として我を造れる神は何處にいますやさいふ者をし、彼は人をして夜の中に歌を歌ふに至らしめ十一地の獸畜よりも善くわれらを教へ、空の鳥よりも我らを智からしめたまふ者なり十二惡き者等の驕傲ふるに因て斯のごこく人々叫べごも應ふる者あらず十三虚しき語は神かならず之を聽たまはず、全能者

これを顧みたまはじ十四 汝は我れを見たてまつらす言さいへども審判は神の前にあり、この故に汝れを待べきなり十五 今かれ震怒をもて罰すること爲す、罪愆を深く心に留たまはざる（が如くなる）に因て十六 ヨブ口を啓きて虚しき事を述べ無知の言語を繁くす

第三十六章 エリフまた言詞を繼て曰くニ暫らく我に容せ我なんちに示すこと有ん、尙神のために言ふべき事あればなりニわれ廣くわが知識を取り我の造化主に正義を歸せんこと四 わが言語は眞實に虚偽ならず知識の完全き者なんちの前にあり五 視よ神は権能ある者にましませども何を藐視めたまはず、その了知の能力は大なり六 惡き者を生し存す、艱難者のために審判を行ひたまふ七 義しき者に目を離さず、位にある王等さうも永遠に坐せしめて之を貴くしたまふ八 もし彼ら縛索に繋かれ、艱難の繩にかゝる時は九 彼らの所行を愆尤さを示してその驕れるを知らせ十 彼らの耳を開きて教を容しめ、かつ惡を離れて歸れよ十一 彼らに命じたまふ十一 もし彼ら聴したがひて之に事へなば繁昌てその日を送り、樂しくその年を過らん十二 若かれら聴したがはずば刀劍にて亡び、知識を得ずして死なん十三 しかれども心の邪曲なる者等は愆尤を蓄はへ、神に縛しめらるることも祈ることを爲す十四 かれらは年わかくして死亡せ、男婦とその生命をひこしうせん十五 神は艱難者を艱難によりて救ひ、之が耳を慮遇によりて開きたまふ十六 然ば神また汝を狭きところより出して狭からぬ廣き所に移したまふあらん、而して汝の席に陳ぬる物は凡て肥たる物ならん十七 今は惡人の鞭罰なんちの身に充り、審判と公義さなんちを執ふ十八 なんち愆尤に誘はれて嘲笑に陥らざるやう慎しめよ、收贖の大なるが爲に自ら誤まるなけれ十九 なんちの號叫なんちを艱難の中より出さんや、如何に力を盡すも所益あらじ二十 世の人のその處より絶るる其夜を暮ふなけれ二十一 慎しみて惡に傾むくなけれ、汝は艱難よりも寧ろ之を取んさせり二三 それ神はその権能をもて大なる事を爲したまふ、誰か能く彼のごとくに教誨を垂んやニ二三 たれか彼のためにその道を定めし者あらんや、誰かなんちは惡き事をなせりと言ふことを得んニ四 なんち神の御所爲を讚歎ふることを忘れされ、これ世の人の歌ひ崇むる所なりニ五人みな之を仰ぎ觀る、

遠き方より人これを視たてまつるなりニ六 神は大なる者にいまして我等かれを知たてまつらす、その御年の數も計り知るべからずニ七 かれ水を細にして引あげたまへば霧の中に滴たり出て雨さなるにニ八 雲これを降せて人々の上に沛然に瀧なりニ九 たれか能く雲の舒展る所以またその幕屋の響く所以を了知んや三十 視よ彼その光明を自己の周圍に繞らし、また海の底をも蔽ひたまひ三十一 これらをもて民を鞠きたまふ是等をもて食物を豐饒に賜ひ三十二 電光をもてその兩手を包みその電光に命じて敵を撃しめたまふ三十三 その鳴聲かれを顯はし、家畜すらも彼の來ますを知らすなり

第三十七章 一之がためにわが心わななき、その處を動き離るニ神の聲の響もよびその口より出る轟聲を善く聽け三 これを天が下に放ち、またその電光を地の極にまで至らせたまふ四 その後聲ありて打響き、彼威光の聲を放ちて鳴わたりたまふ、その御聲を聞えしむるに當りては電光を押へきたまはず五 神奇しくも御聲を放ちて鳴わたり、我等の知ざる大なる事を行なひたまふ六 かれ雪にむかひて地に降れ命じたまふ雨すなはちその権能の大雨にも亦しかり七 斯かれ一切の人の手を封じたまふ、是すべての人にその御工事を知しめんがためなり八 また獸は穴にいらりてその洞に居る九 南方の密室より暴風きたり、北より寒氣きたる十 神の氣吹によりて氷いできたり、水の寛狭くせらる十一 かれ水をもて雲に搭載せまた電光の雲を遠く散したまふ十二 是は彼の導引によりて廻る、是は彼の命するところを盡く世界の表面に爲んがためなり十三 その之を來らせたまふは或は懲罰のため、あるひはその地のため、或は恩恵のためなり十四 ヨブよ是を聽け、立て神の奇妙き工作を考へよ十五 神いかに是等に命を傳へその雲の光明をして輝やかたたまふか汝れこれを知るや十六 なんち雲の平衡知識の全たき者の奇妙き工作を知るや十七 南風によりて地の穩かになる時なんちの衣服は熱くなるなり十八 なんち彼さうもに彼の堅くして鑄たる鏡のごとくなる蒼穹を張ることを能せんや十九 われらが彼に言ふべき事を我らに教へよ、我らは暗昧して言詞を列ぬること能はざるなり二十 われ語ることありき彼に告げんや人に滅ぼさるることを望まんや二一人いまは雲霄に輝やく光明を見ること能は

す、然と風きたりて之を吹清む 二三 北より黄金いできたる、神には畏るべき威光あり 二三 全能者はわれら  
測りきはむることを得ず、彼は能おほいなる者にいまし審判をも公義をも任たまはざるなり 二四 この故に人  
人かれを畏る、彼はみづから心に有智とする者をかへりみたまはざるなり  
第三十八章 一 茲にエホバ大風の中よりヨブに答へて宣まはく 二 無智の言詞をもて道を暗からしむる此者  
は誰ぞや 三 なんぢ腰ひきからけて丈夫のごとくせよ、我なんぢに問ん、汝われに答へよ 四 地の基を我が置た  
りし時なんぢは何處にありしや、汝もし穎悟あらば言へ 五 なんぢ若知んには誰が度量を定めたりしや、誰が  
準繩を地の上に張たりしや、六 その基は何の上に奠れたりしや、その隅石は誰が置たりしや 七 かの時には  
晨星あひさもに歌ひ、神の子等みな歡こびて呼はりぬ 八 海の水ながれ出で、胎内より涌いでし時誰か戸を  
もて之を閉こめたりしや 九 かの時われ雲をもて之が衣服となし、黒暗をもてこれに襪履となし 十 これに我法  
度を定め關および門を設けて 十一 曰く此までは來るべし此を越へからず、汝の高浪こゝに止まるべし 十二  
なんぢ生れし日より以來朝にむかひて命を下せし事ありや、また黎明にその所を知しめ 十三 これをして地  
の縁を取へて悪き者をその上より振落さしめたりしや 十四 地は變りて土に印したるごとくに成り、諸の物  
は美はしき衣服のごとくに顯はる 十五 また悪人はその光明を奪はれ、高く擧たる手は折る 十六 なんぢ海の泉  
源にいたりしごありや、淵の底を歩みしごありや 十七 死の門なんぢのために開けたりしや、汝死陰の  
門を見たりしや 十八 なんぢ地の廣を看きはめしや、若これを盡く知ば言へ 十九 光明の在る所に往く路は孰  
ぞや、黒暗の在る處は何處ぞや 二十 なんぢ之をその境に導びき得るや、その家の路を知るや 二一 なんぢ之  
を知ららん 汝はかの時すでに生れをり、また汝の經たる日の數も多ければなり 二二 なんぢ雪の庫にいりしや、  
雷の庫を見しや 二三 これ我が艱難の時のために善はへ、戦争および闘撃の日のために善はへ置くものなり 二四  
光明の發散る道、東風の地に吹わたる所の路は何處ぞや 二五 誰が大雨を灌ぐ水路を開き雷電の光の過る道  
を開き 二六 人なき地にも人なき荒野にも雨を降し 二七 荒かつ廢れたる處々を潤はし、かつ若菜蔬を生出し

むるや 二八 雨に父ありや、露の珠は誰が生る者なるや 二九 氷は誰が胎より出るや、空の霜は誰が産むごころ  
なるや 三〇 水がたまりて石のごとくに成り、淵の面こほる 三一 なんぢ昂宿の繩索を結びうるや、參宿の  
繫繩を解うるや 三二 なんぢ十二宮をその時にしたかひて引いたし得るや、また北斗とその子星を導びき得る  
や 三三 なんぢ天の常經を知るや、天をしてその權力を地に施さしむるや 三四 なんぢ聲を雲に擧げ滂沛の水  
をして汝を掩はしむるを得るや 三五 なんぢ閃電を遣はして往しめ、なんぢに答へて我等は此にありと言し  
め得るや 三六 胸の中の智慧は誰が與へし者ぞ、心の内の聰明は誰が授けし者ぞ 三七 たれか能く智慧をもて雲  
を數へんや、たれか能く天の瓶を傾むけ 三八 塵をして一塊に流れあはしめ土塊をしてあひかたまらしめんや  
三九 なんぢ牝獅子のために食物を獵や、また小獅子の食氣を滿すや 四十 その洞穴に伏し、森の中に隠れ何が  
ふ時なんぢこの事を爲うるや 四一 また鴉の子神にむかひて呼はり、食物なくして徘徊る時鴉に餌を與ふる  
者は誰ぞや

第三十九章 一 なんぢ岩間の山羊が子を産む時をしるや、また麋鹿の産に臨むを見しや 二 なんぢ是等の在  
胎の月を數へうるや、また是等が産む時を知るや 三 これらば身を鞠めて子を産みその痛苦を出す 四 またその  
子は強くなりて野に育ち、出ゆきて再びその親にかへらす 五 誰が野驢馬を放ちて自由にせしや、誰が野驢  
馬の繫縛を解しや 六 われ野をその家となし、荒地をその住所となせり 七 是は邑の喧鬧を賤しめ、駁者の呼  
號を聽いれず 八 山を走まはりて草を食ひ、各種の青き物を尋ね 九 兕肯て汝に事へ、なんぢの飼草槽の傍  
にさどまらんや 十 なんぢ兕に網附て阡陌をあるかせ得んや、是めに汝にしたがひて谷に馬肥を牽んや 十一 そ  
の力おほいなればさて汝これに恃まんや、またなんぢの工事をこれに任せんや 十二 なんぢこれにたよりて己  
が穀物を運びかへらせ之を打禾場にあつめしめんや 十三 駝鳥は 歡然にその翼を鼓ふ、然もその羽さ毛  
さはあに鷄にしかんや 十四 是は其の卵を土の中に棄おき、これを砂の中にて暖たまらしめ 十五 足にてその漬  
さるべきを、野の獸のこれを踐むべきを思はず 十六 これはその子に情なくして宛然おのれの子ならざるが



如くし、その筋の空しくなるも緊念ごころ無し十七是は神これに智慧を授けず頓悟を與へざるが故なり  
 十八その身をこして走るに馬をもその騎手をも嘲けるべし十九なんぢ馬に力と與へしや、その頭  
 に勇ましき鬣を粧はひしや二十なんぢ之を蝗蟲のごとく飛しむるや、その嘶なく聲の響は畏るべし二十一谷  
 を脚爬て力に誇り、身ら進みて兵士に向ふニ懼るごころなきを笑ひて驚ろくごころ無く、劍にむかふも退そ  
 かすニ三矢筒その上に鳴り、鎗に矛あひきらめくニ四猛りつ狂ひつ地を一番にし、喇叭の聲鳴りたるも立  
 まる事なしニ五喇叭の鳴ごころにハハハ言ひ遠方より戦鬪を嗅つけ、將帥の大聲あふび呐喊を聞し  
 二六鷹の飛かけり、その羽翼を舒て南に向ふは豈なんぢの智慧によるならんやニ七鷲の翔のぼり、高き處に  
 巢を營なむは豈なんぢの命令に依んやニ八これは岩の上に住所を構へ、岩の尖所または峻險き所に居りニ九  
 其處よりして攫むべき物をうかゞふ、その目のもよぶごころ遠し三十その子等もまた血を吸ふ、凡そ殺され  
 し者のあるごころには是ごころに在り

第四十章一エホバまたヨブに對へて言たまはくニ非難する者エホバと争はんとするや、神と論ずる者こ  
 れに答ふべし三ヨブ是に對してエホバに答へて曰く四嗚呼われは賤しき者なり、何ごなんぢに答へまつらん  
 や唯手をわが口に當んのみ五われ已に一度言たり、復いはじ已に再度せり重れて述じ六是に對してエホバ  
 また大風の中よりヨブに應へて言たまはく七なんぢ腰ひきかけて丈夫のごとくせよ、我なんぢに問ん、な  
 んぢ我にこたへよ八なんぢ我審判を廢んごするや我を非として自身を是とせんごするや九なんぢ神のごとき  
 腕ありや、神のごとき聲をもて轟きわたらんや十さればなんぢ威光と尊貴をもて自ら飾り、榮光と華美  
 をもて身に纏へ十一なんぢの溢るる震怒を洩し、高ぶる者を見よ十二すなは  
 ち高ぶる者を見てこれを盡く鞠ませ、また悪人を立所に踐つけ十三これを塵の中に埋め、これが面を隠  
 れたる處に閉こめよ十四さらば我もなんぢを讀てなんぢの右の手なんぢを救ひ得るご爲ん十五今なんぢ我が  
 なんぢごころに造りたりし河馬を視よ、是は牛のごとく草を食ふ十六觀よその力は腰にあり、その勢力は腹

の筋にあり十七その尾の揺く様は檜樹のごとく、その腿の筋は彼此に盤互ふ十八その骨は銅の管のごとく、  
 その肋骨は鐵の棒のごとし十九これは神の工の第一なる者にして之を造りし者これに劍を賦けたり二十山  
 もこれがために食物を産出し、もろくの野獸ごころに遊ご二一これは蓮の樹の下に臥し葦蘆の中または沼の  
 裏に隠れるご二二蓮の樹その蔭をもてこれを覆ひまた河の柳これを環りか二二三たごひ河荒くなるごも驚  
 ろかす、ヨルダンその口に注ぎかゝるごも惶てす二四その目の前にて誰か之を執ふるを得ん誰か鬚をその鼻に  
 貫ぬくを得ん

第四十一章一なんぢ釣をもて鱒を釣いたすごころを得んや、その舌を糸にひきかゝるごころを得んや二なんぢ  
 葦の繩をその鼻に通し、また釣をその鱗に衝ごはし得んや三是に類になんぢに願ふごころをせんや、柔かに  
 なんぢに言談んや四あに汝ご契約を爲んや、なんぢこれを執て永く僕ご爲しおくを得んや五なんぢ鳥ご戯む  
 ろご如くこれごたはむれ、また汝の婦女等のために之を繋ぎおくを得んや六また漁夫の社會これを商貨  
 ご爲して商賈人の中間に分たんや七なんぢ漁叉をもてその皮に滿し、魚矛をもてその頭を衝ごはし得んや八  
 手をこれに下し見よ、然ばその戦鬪をおぼへて再びこれを爲さるべし九視よその望は虚し、之を見てすら倒  
 ろごに非すや十何人も之を激する勇氣あるなし、然ば誰かわが前に立うる者あらんや十一誰か先に我に與へ  
 しごごるありて我をして之に酬いしめんごする者あらん、普天の下にある者はごごごく我有なり十二われ  
 また彼者の肢体ごその著るしき力ごその美はしき身の構造ごを言ては措じ十三誰かその外甲を剝ん、誰か  
 その雙蹄の間に入ん十四誰かその面の戸を開きえんやその周圍の齒は畏るべし十五その並列る鱗甲は之が誇  
 ろごごころ、その相闘たる様は堅く封じたるごごご十六此ご彼ごあひ接きて風もその中間にいらるべからず  
 十七一々あひ連なり堅く膠て離すごごご十八噓すれば即ち光發す、その目は曙光の眼瞼を開く  
 に似たり十九その口よりば炬火いで火花發し二十その鼻の孔よりば煙いできたりて宛然葦を焚く釜のごご  
 し二一その氣息は炭火を熱し、火燄その口より出づ二二力氣その頸に宿る、懼るご者その前に彷徨まよふ

三三その肉の片は密に相運なり、堅く身に着て動かす可らず二四その心の堅硬こそ石のごとく、その堅硬こそ下磨のごとし二五その身を興す時は勇士も戦慄き、恐怖によりて狼狽まごふ、二六剣をもて之を撃とも利す、鎗も矢も漁叉も用ふるころ無し二七是は鐵を見るこそ稿のごとくし銅を見るこそ朽木のごとくす二八弓箭もこれを逃しむるこそ能はず、投石機も石も稿屑を見做る二九棒も是には稿屑を見ゆ、鎗の閃めくを是は笑ふ三トその下腹には瓦礫の碎片を連れ、泥の上に夢打車を引く三一淵をして鼎のごとく沸かへらしめ、海をして香油の釜のごとくならしめ三二己が後に光る道を遠せば淵は白髪をいたすけるか三疑がはる三三地の上には是と並ぶ者なし、是は恐怖なき身に造られたり三四是は一切の高大なる者を輕視す、誠に諸の誇り高ぶる者の王たるなり

第四十二章 ヨブは是に於てエホバに答へて曰くニ我知る汝は一切の事をなすを得たまふ、また如何なる意志にても成あたはざる無し三無知をもて道を蔽ふ者は誰ぞや斯われは自ら了解する事を言ひ、自ら知る測り難き事を逃たり四請ふ聽たまへ、我言ふところあらん、我なんちに問まつらん、我に答へたまへ五われ汝の事を耳にて聞ひたりしが今は目をもて汝を見たてまつる六是をもて我みづから恨み、塵灰の中に悔ゆ○セエホバ是等の言語をヨブに語りたまひて後エホバテマン人エリパズに言たまひけるは我なんち汝の二人の友を怒る其はなんぢらが我に關て言述たるころはわが僕ヨブの言たるこそこのごとき正當からざればなり八然ば汝ら牡牛七頭、牡羊七頭を取てわが僕ヨブに至り、汝らの身のために燔祭を獻げよ、わが僕ヨブなんぢらのために祈らん、われかれを嘉納べければ之によりて汝らの愚を罰せざらん、汝らの我について言述たるころは我僕ヨブの言たるこそこのごとき正當からざればなり九是においてテマン人エリパズ、シエヒ人ビルダテナアマ人ゾバル往てエホバの自己に宣まひしごとき爲ければエホバすなはちヨブを嘉納たまへり十ヨブその友のために祈れる時エホバヨブの艱難をさきて舊に復しめてエホバつひにヨブの所有物を二倍に増たまへり十一是において彼の諸の兄弟、諸の姉妹およびその舊相識る者等ごときく來り

て彼ごときもにその家にて飲食を爲しかつエホバの彼に降したまひし一切の災難につきて彼をいたはり慰さめ、また各々金一ケセタ金一箇の環一箇を之に贈れり十二エホバかくのごときヨブをめぐみてその終を初よりも善したまへり、即ち彼は綿羊一萬四千匹、駱駝六千匹、牛一千頭、牝驢馬一千匹を有り十三また男子七人、女子三人ありき十四かれその第一の女をエミマと名け第二をケツアと名け、第三をケレンハツアと名けたり十五全國の中にてヨブの女子等ほど美しき婦人は見えざりきその父之にその兄弟等さおなじく産業をあたへたり十六この後ヨブは百四十年いきながらへてその子その孫と四代までを見たり十七かくヨブは年老い日満て死たりき

約百記終

全圖の中... 約百記終

詩篇

第一篇 惡きもの謀略にあゆまず、つみびこの途にたす嘲るもの座にすれらぬ者はさいはひなり
二かゝる人はエホバの法をよるこびて日も夜もこれをあもふ三かゝる人は水流のほざりにうゑし樹の期にい
たりて實をむすび葉もまた凋まざるこごとく、その作さるる皆さかえん四あしき人はしからず風のふきさる糞
糞のごとし五然ばあしきものは審判にたへず罪人は義きもの會にたつこをを得ざるなり六そはエホバはた
だしきもの途をしりたまふ、されど惡きもの途はほろびん
第二篇 何なればもろくの國人はさわきたち諸民はむなしきこを謀るや二地のもろくの王はたちか
まへ群伯はごもに謀り、エホバごその受膏者ごにさからひていふ三われらその楯をこぼち、その繩をすて
んご四天に坐するもの笑ひたまはん主かれらを嘲りたまふべし五かくて主は忿恚をもてものいひ大なる怒
をもてかれらを怖まごはしめて宣給ふ六しかれども我わが王をわがきよきシオンの山にたてたりとせわれ詔
命のべんエホバわれに宣まへり、なんぢはわが子より今日われなんぢを生り入われに求めよ、さらば汝に
もろくの國を嗣業としてあたへ地の極をなんぢの有としてあたへん九汝くるがれの杖をもて彼等をうちや
ぶり陶工のうつはものごごとくに打碎かんご十されば汝等もろくの王よ、ささかれ地の審士輩をしへ
なうけよ十一畏をもてエホバにつかへ戰慄をもてよるこ十二子にくちつけせよ、あそらくはかれ怒をはな
ち、なんぢら途にはろびん、その忿恚はすみやかに燃べければなり、すべてかれに依頼むものは福ひなり
第三篇 ダビテその子アサロムを避しごきのうた 一エホバよ我にあたする者のいかに蔓延れるや、我に
さからひて起りたつもの多し二わが靈魂をあげつらひて、かれは神にすくはるごごなしさいふ者そおほき、
そ三されどエホバよ、なんぢは我をこめる盾わが榮わが首をもたげ給ふものなり四われ聲をあげてエホ
バによばればその聖山より我にこたへたまふ、セラ五われ臥していね、また目さめたり、エホバわれを支へ
たまへばなり六われをかこみて立かまへたる千萬の人をも我はおそれ七エホバよ、ねがはくは起たまへ、

シロ

第一篇

自一至三篇七節

わが神よわれを救ひたまへ、なんぢ靈にわがすべての仇の煩骨をうち悪きもの齒ををりたまへり入救はエ  
 ホバにあり、れがはくは恩恵なんぢの民のうへに在んことを、セラ  
 第四篇 琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデの歌 一わが義をまもりたまふ神よ、れがはくはわが  
 呼ぶときに答へたまへ、わがなやみたる時なんぢ我をくつろがせたまへり、れがはくは我をあはれみ、わが  
 祈をききたまへ二人の子よ、なんぢらわが榮をはらしめて幾何時をへんさするか、なんぢらむなしき事をこ  
 のみ虚偽をまたひていくそのまきを經んさするか、セラ三 然ごなんぢら知れ、エホバは神をうやまふ人をわか  
 ちて己につかしめたまひしことを、われエホバによばらば聽たまはん四 なんぢら慎みをのよきて罪をな  
 すなかれ、臥床にておのの心にかたりて黙せ、セラ五 なんぢら義のそなへものを獻てエホバに依頼め六 おほく  
 の人はいふ、たれが嘉事をわれらに見するものあらんや七、エホバよれがはくは聖顔の光をわれらの上にの  
 ぼらせたまへ七 なんぢのわが心にあたへたまひし歡喜はわれらの穀物と酒との豊かなる時にまさりき八 わ  
 れ安然にして臥またれぶらん、エホバよわれを獨にて坦然にらしむるものは汝なり

第五篇 箴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた 一エホバよれがはくは我がこさばに耳をかた  
 むけ、わが思にみこころを注たまへ二 わが王よわが神よ、わが號呼のこゑをききたまへ、われ汝にいのれば  
 なり三 エホバよ朝になんぢわが聲をききたまはん、我あしたになんぢの爲にそなへして俟望むべし四 なんぢ  
 は悪きことをよるこびたまふ神にあらず、惡人はなんぢの賓客たるを得ざるなり五 たかぶる者はなんぢの  
 目前にたつをえず、なんぢはすべて邪曲をおこなふものを憎みたまふ六 なんぢは虚偽をいふ者をほろぼした  
 まふ、血をながすもの詭計をなすものさはエホバ憎みたまふなり七 然ごわれは豊かなる仁 慈によりて  
 なんぢの家にいらん、われ汝をおそれつゝ聖宮にむかひて拜まん八 エホバよ願くはわが仇のゆるになんぢ  
 の義をもて我をみちびき、なんぢの途をわが前になほくしたまへ九 われらの口には眞實なく、その衷はよこ  
 しま、その喉はあげける墓、その舌はへつらひをいへばなり十 神よれがはくはわれらを刑なし、その謀略

によりてみづから仆れしめ、その懲のおほきによりて之をおひだしたまへ、かれらは汝にそむきたればな  
 り十一 されど凡てなんぢに依頼むものをよるこばせ永遠によるこびよばせたまへ、なんぢ斯る人をまも  
 りたまふなり、名をいつくしむ者にもなんぢによりて歡喜をえしめたまへ十二 エホバよなんぢは義者に  
 さいはひし盾のこさく恩恵をもて之をかこみたまはん

第六篇 八音ある琴にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた 一エホバよれがはくは忿怒をもて  
 我をせめ烈しき怒をもて我をこらしめたまふなかれ二 エホバよわれを憐みたまへ、われ萎みおころふるな  
 り、エホバよわれを醫したまへ、わが骨わなすきふるふ三 わが靈魂さへも甚くふるひわななく、エホバよ  
 くて幾何時をへたまふや四 エホバよ歸りたまへ、わがたましひを救ひたまへ、なんぢの仁慈の故をもて  
 我をたすけたまへ五 そは死にありては汝をおもひいづることなし、陰府にありては誰かなんぢに感謝せん六  
 われ歎息にてつかれたり、我よなく床をたよはせ涙をもてわが衾をひたせり七 わが目うれへによりてお  
 ころへ、もろくの仇ゆるに老ぬ八 なんぢら邪曲をおこなふ者こそく我をばなれよ、エホバはわが泣こ  
 るをききたまひたり九 エホバわが懇求をききたまへり、エホバわが祈をうけたまはん十 わがもろくの仇は  
 ばちて大におちまごひ、あわたしく恥てしりぞきぬ

第七篇 ベニヤミンの人クシの言につきダビデエホバに對ひてうたへるシガヨンの歌 一わが神エホバよ  
 われ汝によりたのむ、願くはすべての逐せまるものより我をすくひ我をたすけたまへ二 おそらくはかれ獅の  
 こさくわが靈魂をかきやぶり援るものなき間にさきてすたぐに爲ん三 わが神エホバよ、もしわれ此事をな  
 しうならんには、わが手によこしまの纏りをらんには四 故なく仇するものをさへ助けしに禍害をもてわが友  
 にむくひしならんには五 よし仇人わがたましひを逐せらへ、わが生命をつちにふみにじり、わが榮を塵にお  
 くとも、その作にまかせよ、セラ六 エホバよなんぢの怒をもて起わが仇のいきごほりにむかひて立たまへ、わ  
 がために目をさましたまへ、なんぢは審判をおほせ出したまへり七 もろくの國人の會をなんぢのまはりに

集はしめ、その上なる高座にかへりたまへエホバはもろくの民にさばきを行ひたまふ、エホバよわが正義をわが衷ある完全さにしたかひて我をさばきたまへ九れがはくは悪きもの曲事をたちて義しきものを堅くしたまへ、たゞしき神は人のこころを賢さをさぐり知たまふ十わが盾をさるものは心のなほきものをすくふ神なり十一神はたゞしき審士ひごに忿怒をおこしたまふ神なり十二人もしかへらずば神はその剣をさぎ、その弓をはりてかまへ十三これに死の器をそなへ、その矢に火をそへたまはん十四視よその人はよこしまを産んとしてくるしむ、残害をばらみ虚偽をうむなり十五また坑をほりてふくらし己がつくれるその溝におちいれり十六その残害はものが首にかへり、その強暴はものが頭上にくだらん十七われその義によりてエホバに感謝し、いさたかきエホバの名をほめたまはん

第八篇 ギデトの琴にあはせて 伶長にうたはしめたるダビデの歌 一われらの主エホバよ、なんちの名は地にあまれくして尊きかな、その榮光を天におきたまへり二なんちは嬰兒ちのみごの口により力の基をおきて敵にそなへたまへり、こは仇人さうらみを報るものさを鎮静めんがためなり三我なんちの指のわざなる天を觀なんちの設けたまへる月と星とをみるに四世人はいかなるものなればこれを聖念にさめたまふや、人の子はいかなるものなればこれを顧みたまふや五只すこしく人を神よりも卑つくりて榮き尊貴をかうぶらせ六またこれに手のわざを治めしめ 萬物をその足下におきたまへり七すべての羊、うし、また野の獸、八そらの鳥、うみの魚、もろくの海路をかよふものをまで皆しかなせり九われらの主エホバよ、なんちの名は地にあまれくして尊きかな

第九篇 ムツラベン(調子の名)にあはせて 伶長にうたはしめたるダビデのうた 一われ心をつくしてエホバに感謝し、そのもろくの奇しき事跡をのべつたへん二われ汝によりてたのしみ且よるこばん、至上者よなんちの名をほめうたはん三わが仇しりぞくとき躡きたふれて御前にほるぶ四なんちわが義さわが認ごをまもりたまへばなり、なんちはたゞしき審判をしつゝ寶座にすわりたまへり五またもろくの國をせめ悪

きものをほろぼし世やがぎりなくかれらが名をけしたまへり六仇はたえはてし世やあれすたれたり、汝のくつがへしたまへるもろくの邑はうせてその跡だにもなし七エホバはごこしへに聖位にすわりたまふ、審判のためにその寶座をまうけたまひたり八エホバは公義をもて世をさばき直をもてもろくの民に審判をおこなひたまはん九エホバは虚けらるるもの城また難みのさきの城なり十聖名をしるものはなんちに依頼ん、そはエホバよなんちを尋るもの棄られしこ断てなければなり十一シオンに住たまふエホバに對ひてほめうたへ、その事跡をもろくの民のなかにのべつたへん十二血を問糺したまふものは苦しむものを心にさめてその號呼をわすれたまはず十三エホバよ我をあはれみたまへ、われを死の門よりすくひいだしたまへる者よ、れがはくは仇人のわれを難むるを視たまへ十四されば我なんちのすべての頌美をのぶるを得またシオンのむすめの門にてなんちの救をよるこばん十五もろくの國民はものがつくれる阱におちいりそのかくしまうけたる網におのが足をさらへらる十六エホバは己をしらしめ審判をおこなひたまへり、あしき人はおのが手のわざなる網にかうれり、ヒガイオン、セラ十七あしき人は陰府にかへるべし、神をわするるもろくの國民もまたしからん十八貧者はつれに忘らるるにあらす苦しむもの望はごこしへに滅ぶるにあらす十九エホバよ起たまへ、れがはくは勝を人にえしめたまふなけれ御前にてもろくのくにびきに審判をうけしめたまへ二十エホバよ願くはかれらに懼をおこさしめたまへ、もろくの國民におのれた人なることを知しめたまへセラ

第十篇 一あしエホバよ何ぞはるかに立たまふや、なんぞ患難のさきに匿れたまふや二あしき人はたかぶりて苦しむものを甚だしくせむ、かれらをそのくはだての謀略にさらはれしめたまへ三あしきひさは己がこころの欲望をほり貪るものを視してエホバをかるしむ四あしき人はほりかにいふ、神はさぐりもさむることなせざるなりと、凡てそのおもひに神なしとせり五かれの途はつれに堅く、なんちの審判はその眼よりはなれてたかし、彼はそのもろくの敵をくちさきらにて吹く六かくて己がこころの中にいふ、我うごかさ

あることなく世々われに禍害なるべしとせその口にはのろひと虚偽さしへたげさみち、その舌のしたには  
 残害とよこしまあり入かれは村里のかくれたる處にをり隠やかなるさころにて罪なきものをころす、その  
 眼はひそかに倚仗なきものをうかどひ九窟にをる獅のごとく潜みまら苦しむものをさらへんために伏れらひ  
 貧しきものをその網にひきいれてさらふまた身をきめて躡まる、その強勁によりて依仗なきものは介る  
 十一 かれ心のうちにいふ、神はわすれたり神はその面をかきせり神はみるこさなかるべしと 十二 エホバよ起  
 たまへ、神よ手をあげたまへ、苦しむものを忘れたまふなけれ 十三 いかなれば悪きもの神をいやしめて心  
 中になんぢ探求むるこさをせじさいふや 十四 なんぢは鑿たまへり、その残害と怨恨さを見てこれに手を  
 くだしたまへり、倚仗なきものは身をなんぢに委ぬ、なんぢは昔より孤子をたすけたまふ者なり 十五 ねが  
 はくは悪きもの、臂をふりたまへ、あしきもの、惡事を一つだにのこらぬまでに探究したまへ 十六 エホ  
 バはいやさほなむに王なり、もろくの國民はほるびて神の國より跡をたちたり 十七 エホバよ汝はくるしむ  
 もの、懇求をききたまへり、その心をたたくしたまはん、なんぢは耳をかたぶけてきく 十八 孤子と虐げらるる  
 者とのために審判をなし地につける人にふたたび恐嚇をもちぬさらしめ給はん  
 第十一篇 うたのかみに驅はしめたるダビデのうた 一 われエホバに依頼めり、なんぢら何ぞわが靈魂に  
 むかひて鳥のごとくなんぢの山にのがれよさいふや 二 視よあしきものは暗處にかくれ心なほきものを射んと  
 て弓をはり弦に矢をつがふ 三 基みなやぶれたらんには 義者なにをなさんや 四 エホバはその聖宮にいま  
 す、エホバの寶座は天にあり、その目はひこのを鑿その眼瞼はかれらをころろみたまふ 五 エホバは義  
 者をころろむ、そのみころろは悪きもの、強暴をこのむ者さにくみ 六 網をあしきものうへに降したまは  
 ん、火と硫磺ともゆる風さばかれらの酒杯にうくべきものなり 七 エホバはたゞしき者にして義きこさを愛し  
 たまへばなり、直きものはその聖顔をあふぎみん  
 第十二篇 八音にあはせて伶長にうたはしめたるダビデのうた 一 あらエホバよ助けたまへ、そは神をう

やまふ人はたえ誠あるものは人の子のなかり消失るなり 二人はみな虚偽をもてその隣をあひかたり滑かな  
 るくらびるご 貳 心をもちもてものいふ 三 エホバはすべての滑かなるくらびるご大なる言をかたる舌をほろ  
 ほし給はん 四 かれらはいふ、われら舌をもて勝をえん、この口唇はわがものなり誰かわれらに主たらんや 五  
 エホバのたまはく、苦しむもの掠められ貧しきもの歎くがゆゑに我いま起てこれをその幕ひもさむる平安  
 におかん 六 エホバの言はききこさばなり、地にまうけたる爐にてれり 七 次きよめたる白銀のごとし 七 エホ  
 バよ汝はかれらをももり之をたすけてきこしへにこの類より免れしめたまはん 八 人の子のなかに穢しきこと  
 の崇めらるるごときは悪者ごころやかしこにあるくなり  
 第十三篇 伶長にうたはしめたるダビデのうた 一 あらエホバよ、かくて幾何時をへたまふや、汝ご  
 こしへに我をわすれたまふや、聖顔をかくしていくそのさきを歴たまふや 二 われ心のうちに終日かなしみな  
 いだき 籌 書をたまひしに用ひて幾何時をふべきか、わが仇はわがうへに崇められて幾何時をふべきか  
 三 わが神エホバよ我をわがへりみて答をなしたまへ、わが目をあきらかにしたまへ、恐らくはわれ死の睡につ  
 かん 四 おそらくはわが仇いはん、我かれに勝りご、おそらくはわが敵わがうごさるるごによりて喜ばん 五 さ  
 れど我はなんぢの憐憫によりたのみ、わが心はなんぢの救によりてよるごばん 六 エホバはゆたかに我をあし  
 らひたまひたれば、われエホバに對ひてうたはん

第十四篇 うたのかみに驅はしめたるダビデのうた 一 愚なるものは心のうちに神なしといへり、かれら  
 は腐れたり、かれらは憎むべき事をなせり、善をおこなふ者なし 二 エホバ天より人の子をのぞみて悟るも  
 の神をたづぬる者ありやと見たまひしに 三 みな逆きいでごさくく腐れたり、善をなすものなし 一人だに  
 なし 四 不義をおこなふ者はみな智覚なきか、かれらは物くふごさくくわが民をくらひ、またエホバをよぶごさ  
 をせざるなり 五 視よかゝる時かれらは大におそれたり、神はたゞしきもの類のなかに在せばなり 六 なんぢ  
 らは苦しめるもの、謀略をあなざり辱かしむ、されどエホバはその避所なり 七 ねがはくはシオンよりイ

イスラエルの救のいでんことを、エホバその民のさらはれたるを返したまふさきヤコブはよろこびイスラエルは樂まん

第十五篇 ダビデのうた 一 エホバよなんぢの帷幄のうちにやざらん者はたれぞ、なんぢの聖山にすまはんものは誰ぞ二直くあゆみ義をおこなひ、そのころに眞實をいふものぞその人なる三かゝる人は舌をもてそしらす、その友をそなたはず、またその隣をばぢしむる言をあげもちぬす四惡にしづめるものを見ていさひかるしめ、エホバをおそるものたふさび、誓ひしことはおのれに禍害なるも變ることなし五貨をかして過たる利をむさぼらす賄賂をいれて無幸をそなたはざるなり、斯ることをも行ふものは永遠にうごかざるよこさなるべし

第十六篇 ダビデがミクダムの歌 一 神よれがはくはわれを護りたまへ、我なんぢに依頼む二われエホバにいへらく、なんぢはわが主なり、なんぢのほかには福祉はなし三地にある聖徒はわが極めてよろこぶ勝れしものなり 四エホバにかへて他神をさるもの悲哀はいやまさん、我われらがささぐる血の御酒をそとがす、その名を口にさなることをせじ五エホバはわが嗣業またわが酒杯にうくべき有なり、なんぢはわが所領をまもりたまはん六準繩はわがために樂しき地におちたり、宜われよ七嗣業をえたるかな七われは訓諭をさづけたまふエホバをほめまつらん、夜はわが心われををしふ八われ常にエホバをわが前におけり、エホバわが右にいませわれ動かざるよこさなるべし九このゆゑにわが心はたのしみ、わが樂はよろこぶ、わが身もまた平安にをらん十それは汝わがたましひを陰府にすておきたまはず、なんぢの聖者を墓のなかに朽しめたまはざる可ればなり十一なんぢ生命の道をわれに示したまはん、なんぢの前には充足るよこさあり、なんぢの右にはもろくの快樂さこしへにあり

第十七篇 ダビデの祈禱 一 あらエホバよ公義をききたまへ、わが哭聲にみこころをさめたまへ、いつはりなき口唇よりいづる我がいのりに耳をかたぶけたまへ二わがはくはわが宣告みまへよりいでんなんぢの目

公平をみたまはんことを三なんぢわが心をこころみ、また夜われにのぞきたまへり、斯てわれを糺したまへ四我になにの惡念あるを見出たまはざりき、わが口はつみを犯すことなからん四人の行爲のこころをいはず我なんぢのくちびるの言によりて暴るもの途をさけたり五わが歩はかたくなんぢの途にたち、わが足はよろめくことなかりき六神よなんぢ我にたへたまふ我なんぢをよべり、わがはくは汝の耳をかたぶけてわが陳るところをききたまへ七なんぢに依頼むものを右手をもて仇するものより救ひたまふ者よ、わがはくはなんぢの妙なる仁慈をあらはしたまへ八願くはわれを瞳のごとくにまもり汝のつばさの蔭にかくし九我をなやむるあしき者また我をかこみてわが命をそなたはんとする仇よりのがれしめ給へ十かれらはおの心をつさぎ、その口をもて誇りにもいへり十一づこにまれ往さるにてわれらを打圍み、われらを地にたふさん目をもむ十二かれは抓裂んぞいらだつ獅のごとく隠やかなるころに潜みまつ壯獅のごとし十三エホバよ起たまへ、わがはくはかれに立對ひてこれをたふし御劍をもて惡きものよりわが靈魂をすくひたまへ十四エホバよ手をもて人より我をたすけいだしたまへ、おのがうくべき有をこの世にてうけ、汝のたからにてその腹をみたさるる世人より我をたすけいだし給へ、かれらはおほくの子にあきたり、その富ををさなごに遺す十五されどわれは義にありて聖顔をみ目さむるさき容光をもて飽足ることなえん

第十八篇 伶長にうたはしめたるエホバの僕ダビデの歌、このうたの詞はもろくの仇およびサウロの手より救れしときエホバに對ひてうたへるなり云く 一エホバわれの力よ、われ切になんぢを愛しむ二エホバはわが巖、わが城、われをすくふ者、わがよりの神、わが堅固なるいはは、わが盾、わがすくひの角、わがたかき櫓なり三われ讚稱ふべきエホバをよびて仇人よりすくはるよこさをえん四死のつな我をめぐり惡のみなざる流われをふそれしめたり五陰間のなは我をかこみ死のわな我にたちむかへり六われ窮苦のうちにありてエホバをよび又わが神にさけびたり、エホバはその宮よりわが聲をききたまふ、その前にてわがよびし聲はその耳にいれり七このときエホバ怒りたまひたれば地はふるひうごき山の基はゆるぎうごきたり

八 烟その鼻よりたち火その口よりいでよきつくし炭はこれのために燃あがり九 エホバは天をたれて臨り  
 たまふ、その足の下はくらきこき甚だし十かてケルブに乗りてさび風のつばさにて翔り十一闇をおほひさ  
 なし水のくらきそらの密雲をそのまはりの幕さなしたまへり十二そのみまへの光輝よりくるくもをへて  
 雷さもえたる炭さふりきたれり十三 エホバは天に雷鳴をささるかせたまへり、至上者のこゑいで雷さも  
 えたる炭さふりきたり十四 エホバ矢をさばせてかれら打ちらし數しげき電光をはなちてかれらうち敗り  
 たまへり十五 エホバよ斯るさきになんちの叱咤さなんちの鼻のいぶきさによりて水の底みえ地の基あらはれ  
 いでたり十六 エホバはたかきより手をのべ我をさりて大水よりひきあげ十七 わがつよき仇を憎むもの  
 さより我をたすけいだしたまへり、かれらは我にまさりて最強かりき十八かれらはわが災害の日にせまりき  
 たり、然しエホバはわが支柱となりたまひき十九 エホバはわれを悦びたまふがゆゑにわれをたづさへ廣  
 處にいだして助けたまへり二十 エホバはわが正義にしたがひて恩賜をたまひ、わが手のきよきにしたがひて  
 報賞をたれたまへり二一 われエホバの道をまもり悪をなしてわが神よりはなれしことなければなり二三 その  
 すべての審判はわがまへにありて、われその律法をすてしことなければなり二四 われ神にむかひて缺るこ  
 ろなく己をまもりて不義をはなれたり二五 この故にエホバはわがたゞしきと、その目前にわが手のきよきと  
 にしたがひて我にむくいをなし給へり二六 なんち憐憫あるものには憐みあるものさなり完全ものには全きも  
 のさなり二七 きよきものには潔きものさなり鮮むものにはひがむ者さなりたまふ二七 彼は汝くるしめる民を  
 すくひたまへ高ぶる目をひくしたまふ可ければなり二八 なんちわが燈火をさし給ふべければなり、わが  
 神エホバわが暗をてらしたまはん二九 我なんちによりて軍の中をほせさほり、わが神によりて垣をざりこ  
 ゆ三十 神はしもその途またくエホバの言はきよし、エホバはすべて依頼むもの盾なり三一 彼はエホバのほ  
 かには神はたれぞや、われらの神のほかに敵はたれぞや三二 神はちからをわれに帯しめ、わが途を全きものさ  
 なしたまふ三三 神はわが足を應のあしのごさくし我をわが高處にたゞせたまふ三四 神はわが手をたゞい

ひにならばせてわが臂に銅弓をひくことを得しめたまふ三五 又なんちの救の盾をわれにあたへたまへり、な  
 んちの右手われをささへ、なんちの謙卑われを大ならしめたまへり三六 なんちわが歩むところを寛濶なら  
 しめたまひたればわが足ふるはざりき三七 われ仇をおひてこれに追及われらのほろぶるまでは歸ることをせ  
 じ三八 われかれらを撃てたつことを得ざらしめん、かれらはわが足の下になふるべし三九 彼はなんち戦争の  
 ために力をわれに帯しめ、われにさからひておこりたつ者をわが下にさませたまひたればなり四十 我をに  
 くむ者をわが滅しえんがために汝またわが仇の背をわれにむけしめ給へり四一 かれら叫びたれども救ふもの  
 なく、エホバに對ひてさげびたれども答へたまはざりき四二 我かれらを風のまへの塵のごさくに搗碎き、ち  
 またの坭のごさくに打棄たり四三 なんちわれを民のあらそひより助けいだし我をたてよもろくの國の長と  
 なしたまへり、わがしらざる民われにつかへん四四 かれらわが事をききて立ちわれにしたがひ異邦人はき  
 たりて依りつかへん四五 ごさくにびさは衰へてその城よりのときいでん四六 エホバは活ていませり、わが  
 聲はほむべきかな、わがすくひの神はあがむべきかな四七 わがために驪をむく異邦人をわれに服させた  
 まふはこの神なり四八 神はわれを仇よりすくひたまふ實になんちは我にさからひて起りたつ者のうへに我を  
 あげ、あらぶる人より我をたすけいだし給ふ四九 この故にエホバよ、われもろくの國人のなかにてなんち  
 に感謝し、なんちの名をほめうたはん五十 エホバはほいなる救をその王にあたへ、その受膏者ダビデと  
 その裔に世々かぎりなく憐憫をたれたまふ

第十九篇 うたのかみに謳はしめたるダビデのうた 一もろくの天は神のえいくわうをあらはし尊者は  
 その手のわざをしめす二この日ごさばをかの日につたへ、このよ知識をかの夜におくる三語らずいはばその  
 聲きこえざるに四そのひよきは全地にあまねくそのごさばは地のはてにまでおよぶ、神はかしこに帷帳を日  
 のためにまうけたまへり五日は新耶いはいの殿をいづるごさく勇士がきそひはしるをよるごぶに似たり六  
 そのいでたつや天の涯よりし、その運りゆくや天のはてにいたる、物としてその和煦をかうぶらざるはな



しエホバの法はまたくして靈魂をいきかへらしめエホバの證詞はかたくして愚なるものを智からしむ入エホバの訓諭はなほくして心をよるこばしめエホバの誠命はきよくして眼をあきらかならしむ九エホバを慥みおそる道はきよくして世々にたゆることなく、エホバのさばきは眞實にしてこそくく正し十これを黄金にくらぶるも、おほくの精純金にくらぶるも彌増りてしたふべく、これを蜜にくらぶるも蜂のすの滴瀝にくらぶるもいやまさりて甘し十一なんぢの僕はこれらによりて敵戒をうく、これらをまもらば大なる報賞あらん十二たれかおのれの過失をしりえんや、れがはくは我をかくれたる愆より解放したまへ十三願くはなんぢの僕をひきさめて故意なる罪をおかさしめすそれをわが主たらしめ給ふなかれ、さればわれ玷なきものとなりて大なる愆をまぬかるるをえん十四エホバわが誓わが贖主よ、わがくちの言わがこころの思念なんぢのまへに悦ばるるこそを得しめたまへ

第二十篇 伶長にうたはしめたるダビデのうた 一れがはくはエホバなやみの日になんぢにこたへハヤコブのかみの名なんぢを高にあげ二聖所より援助をなんぢにおくりシオンより能力をなんぢにあたへ三汝のもろの獣物をみこころにさめ、なんぢの燔祭をうけたまはんことを、セラ四れがはくはなんぢがこころの願望をゆるし、なんぢの謀略をこそくく遂しめたまはんことを五我僕なんぢの救によりて歡びうたひ、われらの神の名によりて旗をたてん、れがはくはエホバ 汝のもろくくの求をさげしめたまはんことを六われ今エホバその受膏者をすくひたまふを知る、エホバそのきよき天より右手なるすくひの力にてかれに應たまはん七あるひは車をたのみ、あるひは馬をたのみさする者あり、されどわれらはわが神エホバの名をさなへん八かれらは屈みまた仆る、われらは起てかたくたてり九エホバよ王をすくひたまへ、われらがよぶべき應へたまへ

第二十一篇 伶長にうたはしめたるダビデのうた 一エホバよ王はなんぢの力によりてたのしみ汝のすくひによりて奈何にもほひなる歡喜をなさん二なんぢ彼がこころの願望をゆるし、そのくらびるの求をいな

み給はざりき、セラ三そはよきたまもの惠をもてかれを迎へ、まじりなきこがれの鬘弁をもてかれの首にいたどかせ給ひたり四かれ生命をもさめしに汝これをあたへてその齡の日を世々かぎりなからしめ給へり五なんぢの救によりてその榮光 おほいなり、なんぢは尊貴と稜威をわれに衣せたまふ六そは之をこそしへに福ひなるものさなし聖顔のまへの歡喜をもて樂しませたまへばなり七王はエホバに依頼み、いきたかき者のいつくしみを蒙るがゆゑに動かさるることなからん八なんぢの手はそのもろくくの仇をたづねいだし、汝のみぎの手はおのれを憎むものを探れいだすべし九なんぢ怒るときは彼等をもゆる爐のごとくにせん、エホバはげしき怒によりてかれらを呑たまはん、火はかれらを食ひつくさん十汝かれらの裔を地よりほろぼし、かれらの種を人の子のなかりほろぼさん十一かれらは汝にむかひて惡事をくはだて遂がたき謀略をおもひまはせばなり十二汝かれらをして背をむけしめ、その面にむかひて弓絃をひかん十三エホバよ能力をあらはしてみづからを高くしたまへ、我僕はなんぢの稜威をうたひ且ほめたまへん

第二十二篇 あげほの塵の調にあはせて 伶長にうたはしめたるダビデの歌 一わが神わが神なんぞ我をすてたまふや、何なれば遠くはなれて我をすくはず、わが歡喜のこゑをき給はざるか二あづわが神われ晝よばるれども汝こたへたまはず、夜よばるれどもわれ平安をえず三然はあれイスラエルの讚美のなかに住たまふものよ汝はきよし四われらの列祖はなんぢに依頼めり、かれら依頼みたればこれを助けたまへり五かれら汝をよびて援をえ汝によりたのみて恥をおへることなかりき六然はあれぞわれは蟲にして人にあらず、世にそしられ民にいやしめらるる七すべてわれを見るものはわれをあさみわらひ口唇をそらし首をふりていふ入かれはエホバによりたのめりエホバ助くべし、エホバかれを悦びたまふが故にたすくべし九されど汝はわれを胎内よりいだし給へるものなり、わが母のふきころにありしとき既になんぢに依頼ましめたまへり十我うまれいでしより汝にゆだねられたり、わが母われを生しきより汝はわが神なり十一われに遠ざかりたまふなかれ、患難ちかづき又すくふものなければなり十二おほくの牡牛われをめぐりバサンの力つよき牡牛

われをかこめり十三かれらは口をあけて我にむかひ物をかきさき吼うたぐ獅のごさし十四われ水のごさくそ  
そぎいだされ、わがもろくの骨ははづれ、わが心は蟻のごさくなりて腹のうちに銕たり十五わが力はわ  
きて陶器のくだけのごさく、わが舌は鱗にひたつかり、なんぢわれを死の塵にふさせたまへり十六そは犬わ  
れをめぐり悪きもの群われをかこみてわが手あまびわが足をさしつらぬけり十七わが骨はこさくぐ敷ふ  
るばかりになりぬ、悪きもの目をさめて我をみる十八かれらたがひにわが衣をわち我がしたぎを圖にす  
十九エホバよ遠くはなれ居たまふなかれ、わが力よれがはくは速きたりてわれを援けたまへ二十わがたまし  
ひを剣より助けいだし、わが生命を犬のたけいきほひより脱れしめたまへ二一われを獅の口また野牛のつ  
のより救ひいだしたまへ、なんぢ我にこたへたまへり二二われなんぢの名をわが兄弟にのべつたへ、なんぢ  
を會のなかにて讃たうへん二三エホバを懼るものよエホバをほめたうへよ、ヤコブのもろくの裔よ  
エホバをあがめよ、イスラエルのもろくのすよエホバを畏め二四エホバはなやむものよ辛苦をかるしめ  
棄たまはず、これに聖顔をほふこさなくしてその叫ぶさきにききたまへばなり二五大なる會のなかにてわ  
が汝をほめたうふるは汝よりいづるなり、わが誓ひしこさはエホバをおそるものよ者まへにてこさくぐ償は  
ん二六謙遜者はくらひて飽をえ、エホバをたづねもさむるものはエホバをほめたうへん、願くはなんぢ  
らの心こしへに生んこさを二七地のはては皆おもひいだしてエホバに歸り、もろくの國の族はみな前に  
ふしながむべし二八國はエホバのものなればなり、エホバはもろくの國人をすべをさめたまふ二九地のこ  
えたるものは皆くらひてエホバをながみ塵にくだるものよ己がたましひを存ふるこさ能はざるものよ皆その  
みまへに拜跪かん三十たみの裔のうちエホバにつかふる者あらん主のこさは代々にかりつたへらるべし  
三一かれら來りて此はエホバの行爲なりとてその義を後にうまるる民のべつたへん  
第二十三篇 ダビデのうた 一エホバはわが牧者なり、われ乏しきこさあらじ二エホバは我をみどりの野  
にふさせ、いこひの水濱にさもなひたまふ三エホバはわが靈魂をいかし名のゆるをもて我をたどしき路にみ

ちびき給ふ四たさひわれ死のかげの谷をあゆむとも福害をおそれ、なんぢ我さるるに在せばなり、なんぢ  
の咎なんぢの杖われを慰む五なんぢわが仇のまへに我がために筵をまうけ、わが首にあぶらなそぎたまふ、  
わが酒杯はあふるるなり六わが世にあらん限りはかならず恩恵を憐憫されにそひきたらん、我はこしへ  
にエホバの宮にすまん

第二十四篇 ダビデのうた 一地をそこに充るものよ世界その中にすむものよは皆エホバのものなり二エホ  
バはそのもさおを大海のうへに置これを大川のうへに定めたまへり三エホバの山にのぼるべきものは誰ぞ、  
その聖所にたつべき者はたれぞ四手きよく心いさぎよき者そのたましひ虚きことを仰ぎのぞます偽りの誓を  
せざるものぞ、その人なる五かゝる人はエホバより福祉をうけ、そのすくひの神より義をうけん六斯のごさ  
きものは神をしたふものよ族類なり、ヤコブの神よなんぢの聖顔をささむる者なり、セラセ門よなんぢらの首  
をあげよ、こしへの月よあがれ、榮光の王いりたまはん八えいくわうの王はたれなるか、ちからをもち  
たまふ猛きエホバなり、戦闘にたけきエホバなり九門よなんぢらの首をあげよ、こしへの月よあがれ、榮  
光の王いりたまはん十の榮光の王はたれなるか、萬軍のエホバはそえいくわうの王なる、セラ  
第二十五篇 ダビデのうた 一あうエホバよ、わがたましひは汝をあふぎ望む二わが神よ、われなんぢに依  
頼めり、わがはくはわれに愧をばしめたまふなかれ、わが仇のわれに勝誇るこさなからしめたまへ三實に  
なんぢを俟望むものははぢしめられず、故なくして信をうしなふものは愧をうけん四エホバよなんぢの大路  
をわれにしめし、なんぢの徑をわれにしへたまへ五我をなんぢの眞理にみちびき我ををしへたまへ、汝は  
わがすくひの神なり、われ終日なんぢを俟望む六なんぢのあはれみと仁慈さはいにしへより絶すあり、エ  
ホバよこれを思ひいだしたまへ七わがわがきさきの罪さわが愆さはおもひでたまふなかれ、エホバよ汝の  
めぐみの故になんぢの仁慈にまたがひて我をおもひでたまへ八エホバはめぐみ深くして直くましませり、  
斯るがゆるに道をつみびきにをしへ九謙だるものを正義にみちびきたまはん、その道をへりくだる者にまめ

したまはん十エホバのもろくの道はそのけいやくと證詞をまもるものには仁慈なり眞理なり十一わが不義はおほいなり、エホバよ名のために之をゆるしたまへ十二エホバをおそる者はたれなるか、之にそのえらぶべき道をしめしたまはん十三かゝる人のたましひは平安にすまひ、その裔はくになつぐべし十四エホバの親愛はエホバをおそる者さうもにあり、エホバはその契約をかれらに示したまはん十五わが目はつれにエホバにむかふ、エホバわがあしを綱よりさりいだしたまふ可ればなり十六わがはくは歸りきたりて我をあはれみたまへ、われ獨わびしくまた苦しみをなすなり十七願くはわが心のうれへをゆるめ我をわさばひより脱かれしめたまへ十八わが患難わが辛苦をかへりみ、わがすべての罪をゆるしたまへ十九わが仇をみたまへ、かれらの數はおほし情なき徳をもてわれをにくめり二十わがたましひをまもり我をたすけたまへ、われに愧をおぼしめたまふなかれ、我なんぢに依頼めばなり二一われなんぢを俟望む、わがはくは完全と正直とわれをまもれかし二三神よすべての憂よりイスラエルを贖ひいだしたまへ

第二十六篇 ダビデの歌 一エホバよ、わがはくはわれを鞠きたまへ、われわが完全によりてあゆみたり、然のみならず我たゆたはずエホバに依頼めりニエホバよわれを糺したまへ、わが腎こころを鍊きよめたまへ三そは汝のいつくしみわが眼前にあり、我なんぢの眞理によりてあゆめり四われは虚しき人さうもに座らざりき、悪をいつはりかざる者さうもにはゆかじ五悪をなすものさ會をにくみ惡者さうもにすわることをせじ六われ手をあらひて罪なきをあらはす、エホバよ斯てなんぢの祭壇をめぐり七感謝のこゑを聞えしめ、すべてなんぢの奇しき事をのべつたへん八エホバよ我なんぢのまします家さなんぢが榮光のささまる處をいつくしむ九願くはわがたましひを罪人さうもに、わが生命を血をながす者さうもに取収めたまふなかれ十かゝる人の手にはあしきくはだてあり、その右の手は賄賂にてみつ十一されざればわが完全によりてあゆまん、願くはわれをあがなひ我をあはれみたまへ十二わがあしは平坦なるさころにたつ、われもろくの會のなかにてエホバを讀まつらん

第二十七篇 ダビデの歌 一エホバはわが光わが救なり、われ誰をかおそれん、エホバはわが生命のちからなり、わが懼るべきものはたれぞや二われの敵われの仇なるあしきもの襲ひきたりてわが肉をくらはん三せしが蹶きかつ仆れたり三縦ひいくさびさ營をつられて我をせむるさもわが心をそれじ、たさひ戦ひおこりて我をせむるさも我になほ恃あり四われ一事をエホバにこへり我これをもさむ、われエホバの美しきを仰きその宮をみんがためにわが世にあらん限りはエホバの家にするまこと願ふなれ五エホバはなやみの日にその行宮のうちにて我をひそませ、その幕屋のおくにわれをかくし六のうへに我をたく置たまふべければなり六今わが首はわれをめぐれる仇のうへに高くあげらるべし、この故にわれエホバのまくやにて歡喜のそなへものを獻ん、われうたひてエホバをほめたまへん七わが聲をあげてさけぶさきエホバよきき給へ、また憐みてわれに應へたまへ八なんぢらわが面をたづねもさめよ九斯る聖言のありしときわが心なんぢにむかひてエホバよ我なんぢの聖顔をたづねんさいへり九わがはくは聖顔をかくしたまふなかれ、怒りてなんぢの僕をさほさけたまふなかれ、汝はわれの助なり、噫わがすくひの神よ、われをおひいだし我をすてたまふなかれ十わが父母われをすつるさもエホバわれを迎へたまはん十一エホバよなんぢの途をわれにをしへ、わが仇のゆゑに我をたひらかなる途にみちびきたまへ十二いつはりの證をなすもの暴厲を吐もの我にさからひて起りたり、願くはわれを仇にわたしてその心のまゝに爲しめたまふなかれ十三われもしエホバの恩寵をいけるものさ地にて見るの特なからましかば奈何ぞや十四エホバを俟望せめ雄々しかれ汝のこころを堅うせよ、必ずやエホバをまちのぞめ

第二十八篇 ダビデの歌 一あゝエホバよわれ汝をよばん、わが聲よわがはくは我にむかひて暗啞となりたまふなかれ、なんぢ黙したまは恐らくはわれ墓にいるものさひさしからん二われ汝にむかひてさけび聖所の奥にむかひて手をあぐるさきわが懇求のこゑをききたまへ三あしき人また邪曲をおこなふ者さうもに我をさらへてひきゆき給ふなかれ、かれらはその隣にやはらぎをかたれども心には殘害をいだけり四その事に

したがひそのなす悪にしたがひて彼等にあたへ、その手の行爲にしたがひて與へこれにその受べきものを報いたまへ五かれらはエホバのもろくの事その手のなしわざをへりみす、この故にエホバかれらを毀ちて建たまふことなからん六エホバは讀べきかな、わが祈のこゑをききたまひたり七エホバはわが力わが盾なり、わがこゝろこれに依頼みたれば我たすけをえたり、然るゆゑにわが心いたくよろこぶ、われ歌をもてほめまつらん八エホバはその民のちからなり、その受膏者のすくひの城なり九なんちの民をすくひ、なんちの嗣業をさきはひ且これをやしなひ之をさこしなへに懷きたすけたまへ

第二十九篇 ダビデの歌 一なんちら神の子らよ、エホバに獻げまつれ榮光を能くエホバにささげまつれ二その名にふさはしき榮光をエホバにささげ奉れ、きよき衣をつけてエホバを拜みまつれ三エホバのみこゑは水のうへにあり、えいくわうの神は雷をささるかせたまふ、エホバは大水のうへにいませり四エホバの聲はちからあり、エホバのみこゑは稜威あり五エホバのみこゑは香柏ををりくたく、エホバレバノンのかうはくを折くだきたまふ六これを櫃のごさくをざらせレバノンとシリオンをわがき野牛のごさくをざらせたまふ七エホバのみこゑは火焰をわかつ八エホバのみこゑは野をふるはせエホバはカデシの野をふるはせたまふ九エホバのみこゑは鹿の子をうませ、また林木をばだかにす、その宮にあるすべてのもの呼はりて榮光なるかなさいふ十エホバは洪水のうへに坐したまへり、エホバは寶座にさして永遠に王なり十一エホバはその民にちからをあたへたまふ、平安をもてその民をさきはひたまへん

第三十篇 殿をささぐるごさきに謳へるダビデのうた 一エホバよわれ汝をあがめん、なんち我をおこしてわが仇のわがごさによりて喜ぶをゆるし給はざればなり二わが神エホバよ、われ汝によばざれば汝われをいやしたまへり三エホバよ汝わがたましひを陰府よりあげ我をながらへしめて墓にくだらせたまはざりき四エホバの聖徒よ、エホバをほめうたへ奉れ、きよき名に感謝せよ五その怒はたどしげにしてその恵はいのちごさにもなびし、夜はよもすがら泣かなしむごも朝にはよるこびうたはん六われ安けかりしごさきに謂く、ごさ

しへに動かさるごさなからん七エホバよなんち恵をもてわが山をかく立せたまひき、然はあれごなんち面をかくしたまひたれば我おちまごひたり八エホバよわれ汝によばざれば、我ひたすらエホバにれがへり九われ墓にくだらばわが血なごの益あらん、塵はなんちを讀たへんや、なんちの眞理をのべつたへんや十エホバよ聽たまへ、われを憐みたまへ、エホバよ願くはわが助さなりたまへ十一なんち躑躅をもてわが哀哭にかへ、わが籠服をさき歡喜をもてわが帯さしたまへり十二われ榮をもてほめうたひつゝ黙すごさなからんためなり、わが神エホバよ、われ永遠になんちに感謝せん

第三十一篇 俗長にうたはしめたるダビデのうた 一エホバよわれ汝によりたのむ、願くはいづれの日までも愧をおはしめたまふなかれ、なんちの義をもてわれを助けたまへ二なんちの耳をかたぶけて速かにわれをすくひたまへ、願くはわがためにかたき磐となり我をすくふ保障の家となりたまへ三なんちはわが磐わが城なり、されば名のゆゑをもてわれを引われを導きたまへ四なんち我をかれらが密かにまうけたる網よりひきいだしたまへ、なんちはわが保岩なり五われ靈魂をなんちの手にゆだね、エホバまごの神よ、なんちはわれを贖ひたまへり六われはいづれの虚きごさに心をよする者をにくむ、われは獨エホバによりたのむなり七我はなんちの憐憫をよるこびたのしまん、なんちわが艱難をかへりみ、わがたましひの禍害をしり八われを仇の手にさちこめしめたまはず、わが足をひろきごころに立たまへばなり九われ追りくるしめり、エホバよ我をおはれみたまへ、わが目はうれへによりておさるふ、靈魂も身もまた衰へぬ十わが生命はかなしみによりて消えゆき、わが年華はなげきによりて消ゆけばなり、わが力はわが不義によりておさるへ、わが骨はかれはてたり十一われもろくの仇ゆゑにそしらる、わが隣にはわけて甚だし相識ものには忌憚られ衛にてわれを見るもの避てのがる十二われは死たるものごさく忘られて人のこゝろに置れず、われはやぶれたる器ものごさくなれり十三そは我おほくの人のそしりをきくするごころに懼あり、かれら我にさかちひて互にはかりしが、わが生命をさへきらんと企てたり十四されどエホバよわれ汝によりたのめり、また